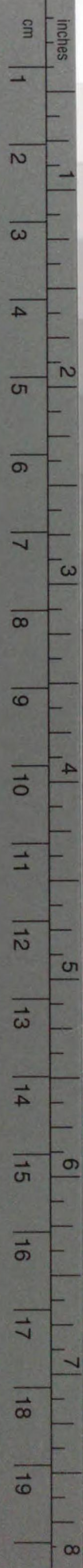


# Kodak Gray Scale



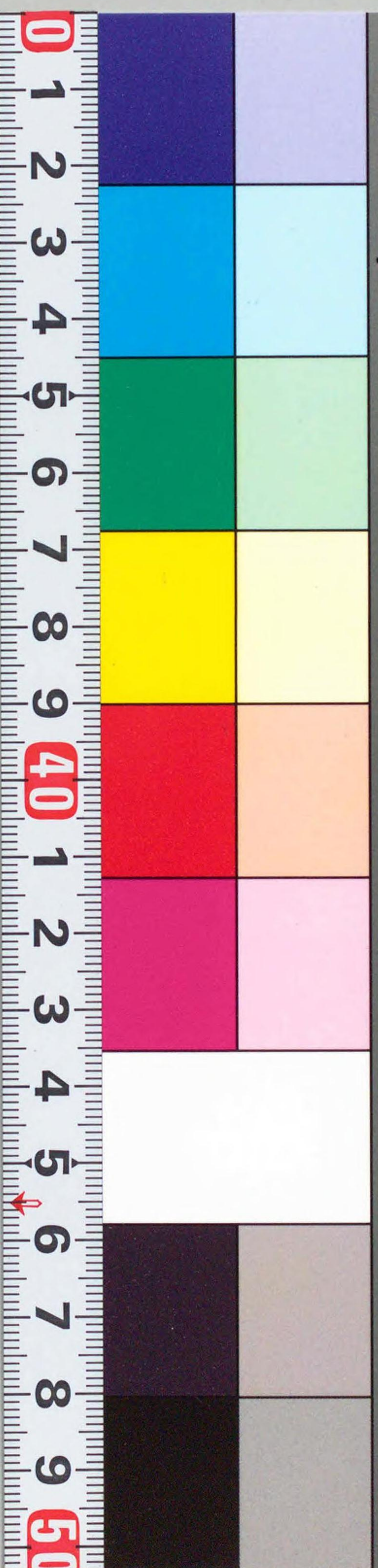
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches


Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




国会制定法審議要録  
第3・4回-第5回

BZ-5-8  
\*1201000517696\*











千十N-3

BZ-5-8



\*1201000036290\*

第三回  
第四回

国会制定法審議要録



衆議院  
法制局  
参議院  
法制局



314.4515y996

BZ  
5  
8



K ~~625~~  
624



## 凡 例

一、本書は、第三回国会（臨時会）並びに第四回国会（常会）において成立した法律の立法趣旨ないし提案趣旨を紹介し、及びそれらのものの審議状況を明らかにするため、提案者の提案理由及び両議院における委員長報告並びに成立した法律の審議経過を収録することを目的とし、併せて第三回国会並びに第四回国会の会期調、委員会及び委員長一覽表並びに不成立の法律案の審議経過をも掲げた。

提案理由は両議院において概ね同一趣旨の説明がなされるので、便宜上先議議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由説明及び委員長報告は、委員会及び本会議の速記録をそのまま転載したものである。

三、法律の公布年月日法律番号の下に（衆）又は（参）と註記してあるのは、それぞれ衆議院議員又は参議院議員の提案に係るものであることを示し、その他は、すべて内閣提案のものである。







財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭二三・一二・四公布)……………二〇

布)……………二〇

○法律第三二五号 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭二三・一二・四公布)……………三二

○法律第三二六号 家畜市場法を廃止する法律(昭二三・一二・四公布)……………三五

○法律第三二七号 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭二三・一二・六公布)……………三六

○法律第三二八号 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一二・六公布)……………三七

○法律第三二九号 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一二・六公布)……………三三

○法律第三三〇号 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一二・六公布)……………三四

○法律第三三一号 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・六公布)……………三五

○法律第三三二号 金融機関再整備法の一部を改正する法律(昭二三・一二・六公布)……………三九

○法律第三三三号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・七公布)……………三九

○法律第三三四号 司法警察職員等指定応急措置法(昭二三・一二・九公布)……………四二

○法律第三三五号 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇公布)……………四四

○法律第三三六号 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇公布)……………四四

公布(衆)……………四四

○法律第三三七号 市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律(昭二三・一二・一〇公布)……………四七

○法律第三三八号 麻薬取締法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇公布)……………五一

○法律第三三九号 過度経済力集中排除法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇公布)……………五二

○法律第三四〇号 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・一四公布)……………五五

○法律第三四一号 引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二四公布)……………五九

(参)……………五九

○法律第三四二号 水産業協同組合法(昭二三・一二・一五公布)……………六〇

○法律第三四三号 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭二三・一二・一五公布)……………六〇

○法律第三四四号 郵政省設置法(昭二三・一二・一五公布)……………六七

○法律第三四五号 電気通信省設置法(昭二三・一二・一五公布)……………七五

○法律第三四六号 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一六公布)……………七六

○法律第三四七号 行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律(昭二三・一二・一八公布)……………七九



○法律第二四八号 地方財政委員会法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八公布)……………八三

○法律第二四九号 刑事訴訟法施行法(昭二三・一二・一八公布)……………八五

○法律第二五〇号 司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八公布)……………八七

○法律第二五一号 罰金等臨時措置法(昭二三・一二・一八公布)……………九〇

○法律第二五二号 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八公布)……………九三

○法律第二五三号 科学技術行政協議会法(昭二三・一二・二〇公布)……………九三

○法律第二五四号 国立国語研究所設置法(昭二三・一二・二〇公布)……………九六

○法律第二五五号 日本専売公社法(昭二三・一二・二〇公布)……………九六

○法律第二五六号 日本国有鉄道法(昭二三・一二・二〇公布)……………一〇一

○法律第二五七号 公共企業体労働関係法(昭二三・一二・二〇公布)……………一〇八

○法律第二五八号 国家公務員法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二公布)(参)……………一三〇

○法律第二五九号 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二公布)(衆)……………一三三

○法律第二六〇号 裁判所法の一部を改正する等の法律(昭二三・一二・二二公布)……………一三三

○法律第二六一号 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二公布)……………一三〇

○法律第二六一号 砂糖消費税法等の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二公布)……………一三三

○法律第二六三号 廃兵器等の処理に関する法律(昭二三・一二・二二公布)……………一三三

○法律第二六四号 馬匹去勢法を廃止する法律(昭二三・一二・二二公布)……………一三四

○法律第二六五号 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二公布)……………一三六

○法律第二六六号 社会保障制度審議会設置法(昭二三・一二・二三公布)……………一四一

○法律第二六七号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二三公布)(衆)……………一四四

○法律第二六八号 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭二三・一二・二三公布)……………一四四

○法律第二六九号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律(昭二三・一二・二三公布)……………一四六

○法律第二七〇号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律(昭二三・一二・二三公布)……………一四六

○法律第二七一号 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二三公布)……………一五〇

○法律第二七二号 食糧管理法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二七公布)……………一五五



○法律第二七三号 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八公布)……………一五七

○法律第二七四号 復興金融庫法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八公布)……………一五九

○法律第二七五号 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八公布)(衆)……………一六〇

○法律第二七六号 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八公布)(衆)……………一六二

○法律第二七七号 未復員者給与法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九公布)……………一六三

○法律第二七八号 未復員者給与法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九公布)(衆)……………一六四

○法律第二七九号 特別未帰還者給与法(昭二三・一二・二九公布)(参)……………一六四

○法律第二八〇号 地方自治法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九公布)(参)……………一六五

○法律第二八一号 健康保険法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九公布)(参)……………一六六

○法律第二八二号 道路の修繕に関する法律(昭二三・一二・二九公布)(衆)……………一六七

○法律第一号<sup>(昭和二十四年)</sup> 教育公務員特例法(昭二四・一・一二公布)……………一六九

件名索引

(五十音順)

(お)  
○大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二三法二七一)……………一五〇

(か)  
○海事仲裁等に関する法律(昭二三・一二・三三法二二一)……………一五〇  
○家畜市場法を廃止する法律(昭二三・一二・四法二二二六)……………一五五  
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・一法二二三)……………一五九  
○過度経済力集中排除法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇法二三九)……………一六〇  
○科学技術行政協議会法(昭二三・一二・二〇法二五三)……………一六三

(き)  
○資金金特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二一八)……………一七

(け)

○漁業権等臨時措置法(昭二三・一二・二二法二二〇)……………一七〇  
○金融機関再整備法の一部を改正する法律(昭二三・一二・六法二二三)……………一七〇  
○行政機関に置かれる職員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律(昭二三・一二・一八法二四七)……………一七〇  
○教育公務員特例法(昭二四・一・一二法一)……………一七〇

(こ)

○国会法の一部を改正する法律(昭二三・一〇・一一法二一四)……………一七〇  
○公認会計士法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一法二二七)……………一七〇  
○工業所有権戦時法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二一九)……………一七〇  
○国家公務員法の一部を改正する法律(昭二三・一二・三三法二二二)……………一七〇



- 国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇法二三五)……………四
- 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・一四法二四〇)……………五
- 国立国語研究所設置法(昭二三・一二・二〇法二五四)……………六
- 公共企業体労働関係法(昭二三・一二・二〇法二五七)……………六
- 国家公務員法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二五八)……………七
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二三法二六七)……………八
- 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八法二七五)……………九
- 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八法二七六)……………九
- (十)
- 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一六法二四六)……………十
- 裁判所法の一部を改正する等の法律(昭二三・一二・二二法二六〇)……………十一
- 裁判所職員の手定員に関する法律の一部を改正する法律……………十一
- (十一)
- 砂糖消費税法等の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二六二)……………十一
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律(昭二三・一二・二三法二六九)……………十二
- (十二)
- 衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八法二五〇)……………十三
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一二・六法二二九)……………十三
- 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・六法二三一)……………十三
- 司法警察職員等指定応急措置法(昭二三・一二・九法二三四)……………十四
- 市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律(昭二三・一二・一〇法二三七)……………十四
- 司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八法二五〇)……………十四
- 少率法を改正する法律等の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八法二五二)……………十四
- 社会保障制度審議会設置法(昭二三・一二・二三法二二二)……………十四
- (十三)
- 地方財政委員会法の一部を改正する法律(昭二三・一二・四法二二五)……………十五
- (十四)
- 地方財政委員会法の一部を改正する法律(昭二三・一二・四法二二三)……………十五
- 畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭二三・一二・四法二二四)……………十五
- 地方財政委員会法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八法二四八)……………十六
- 地方自治法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九法二八〇)……………十六
- (十五)
- 電気通信省設置法(昭二三・一二・一五法二四五)……………十七
- (十六)
- 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭二三・一二・二三法二六八)……………十八
- 特別未帰還者給與法(昭二三・一二・二九法二七九)……………十八
- 道路の修繕に関する法律(昭二三・一二・二九法二八二)……………十八

- 六六)……………十四
- 食糧管理法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二七法二七二)……………十五
- (十七)
- 水産業協同組合法(昭二三・一二・一五法二四二)……………十六
- 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭二三・一二・一五法二四三)……………十六
- (十八)
- 専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一・六法二二八)……………十七
- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇法二三六)……………十八
- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二五九)……………十八
- 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二六五)……………十八
- 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八法二七三)……………十九
- (十九)
- 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭二三・



(に)

○日本専売公社法(昭二三・一二・二〇法二五五)……………九  
○日本国有鉄道法(昭二三・一二・二〇法二五六)……………一〇

(は)

○罰金等臨時措置法(昭二三・一二・一八法二五二)……………九  
○廃兵器等の処理に関する法律(昭二三・一二・一二法二六三)……………一三  
○馬匹去勢法を廃止する法律(昭二三・一二・二二法二六四)……………一四

(ひ)

○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一四法二四一)……………九

(ふ)

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・一五)……………一  
○復興金融庫法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八法二七四)……………一五

(ほ)

○貿易資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一二・六法二三〇)……………一四

(ま)

○麻薬取締法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇法二三八)……………一五

(み)

○未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九法二七七)……………一三  
○未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九法二七八)……………一三

(ゆ)

○郵政省設置法(昭二三・一二・一五法二四四)……………九

(り)

○震災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭二三・一二・六法二二七)……………一三

部門別索引 (第三回国会制定法)

第一 国会関係

○国会法の一部を改正する法律(昭二三・一〇・一一法二二四)……………一  
○衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律(昭二三・一二・一五法二四一)……………三  
○選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇法二三六)……………一五

第二 国家行政組織関係

○国家行政組織法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一〇法二三五)……………一四  
○国立国語研究所設置法(昭二三・一二・二〇法二五四)……………一六  
○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一四法二四一)……………一七  
○郵政省設置法(昭二三・一二・一五法二四四)……………一七  
○電気通信省設置法(昭二三・一二・一五法二四五)……………一七  
○地方財政委員会法の一部を改正する法律(昭二三・一二・四法二三三)……………一七



第三 公務員関係

○国家公務員法の一部を改正する法律(昭二三・一一・三法二二二).....二

第四 裁判所・法務関係

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一一・七法二二三三).....三

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一一・一法二二五).....一

○司法警察職員等指定応急措置法(昭二三・一一・九法二三四).....四

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律(昭二三・一一・六法二二七).....二六

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭二三・一一・四法二二五).....三

○戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律(昭二三・一一・一四法二四〇).....二六

第五 財政・金融関係

○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二三・一一・六法二三一).....三五

○日本専売公社法(昭二三・一一・二〇法二五五).....九

○金資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一一・二法二一八).....七

○専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一一・六法二二八).....七

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一一・六法二二九).....三

○貿易資金特別会計法の一部を改正する法律(昭二三・一一・六法二三〇).....三

○金融機関再建整備法の一部を改正する法律(昭二三・一一・六法二三二).....九

○財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律(昭二三・一一・一六法二四六).....七

第六 産業・経過関係

○過度経済力集中排除法の一部を改正する法律(昭二三・一一・一〇法二三九).....五

○公認会計士法の一部を改正する法律(昭二三・一一・一法二二七).....六

○工業所有権戦時法の一部を改正する法律(昭二三・一一・二法二一九).....八

○漁業権等臨時措置法(昭二三・一一・二法二二〇).....一〇

○畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(昭二三・一一・四法二二四).....三〇

○家畜市場法を廃止する法律(昭二三・一一・四法二二六).....一三

○馬匹去勢法を廃止する法律(昭二三・一一・二二法二六四).....一三

○市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律(昭二三・一一・一三法二四三).....三



- 一一・一〇法二三七).....四
- 水産業協同組合法(昭二三・一二・二五法二四二).....四
- 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律(昭二三・一二・一五法二四三).....四

第七 交通関係

- 日本国有鉄道法(二三・一二・二〇法二五六).....一〇
- 海事仲裁等に関する法律(昭二三・一二・三法二二二).....一〇

第八 厚生関係

- 麻薬取締法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二〇法二三八).....五

部門別索引 (第四回国会制定法)

第一 国会関係

- 選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二五九).....一三
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二三法二六七).....一四

第二 国家行政組織関係

- 行政機関に置かれる職員の設定又は増加の暫定措置等に関する法律(昭二三・一二・一八法二四七).....七
- 地方財政委員会法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八法二四八).....八
- 科学技術行政協議会法(昭二三・一二・二〇法二五三).....九
- 社会保障制度審議会設置法(昭二三・一二・二三法二六六).....一四

第三 公務員関係

- 国家公務員法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二五八).....一〇



- 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二六五)……………一三八
- 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭二三・一二・二三法二六八)……………一四〇

第四 地方行政関係

- 地方自治法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九法二八〇)……………一六五

第五 裁判所・法務関係

- 裁判所法の一部を改正する等の法律(昭二三・一二・二二法二六〇)……………一三三
- 裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二六一)……………一三〇
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律(昭二三・一二・二三法二六九)……………一四六
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律(昭二三・一二・二三法二七〇)……………一四六
- 少年法を改正する法律等の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八法二五二)……………一九三
- 刑事訴訟法施行法(昭二三・一二・一八法二四九)……………一八五
- 司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律(昭二三・一二・一八法二五〇)……………一八七
- 罰金等臨時措置法(昭二三・一二・一八法二五一)……………一九〇

第六 財政・金融関係

- 砂糖消費税法等の一部を改正する法律(昭二三・一二・二二法二六二)……………一三二
- 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八法二七三)……………一五七
- 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二三法二七二)……………一五〇
- 廃兵器等の処理に関する法律(昭二三・一二・二二法二六三)……………一三三
- 復興金融金庫法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八法二七四)……………一五九

第七 産業・経済関係

- 食糧管理法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二七法二七二)……………一五五
- 公認会計士法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八法二七五)……………一六〇
- 公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭二三・一二・二八法二七六)……………一六三

第八 建設関係

- 道路の修繕に関する法律(昭二三・一二・二九法二八二)……………一六七

第九 教育関係



○教育公務員特例法(昭二四・一一・二法一)……………一六九

第十 厚生 関係

○健康保険法の一部を改正する法律(昭二三・一一・二九法二八一)……………一六六

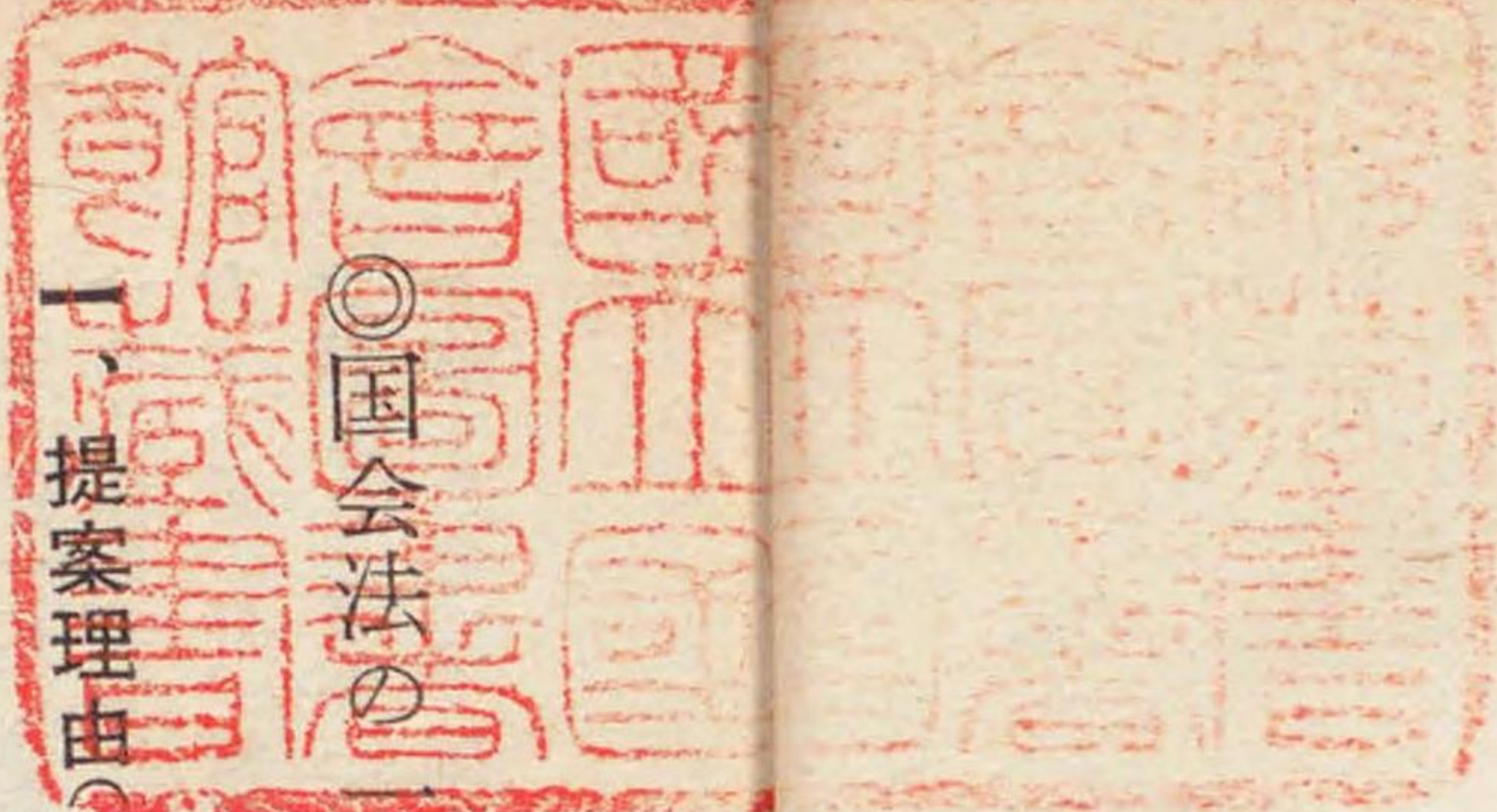
○未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九法二七七)……………一六三

○未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二三・一二・二九法二七八)……………一六三

○特別未帰還者給與法(昭二三・一二・二九法二七九)……………一六四

第十一 労働 関係

○公共企業体労働関係法(昭二三・一一・二〇法二五七)……………一〇八



◎国会法の部を改正する法律

(昭和二三、一〇、一一、法二二四)(衆)

一、提案理由(十月十一日)

○淺沼稻次郎君 ただいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

本年六月の第二回国会において国会法の一部を改正して、常任委員会を各省別に設けることとし、内閣については四つの常任委員会にその所管事項を分担させることとしたのでありますが、そのうち行政調査及び人事委員会は、その所管事項があまりにも多過ぎ、かつ公務員制度を取扱う人事委員会の機構権限はきわめて重要なものでありますので、この際国家公務員の人事については独立の常任委員会とするのを適当と認め、第二回国会閉会后、数回にわたり議院運営委員会を開き、慎重に審議の結果、国会法第四十二條第一号の行政調査及び人事委員会を二つにわち「内閣委員会」と「人事委員会」とすることに各派の意見が一致した次第であります。よつて、その点だけを改正しようとするものであります。

何とぞ満場の諸君の御賛成を望む次第であります。(拍手)  
(註) 衆議院及び参議院においては委員会審査は、省略された。

◎副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二三、一一、一、法二二五)

一、提案理由(十一月十日)

○政府委員(木内會益君) 副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

副検事につきましては、御承知の通り二級の検察官たる資格を有する者の外に、検察庁法第十八條、第二項において「高等試験に合格した者」、及び「三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者」で、「副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる」のであります。が、この任命資格を有する者を以てその定員を充たすことが困難でありましたので、第一回国会において副検事の任命資格の特例に関する法律を制定しまして、その「施行の日から一年以内を限り、」副検事は「検察庁法第十八條第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる」といたしまして、検察事務官、警察官等より広く人材を登用することにしたのであります。その後政府におきましてはこの特例法律によりまして鋭意副検事の充員に努力して來たのであります。が、現在までに二百三十七名を任命し得



たに止まりまして、正規資格により任命せられました、百十八名を加えまして、定員五百三十名に対して尙百七十五名の欠員を残しておる状態であります。而も刑事訴訟法に伴いまして、檢察事務はますます多忙となることが予想されるのでありまして、檢察官の増員は必至であります。これを検事のみをもつて充たすことが到底困難でありまして、その大部分は副検事を以てこれに充てなければならぬ次第であります。これらの副検事を任命いたしますは、今後も任命資格の特例によらなければならぬのであります。が、この特例法律は、本年十二月十七日以後はその効力を失うことになつておりますので、これを更に一年間延長することといたしまして、この現状に対処したいと思ふ次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。何卒慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

### 二、参議院法務委員長報告(十一月十七日)

○岡部常君 只今上程せられました二法案について、簡単に委員会の経過報告をいたします。

先ず第一に、副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案であります。御承知の通り、二級の檢察官たる資格を有する者の外、檢察庁法第十八條第二項によりまして、高等試験に合格した者及び三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者で、副検事選考委員会の選考を経た者の中からもこれを

任命することができるのであります。その任命資格を有する者を以てその定員を充たすことが困難でありましたので、第一回国会において副検事の任命資格の特例に関する法律を制定し、副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、檢察庁法第十八條第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のあるもので副検事選考委員会の選考を経たものの中からもこれを任命することが出来る」といいたしまして、広く人材を登用することといたしておつたのであります。而してその後政府において、鋭意この法律によりまして副検事の充員に努力して参りましたが、今尙百七十名の欠員を残しておるような状況であります。殊に刑事訴訟法の改正に伴いまして檢察事務が非常に多端となることが予想されますので、檢察官の増員はこの際必至であるのであります。そういう要求があるのであります。これを検事のみを以て充たすことは到底困難でありますので、その大部分は副検事を以てこれに充てたい、こういうところから、この施行を、本年十二月十七日で切れますその効力を更に一年延長したい、こういう趣旨であります。これにつきまして委員会におきましては質疑を重ねましたが、細かいこととありますから、これは速記録に譲ることといたしたいと存じます。

又次の戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案であります。この戸籍手数料の額は、昨昭和二十二年、同年十月一日から施行せられたところの政令第二百一十号で五円に増額せられました。又右政令は、そのままの内容で本年六月、戸籍手数料の額御報告申し上げます。

○山口好一君 ただいま上程になりました衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案につき、法案の内容及び委員会における審議の経過並びに結果につきまして簡単に御報告申し上げます。

本法律案につきましては、去る十一月十六日、千賀康治君を委員長とする十名の起草小委員会を設け、鋭意立案に努力いたしました結果、去る十一月二十日、別紙のような成案を得ましたので、本日これを千賀小委員長より地方行政委員会に報告し、本委員会において慎重審議をいたしましたのであります。

まず法案の内容から申し上げますと、この法律案は、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律、選挙運動の文書図画等の特例に関する法律及び地方自治法の各一部を改正しようとするものであります。全文三箇條から成つております。

まず第一條は、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律の有効期間を延長しようとするものであります。この法律は、いわゆる臨時名簿の調製に関する法律でありまして、選挙人名簿の調製について定時名簿主義を採用いたしております現行制度の欠陥を補うため、選挙の都度新たな有権者、脱漏者、引揚者等を登録する臨時選挙人名簿を調製するため昨年一月制定せられたものであります。が、これが本年十二月二十日をもつて失効いたしますので、この際その効力を延長して、十二月二十日以後に行われます選挙につき、まして、臨時に衆議院議員選挙人名簿を調製することにいたし、もつて国民の選挙権行使に万遺憾なからしめようとするものであり

を定める法律に切換えられ、現在に至つては、現在に至つては、右増額以来、物価の高騰は依然として止まないような状況でありまして、現在の情勢に合致せぬところがあるのであります。従いまして、この戸籍事務等に従事いたしまする地方公共団体の困難というものは察するに余りがあるのであります。この際手数料の額を増額することは必要だといふところから、本法案が提案せられたわけでありまして、この点につきましても委員会においては熱心に討議せられまして、政府の明快なる答弁を得たのであります。このこともやはり詳細は速記録に譲ることにいたしたいと存じます。

両法案とも格別討論をいたしませんで、全員の賛成を得て可決せられたものであります。どうぞ本議場におきましても御賛成を願いたいと思ひます。(拍手)

### 三、衆議院法務委員長報告(十一月二十五日)

(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ○衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律

(昭和二三、一二、一、法二一六(衆))

#### 一、提案理由(十一月二十五日)

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律



次に第二條は、選挙運動の文書図画等の特例に関する法律の有効期間を延長しようとするものであります。衆議院議員の選挙について、先般第二回国会を通過いたしました選挙運動等の臨時特例に関する法律が適用せられることになりました後でも、参議院議員の選挙及び地方公共団体の選挙には選挙運動の文書図画等の特例に関する法律が適用せられるわけでありませんが、本年末をもつてその効力を失うことになっておりますので、現下の用紙その他の状況にかんがみまして、当分の間その効力を延長しようとするものであります。

次に第三條は、都道府県及び市町村等の選挙管理委員会の委員の現行二年の任期を三年に改めようとするものであります。これらの選挙管理委員の任期が現在二年とされており、選挙管理委員制度を初めて設けます際には、選挙管理委員がその在職中関係区域において被選挙権を停止せられたり、または選挙運動を禁止せられるというような、相当不利益を伴うことを考慮した結果でありませんが、制度実施の結果に徴しますと、これらの不利益は選挙管理委員を選びます上に支障を伴っていないのでありまして、かえつて二年という任期は、選挙管理委員の職務が専門的知識を要するものであることよりむしろ短きに過ぎると考えられますので、これを全国選挙管理委員の任期と同じく三年にしようとするものであります。なお、現在の選挙管理委員の任期はすでに満了しておるものもありますが、いまだ後任者の選挙の行われていない所も多く、これ

らのものにつきましては、目前に農業調整委員の選挙その他重要な選挙を控えております関係上、せつかく選挙の事務になれておりますこれらの人々を引続き存在せしむることが適当と考えられますので、附則第二項のごとき経過規定を設け、このような委員についても、その在任期間を一年延長しようとするものであります。

以上第一條及び第二條の関係はいずれも緊急を要し、必要な改正であり、また第三條も、現在の事情及び選挙の実際から考え、選挙管理委員の任期を延長することが適当と思料いたす次第であります。以上をもつて法案の概略説明といたします。

なお委員会の審議につきましては、この種委員の任期はだん／＼短くするのが今日一般の趨勢であるのに、これに逆行して長くするのはいかかとの説も出ましたが、それは前に述べましたような理由の方が強いので、原案のままとする事になりました。また、第三條において地方自治法を改正するときは、附則で他の法律を改正するという戦時中の一時的便法にならつておるものであつて、今日なおさようなことを續けて法律の体系を乱るがごときは不適當であるとの意見も出ましたが、今日はいさ／＼この程度で進行するという事になりました。

なお、本法案起草の協議にあたりましては、常に全国選挙管理委員会事務局の出席を求め、連絡協調を保ちつつ成案を得たものであることを附言いたしておきます。

以上、御報告申し上げます。

## 二、参議院地方行政委員長報告(十一月二十九日)

○岡本愛祐君 只今議題となりました衆議院提出の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずその内容及び趣旨について申し上げますと、この法律は、第一に衆議院議員選挙法第十二條の特例に関する法律、第二に、選挙運動の文書図画等の特例に関する法律、第三に地方自治法、この三つの法律の各一部を改正しようとするものであります。

その第一條は、衆議院議員選挙法第十二條の特例に関する法律、即ちいわゆる臨時選挙人名簿の調製に関する法律の有効期間を延長しようとするものであります。元來衆議院議員選挙法は、選挙人名簿の調製について定時名簿主義を採用しておりますが、その欠陥を補う目的を以て昨年一月この法律が制定せられ、定時名簿の調製後新たに有権者となつた者、脱漏した有権者、引揚者等を登録する臨時選挙人名簿を調製し、併せ用いることとしたのであります。而してこれは本年十二月二十日を以て失効いたしますので、この際当分の間その効力を延長して、十二月二十日以後に行われる選挙についても臨時選挙人名簿を調製することにいたし、以て国民の選挙権行使に遺憾なからしめようとするものであります。

次に第二條は、選挙運動の文書図画等の特例に関する法律の有効期間を延長しようとするものであります。右の法律は昭和二十二年

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律等の一部を改正する法律

及び二十三年中に施行せられる衆議院議員、参議院議員、地方議会議員等の選挙において、選挙運動のために使用せられる文書図画等の頒布又は掲示を制限せんとするものでありまして、そのうち衆議院議員の選挙については、この法律に代つて第二回国会において選挙運動等の臨時特例に関する法律が制定せられ、文書図画につき一層厳重な制限をすることにし、次の総選挙から施行せられることになつたのであります。参議院議員の選挙及び地方公共団体の選挙には、差当り先の選挙運動の文書図画等の特例に関する法律の効力を当分の間延長しようとするのが、この第二條の改正の要旨であります。

次に第三條は、都道府県及び市町村等の選挙管理委員会の委員の任期が現在二年となつておるのを三年に改めようとするものであります。これらの選挙管理委員の任期が現在二年とされており、且つ関係区域内において選挙運動を禁止せられる等、相当の不利益を蒙ることに重きを置きまして、任期を短かくして二年としたのであります。が、制度実施の結果に徴しますと、委員を希望する者も少なく、堪え得ない程の負担とも考えられておりません。一方、二年の任期では、選挙管理委員の職務が専門的知識を要します関係上短かきに失いますので、これを全国選挙管理委員の任期と同じく三年にしようとするものであります。尚、現在の選挙管理委員長、任期はすでに満了しており、而もまだ後任者の選挙が行われないので、規定によりそのまま在任している者も多いのであります。それで、そ



の選挙事務に慣れたこれらの者についても、目前に重要な選挙を控えておりますので、引き続き在任させるのを適当と考え、附則第二項に経過的規定を設け、その在任期間を一年延長しようとするのであります。以上が本法律案の趣旨及び内容の概要であります。

次に委員会における主なる質疑応答について御報告申し上げます。質疑の主なるものは、一、太平洋戦争中に衆議院議員及び地方議会議員の任期を延長したことがあるが、これは全く戦争中の非常立法であつて、平時の今日、本案のごとき委員の任期延長の立法をなすのは適当でないのではないか。二、二年の任期を以て選挙された者は任期満了と同時に改選するのが当然であつて、これをそのまま選挙によらずして一年延長するということは、選挙の理論に反するものと思ふがどうか。三、選挙管理委員を選挙する権限を有するものは地方議会である。地方議会は改選に際し、その必要に応じて旧委員を再選し、又は新たな委員を選出するであろうから、中央で画一的に一年延長を行うべきでないと思ふがどうか。四、実際問題として、すでに改選を了した委員は全体の三分の一に達する由であり、任意に改選の時期を遅らせている委員のみが、不当に任期延長の利益を受けることになり、権衡を失すると思ふがどうかという点にありました。

これに対し政府委員よりは、一、全国選挙管理委員の任期が三年である以上、地方選挙管理委員の任期も三年とすることが適当と思われる。三年に改正する以上は、現在二年の任期を以て出ている委員の任期をそのまま一年延長することも現在の情勢に應ずる非常措置

置として適当であると思ふ。この点は戦時中の議員の選挙を行なふこととした立法とその精神を異にするものである。二、選挙について地方自治体の自主性を尊重すべしという説は尤もである、現在選挙管理委員の改選を延ばしている地方は地方議会の意思により延ばしているのであつて、委員自身の意思によつて延ばしておるのではない。本案のごとき改正することが地方議会の意思に合するものと思ふという答弁がありました。

かくして討論に入りましたところ、吉川末次郎委員より、本案第三條及び附則第二項を削除すべしという修正意見の開陳がありました。右の修正意見に対し鈴木直人委員より、委員の任期を三年とすることは賛成であるが、現在在職している委員の任期を延長することは理論上不適当と思ふ。併し諸般の情勢上止むを得ず原案に賛成する旨の意見の開陳がありました。次いで採決の結果、多数をもつて原案を可決いたしました次第であります。以上を以ちまして御報告いたします。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎公認会計士法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、一、法二一七)(衆)

#### 一、提案理由(十一月二十九日)

○佐藤(観)委員 税務代理士の業務は、会社の財務関係特に法人税の申告について最初に財務表をつくり、これについて法人税の申告

#### 一、提案理由(十一月二十二日)

○泉山(國務)大臣 ただいま議題となりました金資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

を税務当局に提出して説明、折衝することになつております。法人税の正しい記載、申告のために、会社の経営者は税務代理士に会社の財務表をつくり、これを検討することを求むるのが習慣であつて、それに基づいて会計事務についての忠告をする機会を持つものでもあります。税務代理士の約半数は、現在計理士として登録されてないが、税務及び会計の問題について実務的な豊富な経験を有しているのであります。われわれはこれら計理士でない税務代理士にも、公認会計士の特別試験に應ずる資格を與えられることを切望します。この意味で本案を提出するわけでありまして、何とぞ皆様の御賛成を得まして本法案の通過をお願いいたします。私の簡単な御説明にかえる次第であります。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ◎金資金特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二、法二一八)

金資金特別会計法の一部を改正する法律

金資金特別会計におきましては、資金の運用といたしまして、貴金屬の売買操作を行つておりますが、この操作を行うにあたりましては、産金法等によりまして、新産の貴金屬は、全部買上げを要するとともに、買上げ貴金屬の国内消費向けの拂下げにつきましても、連合国司令部の承認を必要とし、同司令部よりは、四半期ごとに国内消費の必要最小限度の拂下げ数量を指定いたされまので、貴金屬の買上げ金額は、常に手持貴金屬の拂下げ金額を超過しておる状況であります。従来この売買の不均衡から生ずる資金の不足を、一般会計からの繰入金をもつて補填いたして来たのであります。が、過般の物価改訂により、貴金屬の価格が大幅に引上げられたため、一般会計からの繰入金はその法定限度額六億円まですでに繰入済みとなり、今後の買上げ資金に不足を生ずることとなつたのであります。よつてこの資金の不足額を当分の間借入金をもつて補填して、本資金の円滑なる運用を期したいと考える次第であります。しこうして本資金の九月末現在における現金の運用残額は五千九百余万円でありまして、十月以降本年度中における貴金屬買上げ予定額は約八億七千万円、拂下げ見込額は約三億二千万円と相なる状況でありますので、前述の九月末運用残額を計算に入れましたも、この年度



工業所有権戦時法の一部を改正する法律

中現金支拂い上約四億九千余万円の資金不足となる見込みであります。この資金の不足額の端数を切り上げて五億円とし、この金額を限り借入ができることとするため、金資金特別会計法に借入に關する規定を設けた次第であります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十五日)

○島村一郎君 ただいま議題となりました金資金特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

金資金特別会計におきましては、資金の運用上、貴金屬の売買操作を行つておりますが、その買上げ金額は常に手持貴金屬の拂下げ金額を超過しておる実情でございます。従来は、この資金の不足を一般会計からの繰入金をもつて補填して参つたのでありますが、過般の物資改訂によりまして貴金屬の価格が大幅に引上げられましたため、一般会計からの繰入金は、すでにその法定限度額に達したのであります。従つて本案は、この資金の不足を当分の間借入金をもつて一時補填し、本資金の円滑なる運用を期したいというのであります。

本案は、去る二十二日政府よりの説明を聴取し、二十四日質疑に入りました。民主自由党の苦米地英俊君、社会党の中崎敏君、民主

の理由であります。

工業所有権戦時法は、敵国人の工業所有権の取得及び保存に關し、特別の取扱いをいたしているものであります。すなわちそのおもなるものをあげますと、第一に、敵国人の工業所有権に關する出願または請求につきまして、戦時中その特許または登録を停止することになつております。第二に、敵国人に對しましては、戦時中工業所有権に關して、特許局に對する審判、抗告審判の請求を認めず、裁判所に對する出訴も認めていないのであります。第三に、軍事上または公益上必要のあるときは、敵国人の特許または商標の登録を取消することができることになつております。これらの制限が、外国の技術の輸入に大きな障害となりますことは明らかでありますので、この特別の取扱いを廃止して、敵国人に對し、まして、万国工業所有権保護同盟條約に規定する保護を與えることにしようとするのが、今回の改正の趣旨とするところであります。

以上をもつて工業所有権戦時法の一部を改正する法律の主要の説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されることをお願いいたします。

二、衆議院商工委員長報告(十一月二十五日)

○平島良一君 ただいま議題となりました工業所有権戦時法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告いたします。

工業所有権戦時法の一部を改正する法律

党の早稲田柳右エ門君、労働者農民党の堀江實藏君からは、金の保有量、買上げ並びに拂下げの状況、借入金金利及び償還方法等について種々御質問がございましたが、詳しくは速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

次いで、同日討論を省略し採決に入りましたが、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月二十七日)

(食糧輸入税を免除する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎工業所有権戦時法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二、法二一九)

一、提案理由(十一月十九日)

○村上政府委員 工業所有権戦時法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

外資導入の一環として、外国技術の輸入を必要とする関係上、先般外国人の特許出願等が認められることになつたのであります。工業所有権戦時法の規定中には、これに障害となるものがありますが、この障害を除去するために、工業所有権戦時法中これに關する部分について必要な改正を行おうとするのが、この法律案提出

本法律案の要旨とするところは、工業所有権戦時法の規定中には、外資の導入に障害となるものがあるために、同法の第一條、第二條、第三條、第四條及び第七條の規定を廃止し、もつて外国人の工業所有権に關するあらゆる拘束を解除したものであります。

本法律案は、十一月十二日付託され、十九日に提案理由を聴取し、昨二十四日質疑に入りました。国民協同党の豊澤委員より、日本人が外国に特許を出願せし際の取扱いと、戦前における特許権の國際間における訴訟問題について質疑がありました。これに對し久保政府委員より、日本人の外国への特許出願は、現在特に商工大臣の許可ある以外は禁止されているが、早晚解決せられるものと思ふ、また戦前における國際間の特許権の訴訟については、今度の戦争により海外財産は没收されるとのことであるから、特許もまたその例外たり得ないであろう、との答弁がありました。

これにて質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(十一月二十七日)

○小畑哲夫君 只今議題となりました工業所有権戦時法の一部を改正する法律案に關する商工委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

(議長退席、副議長著席)

今回政府が提出した改正案は、外資導入の一環として外国技術の



輸入を必要とする関係上、先般外国人の特許、出願等が認められることになつたのでありますが、工業所有権戦時法が現存しておる限り、その障碍となりますので、このような特別の取扱を廃して、外国人に対しても万国工業所有権保護同盟條約に規定する保護を興えることを改正の主たる目的とするものであります。

次に改正箇所を項目別に見ますと、一、敵国人の工業所有権に関する出願又は請求について、戦時中その特許又は登録を停止していた制度を廃止すること。二、敵国人の工業所有権に関する特許局への審判、抗告審判の請求及び裁判所への出訴等、戦時中認められなかつた項目を削除すること。三、軍事上、公益上必要あるときの敵国人の特許又は商標取消の項を廃止すること。以上を内容とするものであります。当委員会におきましては改正各條についてつぶさに検討を加えた後、討論採決の結果、全会一致を以て政府原案を可決いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

◎漁業権等臨時措置法(昭和二三、一二、二、法二二〇)

一、提案理由(十一月十五日)

(水産業協同組合法の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院水産委員長報告(十一月二十六日)

(水産業協同組合法の委員長報告と一括して掲載)

このような次第で、去る十月二十六日までは、従来通りに団体による海事仲裁等の行為が行われておつたのであります。期限経過後の現在では、十月二十六日以前に依頼を受けた事件を処理できるだけで、その後新たな依頼を受けることはできない状態となつておられます。一方海事関係の取引につきましては、法制が実践界に即応してないうらみも強く、商慣習のごときも、特殊なものがあつてす上に、国際性をも有し、現行民事訴訟法の認める仲裁制度を初めとし、裁判所外で、必ずしも法規に拘泥しない事件の解決方法がきわめて重要であります。中でも海事関係各方面の考えを総合的に代表し得るような、公益法人の行うものが最も権威あるものとされておるのであります。

この法律案は、以上のごとき経緯と要請に基くものであります。海運に関する団体が、海事仲裁等を行うことを事業目的に加える場合の認可制を確立し、かつ、附則の規定をもつて、この法律による認可を受けた団体は、当該行為を行う限度において、事業者団体の適用除外団体となるように、同法の適用除外団体に関する規定を改正するものであります。これにより海運に関する団体は、その事業目的に海事仲裁等の行為を行うことを加えることを認められたときは、当該行為を許容せられることとなるのであります。

以上この法律案の経緯及び主目的につき簡単に申し述べ、その必要な理由を御説明申し上げますが、会期切迫の折柄ではあります。が、よろしく慎重御審議の上、すみやかに、御可決あらんことを切望いたします次第でございます。

三、参議院水産委員長報告(十一月二十七日)

(水産業協同組合法の委員長報告と一括して掲載)

◎海事仲裁等に関する法律

(昭和二三、一二、三、法二二一)

一、提案理由(十一月二十四日)

○小澤国務大臣 ただいまから海事仲裁等に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、さきに公布施行せられました事業者団体法は、経済民主化の見地から、各種の事業者団体の活動範囲を規制いたしており、その一として事業者団体は、一般に紛争の仲裁、解決等の行為をなし得ないこととしたしておりますが、同法制定の当時より、海事関係の紛争につきましては、その特殊性から、これを何らかの形で特に許容する必要があると考え、一まず同法では、経過規定を設けて、当時現に海事に関するこの種の行為を行つていたおもな団体であるところの、社団法人日本海運集会所に対し、同法施行後九十日間、すなわち十月二十六日までに依頼を受けた紛争については、当該行為を許容することとし、これをを行うための必要な範囲に限り、経過的に同法の適用除外団体とする旨を定め、後日研究の上、すみやかに別個の恒久的立法をいたすこととしておつたのであります。

二、衆議院運輸委員長報告(十一月二十六日)

○有田二郎君 ただいま議題となりました海事仲裁等に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を簡単に申し上げます。

本法案は、去る十一月二十二日、本委員会に付託され、二十四日、まず運輸大臣より提案理由の説明を聴取し、二日間にわたり、これを慎重に審議いたしましたのであります。本法案の趣旨を簡単に御説明申し上げますと、過般制定せられました事業者団体法が、一般的には事業者団体が紛争の仲裁、解決等に関する行為をすることを禁止しておりますが、海事に関しては、海事取引の特殊性からこれが除外例を必要とするので、運輸大臣が特に認可した海運の公益法人については、特に海事仲裁等の行為を行つ得るようとするものであります。

本法案に対する質疑につきましては、各委員と政府側との間に熱心なる質疑応答が続けられたのであります。そのおもなるものをあげますと、本法案を早急に成立させる必要性についていかにとの質疑に対しましては、政府側より、事業者団体法の経過的除外規定により、去る十月二十六日までは、日本海運集会所は海事仲裁を行つ得たのであります。が、期限経過後の今日では、海事仲裁を行つ得ず、海事取引の円滑を阻害しておりますので、一日も早く仲裁行為のできるようにする必要のある旨答弁がありました。その他詳細は会議録に譲ることいたします。



しかしして本委員会におきましては、二十五日質疑を終了し、討論を省略して、ただちに採決に入り、全会一致をもつて本法律案を可決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院運輸委員長報告(十一月二十九日)

○丹羽五郎君 只今議題となりました海事仲裁等に関する法律案につきまして、運輸委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の提案理由を要約して申し上げますと、先に公布せられた事業者団体法によりますと、事業者団体は、一般に紛争の仲裁又は解決の行為をなし得ないことといたしておりますが、特に海事関係の紛争につきましては、その特殊性を認めまして、同法施行後九十日間即ち本年十月二十六日までに社団法人日本海運集会所が依頼を受けました事件につきましては、特に同所が仲裁又は解決の行為をなし得るという経過規定を設けておるのであります。従いまして本年十月二十七日以降の新たな紛争の処理関係につきましては別に恒久的立法に俟たなければ相成りませんので、この法律案が提出をいたされたのであります。次にこの法案の内容につきまして主なる点を申し上げますれば、第一に海事関係の取引には特異な商慣習が多く、又国際的関係を持つものが沢山ありますので、これらの紛争の仲裁又は解決につきましては海事関係各方面の意見を総合的に代表し得るような団体に行わしめることが最も権威があり、又適切

なことでありますから、その目的に副うように海事関係紛争の処理をなし得る団体の具備しなければならぬ要件と認可の基準について規定をいたしているのであります。第二に、この法律により許可を受けました事業者団体は、海事に関する紛争の仲裁又は解決の行為に関する限り、事業者団体法の適用から除外をされる団体となるものとしたしまして、附則におきまして事業者団体法の一部を改正いたしているのであります。

本法案は去る二十六日、本委員会に付託をせられまして、二十七日審議に入りまして、政府との間に熱心なる質疑応答がありましたが、我が国海運界の実情に照しまして、速かに実施をせられたことの強い意見の開陳があつたのであります。次に討論に入りまして、別に発言もありませんので、採決に入りましたところ、全会一致可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を申し上げます、よろしく皆さんの御審議をお願いいたします次第であります。

### ◎国家公務員法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、三、法二二二)

#### 一、提案理由(十一月十日)

○吉田国務大臣 ただいま上程になりました国家公務員法の一部を改正する法律案の提案理由を説明申し上げます。

国家公務員法は、新憲法の精神にのつとつて、新たな基盤の上に

#### 二、衆議院人事委員長報告(十一月三十日)

○角田幸吉君 ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、本法律案が、去る十一月九日、本委員会に付託されました以来、この法案の重要性と特殊性とにかんがみ、当委員会は連日その審査に当り、今日までに本委員会を開会すること実に十五回、本委員会と労働委員会との連合審査会を開会すること四回、公聴会を開くこと二回にして、本日その審査を終了いたしました次第であります。

本法案の提案理由につきましては、本月十日の本会議において政府より説明があり、これに対し四日間にわたり質疑応答を重ねておりますので、ここには、本案の趣旨の説明はこれを省略することにいたしました。まず委員会に現われました質疑の概要を申し上げます。

本法案の重要性にかんがみ、質疑応答はきわめて活発に行われたのであります。その詳細は、これまた会議録によつて御承知いたしたくこととし、ここには特に重要と信ずる質疑の五点について申し上げます。

まず第一は、国家公務員の争議権及び団体協約締結権を否認し、政治活動を極端に制限せんとするこの法案は、憲法によつて保障された国民の基本的人権を侵害する結果となり、憲法違反のおそれなき

国家公務員制度を打立てるために、昨秋第一回国会において制定され、また去る七月一日から施行を見たのであります。その後七月二十二日附をもつて、国家公務員制度改革に関するマッカーサー元帥の書簡に接しましたことは御承知の通りであります。この書簡に示されたる政府における職員関係と、私企業における労働関係の区別を明らかにいたしますとともに、人事委員会を人事院に改めて、権限の強化をはかり、その書簡にいわゆる純司法的機関としての性格を明確にいたしまして、もつて国家公務員制度を同書簡の趣旨に即応するようにいたすために、本日ここに本案を提出いたしました次第であります。

本案の詳細につきましては、人事委員長その他から逐一説明があられますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことを希望いたします。

これにつけ加えまして一言申したいのは、何を申しても現下の労働問題解決のために、この法案を何ものにも先だつて、なるべくすみやかに御審議を願いたいのであります。またこの第三国会は前内閣から引続いて私の内閣に至つた一種の宿題であるのであります。諸君におかれても十分すでに御研究も積んでおられることであります。しようし、政府においても相当準備をいたしたことであります。から、十分御審議相なるとともに、なるべくすみやかに、他のすべての法案に先だつて進行あらんことを、切に政府といたしまして希望いたします。



かとの質疑であります。これに対する政府当局の答弁は、本法案は憲法第十二條及び第十五條第二項の精神にのっとり、かつまたマ書簡に基いて、戦後日本の社会経済の混乱せる国情にかんがみ、政府独自の立場から立案されたものであつて、憲法に違背するものとは考えない、要は労働者の愛国心に訴えて、その労働力を戦後日本の再建に沿わしめることを目的とするものである、という趣旨のものであります。

その第二は、改正案に見られる人事院の権限強化は、一部官僚の独善専横の原因をなして種々弊害を招き、また人事院規則及び人事院指令の制定権の拡張は、憲法上行き過ぎとなるおそれなきかとの質疑であります。この点に関する政府当局の答弁は、マ書簡にいわゆる準司法的機関たる性格を付與し、人事行政を厳正公平に行わんがために、その権限を強化したのであるが、人事院は憲法上内閣の一般的監督のもとに立つものであるから、その運営に特に留意して、かかる弊害を防止し得るものと信ずる、また人事行政は多分に特殊性と技術性を持つゆえに、重要事項は法律をもつて押えて、その他のことは人事院規則に委任したのであるが、その運用に特によろしきを期する、との趣旨のものであります。

その第三は、この改正案が国家公務員の服務規律を厳ならしめようとするのあまり、公務員の基本的人權を制限して、これに対して刑罰をもつて臨みながら、公務員の厚生福祉についての規定については見るべきものなく、なかならず公務員の給與に関する、内閣に対する人事院の勧告権には確固たる保障がなされておらぬではないか。最後に、民主党の高橋禎一君より修正案の提出がありましたので、まず本修正案について説明を求めました。

第五に、国家公務員の給與に関する予算は、本法案の裏づけとなるべきもので、これを一括して国会に提出するべきものと信ずるが、政府ははたして今国会に新給與に関する予算を提出する用意があるかとの質疑であります。これに対して政府当局は、本国会に對し、国家公務員の給與に関する予算をば、できるだけすみやかに提出する用意ある旨の答弁をなしたのであります。

最後に、民主党の高橋禎一君より修正案の提出がありましたので、まず本修正案について説明を求めました。その修正案のおもなる内容は、本法が国家公務員の福祉及び利益を保護するためのものであることを明確に規定し、人事官に不適任の者のありたる場合は、この者に対する彈劾訴追権を国会に持たせることとし、なお人事院をして国会に對しても諸般の報告をなさしめることとし、さらに国家公務員で現に公選による公職にある者の兼職禁止に伴う離職を緩和せしめんとするのであります。次いで、本案及び修正案を一括して討論に付しました。討論におきましては、民主自由党の根本龍太郎君及び国民協同党の大島多藏君より、おの／＼賛成の旨の発言があり、また日本社会党の菊川忠雄君、社会革新党の水野實郎君、労働者農民党の玉井祐吉君及び日本共産党の徳田球一君よりは、いずれも反対の旨の発言がありました。討論を終局し採決に入りまして、まず高橋禎一君提出の修正案について採決したし、多数をもつてこの修正案を議決いたしました。次いで、修正部分を除いた本案について採決したし、これまた多数をもつて可決いたしました次第であります。なお詳細は會議録によ

という質疑であります。これに対する政府当局の答弁は、国家公務員の争議権の禁止、団体交渉権及び政治活動に対する制限は、前述のごとき憲法の精神にのっとり、またマ書簡の精神及び内容に基き、国家公務員たるの性格を明らかにしたもので、公務員の厚生福祉に關しては、これこそ人事院設置の眼目であつて、本法案の各所にその精神が現われているのであり、またその運営において特に留意し、その保障に遺憾なきを期すべきところであり、給與勧告権は十分内閣において尊重するべきものであり、かつまた、現に国家財政を勘案しつつ善処すべく慎重検討しつつあるところである、との趣旨のものであつたのであります。

第四に改正案においては、特別職の範囲を政治的任命を必要とする少数のものに縮小し、従来特別職に包括された現業庁職員とか單純労働者をば一般職の中に統括しているが、その理由いかんという質疑であります。これに對し政局当局は、現業職員及び單純労働者を一般職としたことは、これらもまた国家公務員であるという点において他の国家公務員と同様の服務規律を要求したことと、この一般職のわく内に統括して、その厚生福祉につき、これに保護を與えようとした趣旨にはかならないのであるが、これらのものの特異性によつて、その任務を円滑に遂行せしめられぬ場合があるとするれば、別に法律または人事院規則をもつて特例を定め、善処する用意をもつてゐる、また、いわゆる公共企業体職員の労働關係については特別法を制定しようとするのである旨の答弁を行つたのであります。

つてごらん願います。

以上、簡單ながら御報告申し上げます。

### 三、参議院人事委員長報告(十一月三十日)

○中井光次君 只今議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告いたします。

先ず本案の内容について御説明を申し上げたいと存じますが、時間の關係上省略させて頂きたいと存じます。(賛成と呼ぶ者あり)法案及び配布の資料、速記録等について御承知を願いたいと存じます。(拍手、「総理大臣は何をしておるか」「堂々とやつて呉れ」「頭がいいぞ」と呼ぶ者あり)

本委員会は十一月十一日から(総理を呼べ)と呼ぶ者あり)予備審査を行なつたのであります。その間、労働委員会との連合委員会を十回、本委員会を六回に亘つて開催し、極めて慎重に審査を重ねたのであります。

〔副議長退席、議長著席〕

特に十一月二十二日の委員会におきましては公聴会を開きまして、労働者側、経営者側、学識経験者側より公述人の出席を求めまして、有益なる公述を聴取して審議の参考に供した次第であります。〔その通り〕「反対が多かつた」と呼ぶ者あり)本十一月三十日衆議院から本院に送付せられまして、更に本審査を行なつたのであります。(総理大臣の出席を求めよ)「うるさいぞ」と呼ぶ者あり)



次に質疑応答の概要を申し上げます。第一は、本改正法律案は如何なる理由で提案しなければならなかつたのか、又深く検討の上で提案されたものであるかとの質問に對しまして、政府は、本法案はマ元帥の書簡に基いてできたものであつて、その意図するところは從來の悪い官僚機構を打破せんとするにある。公務員が極めて制限された労働運動しか許されないうことはマ書簡にも示すところである。これは私的企業の労資の対立とは異なつて、対等の地位にあるものではない。国民を背景とする政府は公務員に對して上下の關係にある、本改正案の提案は必然的なものであつて、一部の行き過ぎがあつたか否かという客觀情勢によるものではないのであつて、事の本質上止むを得ないものと考えられるという趣旨の答弁があつたのであります。(「それでよし」と呼ぶ者あり)

第二は、本改正法律案は憲法違反にあらずとの根拠の下に提案されたものと考えるが、政府の所見如何との質問に對し、政府は、新憲法第二十八條は、国民の権利も「公共の福祉に反しない限り」と国民の権利の限界を示した憲法第十三條の枠内においてのみ考えらるべきものと解釈するから、国家公務員法改正法律案第九十八條の制限も憲法違反にあらずと思ふ旨の答弁があつたのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)

第三は、本改正法律案に關連して重要なことは公務員の給與の問題であるが、政府は公務員に對して如何なる給與を與える考えであるか、又臨時人事委員会は内閣に對して新給與の勧告を提出するだけで、それ以上責任なしと考へておるかとの質問に對し、政府は、公

る法案に對する反対意向が多いのであつて、本国会においては反対意見を表明することが大切である。本案の骨子は特別職の縮小、

(議長退席、副議長著席)

人事院の権限強化、労働者の基本的権利の剝奪の提案である。(「その通り」と呼ぶ者あり)特別職の縮小は一般職の増加することであり、生活保障の裏付けが十分でない限り、公務員の基本的権利を縮小することには賛成し難い。又人事院の権限を強化することは、既往の官僚制度を打破することよりも、人事院が従来の官僚に取つて代る結果を生ずる虞れが多く、その効果も疑わしい。(「その通り」と呼ぶ者あり)又その人事院に民主的機関を設け、専断の弊を矯正しなければならぬ。かかる見地から、人事諮問委員会を設けてこの趣旨を徹底させたい。又労働組合の結成は民主化促進に欠くべからざるもので、長い封建の殻を破つて労働者固有の権利を與えらるるに至つた。この團結権、罷業権を剝奪されることは反対であるとの趣旨で反対の意見の開陳があつたのであります。これに對しまして一委員より、衆議院送付の本法案に賛成する旨の意見が述べられたのであります。

次いで衆議院送付の本法案全部を採決いたしましたところ、多数決を以て可決いたしました。かくて国家公務員法の一部を改正する法律案は衆議院送付通り議決されたのであります。(拍手)

尙最後に申し上げたいことは、この法律案につきまして討論中、一委員より修正案の動議が提出されまして、これをみずから撤回されたことでもあります。この撤回修正案の内容につきましては速記録に

地方財政委員会法の一部を改正する法律

務員の給與問題の重要性は十分に認識しておるのであつて、公務員に對して本改正案によつて或る種の制約を加える以上、他方これに保護を與えなければならぬことはマ書簡にも示されておる。人事委員会としては、一方においてこの修正案を提案すると共に、去る七月より給與問題を取り上げて努力を続け、先日内閣に對して勧告案を提出したのである。人事委員会は法理上、財源その他の問題には権限を賦與されていないが、勧告を提出した以上はこれ以上責任なしとは毛頭考へておらない。勧告の裏付けをするという意味で今後検討努力を続けたい意向である旨の答弁があつたのであります。

第四は、公務員の範圍が不明である。公務員とは何であるか。又本法案の第一條の官吏と公務員と如何なる關係にあるかとの質問に對し、政府は、遺憾ながら現在の段階では公務員の範圍は不明確である。將來職階制度が実施されるようになれば、その地位を占める者はすべて公務員であるということになつて次第に明確になると思ふ。又第一條の官吏は、憲法とは時間的ズレがあるのであるが、第一條では憲法の表現をそのまま引例して官吏という言葉を使つたものである旨の答弁があつたのであります。以上が大體本法案に對する主要なる質疑応答の概要であります。右申述べた質疑応答の外に、いろいろの角度から政府側と委員側とに詳細且つ多岐に亘る質疑応答が交換されましたが、これらは速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終りまして討論に移りましたところ、一委員より、我が国の現在の実情より見るも、善良なる勤労者においても、かか

よつて御覽を願ひたいと存じます。右の修正案は、委員より自発的に、種々の事情によつて最小限度に止めたこの修正案を諸般の事情及び(「もつとはつきり」と呼ぶ者あり)時間の關係でこれを撤回するものであるが、近く第四国会も開始されることであり、この上とも国家公務員法に關する研究並びにこれに對する修正の要望は、これを撤回するものではないとの意見の開陳があつたのであります。要するに本法案も完全無欠なものではなく、研究に時を藉すならば、十分にその精神を発揮するがためには尙幾多の点において修正を行いたいという強い要望があつた次第であります。(「同感」と呼ぶ者あり)以上を以ちまして人事委員会の審議の報告を終りたいと存じます。(拍手)

◎地方財政委員会法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、四、法二三三)

一、提案理由(十一月二十七日)

○岩本國務大臣 ただいま議題となりました地方財政委員会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の大略につきまして簡単に御説明申し上げます。

本法案は、本年十二月六日をもつて満了いたしましたる地方財政委員会法の存続期限を一応明年二月三十一日まで延長せんとするものであります。御承知のごとく地方財政委員会は、地方自治確立の方針



に即応する自主的財政制度の企画立案機関として本年一月七日発足以来、着々その効果をあげて参つたものではあります。その存続期間を法律公布の日から一年間とされているため、本年十二月六日をもってその存続期間が満了するのであります。しかしながら自主的の地方税財政制度の確立は、経済その他諸般の情勢上いまだ完了するに至つておらず、さらに大改革を断行する要切なるものがあるのみならず、根本的に地方行政財政全般にわたつて自治の擁護並びにその振興をはかり、また中央と地方との連絡を密にするため、中央に民主的で地方行政財政を総合的に所管する機関を設置することは政府もその必要を痛感しておりますし、かつはまた地方公共団体の側からの熱烈な要望もあつて、政府は地方財政委員会の存続期間の満了を機会に、現在の地方財政委員会と総理庁官房自治課とを総合して、地方自治委員会を設置すべく準備しつつあつたのであります。諸般の情勢により、かつまた会期の関係もありまして、遺憾ながら本国会に提案する運びに至りませんので、とりあえず現存する地方財政委員会の存続期間を来年三月末まで延長することとし、地方自治の擁護ないしは振興をはかる機関の設置については、明年三月三十一日までさらに根本的な検討を加えた上で決定いたすことといたした次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことを、お願いいたす次第であります。

## 二、衆議院地方行政委員長報告(十一月二十七日)

三月末まで延長することといたし、地方自治の擁護ないし振興をはかる機関の設置につきましては、明年三月三十一日まで、さらに根本的な検討を加えた上で決定いたすことといたした次第であります。

地方行政委員会におきましては、十一月二十六日、本法律案の付託を受けまして、さつそく本二十七日委員会を開いて、これを審議いたしましたのであります。まず、岩本国務大臣から提案理由の説明を聴取したる後、二、三熱心なる質疑応答がありました。そのおもなる共通点は、この法律案は期目的に急を要するから、この際はとりあえずこれを定めておいて、引続き政府も、本委員会も、この問題に関する恒久的研究を続けるということに、ほぼ一致しておるのであります。

そこで、小暮委員の動議によりまして質疑を打ち切り、討論を省略し、左のような希望を附して、採決にあたりまして全員総起立、本法律案の可決を見た次第であります。その希望は次の通りでございます。すなわち

現行の中央における地方自治所管行政機関は微弱無力にして、民主政治確立の基礎たる地方自治の強力な進展を期することはとうてい困難である。よつて本院は、国と地方公共団体との緊密な連絡をはかるとともに、地方自治行政及び財政を統一的に所轄し、国家公益と地方自治権との調和をはかるべき、強力かつ民主的な地方自治総合連絡調整機関の急速な設置を期す。

以上をもつて御報告いたします。(拍手)

地方財政委員会法の一部を改正する法律

○山口好一君 ただいま議題となりました地方財政委員会法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告いたします。

まず、本法律案の内容を申し上げます。本法律案は、本年十二月六日をもって満了いたします地方財政委員会法の存続期間を、一応明年三月三十一日まで延長せんとするものであります。御承知のごとく地方財政委員会は、地方自治確立の方針に即応する自主的の地方財政制度の企画立案機関として本年一月七日発足いたし、以来着々その効果をあげて参つたのであります。その存続期間を法律公布の日から一年間とされておりますため、本年十二月六日をもってその存続期間が満了したのであります。しかしながら、自主的の地方財政制度の確立は、経済その他諸般の情勢上、未だ完了するに至つておりませず、さらに大改革を断行するの要切なるものがあるのみならず、根本的に、地方行政財政全般にわたつて自治の擁護並びにその振興をはかり、また中央と地方との連絡を密にするため、中央に、民主的で、地方行政、財政を総合的に所管する機関を設置することは、政府も、またわれ／＼も、その必要を痛感いたしておりますし、かつまた地方公共団体の側からの熱烈な要望がございます。地方行政委員会といたしましては、この機会に現在の地方財政委員会と総理庁官房自治課とを統合しまして地方自治委員会を設置するという法案につきまして、相当努力しつつあつたのであります。諸般の情勢によりまして、かつまた会期の関係もありませんが、今回はとりあえず、現存する地方財政委員会の存続期間を来年

## 三、参議院地方行政委員長報告(十一月二十九日)

○岡本愛祐君 只今議題となりました地方財政委員会法の一部を改正する法律案について地方行政委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案の趣旨及び内容について申し上げますれば、地方財政委員会は地方自治確立のため、自主的な地方税、地方財政制度の企画立案機関として、本年一月七日発足したのであります。その存続期間は、「この法律公布の日から一年間を限り」とせられ、即ち来る十二月六日を以て存続期間が満了するのであります。併しながら自主的な地方税、地方財政制度の確立は経済情勢その他の情勢上、未だ完了するに至つておらず、更に大改革を断行する要があるのみならず、根本的に地方行政財政全般に亘つて自治の擁護並びにその振興を図る要があります。よつてこの線に沿つて地方自治に関する行政機構の確定するまで差当り同委員会の存続期間を昭和二十四年三月三十一日まで延長せんとするものが、本法案の趣旨及び内容であります。本委員会は審議の結果、然るべき措置であるとして、全会一致を以て本法律案を可決いたしました次第であります。

尚附加えて申上げたいことは、この法律によりまして地方財政委員会の存続期間は約四ヶ月延長したのであります。地方自治の確立こそ我が国民民主化の基礎でありますから、地方自治の健全な発達のため、将来とも現在の地方財政委員会のごとき、国民の立場に立つと同時に地方公共団体の立場を代表する民主的な機関を恒久化



畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都府県から財産の移転を受ける場合に於ける課税の特例に関する法律

二〇

すると共に、これを拡大整備して、例えば地方自治委員会ともいべき機関を設け、国家公益と地方公共団体の自主性との間に完全な調和を保持し、併せて地方公共団体相互の間に一層円滑な連絡調整を図る必要があると存じます。この点につき我が地方行政委員会は第四国会において更に根本的に慎重の研究と審議を重ねることとし、今期国会にはその設置法案の提出を見るに至らなかつた次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

### ◎畜産に関する農業協同組合又は農業協

同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合に於ける課税の特例に関する法律

(昭和二三、一二、四、法二二四)

#### 一、提案理由(十一月十六日)

(家畜市場法を廃止する法律の提案理由と一括して掲載)

#### 二、参議院農林委員長報告(十一月二十六日)

(馬匹去勢法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、衆議院農林委員長報告(十一月二十七日)

○坂本實君 ただいま議題と相なりました、内閣提出、参議院送

せられ、爾来今日まで適用されてまいつたものであります。しかるに、農業団体の民主的改革の行われております今日、市場開設に於て地方長官の許可を要することとなし、また許可権に關連して種々の特恵的待遇を特定団体に保証することを主要内容といたしまする本法は、当然私的独占禁止法の精神に抵触いたしますので、この際家畜市場法はこれを廃止し、今後はもつぱら健全な自由競争によりまして家畜取引の発展をはかり、かつまた家畜衛生上の取締りにつきましては、さきに国会を通過いたしました家畜伝染病予防法の運用によつて万全をはかるというのが、本廃止法律案提出の理由でございます。

以上の二法律案は、十一月十五日、予備審査のため農林委員会付託となり、前者は十九日、後者は十六日、政府より提案理由について説明を聴取いたしましたのち、十九、二十六の両日にわたり、両法律案を一括して議題となし、畜産振興に關する一般方針とも關連いたしました。政府側と質疑応答を行った次第であります。その詳細な内容につきましては、この際省略し、速記録の参照を願うことにいたします。

両法律案に關しましては、現下の情勢より当然実行すべき畜産行政上の措置を内容といたしまするので、農林委員会におきましては、十一月二十六日、討論を省略して、ただちに表決に付しましたところ、全員一致これを可決するに決した次第であります。簡単ながら、以上御報告申し上げます。(拍手)

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

付、農林委員会付託にかかる、畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合に於ける課税の特例に關する法律案並びに家畜市場法を廃止する法律案に關しまして、その審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

まず、畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合に於ける課税の特例に關する法律案につきまして、提案の趣旨を説明いたします。

本法律案の目的といたします課税の特例措置は、二つの場合を予想してのことであります。すなわち、その一は、畜産農業協同組合または同連合会が、競馬法の規定に基きまして、旧馬連または県を区域とする馬匹組合の資産の譲渡を受けるとき及び馬匹組合の整理等に關する法律に基きまして、畜産協同組合が郡市を区域とする馬匹組合から資産の譲渡を受けるとき、これらの財産の移転に對しまして不動産取得税等の地方税を免除しようというのであります。その二は、右の買受資産の登記にあたりまして、登録税を賦課する標準価格を帳簿価格としようというのであります。右の二つの特例的措置によりまして、畜産協同組合の受ける利益は二十数万円に上り、その健全な育成に貢献するところも少なくないと思われるのであります。

次に、家畜市場法を廃止する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

家畜市場法は、家畜取引の公正をはかるため明治四十三年に制定

### ◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、四、法二二五)

#### 一、提案理由(十一月十日)

○佐藤(藤)政府委員 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

民事、刑事の訴訟費用及び執行手数料等は、御承知の通り、それぞれ民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執達手数料規則の三法律に規定されておりますが、戦時中の諸物価の高騰に應じて、臨時的にこれらを増額するため訴訟費用等臨時措置法が制定され、さらに引續く諸物価の高騰に伴い、一昨年九月及び昨年十一月と再三増額をみたのであります。

しかるにその後一年間の經濟情勢の変遷は真にはなはだしく、例を日本銀行統計局調査の東京における小売物価指数にとつてみましても、本年七月の物価は、昨年同期の物価に比して約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額は、まづたく実情に副わぬものとなりました。このため民事、刑事の訴訟関係者は非常に重い負担を強いられるに至り、また執行吏は、現行の収入をもつては其の生計を維持することがきわめて困難な状態にありまして、ひいては民事、刑事の訴訟や、強制執行制度の円滑な運行にも支障を来すおそれがある状態に立ち至つております。よつて政府は、この際さらに

二一



暫定的に右手数料等の額を増額して現状を打開するために、この法律案を提出いたしました次第であります。

以下改正の要点を申し上げます。

第一は、民事、刑事の訴訟費用及び執行吏の手数料等を現状に即するよう増額した点でありまして、今回の改正の眼目とするところであります。増額の程度は、物価指数により大体現行の二倍半から三倍程度にいたしました。但し旅費、日当、宿泊料も同じく現行の三倍程度の増額になっていますが、その算定の基礎は、事の性質上諸官庁における内国旅費支給規定に準じてこれを定めたのであります。第二條、第三條、第四條第一項、第四項及び第五項の改正規定がすなわちそれであります。

第二は、執行吏の差押及び競売手数料の計算方法を改めた点であります。この手数料は、債権額または競売金額の多寡に応じて定まるものでありまして、現行法では手数料計算の標準となる債権額または競売金額を五万円以下六段階にわけありますが、現在ではこの分け方は、すでにこまかきに過ぎ、かつ五万円を越える場合に適當な段階が設けてないため、手数料の算定に適正を欠くうらみがありますので、今回の改正では十万円以下を六段階にわけ、かつ一事件の平均金額の騰貴及び手数料の通減率等を考慮しまして、各段階ごとに適當な手数料額を規定することにいたしました。第四條第二項及び第三項の改正規定がそれであります。

以上がこの法律案提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

先的に借地権を取得させ、あるいは罹災地の借地権で今後存続させる意思のないと認められるものを貸主の側から消滅させる等の道を開き、これらに関連する借地借家関係を調整いたしましたとして、戦争による罹災都市の急速なる復興をはかることを目的として、制定せられたのであります。しかるに、同法第二十五條の二の規定によりまして、戦災の場合のみならず、別に法律で指定いたしました火災、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することと相なっております。そして、その適用地区は、同法第二十七條第二項の規定によりまして、これまでまた災害ごとに別に法律で定めることになっておるのであります。

さて、昭和二十三年六月二十八日北陸地方に起りました震災及びこれに伴つて発生した火災、同年七月二十四日福井地方に起つた水害並びに同年九月十六日東北地方に起つた風水害につきまして、その被害状況及びこれらの地区における借地借家関係等を慎重に調査検討いたしましたところ、これらの災害につき、同地区にも罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用することとしたい、かくするところが、同地区の住民に一日も早く安住の場所を興え、同地区をすみやかに復興させるゆえんと考えられるので、ここにこの法律案を提出するというのが、政府提案の理由であります。

さて、法務委員会の審議においては、建物の朽廃と借地権の消滅との関係、借地並びに借家の登記の対抗力等の問題につき一、二の質疑があつたのみで、ほかに質疑はありませんでした。その理由と

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

## 二、衆議院法務委員長報告(十一月二十五日)

○佐藤通吉君 ただいま議題に相なりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

民事、刑事の訴訟費用及び執行吏手数料等は、それ〴〵民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執行吏手数料規則の三法律に規定されておるのでありますが、諸物価の高騰に應じて臨時的にこれらを増額するため、さきに訴訟費用等臨時措置法が制定せられたのであります。しかるに、その後経済情勢の変遷ははなはだしく、物価は約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額はまづたく実情に沿わぬものと相なつたのであります。よつて政府は、この際さらに暫定的に右手数料等の額を増額いたしましたして、訴訟関係者の窮乏を打開するために、この法律案を提出いたしましたのであります。以上が政府提案の理由であります。

法務委員会におきましては、主としていかなる標準によつて手数料額の増額を定めたのかを審議いたしました。その結果、原案を可と認め、十一月十五日、政府原案通り全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

次に、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案につきまして、審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

罹災都市借地借家臨時処理法は、あるいは罹災建物の旧借主に優

いたしますところは、この法案の母法たる罹災都市借地借家臨時処理法は、第一国会、第二国会において司法委員会の審議にかかり、委員会において十分了解されていたからであるのであります。

かくて法務委員会は、この法律案を可と認め、政府原案通り全会一致をもつて可決いたしました次第であります。

終りに、副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

副検事につきましては、二級の検察官たる資格を有する者のほか、検察庁法第十八條第二項において、高等試験に合格した者及び三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職にあつた者で副検事選考委員会の選考を経た者の中からも任用することができるとなつていたのであります。しかし、この任命資格を有する者をもつてその定員を満たすことが困難でありましたので、第一回国会において、副検事の任命資格の特例に関する法律を制定いたし、一年以内に限り、副検事の職務に必要な学識経験ある者で副検事選考委員会の選考を経た者の中からこれを任命することができるとのいたし、検察事務官、警察官等より広く人材を登用することといたしたのであります。その後政府におきまして副検事の充員に努力して来たのでありますが、定員に対し、なお百七十五名の欠員があるのであります。しかも、刑事訴訟法の改正に伴いまして、検察事務はますます多忙となります。しかるに、副検事の任命資格の特例に関する法律は、昭和二十三年十二月十七日以後その効力を失



うこととなっております。よつて、これをさらに一年間延長いたしたと思ふ、これが政府提案の理由の要旨でございます。

法務委員会においては、この法律案によつてこの特例を一年間延長することについては、少しも反対はなかつたのであります。しかし、この法律案の母法であります副検事の任命資格の特例に関する法律の取扱いについては質問がございました。それは、この特例法はあくまでも特例であるから、今後政府からたび／＼提出しないようにしてもらいたい、近き将来において、法曹一元化の体制整備の線に沿つて正規の検事を任命できるように準備しているかどうか、こういうような質疑があつたのであります。これに對しまして、政府から、できるだけこの特例を早く廃止するようにし、なお着々その対策を立てておる、しかし現状においては、檢察事務はいよいよ繁忙を加えているのでやむを得ない、いましばらくこの特例によつて檢察事務をさばいて行きたい、という答弁があつたのであります。

十一月二十日、法務委員会は、この特例法案を可と認め、政府原案通り全会一致で可決いたしました次第であります。

以上、法務委員会に付託されました法律案三件につき一括して御報告申し上げた次第であります。(拍手)

### 三、参議院法務委員長報告(十一月二十九日)

○閣部常君 只今上程になりました二法案について委員会の審議の状況並びに結果を報告いたします。

け、且つ一事件の平均金額の騰貴及び手数料の通減率等を考えまして、各段階ごとに適当な手数料を規定せんとするものであります。詳細は徒らに数字を讀上げてもお聴取りにくいことと存じますので、お手許の法案を御覽願ひ、且つ速記録に譲りたいと存じます。委員会におきましては質疑応答を重ね、時節柄適当な改正と認めまして、別段討論を用いることもなく、全会一致可決いたしました次第であります。

次に罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案について申し上げます。罹災都市借地借家臨時処理法はすでに御承知のごとく、罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、或いは借地権を今後存続させる意思なきものと認められるものを貸主の側から消滅させる等の途を開き、これらに関連する借地借家関係を調整して、戦争による罹災都市の急速なる復興を図ることを目的として制定せられたものであります。同法第二十五條の二の規定におきまして、戦災の場合のみならず、別に法律に指定した火災、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資するということとを目的としております。而して同法律適用地区は災害ごとに別に法律で定めることとなっておりますのであります。本年六月二十八日北陸地方に起つた震火災、更に七月二十四日福井地方に起つた水害、九月十六日東北地方に起つた風水害につきまして、罹災都市借地借家臨時処理法の適用を必要とするに至つたものであります。委員会におきましては、各地の被害状況並びに同地区にお

家畜市場法を廃止する法律

先ず訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。民事、刑事の訴訟費用及び執行吏手数料等は、それ／＼民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執達吏手数料規則の三法律の中に規定してありますが、戦時中の諸物価騰貴に依つて臨時的にこれらを増額するために訴訟費用等臨時措置法が制定せられまして、更に諸物価の引続く高騰に伴ひまして、一昨年九月及び昨年十一月と再三増額を見たのであります。然るにその後も經濟情勢の変遷は依然として物価高騰を續けておりまして、現行手数料は全く実情に副わぬものとなつております。それがために訴訟関係者は非常に重い負担を強いられるに至りまして、殊に執行吏においては現在の収入を以てしてはその生計を維持することも困難となり、延いては民事、刑事の訴訟や強制執行制度の円滑な運行も覚束ない状況に立ち至りましたので、今回更に暫定的に右手手数料の増額をなし、現状を打開せんとするのが本法案の目的とするところであります。要点の一、二を述べますと、第一は、民事、刑事の訴訟費用及び執行吏の手数料等を増額した点で、その程度は大体現行の二倍半乃至三倍といつたしました。但し旅費、日当、宿泊料につきましては、その算定の基準を諸官庁の内國旅費支給規定に準じて定めたのであります。第二は、執行吏の差押及び競売手数料の計算方法を改めた点であります。即ち手数料額を定める標準となる債権額又は競売金額を五万円以下六段階に分けてありますが、現在ではこの分け方はすでに細かき過ぎると共に、五万円を超える場合に適当な段階の設けがなく、手数料算定に適正を欠く憾みがありますので、今回十万円以下を六段階に分

ける借地借家関係に關しまして政府当局と質疑応答を重ねましたところ、誠に時宜を得た提案と認められましたので、別段討論を用いることもなく、全会一致可決いたしましたのであります。(拍手)

### ◎家畜市場法を廃止する法律

(昭和二三、一二、四、法二二六)

#### 一、提案理由(十一月十六日)

○國務大臣(周東英雄君) それでは只今提案になつております、二つの法案について提案理由を御説明申し上げます。

先ず最初に家畜市場法を廃止する法律案の提案理由を御説明いたします。家畜市場法は明治四十三年家畜取引の公正を図る目的で、家畜市場開設の許可制度を骨子とし、その他市場取引の方法及び市場施設等に対する公益的見地からする取締及び監督に關する規定を内容として制定されたものであります。爾來約四十年を経過いたしました今日におきましては、市場開設に關する許可制度や、農業協同組合市場開設に關する特典を存続させることは、私的独占禁止の趣旨に鑑みまして妥當を欠く点もあり、且つ家畜の市場取引の實際につきましても、同法制定の趣旨の徹底によりましてすでに取引の当事者が公正な自由競争によつて自主的に取引に當るべき時期に至つたと考えられます。その他の公益上の取締を必要とする事項につきましても、例えば衛生に關する事項は家畜伝染病予防法の運



用によりまして処置することもできまするし、その他の一般的取締事項に關しましては、現行法を以て画一的に規定することはむしろ地方の実情に適しないと認められまするので、家畜市場法はこれを廃止いたすことにいたしましたのであります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願いいたします次第であります。

次に畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に關する法律案について御説明いたしますが、畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が競馬法第三十七條第三項の規定に基きまして、旧馬匹組合連合会又は県を区域とする馬匹組合の資産を都道府県から買受ける場合と馬匹組合の整理に關する法律第四條に、畜産の譲渡しを受ける場合におきまして、これらの財産の移転に對しまして地方税を免除すると共に、買受資産の登記を受けまする場合におきまして、登録税の課税標準の価格を帳簿価格とするという特例を認め、畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会の財産的基礎を確立いたし、それらの健全な発達に資しようとするものでございます。何とぞ慎重に御審議の上速かに可決せられんことをお願いする次第であります。

二、参議院農林委員長報告(十一月二十六日)

(馬匹去勢法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院農林委員長報告(十一月二十七日)

定によりますと、これまた災害ことに別に法律で定めることとなつているのであります。

昭和二十三年六月二十八日、北陸地方に起つた震災及びこれに伴つて発生した火災、同年七月二十四日、福井地方に起つた水害並びに同年九月十六日、東北地方に起つた風水害につきまして、その被害状況及びこれらの地区における借地借家関係等を慎重に調査検討いたしましたところ、これらの災害につき、同地区にも罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用することといたしますが、同地区の住民に一日も早く安住の場所を興え、同地区をすみやかに復興させるゆえんと考えられますので、ここに本法律案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(十一月二十五日)

(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(十一月二十九日)

(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

(畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に關する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

(昭和二三、一二、六、法二二七)

一、提案理由(十一月十日)

○佐藤(藤)政府委員 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案の提案理由を御説明申し上げます。

罹災都市借地借家臨時処理法は、あるいは罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、あるいは罹災地の借地権で、今後存続させる意思のないと認められるものを貸主の側から消滅させる等の道を開き、これらに關連する借地借家関係を調整して、戦争による罹災都市の急速な復興をはかることを目的として制定されたのであります。同法第二十五條の二の規定によりますと、戦災の場合のみならず、別に法律で指定した火災、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することとなつております。その適用地区は同法第二十七條第二項の規

◎専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律(昭和二三、一二、六、法二二八)

一、提案理由(十一月二十七日)

○塚田政府委員 ただいま議題となりました両案のうち、まず専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明致します。

今回改正しようといひます点は、印刷局特別会計における運転資金の不足を借入金により補足いたしまして、同会計の運営を円滑にいたそうとするものであります。

昭和二十三年度における印刷局の事業量は、日本銀行券百円紙幣二十四億枚、一円紙幣十二億枚を初め、収入印紙、郵便切手、郵便はがき、各種証券類、官報その他図書製品等金額におきまして、約三十七億円に上る現状と相なつております關係上、印刷局の事業を円滑に遂行いたしますためには、相当量の手持生産品、原材料及び支拂い資金等に約八億円の運転資金を常時必要とする状況にあるのであります。現在同会計に屬する運転資金は、ほとんどその大部分が一時借入金、日本銀行からの前受金等、きわめて短期の資金をもつてこれをまかなつているのであります。しこうしてこれらの資金はその性質上すみやかに精算しなければならぬ次第でありまして、事業経営上緊急に何らかの資金補填に關する措置を講ずること



が肝要であるのでありますが、一般会計の財政状況に顧み、今回と  
りあえず本年度に限り、運転資金の不足額を翌年度内に償還する借  
入金をもつて補足いたし、もつて本会計の企業的運営に支障なから  
しめようと存するのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第でありま  
す。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上  
げます。

次に金融機関再整備法の一部を改正する法律案の提案理由を御  
説明いたします。

金融機関再整備法の規定によりする金融機関に対する政府の  
補償の金額は、大蔵省預金部等損失特別処理法等による補償を合計  
いたしまして、百六十三億円を限度とするものになつてゐるのであり  
ます。この百六十三億円の限度は、第二封鎖預金等となつた郵便貯  
金及び郵便年金を全額切り捨てての予想のもとに算出したものであり  
ますが、本年七月二十日政令第七十五号をもつて大蔵省預金部等  
損失特別処理法施行令の一部が改正になり、第二封鎖預金等となつ  
た郵便貯金及び郵便年金の七割に相当する金額を補償することにな  
りましたので、金融機関再整備法第三十三條第六項の規定による  
政府の補償額の限度は、これを百六十五億円に拡張する必要がある  
のであります。

以上簡單であります。金融機関再整備法の改正法律案につき  
御説明申し上げました。何とぞ御審議の上すみやかに賛成せられん  
ことを望みます。

し、第二封鎖預金等となつた郵便貯金及び郵便年金の七割に相当す  
る金額を補償することになりましたので、金融機関再整備法第三  
十三條第六項の規定による政府の補償額の限度を百六十五億円に拡  
張する必要が生じ、ここに提案の運びとなつたのであります。

本案は、去る十一月二十七日、本委員会に付託されたものであり  
まして、同日提案理由の説明を聴取し、二十八日質疑に入りました  
が、本案の趣旨は妥当と認め、翌二十九日、討論を省略し、ただち  
に採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。  
次に、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案について御報  
告申し上げます。

今回改正しようとしたします点は次の二点であります。すなわち  
第一点は、貿易資金の不足を補足するための借入金または融通証券  
の発行限度の引上げであり、第二点は、貿易資金の運用上生ずる資  
金の不足額は一般会計からこれを補填できることとなつております  
が、この場合の当該不足額の計算に関するものであります。

本案は、去る十一月二十四日、本委員会に付託されたのでありま  
して、翌二十五日、政府よりの説明を聴取し、二十六日より三回に  
わたり慎重審議を重ねました。社会党の佐藤観次郎君及び川合彰武  
君、民主党の早稻田柳右エ門君、社会革新党の本藤恒松君及び労働  
者農民党の堀江實藏君から、単一為替レート、貿易機構並びに貿易  
行政の問題はもちろん、貿易手形、貿易の現況等について、終始熱  
心なる質疑が行われました。また二十八日には、川合委員より、こ  
れらの貿易の問題に対し大蔵大臣及び商工大臣から明確な答弁を求

専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律

## 二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

○島村一郎君 ただいま議題となりました専売局及び印刷局特別会  
計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の  
経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず本案の要旨を申し上げますと、昭和二十三年度における印刷  
局の事業量は紙幣、収入印紙等金額において約三十七億円にのぼる  
現状と相なつておりますので、事業を円滑に遂行いたしますために  
は、約八億円の運転資金を常時必要とする状況にあるのでありま  
す。しかるに現在は、ほとんどその大部分がきわめて短期の資金を  
もつて賄われており、しかもこれらの資金は、その性質上すみやか  
に精算しなければならぬので、緊急に何らかの資金補填に関する  
措置を講ずることが肝要となりますので、本年度に限り、運転資金  
の不足を、翌年度内に償還する借入金をもつて補足いたさんとす  
るものであります。

本案は、去る十一月二十七日付託され、同日提案理由の説明を聴  
取し、二十八日質疑に入りましたが、本案の趣旨を了とし、翌二十  
九日討論を省略して採決に入りましたが、全会一致をもつて原案の  
通り可決いたしました。

次に、金融機関再整備法の一部を改正する法律案について申し  
上げます。

本案は、本年七月二十日、政令第七十五号をもつて大蔵省預金  
部等損失特別処理法施行令の一部が改正になり、大蔵省預金部に対

めるとともに、国民に対する正確な貿易知識の普及徹底に努められ  
たいとの強い希望意見が述べられましたことを、つけ加えておきま  
す。

かくて、二十九日討論に入り、民主自由党を代表して大上司君は  
賛成意見を述べられ、社会党を代表して佐藤観次郎君は、本特別会  
計制度については特別委員会を設けてなお研究を要するものと考え  
るが、この際資金運用上やむを得ない旨を述べて本案に賛成され、  
民主党の梅林時雄君は、一、貿易庁は貿易の一元の実行機関として  
の性格を有する、二、生産より遊離した貿易は考えられない、三、  
経済安定本部貿易局との関係が複雑となる、四、機構改革に伴う輸  
出停滞等の四点をあげて、貿易庁を内閣に移すことは努めて排除す  
べきであるとの強い意見を附して賛成され、最後に、労働者農民党  
の堀江實藏君は反対の意見を述べられました。次いで採決の結果、  
多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について御報  
告申し上げます。

本案の内容は、次の三点であります。第一点は、食糧証券及び借  
入金等の限度額千二百億円を千五百億円に引き上げようとするもの  
であります。第二点は、食糧買入代金支拂事務の整備に関する改正  
であります。最後に第三点は、農業調整委員会に関する費用を、今  
年度に限りこの会計の所屬とする措置を講じたことであります。

本案については、去る二十八日提案理由の説明を聞き、二十九日  
質疑に入り、改正の第三点について種々質問がありました。詳しく



くは会議録に譲りたいと存じます。次いで、本日討論を省略し採決に入りましたが、多数をもつて原案の通り可決いたしました。最後に、公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、本案の概要を申し上げますと、公認会計士法第五十七條は特別公認会計士試験受験資格者を規定しておりますが、税務代理士に対しても、計理士と同様に特別試験受験資格を與えたいというのであります。

本案は、二十九日、社会党の佐藤観次郎君よりの説明を聴取し、同日審議に入り、ただちに討論を省略し採決に入りましたが、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

十一月二十九日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

さて本案は、印刷局特別会計における運転資金の不足を借入金により補足いたしましたして同会計の運営を円滑にいたさんとするものであります。昭和二十三年度における印刷局の事業量は、日本銀行券

百円紙幣二十四億枚、一円紙幣十二億枚を始め、收入印紙、郵便切手、郵便葉書、各種証券類、官報その他図書製品等、金額におきまして約三十七億円に上る現状となつております関係上、印刷局の事業を円滑に遂行いたしますには、相当量の手持生産品、原材料及び支拂資金等に約八億円の運転資金を常時必要とする状況にあるのであります。現在同会計に属する運転資金は、殆んどその大部分が一時借入金、日本銀行からの前受金等極めて短期の資金を以てこれを賄つておるのであります。而してこれらの資金はその性質上速かに精算しなければならぬのであります。事業経営上緊急に何らかの資金補填に関する措置を講ずることが肝要であるのであります。一般会計の財政状況に鑑み、今回本年度に運転資金の不足額を翌年度内に償還する借入金を以て補足いたし、以て本会計の企業的運営に支障なからしめようのであります。

さて、本案審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対して懇切なる答弁がございましたが、今その質疑応答の主なるものを申し上げますれば、一委員より、本特別会計の経費の削減はできんのかとの質疑に対し、政府委員より、印刷の技術及び方法において十分な工夫をなし、御趣旨に副いたしとの答弁がございました。その他詳細につきましては速記録により御承知を願いたしております。かくて十一月三十日、討論に入りましたが、小川友三委員より、第六條の八億円を十億円に改めたいとの修正意見がございましたが、少数意見として否決され、他に發言もなく、討論を終局いたしました。採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

した次第であります。ここに御報告申し上げます。

次に金融機関再整備備法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十一月二十九日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。先ず本案の提案理由及び改正の要点について申し上げます。金融機関再整備備法の規定によりますと、金融機関に対する政府の補償金額は、大蔵省預金部等損失特別処理法等による補償を合計いたしまして百六十三億円を限度とすることになつておるのであります。この限度は第二封鎖預金等となつた郵便貯金及び郵便年金を全額切り捨てる予想の下に算出したものであります。本年七月二十日政令第百七十五号により、大蔵省預金部等損失特別処理法施行令の一部が改正になり、第二封鎖預金等となりました郵便貯金及び郵便年金の七割に相当する金額を補償することになりましたので、金融機関再整備備法第三十三條第六項の規定による政府の補償額限度を百六十五億円に改正せんとするものであります。

さて本案審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対して懇切なる答弁がございましたが、速記録に譲ることを御承知を願いたしたのであります。かくて質疑を終局し、十一月三十日討論に入り、小川友三委員より第三十三條の百六十億円を百六十三億一千二百万円に改める修正意見が提出されましたが、少数意見として否決されました。かくて討論を終局し、採決の結果、多数

を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。右御報告いたします。

次に貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十一月二十六日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

先ず本案の提案理由及び改正の要点について申し上げます。第一に、現行法においては貿易資金の不足を補足するための借入金又は融通証券の発行限度額は百五十億円となつております。然るに過般の物価改訂等によりまして、本年度中における資金の不足見込額は百八十二億円であります。これに前年度末における借入済額六十六億円を加算いたしますと、本年度末における資金不足額は二百四十八億円と相成るのであります。従つて若干の余裕を見込み、その発行限度額を二百五十億円といたしますのであります。次に、現行法においては貿易資金の不足額を一般会計から補填する場合の計算方法に関する規定に不備な点がありますので、これを改正せんとするものであります。即ち原材料貿易公団の保有する輸出貨資の原材料若しくは包装材料又は貿易公団の発注品中、鉄鋼船のごとく、完成前に既成部分に対して分割拂をなす場合の支拂済金額は、当該年度に保有する貿易物資又はこれに準ずるものとして取扱うべき性質のものであるにも拘わらず、これが規定を欠いておりますので、これを明記することに改正せんとするものであります。



さて本案審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對して懇切なる答弁がございましたが、今その質疑応答の主なるものを申し上げます。一委員より、為替レートを一本とするは極めて望ましいことであるが、これには先ずその前提とすべき諸條件を充たすことが必要ではないかとの質疑に對し、政府委員より、賃金、物価の安定を図る外、企業の合理化、生産の増強等により、健全なる国内経済体制を確立することが必要であるとの答弁があり、又一委員より、輸出物資に對し公定価格を適用することは輸出の振興を妨げるのではないかとの質疑に對し、政府委員より、輸出物資に對し自由価格を採ることは、結局国内のインフレを助長し、却つて輸出を阻害することとなるので、原則としては公定価格を採り、必要なるものに限り特別価格を設定すべきであるとの答弁がありました。その他重要な質疑応答がありました。が、速記録により御承知を願いたいと存じます。

かくして十一月三十日討論に入り、小川友三委員より第三條第二項中の二百五十億円を五百億円に改めるとの修正意見が提出されましたが、少数意見として否決され、中西功委員より反対、油井賢太郎委員より賛成の意見が述べられました。かくて討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました。であります。右報告いたします。(拍手)

更に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十一月二十九日より十一月三十一日まで慎重に審議いたしま

用の負担金をこの会計の所屬といたしまして、本法附則にこれに必要な一項を加えんとするものであります。

さて、本案審議に當りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに對して懇切なる答弁がございましたが、今その質疑応答の主なるものを申し上げます。一委員より、農業調整委員会の費用は一般会計の経費で負担すべきであるが、本年度に限り本会計所屬とした理由、及びこれによつて消費者の負担すべき費用はどれだけかという質疑に對し、政府委員より、一般会計で負担するのが望ましいが、一般会計の現況に鑑み、特に本年度に限つてこの措置を講じた。又その消費者負担は十キロ当り一円二十七錢程度であり、経費は九億四千万円であるとの答弁がありました。又一委員より、借入金の限度額を千二百億円から千五百億円に引上げたのであるが、この程度で不足とはならないかとの質疑に對し、政府委員より、超過供出三百万石を見込んでいますので、本年度内は足りると思つての答弁がありました。尙重要な質疑応答がなされたのであります。が、詳細は速記録に譲ることを御了承願います。

かくて十一月三十日討論に入りましたが、小川友三委員より、第四條の千五百億円を千八百億円に改めたいとの修正意見がありました。が、少数意見として否決となり、他に御発言もなく、討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。ここに御報告申し上げます。(拍手)

公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

して、質疑応答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

先ず本案の提案理由並びに改正の要点について申し上げます。第一点は、食糧証券及び借入金等の限度額千二百億円を千五百億円に引上げようとする改正であります。即ち第二国会の議決を経て改訂されました千二百億円の最高限度額は、主要食糧の買入数量を前年の実績から推算いたしましたのであります。が、本年の実績は十二月末までに割当数量の買入が完了する予想でありまして、それだけ手持数量が増加することと相成る次第であります。又政府の買入価格も、当初計画の見込価格三千三百八十円を約一割程度上廻つて決定をされた関係も加わりまして、十二月所要資金は千四百三十億円を必要とするのであります。これに資金計画上の余裕を見込み、その法定限度額を千二百億円から千五百億円に引上げんとするものであります。第二点は、食糧買入代金支拂事務の整備に関する改正であります。現在食糧代金の支拂は、農業協同組合、農業会及び一般市中銀行に委託して行わることとなつておるのであります。が、その後の状況に鑑みまして、その支拂に必要な資金の交付方法に改善を加え、併せて農業会の解散に伴う不用條文の改正を行わんとするものであります。第三点は、農業調整委員会に関する費用を今年度に限つてこの会計の所屬とする措置を講ぜんとする点であります。農業調整委員会は本年七月、食糧確保臨時措置法に基き、都道府県及び市町村等に設けられたのであります。が、供用数量の公正な割当が主要な任務となりますので、今年度限りましてその費

本法律案の提案の内容は、公認会計士法第五十七條において特別公認会計士試験受験資格者を規定してあるが、税務代理士に對しても公認会計士法第五十七條に列挙せられておる資格者と同様の資格を與えようとするものであります。本法律案についての質疑応答は速記録により御承知を願います。

かくて十一月三十日討論に入り、小川友三委員より、本法五十七條に国会議員を加うべしとの修正意見が提出されましたが、少数意見として否決されました。討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

### ◎食糧管理特別会計法の一部を改正する

法律 (昭和二三、一二、六、法二二九)

#### 一、提案理由(十一月二十八日)

○塚田政府委員 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

改正の内容は次の三点であります。第一点は、食糧証券及び借入金等の限度額千二百億円を千五百億円に引上げようとする改正であります。その理由は、第二国会の議決を経て改訂されました千二百億円の最高限度額は、主要食糧の買入数量を前年の実績から推算いたしましたので、本年の十月末日までに



内地米五百万石を、また二月末日までに割当数量三千二百万石の買入れを終了する。こういう予定のもとにきめられたものでございませぬ。ところが本年の実績は、十月末における買入数量はすでに、九百万石を突破し、今後計画の二割増をもつて買入れが進行いたしまし、すように見受けられるのであります。こうしたしますと、十二月末までに割当数量の買入れが完了することとなり、それだけ手持数量が増加することと相なる次第であります。また政府の買入れ価格も当初計画の見込み価格三千三百八十円を約一割程度上まわつて決定された関係も加わりまして、十二月末における所要資金は千四百三十億円を必要とし、これに資金計画上の余裕を見込み、その法定限度額千二百億円を千五百億円まで引上げる必要があるものであります。

第二点は食糧買入れ代金支拂事務の整備に関する改正であります。現在食糧買入れ代金の支拂いは、農業協同組合、農業会及び一般市中銀行に委託して行われることとなつていましてありますが、その後の状況にかんがみ、その支拂に必要な資金の交付方法につき所要の改善を加え、あわせて農業会の解散に伴う不用條文の改正措置を行つた次第であります。

第三点は、農業調整委員会に関する費用を今年度に限つてこの会計の所屬とする措置を講じたことであります。御承知の通り、農業調整委員会は本年七月、食糧確保臨時措置法に基き、都道府県及び市町村等に設けられましたが、供出数量の公正な割当が当面の主要な任務となりますので、今年度に限り、その費用の負担金をこの会計の所屬とすることとし、本法の附則にこれに必要な一項を加えた

次第であります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、六、法二三〇)

一、提案理由(十一月二十五日)

○塚田政府委員 ただいま議題となつております貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとしたします点は、まず第一は、貿易資金の不足を補足するための借入金、または融通証券の発行限度額の引上げであります。現行法定限度額は、百五十億円と相なつていのでありますが、昨年度末におきまして、六十六億円借入済みとなつておりま

すので、この年度における限度額の余裕額は、八十四億円でありませぬ。しかして過般来の物価改訂によりまして、この年度中における輸出物資の買入等に要する資金の支出額は、約千九十五億余万円と相なるのに対しまして、輸入物資の売拂代金等資金の受入額は、約九百十三億余万円と相なる状況でありますので、前述の余裕額を計算に入れまして、この年度中現金支拂上約九十八億余万円の資金不足となる計算でありますので、多少の余裕を見込み、今回現行法定限度額百五十億円を二百五十億円に引上げまして、貿易資金の運用を円滑にいたそうとするものであります。

第二は、貿易資金の運用上生ずる資金の不足額は、一般会計から補填できることになつておりますが、この場合の当該不足額の計算に関するものであります。この不足額を算出したします場合の計算におきまして、現在当該年度末に保有する貿易物資及び準貿易物資は、貿易公団の保有する輸出物資及び準輸出物資もこれに含めまして、その価額を計算することになつておりますが、原材料貿易公団の保有する輸出物資用の原材料も、同様これらの保有物資の一つに含めまして、計算すべき性質のものでありますので、所要の改正を行い、この点を明確にいたそうとするものであります。また、貿易公団の発注によりまして、製造いたしました鉄鋼船等の輸出物資につきましては、輸出の振興をはかるため、その完成前に既済部分に対して支拂いをなしておるのでありますが、この場合における支拂済みの部分は、また同公団の保有する輸出物資ではありませんが、なおかつ支拂済金額はこれらの保有物資に準じて扱われるべき性質の

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

ものでありますので、前に申し上げました不足額算出の計算上は、保有物資等に加えることとしたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭和二三、一二、六、法二三一)

一、提案理由(十一月十三日)

○塚田政府委員 ただいま議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案の提出の理由について御説明いたします。

米麦、雑穀、でんぷん、カン詰類等の主要食糧に対しましては、



昨年法律第八十八号をもちまして、その輸入税を本年一年間免除することとしたのでありますが、わが国現下の食糧事情にかんがみ、右の主要食糧の輸入税をさらに一年間免除する必要があると考へられますので、本法律案を提出しました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

次に日本専売公社法案について提案理由を説明いたします。

去る七月二十二日連合国最高司令官より日本政府あてに發せられたる国家公務員法改正問題に関する書簡中に「鉄道、通信並びに塩、しよりのり、タバコの政府事業に関する限り、その職員は普通公職から除外されてもよいと信ずる。しかしながらその場合には、これらの事業を管理し運営するために、適当な方法により公共企業体が組織せらるべきである。」とあります。この示唆に基いて、政府といたしましては専売事業の形態をいかにすべきかの問題を鋭意検討して参つたのでありますが、今回その結論を得て、本法案を上程いたしました次第であります。

法案の概要を申し上げますれば、日本専売公社は煙草専売法、塩専売法及粗製樟腦樟油専売法に基く国の専売事業の健全にして能率的なる実施に当る法人とし、資本金は現に専売局特別会計に属する財産をもつて政府が出資することにいたしましたのであります。役員については、別に公共企業体労働関係法案を提出することになつております。業務に関しては、現在の専売局の所掌事務と同一と

し、各専売法に基く許可専売取締りも公社をして行わしめることといたしてあります。

次に会計経理については、まず原則として公社を国の行政機関とみなし、特別に規定する場合のほかは、国の会計法令の規定によるものとすることとしたのであります。従いまして公社の予算は閣議決定を経て、国の予算とともに国会に提出することとし、決算に關しても、財産目録、貸借対照表及び損益計算書につき大蔵大臣の承認を受け、決算報告書は会計検査院の検査を経て国の歳入歳出決算とともに国会に提出するよう規定した次第であります。

また利益金の納付については、毎事業年度の利益金は、すべて国庫に納付することとなつております。なお公社の業務にかかる現金については、国庫金の例によることとした次第であります。

以上が本法案を上程いたしました理由並びに本法案の概要であります。これが施行は明年四月一日を目途といたしておるのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望する次第であります。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十二日)

○島村一郎君 ただいま議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について概要御報告申し上げます。

まず政府原案の要旨についてであります。米、麦、雜穀、澱粉、カシ類等の主要食糧に対しては、昨年法律第八十八号をもつて、

その輸入税を本年一年間免除することとしたのでありますが、わが国現下の食糧事情にかんがみ、さらに向う一年間これを免除したいというのであります。

本案は、去る八日、本委員会に付託されたものであります。十三日提案理由の説明を聴取し、十六日及び二十日の両日にわたりました慎重審議をいたしましたのであります。

まず十六日の委員会においては、社会党の佐藤觀次郎君及び国協党の内藤友明君より輸入食糧の概況等について政府の説明を求め、次いで二十日には、社会革新党の本藤恒松君及び労働者農民党の堀江實藏君より二、三の質疑がありました。詳しくは速記録によつてごらんを願いたいと存じます。

續いて同日、討論を省略し採決に入りましたが、起立多数をもつて原案を可決いたしました。

以上をもちまして委員会の経過並びに結果の御報告といたします。(拍手)

## 三、参議院大蔵委員長報告(十一月二十七日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十一月十日より十一月二十六日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、討論に入り、採決の結果、原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

さて、本法律案の提案内容は、米、麦、雜穀、澱粉、罐詰類等の主要食糧に対しては、昨年法律第八十八号によりましてその輸入税を本年一ヶ年間免除することとしたのであります。我が国現下の食糧事情に鑑みまして、右の主要食糧の輸入税を更に一年間免除しようというのであります。本案審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対し懇切なる答弁がございましたが、今その質疑応答の主なるものを申し上げます。一委員より、食糧の無税輸入は放出食糧のみでなく、他の輸入食糧も無税で輸入しているか、及び過剰農業恐慌により外国農産物が無税輸入される場合、我が国農業は、工業生産品と農産品との現状価格差による二重の圧力を受け、農業経営に大なる影響を興えらると思ふがどうかという質疑に対して、政府委員より、放出食糧とその他の輸入食糧とを区別することはできないので、品目を挙げて無税にしている。又過剰農業恐慌が日本農業に及ぼす影響については、食糧の免税輸入は真に臨時的のものであるので、農業経営を不利にすることはないと考へるとの答弁でありました。更に又今後の情勢如何によつては適當に措置するとの答弁がありました。又一委員より、関稅定率法別表輸入税表に、重碳酸曹達を食糧として無税にしているが、重碳酸曹達は薬品であるので、食糧とする理由についての質疑に對しましては、政府委員より、主食以外の軍用物資は更新の際、期限満了と同時に放出になるが、重碳酸曹達はベークینگ・パウダーとして使用しているの、広い意味の食糧として扱つてゐるとの答弁がありました。又一委員より、主食と認められるものを免税するのは



適當と思うが、主食でない砂糖、コーヒー等を免税する理由はどうかとの質疑に対しまして、政府委員より、これらの免税食糧は放出食糧として連合軍から日本政府へ引渡されるものであつて、米麦等の主食は勿論のこと、砂糖、コーヒー等の食糧も含まれるので、一括して免税するを適當と認めたとの答弁でありました。尙重要な質疑応答がありました。詳細は速記録に譲ることを御承知を願います。

かくて十一月二十六日質疑を打ち切り、討論に入り、小川友三委員より、本法案中の品目名のうち、薬品たる重碳酸曹達の加えられておることは、食糧にあらず、薬品にして、重碳酸曹達を除外する修正意見が提出されましたが、少数意見として否決されたのであります。他に格別の発言もなく、討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

更に、只今議題となりました金資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。去る十一月二十四日より十一月二十六日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、討論に入り、採決の結果、原案通り可決すべきものと決定したのであります。

本法案の提案理由は、金資金特別会計においては資金の運用として貴金属の売買操作を行なつておりますが、この操作を行うに当り、産金法等により新産貴金属は全部買上げると共に、買上貴金属の国内消費向の拂下については連合司令部の承認を必要とし、同

令部より四半期ごとに国内消費の必要最少限度の拂下数量を指定されておるのであつて、貴金属の買上金額は常に手持貴金属の拂下金額を超過しておる状況でありますので、この売買の不均衡から生ずる資金の不足を一般会計からの繰入金金を以て補填して来たのであります。過般の物価改訂により貴金属の価格が大幅に引上げられたために、一般会計からの繰入金金はその法定限度額六億円で、すでに繰入済みとなつておるのであります。今後の買上資金に不足を生ずることとなりまして、この資金の不足額を当分の間借入金金を以て補填し、本資金の円滑なる運用を図らうというのであります。

次に、委員会における質疑の主な点を申し上げますれば、一委員より、我が国の産金の状況及び金資金特別会計の金保有量についての質疑に対しまして、政府委員より、二十三年度の産金計画は三トンドであるが、一月より十月までの金資金特別会計の買上実績は二・八四トンドであり、産金計画は予定通り行われておる。又十二月末の保有量は二・八五トンドであるとの答弁がありました。更に一委員より産金奨励政策についての質疑に対し、政府委員より、現在産金奨励の特別な政策を取つていないが、関係各省と連絡を取り、産金奨励の方策を考えたいとの答弁がありました。かくて十一月二十六日質疑を打ち切り、討論に入りましたが、小川友三委員より、本法案中、五億円を十億円にすべきであるとの修正意見が提出されましたが、少数意見として否決されました。外に格別の発言もなく、討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

◎金融機関再建整備法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、六、法二三三)

一、提案理由(十一月二十七日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(専売局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、七、法二三三)

一、提案理由(十一月十日)

○佐藤(藤)政府委員 ただいま議題となりました下級裁判所の設立金融機関再建整備法の一部を改正する法律 下級裁判所の設立

及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

この法律は新憲法第七十六條第一項及び裁判所法第二條第二項の規定に基づき、高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域について規定したものであります。昭和二十二年四月、法律第六十三号として制定公布せられ、同年七月、法律第八十九号をもつてその一部が改正せられて今日に至つたのであります。今回さらに次のような改正を要することになりましたので、この法案を提出いたしました次第であります。

すなわちその改正の第一点は、家庭裁判所の設立及び管轄区域に関する規定を設けることとあります。さきの第二回国会において少年法を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十八号)が成立し、昭和二十四年一月一日から施行せられることになっておりますが、この法律の改正に伴い、政府は下級裁判所の一種として、少年法で定める少年に対する保護事件の審判及び同法で定める成人に対する刑事事件の裁判のほか、家事審判法で定める家庭に関する事件の審判及び調定を行わせるため、家庭裁判所を設置するを認め、別途裁判所法の一部を改正する等の法律案を提出した次第であります。この家庭裁判所は、その取扱ひ事件が重要かつ広汎なものである関係上、少くとも各地方裁判所の所在地に一つずつこれを設け、その管轄区域も所在地を同じくする地方裁判所のそれと同一とすることが適當と認め、その趣旨の規定を設けようとするのであります。



その第二点は、土地の状況及び交通の便否等にかんがみ、簡易裁判所の管轄区域を是正することであり、簡易裁判所は、裁判所法の制定に伴い、全国を通じ五百五十九箇所にあつたに設立せられたのでありますが、設立後一年有余の実績にかんがみ、その管轄区域の変更を要するものがあることが判明いたしましたので、土地の状況及び交通の便否等、実情に即してその是正をしようとするものであります。この管轄区域の変更は全国を通じて二十四箇所及んでゐるのであります。いずれも当該市町村のほか、関係官公署及び地元弁護士会等の意向を徴して慎重に決定したものであります。

第三点は宇都宮地方裁判所管内の日光簡易裁判所及び名古屋地方裁判所管内の中川簡易裁判所の所在地の移転及び名称の変更の点であります。これらの簡易裁判所は、それ／＼栃木県上野原郡日光町及び名古屋市中川区に設置せられてゐるのであります。その庁舎の都合等やむをえない事由によつて、これをそれ／＼同県今市町及び同市中村区に移転し、その名称をそれぞれ栃木今市簡易裁判所及び愛知中村簡易裁判所と改称しようとするものであります。

また第四点は、裁判所の管轄区域の基準となつた市町村その他の行政区画の名称等に変更のあつたことに伴い、この法律の別表を訂正する点であります。すなわち従前の町や村が合併して市または町となり、また市町村の名称が変更せられる等、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更がある場合に、これに従つてこの法律の別表中に記載せられた市町村名等を訂正しようとする点であります。

以上まことに簡単ではありますが、この法律案の要点について御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(十一月二十七日)

(戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(十一月二十九日)

○岡部常君 只今上程になりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律案の委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律案は、憲法第七十六條第一項及び裁判所法第二條第二項の規定に基いて高等裁判所以下の下級裁判所の設立及び管轄区域について規定したものであります。昭和二十二年四月法律第六十三号として制定公布せられ、同年七月法律第八十九号を以てその一部が改正せられて今日に至つたのであります。今回更に次のような改正を要することになりましたので、この法案を提出いたしました次第であります。

即ちその改正の第一点は家庭裁判所の設立及び管轄区域に関する規定を設けることであり、先の第二回国会において少年法を改正する法律が成立いたしました。昭和二十四年一月一日から施行せられることになつておりますが、この法律の改正に伴い、政府は今市町及び同市中村区に移転し、その名称をそれ／＼栃木今市簡易裁判所及び愛知中村簡易裁判所と改称しようとするものであります。

又第四点は、裁判所の管轄区域の基準となつた市町村その他の行政区画の名称等に変更があつたことに伴ひましてこの法律の別表を訂正する点であります。即ち従前の町や村が合併して市又は町となり、又市町村の名称が変更せられる等、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更がある場合に、これに従つてこの法律の別表中に記載せられた市町村名等を訂正しようとする点であります。以上が本法案の内容の概略であります。

本委員会では慎重なる審議をいたし、各委員より熱心な質疑が行われたのであります。その応答の詳細は速記録によつて御覧願うことにいたします。ここに申述べますことを省略させて頂きたいと存じます。かくて討論に入りましたが、別段御発言もなく、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定された次第であります。以上を以ちまして報告を終わります。(拍手)

◎司法警察職員等指定応急措置法

(昭和二三、一二、九、法二三四)

一、提案理由(十一月二十六日)

○木内政府委員 ただいま上程に相なりました司法警察職員等指定



応急措置法案の提案理由につきまして御説明いたします。

御承知の通り第二回国会において制定せられました刑事訴訟法改正法律の第九十條におきましては、森林、鉄道その他特別の事項について、司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定めることとなつてゐるのであります。従いまして従来刑事訴訟法第二百五十一條に基き、司法警察官吏の職務を行うべき者及びその職務の範囲を定めておりました大正十二年勅令第五百二十八号はこれを廃止いたしまして、新たにこれにかわるべき法律を制定する必要があるものであります。よつて政府におきましては、勅令第五百二十八号のうち、すでに不要となつたものは削除し、新たに必要となつたものを加え、職務の範囲につきましても適当に修正を加え、これを法律案として整理すべく努力いたして参つたのであります。これらの点につきましては各方面と関連するところが多く、現在なおこれを法律案として国会に提出するに至らないのであります。しかして他方改正刑事訴訟法は、昭和二十四年一月一日からこれを施行することと相なつておりますので、これが円滑な運用をはかるためには、この点に關し右の法律にかわるべき応急措置を講ずる必要があるものであります。

従いまして、本法案第一條におきまして、他の法律に特別の定めのない限り右の勅令第五百二十八号の内容をそのままとつて、当分の間これを改正刑事訴訟法の規定による司法警察職員といたすこととしたのであります。しかしてその他改正刑事訴訟法におきましては、現行法の「司法警察官吏」「司法警察官」及び「司法警察吏」に

相当するものを「司法警察職員」「司法警察官」及び「司法巡查」と改めましたので、第二條におきまして他の法令中にある右のごとき語を改正刑事訴訟法に適合するように、それ〴〵読みかえることとしたのであります。

以上が本法案の提案理由の御説明であります。本法は改正刑事訴訟法の実施を円滑にするためには欠くことのできないものでありますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを望む次第であります。

### 二、衆議院法務委員長報告(十一月三十日)

○鍛冶良作君 だだいま議題となりました三法案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

第一に、刑事訴訟法施行法案の内容のおもなるものを申し上げます。……(本法案は審議未了につき中略)

第二に、司法警察職員等指定応急措置法案の内容につき概略を申し上げますと、改正刑事訴訟法第九十條によりますと、森林、鉄道その他特別司法警察の職務を行うべき者、その職務の範囲は、別に法律で——政令等ではなく法律でこれを定めることになつてゐるのであります。従つて、現行の司法警察官吏の職務を行うべき者及びその職務の範囲に關する大正十二年勅令第五百二十八号は廃止して、これにかわるべき法律を制定することが当然であります。ところが、この勅令の中には、すでに不要となつたものがあり、また新たに必要となつたものがあり、これらを整理すべきであります。

これらの点は關係行政機關と関連するところが多し、多し關係上、これを法律案として国会に提出する運びに至つていないのであります。そこで、来年一月一日施行の改正刑事訴訟法を円滑に運用するために、その予定しております「指定に關する法律」にかわるべき応急措置として、先ほど申し上げました勅令第五百二十八号の内容をそのままとつて、暫定的に、当分の間、これを改正刑事訴訟法のいわゆる「特別司法警察職員」といたすこととしたものであります。

第三に、裁判所法の一部を改正する等の法律案の内容のおもなるものを申し上げますと、……(本法案は、審議未了につき中略)司法警察職員等指定応急措置法案は政府原案の通り可決すべきものと議決することに相なつた次第であります。

以上をもつて私の報告を終ります。

### 三、參議院法務委員長報告(十一月三十日)

○岡部常君 只今上程に相成りました司法警察職員等指定応急措置法案の審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

改正刑事訴訟法の第九十條におきましては、森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定めることになつてゐるのであります。従いまして従来刑事訴訟法第二百五十一條に基き、司法警察官吏の職務を行うべき者及びその職務の範囲を定めておりました大正十二年勅令第五百二十八号は廃止いたしまして、新たにこれに代

るべき法律を制定する必要があるものであります。よつて政府では

勅令第五百二十八号のうち、すでに不要となつたものを削除し、新たに必要となつたものを加え、職務の範囲につきましても適当な修正を加え、これを法律案として整理すべく努力いたしておつたのであります。従いまして本法案第二條におきましては、極めて多く、現在尙その法律案が国会に提出せられるに至つていないのであります。而して他方、改正刑事訴訟法は昭和二十四年一月一日からこれを施行することに相成つておりますので、これが円滑なる運用を図るためには右の法律に代るべき応急措置を講ずる必要があるものであります。従いまして本法案第二條におきましては、他の法律に特別の定めのない限り、右の勅令第五百二十八号の内容をそのまま採つて、当分の間はこれを改正刑事訴訟法の規定による司法警察職員といたすことにしたのであります。而してその他、改正刑事訴訟法におきましては、現行法の「司法警察官吏」「司法警察官」及び「司法警察吏」に相当するものを「司法警察職員」「司法警察官」及び「司法巡查」と改めましたので、第二條におきましては、他の法令中にある右のごとき語を改正刑事訴訟法に適合するように読み替へることにいたしましたのであります。以上が本法案の内容の概略であります。

・当委員会におきましては慎重なる審議をいたしまして、各委員より熱心なる質疑が行われたのであります。その詳細は速記録に譲らして頂きます。かくて討論に入りましたが、別段御発言もなく、採決の結果、全会一致可決すべきものと決定した次第でございます。



す。(拍手)

### ◎国家行政組織法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、一〇、法二三五)

#### 一、提案理由(十一月十七日)

○大野木政府委員 本日行政管理庁長官の工藤國務大臣が出て御説明申し上げるはずでしたが、ちよつと微恙のために引こもつておりますので、行政管理庁次長の私がかわつて御説明申し上げます。

なお、御説明を申し上げる前に印刷にミスプリントがありますので御訂正願いたいと思います。三頁の理由のところを「国家行政組織法の施行期日を延期する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。」と御訂正願いたいのではありません。それでは提案理由の御説明を申し上げます。

国家行政組織法は、第二国会において成立を見たものでございませぬが、その施行期日は昭和二十四年一月一日と定められております。すなわち同法は、行政機関の組織の基準を定めたものでありますから、各行政機関の組織をこの基準に従つて法制化することが必要でございまして、国家行政組織法はこれらの各省等の設置法と同時に施行すべきものでございます。従つて政府といたしましては、今期国会に各省等の設置法案を提出いたしましたので、そうして本法をす明年一月一日から施行すべく準備を進めて参つたのでございます

が、御承知のように今期国会は、国家公務員法の改正を中心として、その会期も短期に定められたのでございます。それで政府は、今期国会に各省等の設置法案を提出することはこれを取りやめまして、今後なお十分準備をいたしまして、次期国会にこれを提出して、その制定をまつて、明年四月一日を期して国家行政組織法を施行することを適当と認めた次第でございます。従つて同法の施行期日及びこれと関連する事項を定めました国家行政組織法の第二十三條、第二十五條及び第二十七條の三箇條の中で、それ〴〵「一月一日」とありますのを「四月一日」と改めるといふのが、この法律案の内容でございます。

何とぞ御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(十一月三十日)

(財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院内閣委員長報告(十一月三十日)

(財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ◎選挙運動等の臨時特例に関する法律の

一部を改正する法律

(昭和二三、一二、一〇、法二三六)(衆)

#### 一、提案理由(十一月三十日)

○山口好一君 ただいま上程に相なりました選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

本案につきましては、去る十一月二十日、千賀康治君を小委員長とする十名の小委員会を設け、鋭意研究を重ね、衆議院法制局及び全国選挙管理委員会事務局各当局の出席をも得まして立案に努力いたしました結果、現下の諸般の状況よりして、選挙界における経費の節減と運動の公正確保を期することは、きわめて切実なるものがありますので、選挙運動等の臨時特例に関する現行法の精神を一步拡充して、文書図画関係の制限を一段明確ならしめることが至当であるという理由をもつて、別紙のような成案を得、昨日、千賀小委員長より地方行政委員会に報告がありました。本委員会においては、慎重審議、全員これに賛成したものであります。

さて、審議の結果として本案の内容を申し上げますと、第一に、この法律案は、選挙運動等の臨時特例に関する法律第二十一條第一項の次に「前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは議員候補者と同じ戸籍内にある者の名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状を当該議員候補者の選挙区内に頒布し又は掲示する行為は、これを前二條の禁止を免れる行為とみなす」という一項を加えんとするものであります。すなわち、同法第二十一條第一項は、同法第十九條及び第二十條によつて禁止せられている行為に対していわゆる脱法行為となるべき事項の禁止を規定しているものであります。が、本案においては、これを拡充して、議員候補者の氏名その他一定の者の名を表示する年賀状等の挨拶状の頒布または掲示をも、右と同様、その禁止を免れる行為とみなそうとしたのであります。しかして、頒布または掲示を禁止する文書図画は、議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称または議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者もしくは議員候補者と同じ戸籍内にある者の名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状に限定いたし、またその禁止区域は、その議員候補者の選挙区域内に限定いたしましたものであります。なお施行期日につきましては、本案附則において、これを次の総選挙から施行することにいたしてある次第であります。

さらに、本法案の決定に附帯し、本委員会の熱心なる希望意見として次の通り決しましたことを、あわせて御報告申し上げます。

すなわち、さきに第二回国会を通過しました選挙運動等の臨時特例に関する法律は、わが国選挙史上画期的な立法でありまして、そ



の成否いかんは、今後の選挙公営及び選挙運動に及ぼす影響がきわめて甚大であると認められますが、選挙公営の拡充に伴いまして、個人の選挙運動の範囲は著しく制限されていますので、この法律の趣旨を生かし、選挙公営の実をあげ、もつて議員候補者の政見を選挙人に周知徹底せしめ得るかいなかは、ひとえに都道府県及び市町村の選挙管理委員会の活動十分なりやいなやにかかるとも申しても、過言ではないのであります。しかして、これらの委員会が完全に機能を發揮し、その任務を全うするために、これらの委員会に対し相当の予算を国庫より配付するは、真に至当なるものと存ぜられますから、政府はすみやかに所要の予算案を国会に提出し、議決を経らるることを望みます。

以上、御報告申し上げます。

## 二、参議院地方行政委員長報告(十一月三十日)

○岡本愛祐君 只今議題となりました衆議院提出の選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。先ず本案の全文を朗読いたします。

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案  
選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項の次に次の一項を加える。  
2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、議員候補

提灯の外は、文書、図画を掲示することはできないことと制限しております。

三、選挙運動期間中は、著述、演芸等の広告その他如何なる名義を以てするを問わず、主として議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、議員候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書、図画を頒布し又は掲示することができないことと制限してあります。

而して今回更に選挙運動の期間中における文書、図画の制限を強化徹底することといたしまして、脱法行為として議員候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称、議員候補者の推薦届出者、その他選挙運動に従事する者の氏名又は議員候補者同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状、その他これに類する挨拶状を、当該議員候補者の選挙区内に頒布し又は掲示することを選挙運動の期間中は禁止し、次の総選挙から実施せんとするものが、この法律案の趣旨及び内容であります。

本委員会は慎重審議いたしました。その質疑応答の詳細は速記録に譲りたいと存じます。かくて討論を省略して直ちに採決に入り、全会一致を以て原案通り可決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律

者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は議員候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者、若しくは議員候補者同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類する挨拶状を、当該議員候補者の選挙区内に頒布し、又は掲示する行為は、これを前二條の禁止を免れる行為とみなす。

同條第二項中「前項」を「前二項」に改める。

### 附 則

この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

次にその内容及び趣旨について申し上げますと、選挙運動等の臨時特例に関する法律は、衆議院議員の選挙に関し、金のかからない選挙を実現し、選挙の公営を強化し、立候補者に選挙運動の機会均等を保障し、以て選挙の腐敗を防止することを目的として、次の総選挙から施行するため本年七月二十九日公布せられたものであります。そのうち選挙運動のため使用する文書、図画の制限については、

一、候補者一人につき千枚の郵便はがき及び封をしなない書状を、選挙事務所の設置、立会人の依頼、演説会に関し必要な連絡その他、選挙事務の連絡のため使用する以外は、一切の文書、図画を頒布することができないとしております。

二、街頭演説会のためにその場所において使用する立札及び提灯、自動車、拡声機、又は船舶に使用する貼札、立札、提灯及び選挙事務所を表示するためにその場所において使用する貼札、立札、

## ◎市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律 (昭和二三、一二、一〇、法二三七)

### 一、提案理由(十一月二十九日)

○伊藤政府委員 提案の説明を申し上げます。農地改革は順調に進捗いたしましたので、すでに農地の買収も百八十万町歩、売渡しも百五十万町歩に達し、予定通り本年末をもつて一段落いたしましたことになりました。農地改革の成功は、言うまでもなくポツダム宣言に基くわが国民主化の基本方針を忠実に果たしたというばかりでなく、日本農業のがんと考えられていた農地制度を徹底的に改革して、農業経営を順当に発展させるための基礎をつくつた意味で、日本農業の将来に対しても大いなる意義を有するものであります。まことに喜びにたえないところであります。

さて農地改革の推進に懸命の努力をいたしました農地委員の任期も、近く終了いたしましたことになりました。すなわち村の委員は本年十二月下旬に、県の委員は、明年二月下旬に任期終了し、総選挙をいれたすことになるのであります。ところが現行法の地主、自作、小作という階層区分に従つて新しく選挙人名簿を作成するといいたしますと、事務的に買収令書や売渡通知書の交付が遅れており、過渡期にありますために、所有権が旧地主にあるか新自作にあるかというこ



とについて、疑問の場合が少からずあるわけであり。さらにそれを押して新たに名簿を作成いたしましたも、農地改革後においては自作が八〇%ないし九〇%にも及び、地主小作がおのゝ五%前後を占めるにすぎない状況となりますので、現在の地主三、自作二、小作五という階層別委員の定数が農村の実情に合わないことは当然であります。この二つの理由によつて本年は新たに選挙人名簿を作成せず、単に補充選挙人名簿の作成にとどめ、現在の選挙人名簿及び補充選挙人名簿をすえ置いて、旧階層によつて選挙をすることにいたしましたのであります。なおかかる措置は暫定的でありまして、できるだけ早い機会に農地委員会の構成を全面的に改めるために、農地調整法の改正法律案を国会に提出いたすつもりであります。従つて新委員の任期も昭和二十五年三月三十一日までと短縮いたしましたのであります。提案がおくれてまことに申訳ない次第であります。御承知の上すみやかに可決あらんことをお願いいたします。

## 二、衆議院農林委員長報告(十一月三十日)

○坂本實君 ただいま議題と相なりました、内閣提出、農林委員会付託にかかわる市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に関する特例に関する法律案に關しまして、委員会におきまする審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

御承知のごとく、第二次農地改革は所期の目標に向つて進捗中でございますが、農地委員の任期は、農地調整法の規定によりまし

て、市町村におきましては十二月中旬に、都道府県におきましては来年二月下旬に終わりますので、近く総選挙を要するわけであり。しかるに、現行法の階層区分は、農地改革の結果、農村の実態とはかなりの懸隔を生じておられるのみならず、農地の買収、売渡に關する事務上の手続が遅れておられる關係上、農地の所有權に關しまして若干の疑義が生ずるわけであり。そこで、本年度は新しい選挙人名簿の作成はこれを行わず、単に補充選挙人名簿を作成するにとどめ、現在の選挙人名簿並びに補充選挙人名簿をすえ置きまして、旧階層区分のまま選挙を行、しかし、この選挙の結果選出された委員の任期は、農地調整法の規定にかかわらず、これを短縮して昭和二十五年三月三十一日までとする、以上が提出原案の概要でございます。

本法律案及び農地制度の改革に關しまして政府との間に行われましした質疑応答は、この際これを省略いたします。しかし、審査の経過を通じて見ますとき、本法律案に反対せられる委員の側におきましては、大別して二つの立場が看取されるのであります。すなわち、一方におきましては、すでに第二次農地改革によつて農村の階層区分は消滅しつつあるにもかかわらず、なお旧階層に従つて新委員の選挙を行おうとするのは不当であるといふのであり、他方におきましては、第二次農地改革は不徹底であり、今後小作地の全面的解放に進むべきであるにもかかわらず、架空の地主名義等を残して新選挙を行い、その任期を再来年三月三十一日までとするのは、了解に苦しむといふのであります。従いまして、本法律案に対しまして

は、農地制度の深刻な基礎構造にかかわる諸問題に關連して慎重に

検討すべき事柄を含んでおりますにもかかわらず、農地委員の任期終了期を控えて、農地事務を中断せしめないために必要な措置を講ずる要があるという事態に対処いたしまして、当面各党各派の了承し得る線に沿うて、一応現農地委員の任期の延長のみに關して修正案を作成し、後日すみやかなる機会に農地法全般にわたつて慎重審議を盡すべきであるというのが、一致した見解であるのであります。

本案は、一昨二十八日農林委員会付託と相なりましたので、委員会は、昨二十九日ただちに会議を開き、政府より提案理由を聴取し、審議に入つたのであります。会期も押し詰まりましたので、質疑二回にして打切り、本日討論を省略して表決に付することにいたしましたのであります。採決に入るに先だちまして、社会党井上委員より、各派共提同案にかかる修正案が提出せられましたので、修正案並びに修正部分を除いた原案を議題として採決に入つたのであります。

まず修正案を朗読いたします。

市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に關する特例に關する法律案を次のように修正する。

題名中「選挙」を「任期等」に改める。

第一條を次のように改める。

第一條 この法律施行の際、現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員である者は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の規定にかかわらず、昭和二十四年六月三十日まで在

任するものとする。

第二條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に改める。

第三條を削り、第四條を第三條とし、同條中「昭和二十五年三月三十一日」を「昭和二十四年六月三十日」に、「前二條」を前條に改める。

第五條を削り、第六條を第四條とする。

以上の修正案並びに修正部分を除いた原案を表決に付しましたところ、修正案は多数、修正部分を除いた原案は全員一致をもつて可決するに決したのであります。

以上をもつて御報告を終わります。

## 三、参議院農林委員長報告(十一月三十日)

○楠見義男君 只今議題となりました市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の選挙に關する特例に關する法律案につきまして、農林委員会における審議の状況を御報告申し上げます。

この法律案は昭和二十五年三月三十一日までに行われまるところの農地委員会委員の選挙及びいわゆるリコールの手続につきまして、その特例を定めんとするものであります。御承知のように現在の農地委員は、地主、自作及び小作の各階層よりそれゝ選挙せられておりますが、任期が二年と定められておりますので、現在の市町村農地委員は概ね本年十二月下旬に、又都道府県農地委員は概ね明年二月下旬にそれゝ任期が終了いたしましたして、新たに総選挙を



いたさなければならぬのであります。そこで、その選挙に際して用いられますところの選挙人名簿でございますが、この名簿につきましては毎年十二月一日現在を以て作成せられる選挙人名簿による建前となっておりますが、農地改革進行途上の現状におきましては、その特例として、昭和二十一年九月一日現在における選挙人名簿と本年の三月一日現在における補充選挙人名簿を利用し、この二つの名簿を明年二月十九日まで据置くことに政令を以て定めておるのであります。今回の法律案は明年二月十九日まで据置くことになつておりますのを更に延長いたしましたして、明後年即ち昭和二十五年三月三十一日まで据置くと共に、新たに本年十二月二十日現在で補充選挙人名簿を作成し、これらの名簿によりまして来るべき農地委員の総選挙を行わんとするものでありまして、その趣旨とするところは、農地改革が今尚進行途上にございまして、地主、自作、小作の各階層の実態に即した正確なる選挙人名簿を今作成することは極めて困難であることと、更に農地改革後においては自作が八割乃至九割を占むることとなります等、従来の農村の構造は全く一変してしましまするので、現在の農地改革達成後できるだけ早い機会に、この新しい農村構造に即して農地委員の選挙を行うまでの経過的措施といたしまして、差当りの選挙には、従来の名簿と、それに多少の補充をなしたものをを用いんとするわけでありまして、従つて又右のような趣旨からいたしまして、新らしく選挙せられる委員の任期も、原則の二年を用いずに約一年に短縮いたしましたして、即ち明後年の三月三十一日までといたしておるのであります。

法律案の概要は大体以上の通りでございますが、委員会におきましては、法案内容の審議に先立ちまして先ず農地改革の現状について調査いたしましたのでありまして、政府提出資料によつて今その概況を申し上げますと、昭和二十二年三月行われました第一回の農地買収から本年十月の第八回買収までに、政府の買収いたしました農地の総計は約百六十二万六千町歩でございます。うち田は九十四万四千町歩、畑は六十八万二千町歩でございます。又別の角度から見ますと、在村地主所有のものは八十九万八千町歩、不在地主所有のものは七十二万七千町歩でございます。而して右の買収面積百六十二万六千町歩の外、財産税物納分として約十七万二千町歩でございますので、合計百七十九万八千町歩のものがいわゆる解放面積として政府の手に入つたこととなります。この解放面積に対して本年九月三十日までには、

〔副議長退席、議長著席〕

従来の小作人等に対する売渡決定面積は約百五十一万三千町歩でございます。而して、いわゆる農地改革は、この売渡進捗率の八四％という数字が示しておりますごとく、概ね順調に行われ、予定計画も近く一段落を告げることになるわけでありまして。

従つて今後の問題は、極く小面積の買収漏れ農地の整理の外は、主として旧地主等に対する買収代金支拂の促進円滑化、登記事務の促進、農地証券に対する金融的措置等の問題と、今後我が国農村の中心となるべき自作農の維持安定とに存するものと認められるのであります。殊に最後の問題であります旧中小地主に対する証券

担保による金融的措置は、大きな農地改革という制度的改革の犠牲者とはいひながら、現にその生活にすら窮乏せる者については、国家としても温かい同情の手を差伸べることの必要性が論議せられまして、これらの諸問題につきましては後に討論の際において藤野委員から強く要望せられたところでございます。

次に法案の内容の審議に当りましては、委員多数の御意向は、政府提出原案は経過的措施としてその趣旨において必ずしも反対ではないが、現実と余りにも遊離した現在の選挙人名簿によつて選挙を行い、而も短縮されたとはいへ、それらの状態が一年以上も続くことに対しては、何らか補正の途なきやを論議いたしておつたのでございまして、たまたまこの委員会の意向に符合するがごとく衆議院におきまして法律案を修正して参つたのでありまして、その修正の要点は、

第一に農地委員の総選挙は行わず経過的且つ暫定的措置として、現在の市町村及び都道府県の農地委員は明年六月三十日までその任期を延長すること。

第二に、従つて現在用いておる選挙人名簿及び補充選挙人名簿の据置期間を明年六月三十日まで延長すること。

第三に、新らしく補充選挙人名簿を作成することは、これを取止めること。

以上の趣旨によりまして、原案について先ず法律の題名も「市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の任期等に関する特例に関する法律案」と改め、又内容におきましても原案の第一條、第二

麻薬取締法の一部を改正する法律

條及び第四條にそれ／＼修正を加え、又原案第三條及び第五條を削除いたします等、適當なる修正を加えて参つたのであります。而してこの修正は、前に申述べましたごとく当方におきましても亦望むところでございますので、委員会におきましては採決の結果全会一致を以ちまして衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。以上御報告申し上げます。(拍手)

◎麻薬取締法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、一〇、法二三八)

一、提案理由(十一月十六日)

○林内務大臣 今日御審議を願います麻薬取締法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

麻薬に関する犯罪捜査の専門的な機関といたしまして、麻薬統制主事にこれが権限を與える根拠は、現在までのところ旧刑事訴訟法及びこれに基く勅令第五百二十八号第七條が設けられていたのであります。しかるに第二回国会におきまして、刑事訴訟法の全面的な改正を試みる法律が成立いたし、明年一月一日をもつて施行されることとなり、これに伴ひまして、麻薬統制主事の捜査権限を新しい刑事訴訟法と対応して規定する必要があるものであります。しかしこの改正にあたりまして、従来の運用の実績にかんがみ、麻薬統制主事のうち、捜査権限を有する者と、これを有しない者の二者があり、その区別が必ずしも一見明瞭でないために、捜査権限を有す



る者はこれを特に麻薬取締員という職名を明らかにしたのであります。

次に麻薬取締員を刑事訴訟法に定める司法警察員として、捜査に關し厚生大臣の指揮監督下に置き、独自の捜査権限を持つと同時に、検察官に対する関係は、警察官吏、労働基準監督官と同一のものとする建前を採用して、運用に遺憾のないよう期したのであります。

次に人員を従来の二百名から二百五十名に増加するとともに、小型武器の携帯を認めて、取締りの完全を期することとしたのであります。

これらの点につきまして実質的な改正を加えることを必要と考え、以上の理由に基き麻薬取締法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことを希望いたします。

## 二、衆議院厚生委員長報告(十一月十九日)

○佐々木盛雄君 ただいま議題となりました麻薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を、きわめて簡単に申し上げます。

麻薬に關する犯罪捜査の専門的な機関として、麻薬統制主事に対しその権限を與える根拠といたしましては、現在までのところ、旧刑事訴訟法及びこれに基く勅令第五百二十八号第七條が設けられていたのであります。第二国会におきまして新刑事訴訟法が成立

○塚本重藏君 只今議題となりました麻薬取締法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案の提出の理由について簡単に申述べます。麻薬の取扱に關して最近種々の問題を生じておりますので、第二国会におきまして麻薬取締法を制定いたしましたのでありますが、右の現行法では麻薬に關します犯罪捜査の専門的な機関といたしまして麻薬統制主事にこれが権限を與えております。而してその法的根拠といたしましては、現在までのところ、旧刑事訴訟法(現行法であります)及びこれに基く勅令第五百二十八号第七條を以て適用することになつていたのであります。然るに第二国会におきましては刑事訴訟法の全面的な改正が行われまして、明年一月一日よりこれを施行せられることになりましたので、それに伴ひまして、麻薬統制主事の捜査権限も亦新刑事訴訟法と対応して規定する必要があるものであります。

本改正法案の内容を要約いたしますと、第一は、従来の本法運用の実績に鑑みまして、麻薬統制主事のうち捜査権限を有する者と、これを有しない者との二者があり、その区別が一見して明瞭でないために、捜査権限を有する者は、これを特に麻薬取締員という職名を以て明示いたすことにいたしましたのであります。第二は、麻薬取締員を刑事訴訟法に定める司法警察員として、關係犯罪の捜査に關し、厚生大臣の指揮監督の下に置き、これに独自の捜査権限を與え、同時に、検察官に対する關係としては警察官吏或いは労働基準

麻薬取締法の一部を改正する法律

し、明年一月一日より施行されることとなりましたので、これに伴い、麻薬統制主事の捜査権限につきましても、新刑事訴訟法と対応して新たに規定を設けようとするのが、本改正法律案提案の理由であります。

次に、本法法律案の内容のおもなる点を申し上げますれば、第一に、麻薬統制主事のうち捜査権限を有する者に対し、特に麻薬取締員という職名を明示し、捜査権限のない麻薬統制主事との關係を明確にいたしましたのであります。第二は、麻薬取締員を、刑事訴訟法に定める司法警察員とし、捜査に關し、厚生大臣の指揮監督下において独自の捜査権限を持たせるとともに、検察官に対する關係は、警察官吏、労働基準監督官と同一のものとする建前を採用し、その運用に遺憾なきを期した次第であります。第三は、定員を従来の二百名から二百五十名に増加するとともに、小型武器の携帯を認め、取締りの完全を期することとしたのであります。

本法案は、十一月十五日、本委員会に付託せられ、十六日、政府の提案理由説明の後、ただちに審議に入り、麻薬取締員の権限区域、小型武器携帯の條件並びに操作訓練等に關し、政府との間に活発なる質疑応答があり、次いで十八日、本委員会におきまして、討論を省略して採決に入りましたところ、全員一致、原案通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

## 三、参議院厚生委員長報告(十一月二十六日)

監督官と同一のものとする建前を採用して、本法運用に遺憾のないように期したのであります。

第三は、人員を従来の二百名から二百五十名に増加すると同時に、これに小型武器の携帯を認めて、その裝備を強化し、以て取締の完璧を期するようにいたしておるのであります。

委員会におきましては去る十一月十五日予備審査付託となりまして以来、三回に亘つて慎重審議を重ねたのであります。その間に、おきます政府委員との質疑応答の主なるもの二三を紹介いたします。麻薬取締員に小型武器の携帯を必要とする理由如何との質問に対し、本法によつて麻薬の取締が嚴重になる半面において、その違反者の中には兇器を携行し、暴行を敢てし、取締の妨害をする者もあるもので、威嚇と保全のために小型武器を携行させることが妥当であり、これは防衛のための携行であつて、使用権は警察官の場合と同様に別途の法律によつて規定され、本法においてはこれを認めていないとの答弁がありました。第二に、麻薬取締員二百五十名は警察官を以てこれに充てるのであるか、又この二百名から二百五十名に増員することによつて、予算は幾ら要るのであるかという質問に対しまして、現在の麻薬統制主事の中には警察官も含まれておるが、新たに警察官は採用しないで、従来の麻薬統制主事の中からこれを充当するのである。従いまして麻薬取締員は二百五十名に増員になりますけれども、これに対します予算を必要としないとの答弁がありました。

以上のごとき質疑応答の後、討論に入りまして、更に採決に入り



ましたところ、全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡単に御報告申し上げます。(拍手)

### ◎過度経済力集中排除法の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、一〇、法二三九)

#### 一、提案理由(十一月十三日)

○神田政府委員 安定本部長官が参りまして、御説明を申し上げる事になつておつたのでありますが、ちようど委員会の時間の変更等もございまして、どうしても都合がつかかねるといふこととございまして、私から本委員会において審議いたされまする過度経済力集中排除法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

昨年十二月十八日公布施行されました過度経済力集中排除法におきましては、本来この法律が経過的性質のものでありますこと、その他の事情からいたしまして、財閥解体の機関として、さきに設立されておりますところの持株会社整理委員会をして、この法律施行の当分の担当機関としておるのであります。しかしながらこの法律第二十六條の規定によりますと、この法律の規定による持株会社整理委員会の職権及び記録並びに必要な職員は、将来これを公正取引委員会に移すことを建前といたしてあり、しかしてこれが移管に関

まず原案を申し上げますと、本法第二十六條中「昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間に於て」とあるのを「昭和二十四年六月三十日まで」と改めるといふのであります。現在持株会社整理委員会が持つてゐる権限等の移管に関する法律の制定期限を一時延期しようといふにすぎない事項であります。

なぜこの改正を必要とするかの理由を簡単に御説明申し上げます。御承知のように、過度経済力集中排除法は昨年十二月十八日に公布実施されたのでありますが、この法律は、経過的性質その他の事情からして、財閥解体の機関としてすでに設立されておりますところの持株会社整理委員会をしてこの法律施行の担当機関としていたのであります。そうして、持株会社整理委員会が一応の仕事を終りましたならば、将来適當の機会に、公正取引委員会に、その権限とか、記録とか、あるいは職員を引継ぐ、かういふことを二十六條できめてあります。しかも、その移管については別に新しい法律をつくらなければいかぬ、その法律の制定期限として、本年の九月一日から十二月三十一日までと規定されておるのであります。ところが、同法が実施されて今日まで約一年間の実情を見ますと、持株会社整理委員会は、いろ／＼な手続や基準をきめまして、現在二百七十五社の指定を終つております。そうして仕事は一応完了してありますが、具体的な排除の措置については、当初予定されたよりも非常に遅れております。さらに最近に至りまして、諸君も新聞で御承知の通り、経済力集中排除法の実施の問題につきまして、九月十一日に司令部の覚書、いわゆる四原則が示されました。この四原則の

過度経済力集中排除法の一部を改正する法律

しては別に法律を制定することとなつておるのであります。その法律は、これを本年九月一日から、本年十二月末日までの間に制定することに規定されておるのであります。

しかしながら、この法律施行一箇年の状況から勘案いたしますと、過度経済力集中の指定については、すでに一応これを完了いたしておるのでありますが、これが具体的な排除の措置につきましては、当初予想されたところより遅れております一面、最近この問題に関する微妙なる情勢の動きもありまして、関係方面の意向によりまして、右の移管に関する法律は、これを今ただちに制定することを適當としないことが明瞭となつたのであります。よつてこの際この立法期限を先に延長いたす必要が生じて参りますので、これを一応明年六月三十日まで延期することといたしました。この点について現行法第二十六條の改正案を本国会に提案いたしました次第であります。

右に申し述べました通り、今回の改正案自体はきわめて簡単な事項でありまして、権限等の移管に関する法律の制定期限を一時延期することだけあります。どうか御審議の上、すみやかに可決されんことを希望する次第であります。

#### 二、衆議院経済安定委員長報告(十月十七日)

○水田三喜男君 たいま議題となりました過度経済力集中排除法の一部を改正する法律案について、経済安定委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

示されたことによりまして、従来の集中排除の基準に対して非常に微妙な変化が出て参りました。そのために、この期限内に急速に立法することは適當でないという理由が明瞭になつて参りましたので、とりあえず、この立法期限を明年の六月三十日まで延期したいといふのであります。

本案につきまして、委員会は去る十三日に開きまして、提案理由を政府から聴取しまして、ただちに質疑に入り、もつぱらこれまでの実施状況についての質疑が重ねられました。その結果、この期限延長は日本経済にとつて非常に重要であり、かつ緊急を要するといふことを認めまして、討論を省き、全会一致で可決した次第でございます。

右、簡単にございしますが、御報告申し上げます。(拍手)

#### 三、参議院経済安定委員長報告(十一月二十六日)

○佐々木良作君 只今議題になりました過度経済力集中排除法の一部を改正する法律案の委員会におきます審議の経過と結果について御報告申し上げます。

本改正案は、過度経済力集中排除法第二十六條の規定に基く持株会社整理委員会の職権、記録及び必要な職員を公正取引委員会に移管する法律を制定する期間を昭和二十四年の六月三十日まで延長しようとするものであります。御承知のごとく過度経済力集中排除法は、過度の経済力の集中を排除し、国民経済の合理的な再編成を促進する目的を以ちまして、昨年第一回国会において制定公布になつ



戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律

たものでありますが、その後、同法の定めるところによつて、持株会社整理委員会におきましては、過度の経済力の集中の指定及び排除に関する具体的手続及び基準を定め、措置を進めて来たのでありますが、最近に至りまして、改めていわゆる過度経済力集中排除法の適用に関する四原則が示されまして、著しい情勢の変化が認められて参つたのであります。この四原則は同法の、つまり集中排除法自身の根本精神を変更するものではないといふ方には言われておりますけれども、その運用におきまして極めて微妙な新しい基準を與えられたものでありますので、すでに指定或いは再編成指令の通達等の措置を受けた会社につきましても改めて再検討を必要とするに至つたために、全体の進行が予期よりも遅れるの止むなきに至つたのであります。従つて持株会社整理委員会の職権等を公正取引委員会へ移管することに関する立法期限を延長する必要があるとして来たといふのであります。経済安定委員会におきましては、この間の事情、それから今後の見通し及び運営方針等につきまして、政府委員及び持株会社整理委員会より説明を聴取しまして、十分検討いたしました結果、持株会社整理委員会において集中排除法の根本精神と、前に申上げました四原則の線に沿つて、新たに検討を行なつて適切な措置を執る期間が必要であつて、この改正は止むを得ないといふことを認めまして、全会一致を以て本改正案を可決いたしました次第であります。以上御報告申上げます。(拍手)

た次第であります。

以下その内容の概略を申し上げますと、戸籍手数料の額を定める法律第二條は、閲覧手数料に関する規定でありまして、現在戸籍簿、除籍簿、届書その他市町村長の受理した書類、又は戸籍訂正申請書類の閲覧手数料は、一回につき五円と定めておりますが、これを十二円に増額いたします。

同法第三條は、抄本交付手数料に関する規定でありまして、現在戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料は一枚につき五円と定めておりますが、これも十二円に増額いたします。

同法第四條はいわゆる記載事項及び受理証明の手数料に関する規定でありまして、現在右謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明、戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明、又は届出若しくは申請受理の証明書、届書その他市町村長の受理した書類、若しくは戸籍訂正申請書類の記載事項の証明書の交付手数料は、一件につき五円と定めておりますが、これも亦十二円に増額することにいたしました。

右増額の割合は、大体現在の二倍半足らずでありまして、前述の物価指数と戸籍謄、抄本作成に要する実費を標準といたしました。

以上がこの法律案提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(十一月十七日)

(副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律の委

戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律

◎戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律 (昭和二三、一二、一四、法二四〇)

一、提案理由(十一月十日)

○政府委員(佐藤藤佐君) 戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

戸籍手数料の額は、昭和二十二年政令第二百一号で、同年十月一日から五円に増額され、右政令はそのままの内容で、本年六月戸籍手数料の額を定める法律に切り換えられ現在に至つて居るのであります。右増額以来、物価の騰勢は依然として続き、日本銀行統計局作成の物価指数表により、例を東京小売物価及び同卸売物価にとつて見ましても、右増額当時に比べ、いずれも二倍以上となつており、又戸籍の謄、抄本を作成するに要する実費を、実地について調査いたしました見ましても、昨年の約三倍となつておりまして、現行手数料を以ては、戸籍の謄、抄本を作成するに要する実費を償うに足りない状態であります。

このため戸籍事務に要する経費を負担しております地方公共団体の財政的負担は、いよゝ大きく、この際戸籍手数料の額を増額をいたしますことは、諸経費の増大に悩む地方公共団体の強い要望に答え、延いては戸籍事務の円滑な運営を計るうえんでもあります。よつてここに戸籍手数料の額を増額するため、この法律案を提出し

員長報告と一括して掲載)

三、衆議院法務委員長報告(十一月二十七日)

○高橋英吉君 ただいま議題と相なりました戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、法務委員会に付託され、一括して審議されましたので、両法律案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果の概要を一括して御報告申し上げます。

まず、戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案について申し上げます。戸籍手数料の額は、昭和二十二年政令第二百一号で、同年十月一日から五円に増額され、右政令は、本年六月、戸籍手数料の額を定める法律に切りかえられ、現在に至りました。しかし右のように増額しても、物価の騰勢は続いていますから、戸籍の謄本や抄本を作成する実費は約三倍となりました。このままでは、戸籍事務を担当する地方公共団体の財政的負担はたえがたくなり、この際戸籍手数料の額を引上げてもらいたいという声は、地方公共団体の強い要望となりました。政府もこれを認めて、この法案を提出するに至つたのであります。

さて、この法案の内容は簡単でありまして、その要点は、閲覧手数料も、戸籍謄本、抄本の交付手数料も、記載事項及び受理の証明手数料も、ともに五円とあるのを、十二円に増額しようとするのであります。以上が政府提案の要旨であります。

法務委員会においては、戸籍の謄本、抄本の交付手数料は一枚に



つき十五円に引上げ、その後はしばらく増額しないようにしてはどうか、その方が地方公共団体の財政的負担を軽減するのに役立つし、かつは国民のためにはないかという意見が出ました。この意見は、各派共同の修正意見として有力でありました。これに対し政府から、近い将来において十五円くらいに増額するように考慮し、その準備に着手するという答弁がありました。

かくて、十一月二十六日、法務委員会は、この法案の討論に入り、各党より賛成の意思表示あり、採決をいたしました。採決の結果、戸籍手数料の額を定める法律の一部を改正する法律案は、全会一致で政府原案通り可決した次第であります。

次は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

まず最初に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につき提案理由及び内容の概略を申し上げますと、第一点は、新しく家庭裁判所が設けられることになったことでもあります。現在、少年事件は少年審判所で、また家庭事件は家事審判所で処理されているのでありますが、これらの事件は、事柄の性質上、あたたかい家庭的雰囲気の中で、また国民の協力しやすい、親しみのあるところで、すなわち国民裁判所ともいふべきところで取扱うことが、最も適切だと考えられるのであります。しかも今日、日本再建途上において、次代を背負うべき青少年の不良化は、まことに恐るべき、憂うべき傾向を呈しているのであります。こ

の青少年の不良化防止ないしは純化は、国家の一大喫緊事であります。このような認識から出発し、かつ時局の要請にこたえる一助として、今回少年審判所と家事審判所とを統合し、新しい構想のもとに家庭裁判所を設けようとするに至つたのであります。この家庭裁判所は、全国を通じ四十九箇所を、地方裁判所のあるところに新しく設置せんとするものであります。現在の地方裁判所とほぼ同等の地位に立つものであります。従いまして、いわゆる下級裁判所は、高等裁判所、地方裁判所、簡易裁判所のほか、今回の家庭裁判所を加え四種類となるわけであります。

第二点は、簡易裁判所の管轄区域を二十四箇所にわたつて変更したことであります。御承知のように、現在簡易裁判所は全国に五百五十九箇所ありますが、その設立後一年有余の実績にかんがみ、土地の状況、交通の便否等を考慮し、今回二十四箇所につき、その管轄区域の変更を企てたものであります。もちろん、この変更にあたりましては、地元の関係市町村や関係官公諸団体の意向を十分参酌して、これを決定したものであります。そのほか若干の改正が企てられておりますが、これは省略することにいたします。

委員会におきましては、現在いわゆる青少年事件が一つの大きな社会問題と化しつつある現状にかんがみ、新しく発足する家庭裁判所は、その運営の妙を十分に發揮し、時局的要請にこたえるよう努力すること及び簡易裁判所の区域変更等にあたつては、他の一般司法の問題と同様、政争の具に供せられないように格段の注意を拂うこと、等の趣旨の希望の意見が開陳せられ、討論の結果、全会一致で可決いたしました次第であります。

### ◎引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

(昭和二三、一一、一四、法二四一)(参)

#### 一、提案理由(十一月二十六日)

○草葉隆圓君 只今上程になりました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨説明を申し上げます。

本法案は、現行の引揚同胞対策審議会設置法第三條の「審議会は委員長一人及び委員十五人」とあります十五人を「二十人」に、五名増員いたします。第二項に臨時委員制度を設けます。また、「特別の事項を調査審議するため必要があるときは臨時委員十人以上を置くことができる」という一項を加えまして、更に第四項に「委員は関係各省の次官、引揚援護庁長官」とありますその次に「経済安定本部副長官」というのを加えまして、更に第五項に「臨時委員は関係各庁の官吏及び学識経験ある者の中から内閣総理大臣がこれを命ずる」という臨時委員の任命の規定を加えまして、最後に「この法律は公布の日からこれを施行する」と改正せんとするのであります。本改正法案は、第二国会におきまして本院において可決

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律

引揚同胞対策審議会は、六百十万人余りの引揚者と五十余万の未婚還者のために、引揚促進に関する事項、遺家族、留守家族の援護に関する事項、帰還者の更生対策としての就労就業及び企業等に関する事項、帰還者の在外資産に関する事項というがごとき、引揚促進並びに帰還同胞に関する事項につきまして調査審議をなし、現在厚生大臣を委員長といたしまして、民間委員八名及び関係各省次官等十五名によつて構成されておるのであります。先に申し上げました通り、多数の人々の各般の事項につきまして調査に申し上げました関係上、殊に引揚者の労働対策なり更生対策に審議をいたします関係上、殊に引揚者の労働対策なり更生対策に對しましては、労働次官と経済安定本部副長官を加えますると同時に、民間委員三名を増員せんとするのであります。更に在外資産の問題なり、就農、入植の問題なり、住宅並びに生活資材等の問題につきまして、専門の委員の必要を痛感されましたので、臨時委員といたしまして十名以内を置き、本審議会の運営に万全を期せんとするのであります。何とぞ満場一致の御賛成によりまして御可決賜わりますようお願いを申し上げます。提案の理由の説明といたさせて

頂きます。(拍手、「賛成」と呼ぶ者あり)

(註) 参議院及び衆議院においては委員会の審査は、省略された。



### ◎水産業協同組合法

(昭和二三、一二、一五、法二四二)

### ◎水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

(昭和二三、一二、一五法二四三)

#### 一、提案理由(十一月十五日)

○周東国務大臣 ただいま提案されております三法案について提案の理由を申し上げます。

まず水産業協同組合法案と水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案について申し上げます。

戦後の日本経済及び政治上の大転換に対処いたしましたして、水産業におきましては漁業の民主化並びに水産業の生産力の発展を期するために現行団体制度を廃止いたしまして、新たに漁民及び水産加工業者の自主的な協同組織の確立を助長いたしますことは、現行漁業制度の改革とともに、水産業の基本的政策をなすものであります。現行水産団体制度は御承知のごとく戦時中水産業団体に基きまして、水産業の統制を行うことを主要な目的として組織されたものでありますので、新しい水産業政策には、性格的にいれないものを持つておるのであります。従いまして現行制度はこれを廃止いたしま

するとともに、これにかわる新しい団体制度といたしまして、漁民及び水産加工業者が自主的に組織する協同組合組織の発達を促進いたしまして、その活発な民主的な運営を通じて、漁民及び水産加工業者の経済的、社会的地位の向上と、水産業の生産力の発展をはかりまして、漁村の民主化を推進することといたしたいと存するのであります。

次にこの両法案の内容中おもな事項につきまして、概略を御説明申し上げます。最初に水産業協同組合法案の内容であります。その第一は、組合は漁民または水産加工業者の職能的な協同組織としたこととあります。すなわち組合に加入し得る者の資格を漁民または水産加工業者に限定してあるのであります。これに水産業、ことに漁業におきましては、従来地区内の一般住民の加入を認めておりましたために、往々組合の運営がこれら漁民にあらざる者の利害によつて左右せられまして、かえつて多数の漁民が支配せられる結果となりましたので、これらの者の加入を排除して、漁民または水産加工業者の主体性を確保せしめるとともに、職能的な組織として、漁業または加工業の発表の発展をはかるための措置であります。なおこの趣旨を徹底いたしまして、漁民と加工業者との組合も全然別系統としたしてあるのであります。

第二に、組合の設立、地区及び加入、脱退等はすべて従来と異なりまして、自由であります。従いまして組合は漁民または水産加工業者自身の立場に立つて、自主的に運営されることとなりますので、その正当な発展を期することができるわけでありまして、

第三に、組合の中に中小漁民が主体となる漁業の協同経営体として新たに漁業生産組合組織を設けたこととあります。流通面のみならず、生産面におきましても、中小漁民が強力な協同により進出することを期待するものであります。しかしながら生産組合が中小漁民の生産組織としてよくその機能を果し得るためには、現状においてはなお種々助成の施策を講ずる必要があると存するのであります。

第四に、行政庁の監督権は、きわめて制限しておる点であります。すなわち監督権の範囲は、一定数以上の組合員の請求または組合の行為が、法令等に違反し、または違反する疑いのある場合に限り、監督措置を講ずることとしております。従来のように行政庁が積極的に独自の立場から監督権を行使するということはないものであります。これは組合の自主性を尊重することを建前としておるわけでありまして、

次に水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案の内容について御説明申し上げます。

まず第一に、水産業団体の解散であります。本法施行から八箇月を期限として、すべて解散することとしております。ただ特例として漁業権及び入漁権等を持つております漁業会は、漁業権の制度改正との関係上、期限後におきましても漁業権整理の終るまでは、これらの権利の管理に必要な範囲内で存続を認めることといたしておるのであります。

第二に、水産業団体の財産の処分の問題であります。現在の

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

団体の財産は、多年の組合運動の結果、蓄積されたものであり、また共同施設等の帰属いかんは、新しい協同組合の発足に至大な関係を持つておりますので、できるだけ新しい協同組合へ移転するような処置が講ぜられております。その方法といたしましては、現在漁業会の会員は、大部分新しい組合へ参加するものと思われまので、その持分の割合に應ずる漁業会の財産を分割または譲渡等の方法により移転することがそれぞれであります。

第三に、関係諸法律の一部改正であります。これは税法、農林中央金庫法及び事業者団体系等に関するものであります。

以上が両法案の内容の主なる事項であります。御存じのように、現在の水産業団体は、その機能をいろいろ制限されておりに、目下漁村は一種の空白状態にあるために、漁民は新しい協同組合制度の実施の一日も早からんことを希望しております。漁村及び漁業の民主化並びに水産業の発展のために、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御協賛あらんことをお願いいたす次第であります。

次に漁業権等臨時措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

漁業生産力を発展させ、漁業の民主化をはかることは、日本の民主的経済再建の重要な一環をなすものであります。その根本は、漁業制度の改革であります。現行漁業制度の根本的欠陥といたしましては、まず第一に、旧来の慣行をそのまま固定していること、第二には、個々の漁業権を中心に漁場の秩序が組み立てられておりまして、漁業生産力を上げるために不可欠であるところの、相当広い



水面を単位とした総合的な計画性を持ち得ないこととあります。第三には、漁業権が物件であります関係上、その性格に伴う弊害の面が顕著に現われていることなどがあげられるのでありますが、これらの欠陥によつて行き詰まつている漁場関係を整理いたしまして、漁業の生産力を発展させ、漁業の民主化をはかるために、新たに漁業生産に関する基本的制度を定め、民主的な漁業調整機構の運営によりまして、水面の総合的高度利用をはかる必要があるのであります。政府におきましては、目下関係方面と折衝を重ねまして、漁業制度の根本的改革を考究中であります。すでに一応の成案を得まして、事務当局案を公表いたしておりますが、なお広く一般の御批判をまつて検討を加え、第四国会にはぜひ改革法案を提案いたす所存であります。現在までにすでに改革を見越して、漁業権をめぐるまして、いろいろと紛争を生じておりますような状態であり、また新体制への移行には、約二年間の準備期間を必要といたしますので、この間改革の実施に障害となるような事実の発生を防止して置くことが必要でありますので、漁業権等の現状を不当に変更することを防ぐ臨時措置をとらうとごさいます。

以下本案の主要な内容について概略申し上げますと、第一点は、新規免許及び変更許可をしないこととありまして、主として補償問題との関連におきまして、不当な策動の行われることを防止せんとするものであります。

第二点は、漁業権の譲渡及び抵当権の設定に認可制をとりまして、漁業権の所有関係が不当に変更されるのを防止せんとするものであります。おもな事項につき、概略御説明いたします。

まず第一に、組合は漁民または水産加工業者の職能的な協同組織としたこととあります。すなわち、組合に加入し得る者の資格を漁民または水産加工業者に限定してあります。そして、漁民と水産加工業者との組合も全然別系統といたしてあります。第二は、組合の設立、地区及び加入、脱退等は、従来と異なり、すべて自由であります。第三は、組合のうち、中小漁民が主体となる漁業の共同経営体として、漁業生産組織を設けたこととあります。第四は、行政庁の監督権はきわめて制限しておる点であります。次に、水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案の概要を御説明いたします。

本法律案は、水産業協同組合法の制定に伴い、現行水産業団体法を廃止し、水産業団体を整理する等の必要な手続を定めたもので、全文二十七箇條より成つておりまして、その内容のおもなる事項につき、概略御説明いたします。

まず第一は、水産業団体の解散であります。本法施行から八箇月を期限として、すべて解散することとなっております。ただ特例として、漁業権及び入漁権等を持つ漁業会は、漁業制度改正との関

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

であります。

第三点は農地における小作地取上げのごとく、漁業権者が不当に貸付け契約を解約したりもしくは解除し、または更新を拒んだり、漁業経営者の地位を脅かすのを防止しようとするものであります。また入漁権につきましても同様の措置をとらうとするものであります。

以上が本案の主要な内容であります。が、漁業制度の改革法律が実施されるまでの期間放置すれば、いろいろとその間に混乱が起る可能性も多いと予想されますので何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御協賛あらんことをお願いする次第であります。

## 二、衆議院水産委員長報告(十一月二十六日)

○西村久之君 ただいま議題となりました、政府提出、水産委員会付託にかかわる水産業協同組合法案及び水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案並びに漁業権等臨時措置法案に關し、一括してその審議の経過及び結果の概要を御報告いたします。

まず第一に、水産業協同組合法案につきまして、政府提案の理由を説明いたします。

現行水産業団体制度は、戦時中、水産業団体法に基いて水産業の統制を行うことを主要な目的として組織されたものであり、新しい水産業政策には性格的にいられぬものを持つております。従いまして、現行制度を廃止するとともに、これにかわる新しい団体制度に係上、期限後でも、漁業権整理の終るまで、これらの権利の管理に必要な範囲内で存続を認めることになっております。第二は、水産業団体の財産の処分の問題でありまして、できるだけ新しい協同組合へ移転するような措置が講じられております。第三は、関係諸法律の一部改正で、これは税法、中央金庫法及び事業者団体法等に関するものであります。

次に、漁業権等臨時措置法案につきまして、政府提出の理由を御説明いたします。

現行漁業制度の根本的欠陥に基き、政府は目下関係各方面と折衝を重ね、漁業制度の根本的改革を考究中でありまして、次の国会には改革法案を提案いたす所存であるとのこととありますが、現在この改革を見越して、漁業権をめぐる種々紛争が生じておりますし、また新しい体制への移行には約二箇年の準備期間が必要なので、この改革の実施に障害となるような事実の発生を防止する必要がありますので、漁業権等の現状を不当に変更することを防止する臨時措置をとらうとするのが、本案提出のおもな理由であります。

本法律案は、全文八箇條より成つておりまして、その内容のおもなる事項について、概略御説明申し上げます。まず第一は、新規免許及び変更許可をしないことと、主として補償問題との関連において、不当な策動の行われることを防止せんとするものであります。第二は、漁業権の譲渡及び抵当権の設定に認可制をとり、漁業権の所有関係が不当に変更されるのを防止せんとするものであります。第三は、漁業権者が不当に貸付け契約を解約もしくは解除し、または更



新を拒み、漁業経営者の地位を脅かすのを防止しようとするものであります。また入漁権についても同様の措置をとらうとするものであります。

以上が、提案されました三法案の内容のおもなる事項であります。御承知の通り、この三法案は、わが国の漁村及び漁業の民主化並びに水産業の経営に大きな関係を有する事実にかんがみ、委員会は、十一月十三日、本法案が付託されると同時に審査に入りまして、十五日、政府委員より提案理由の説明を聴取、爾後二十日まで四回の委員会を開き、次いで二十二日、二十四日の両日は、全国各界代表三十名を招致し、本法案に関する意見を聞く公聴会を開催し、さらに二十五日法案の逐條審議に入りまして、委員と政府委員との間に質疑応答が行われましたが、その詳しい内容につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、委員会は二十六日討論に入りまして、各党代表より、漁業法の伴わざる法律案であります関係上、いろいろ希望を述べられ、漁業法制定後本協同組合法について改正の要あることを力説せられ、賛成の意見が開陳されました。しかして採決に入り、全会一致をもって、政府提案の三法案はいずれも可決された次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院水産委員長報告(十一月二十七日)

○木下辰雄君 只今議題となりました水産業協同組合法案、水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案 並び

提案理由の概要であります。

次に水産業協同組合法案及び水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案に關しまして、その内容の概略を申し上げます。

水産業協同組合法案は、第一章から第九章に亘りまして百三十一條の條文から成つておるのであります。現行の水産団体法によつて成立しております漁業会或いは製造業会が統制団体であるのに反して、本法案は、漁民或いは加工業者がみずからの意思によつて自由に組織することができる民主的な協同組合を作るための法律案であります。第一章の総則におきまして、その目的とか組合の種類及び名称等を規定しております。組合の種類は漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及びその連合会、この五つになつております。

第二章は、漁業協同組合に関する規定であります。第十一條、第十二條に組合の事業を掲げております。これを要約いたしますと、組合は信用事業、購買事業、販売事業、利用事業の外に、教育事業とか、団体協約の締結とか、倉庫証券の発行等ができるのであります。第十八條に組合の地区とか組合員の資格等が規定されてあります。地区は定款で自由に定めることができますが、漁業の種類別に組合を組織する場合は市町村の区域以上とせねばなりません。組合員の資格は地区内に住所を有する漁民でありまして、漁業会社のような法人は組合に加入する資格はありません。第十九條に出資及び責任制度を規定してあります。組合は原則として出資制を採つ

水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律

に漁業権等臨時措置法案、この三案を一括いたしましたして、水産委員会におきます審議の経過並びにその結果について御報告申し上げます。水産委員会におきましては、十一月十三日予備審査のためにこの三法案が送付されました以来、委員会を開きますこと九回、慎重審議いたしましたのであります。尙その間千葉県、神奈川県及び静岡県に委員を派遣いたしましたして、意見を聴取しまして、漁民の集會を開き、法案の審議に供したのであります。

先ず水産業協同組合法案並びに水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案につきまして、政府提案の理由を申し上げます。

戦後の日本経済及び政治上の大転換に対処して、水産業におきましては、漁村及び漁業の民主化並びに水産業の生産力の発展を期するため、現行団体制度を廃止して新たに漁民及び水産加工業者の自主的な協同組織の確立を助長しますことは、現行漁業制度の改革と共に水産漁業の基本的性格をなすものであります。現行水産業団体制度は、戦時中、水産業団体法に基いて水産業の統制を行うことを主要の目的として組織されたものでありますので、新しい水産業政策には性格的に容れられぬものを持つております。従つて現行制度は廃止しますと共に、これに代る新しい団体制度として漁民及び水産加工業者が自主的に組織する協同組合組織の発達を促進しまして、その活潑な民主的な運営を通じて、漁民及び水産加工業者の経済的、社会的地位の向上と、水産業の生産力の発展を図り、漁村の民主化を推進することとしたのであります。これが大體政府

ておりますが、非出資組合も認めております。第二十五條、第二十六條で加入脱退を規定しております。自由に加入し、任意に脱退することができるようになつております。第三十四條に役員の規定があります。理事は五人以上となつておりますが、理事のうち四分の三以上は正組合員から出さねばなりません。第五十二條に総代会に関する事項がありますが、組合員の数が二百名を超える組合には総代会に代るべき総代会を設けることができます。第五十九條以下に組合の設立手続等を規定しております。組合の地区内に住所を有する漁民二十名以上の發起で設立することができるのであります。第二百二十二條以下に行政庁の監督のことが書いてありますが、組合の運営は組合員が自治的に運営するのを建前といたしまして、行政庁の監督は法令に違反したときなどに限られております。

次に第三章は、漁業生産組合に関する規定であります。先ず漁業協同組合は流通面の事業をなすが本體であります。この漁業生産組合は、みずから漁業を経営する組合で、従つて組合は全部出資制度で、役員も全部組合員から選出することになつております。第四章は、漁業協同組合連合会の規定であります。連合会はその地区内にある漁業協同組合及び漁業生産組合を正会員として設立するものであります。第八十九條によりますと、連合会の地区は都道府県の区域を超えてはならない。若し地区が都道府県の区域を超えて連合会を作る場合には、所属組合の数が三百を超えてはならないことに相成つております。従つて全国地区の連合会は事実上できないことになつております。連合会の事業は大體において單



位組合と変りはないのでありますが、信用事業だけは単営の連合会を作らねばなりません。

第五章は水産加工業協同組合の條文であります。第六章は水産加工業協同組合連合会に関する條文であります。その内容は漁業協同組合及びその連合会と大差はないのであります。

次に、水産業協同組合の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案について申し上げます。この法律案は、水産業協同組合法が施行後において現在の水産団体の解散等に関する法案であります。この法律施行後八ヶ月の後に水産団体は解散されることに相成つております。ただ特例といたしまして、漁業権及び入漁権等を持つ漁業会は、漁業権制度改正の關係上、期限後でも漁業権整理の終るまで、これらの権利の管理に必要な範囲内で存続を認められることになつております。その他水産業団体の財産の処分や關係諸法律の一部改正等を規定しております。

次に漁業権等臨時措置法案について政府の提案理由を申し上げます。漁業の生産力を發展させ、漁業の民主化を図ることは、日本の民主化經濟の再建の重要な一環をなすものであります。その根本は漁業制度の改革であります。現行漁業制度の根本的欠陥といたしまして、先ず第一に、旧來の慣行をそのまま固定化しておること、第二に、個々の漁業権を中心に漁場の秩序が組立てられていて、漁業生産力を上げるために不可欠な相当広い水面を單位とした総合的な計画性が持ち得ないこと、第三に、漁業権の物權としての性格に伴う弊害の面が顯著に現われておることなどが挙げられるのであり

ますが、これらの欠陥によつて行詰つた漁場關係を整理し、漁業生産力を發展させ、漁業の民主化を図るためには、新たに漁業生産に関する基本的制度を定め、民主的な漁業調整機構の運用によつて、水面の総合的高度利用を図る必要があるのであります。政府においては、目下關係各方面と折衝を重ねて漁業制度の根本的改革を考究中でありまして、すでに一応の成案を得て事務局案としても公表いたしておりますが、広く一般の御批判を俟つて検討を加えて、第四国会には改革法案を提出いたす所存であります。現在までにすでに改革を見越して漁業権をめぐつていろ／＼紛争が生じておりますし、又新体制への移行には約二ヶ年間の準備期間が必要なので、この間、改革の実施に障害となるような事實の發生を防止する必要がありまして、漁業権等の現状を不当に変更することを防止する臨時措置を取らうとするのであります。これが政府の提案の要領であります。この法案の内容は、第一に新規免許及び変更許可をしないこと、第二は、漁業権の讓渡及び抵当權の設定に認可を取つたこと、第三は、農地における小作地取上のごとく、漁業権者が不当に貸付契約を解約若しくは解除し、又は更新を拒み、漁業經營者の地位を脅かすのを防止しようとする等の規定であります。

次にこの三法案につきまして、委員と政府委員との質疑応答の主なもの二、三を申し上げます。一委員から、本法案は農業協同組合法と同種類のものである。然るに農業の方は法律を公布してすでに一年を経過してゐる。政府は終戦直後からこの法律の立案に着手した筈である。然るに農業協同組合法より一ヶ年も遅れた理由はどこ

にあるかという質問に対しまして、政府の答弁は、この法案は漁業法の改正法案と関連性が極めて多いので、二法案を同時に提出すべく鋭意努力したが、漁業法の改正が意外に手間取り、漸く次の国会に提出する運びとなつたので、急を要する本法案をここに提出した次第であるという答弁がありました。又一委員から、水産業協同組合の設定は勿論必要であるが、組合は流通部面の事業はもとよりだが、生産組合のごとく、みずから漁業を經營することになつておるが資金の薄弱な中小漁民の共同經營に対し、政府は金融の途を如何に考へておるか。金融の裏付けのない法案は画餅にひとしいと思ふが如何という質問に対しまして、政府は、農林中央金庫による融資の外に、漁業の危険を保障する制度を設けたいと考へておる。又農林漁業復興融資の活用をも考へておるが、尙委員会とも十分協同して万全を期したいとの答弁がありました。又或る委員から、協同組合の役員選挙に当り、現漁業会の役員が選挙されることについて或る制限を附する必要があるか。例えば役員の数には現役員でなかつた者から選出するというような方法を探らなければ、組合の民主化はできないと思ふが如何という質問に対しましては、政府は、法律にそういうことを規定することは却つて民主的ではないと思ふ。現役員にも立派な人がいるので、要は協同組合の精神を十分漁民に納得せしめて、漁民の自由意思によつて公平に選挙をせしめる外はなからうと思ふとの答弁がありました。その他の質疑応答や、現地の調査報告は速記録によつて御了承願ひたいと思ひます。質疑を終りましたので、三法案を一括して討論に入ります。

郵政省設置法

たところ、千田委員、青山委員、矢野委員、淺岡委員、尾形委員から原案に賛成の意見がありました。併しどの委員からも法案の裏付けである金融制度の確立及び新漁業制度の速かなる實現、その他適切な希望を熱心に述べられました。詳細は速記録を御覽願ひたいと存じます。討議が終結いたしましたので、採決いたしましたところ、この三法案共に全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告いたします。(拍手)

◎郵政省設置法 (昭和二三、一二、一五、法二四四)

一、提案理由(十一月十七日)

○降旗國務大臣 それではただいま委員長から申されました郵政省設置法案について御説明を申し上げます。実はこの郵政省の設置に付随いたしましたので、電気通信省、この二つの設置法案が関連してあるのでありますが、何がゆゑに現在の通信省が郵政省と電気通信省の二つの省にわかればならないか。このことを大要申し述べてみたいと思ひます。

申し上げるまでもなく、今日行政簡素化がとらえられておるときに、二省が一省になるならばともかく、一省がなぜ二省になる必要があるか。こういう疑いがあるものであります。しかしながら私は通信省の内部へ入りまして、いろ／＼の事情を調査した結果、これは当然二省にわかればならぬということを感じざるを得な



つたのであります。これは卑俗な例でありますけれども、私どもは戦争前までは日本が一等国であるとうぬほれておつた。英国と、米  
国と、日本は世界で一番強いなどと、うぬほれておつたのであり  
まして、従つて通信事業も世界の一流だ。こう思つておつたのであり  
ますが、しかし実際の統計を調べてみますと、電話におきまして  
は、アメリカは四人に一個の電話がある。スエーデンには八人に一  
個の電話がある。日本はそれよりはるかに下でありまして、世界に  
おけるところの二十何番目の国である。そうして日本以外の国にお  
きましては、四十六個の電話について従業員が一人であるけれど  
も、日本はわずか六、七個の電話について従業員が一人であるとい  
う能率の悪い状態である。さらに郵便物について申しますと、米  
国は一人当り二百通の郵便物があるのに、日本は一人当り三十通で  
ある。先般毎日新聞などを読んでみますと、アメリカにおいては放  
送局が千九百、テレビジョンの放送局が百十八、こういう今日の文  
明の利器として、最もわれわれが考えなければならぬ電氣通信事  
業というものについて、いかに日本が遅れておるかということを感じ  
ますときに、人間のからだから申しますならば、神経系統とも言  
うべきこの通信事業をいかに向上発展せしむるか。単にそれは戦災  
によつてこうむつたところの打撃を復旧せしめるといふことのみ  
にあらずして、われわれのまだ思いもつかないように発展発達して  
おるところの通信事業の国があるとするならば、そういう国に追いつ  
くような態勢を今日整えて行くことが、祖国再建の重大な問題であ  
ると感ぜざるを得なかつたのであります。

そこで大体この通信省の機構改革の問題がいかなる経緯をたどつて来たかと申しますと、これは一昨年三月ごろからGHQのCCS、これは通信事業の關係の部であります、ここにおいて非常の人数と非常の努力をもつて日本の通信事業を調査研究されたのであります。そうして昨年二月になりまして、ひとつ日本政府の通信省とも一緒になつて、この研究を行おうということでは非公式のメモラムが参りまして、爾来日本政府、特に通信省のそれぞれの係りと、GHQのCCSにおける専任の人々、この中にはアメリカの電氣通信の權威者が幾人も交つておるのであります、これらの人々と熱心な研究が續けられたのであります。そうして本年五月になつて一応その成案を得て、これが通信省の機構を電氣通信とその他の事業とを分離経営することとして、前期国会に通信省設置法案というものを提出いたしました。しかしこれは国家行政組織法の審議の關係もあつて会期中審議未了となり、継続審議に移されておつたのであります。ところが去る七月二十二日マツカサー元帥の書簡によつて通信省の機構を完全に再編成して、そうしてこの能率を上げること努力しなければならぬ。これがためには先ほど私が申しましたように、通信省の業務事務を二省に分離することが必要である。こういう態度のもとに九月九日付のスキヤツピン五九八五のA、九月十六日付のスキヤツピン五九八五のAによりまして、日本政府あてにそれら電氣通信省、郵政省の設置方のメモラムが参つたのであります。これによりまして、政府におきましてはいろいろ対策を立てまして、当時の芦田内閣によりましてこういう基本

方針が決定されたのであります。

すなわち、通信省機構再編成の基本方針案、二十三年九月二十一日閣議決定

- 一、基本方針——七月二十二日付マツカサー書簡の主旨に基いて、通信省所管の業務を郵政關係と電氣通信關係との兩部門に明確に分離し、各事業の能率的かつ強力な運営をはかるため、左の要領により通信省の機構を再編成するものとする
- 二、機構——1、通信省の業務を二分して郵便、貯金、保險の各事業をもつて郵政省（仮称）を、電信電話事業をもつて電氣通信省（仮称）を新設する
- 2、電波監督行政部門は電氣通信省の外局として電波庁を創設する
- 3、航空保安部門は電氣通信省の特別な部門とする
- 4、現業官署は普通局までは機構上二省に分割する、ただし特定局は郵政省の所屬とし、電氣通信業務は原則として委託の形式でこれを取扱う
- 三、会計——通信事業特別会計はこれを郵政特別会計と電氣通信特別会計に分離し、それら事業会計の自主性と特殊性とを徹底せしめる
- 四、人員——人員の分割は原則として現在人員を基準として行う
- 五、実施の時期——昭和二十四年四月一日実施を目途とし、兩省の設置法案は第三臨時国会に提出、兩特別会計法案は次期通常国会に提出するものとする。

郵政省設置法

かような方針で参つたのであります。しかるに御承知のごとくわが国は終戦後におきまして万国の條約には加入しておらなかつたのであります。この通信省關係におきましては、幸いなことには去る七月には万国郵便條約というものに入りました。今度も国際会において御審議を願うことになつておるのであります。これは連合電氣通信條約、これに加盟することになつております。これは連合国側の非常な御援助によるものであります。われわれが平和條約を一日も早く締結したいという国民の願望から申しますと、たとえそれが郵便條約あるいは電信條約でありまして、われわれが世界の一員としておつき合ひのできる條約に加盟できるという通とは、まことに愉快に存する次第でありまして、これはひとえに通信事業というものがわが国だけのものではなくて、列強と足並を整えて行かなければならぬものである。こういう意味において終戦後の二つの條約に加盟する運びになつておるものと私は信じておるのであります。こういう意味から申しますと、国内の政治問題として通信省の機構改革の問題を考へる必要のあることはもとよりでありますけれども、國際的の大きな立場に立つて、日本を再建するためにどうしたらよろしいか、この点について考へる必要が非常に多いと私は思わざるを得ないのであります。そこでおそらく明日あたりはこの電氣通信省の議案が上程されると思ひますが、本日はこの意味におきましてまず郵政省設置法案について多少の説明を試みてみたいと思ひのであります。

お手元に差上げました法案は、いずれも国家行政組織法に基いて



立案されたものでありまして、国家行政組織法とともに施行せられるものであることは申すまでもないのであります。そこで郵政省とはどういふものかと申しますと、この官庁は郵便と、郵便貯金と、簡易保険の三つの異なつた事業を經營して参ります關係上、本省の内部部局構成の中心といたしまして郵務局、貯金局及び簡易保険局を置き、これに人事、経理、資材、營繕等の補助的な部局を設けたことは、おおむね現在の組織をそのまま長所として受入れたからであります。ただ監察關係の業務については、これらの事業が主として人的施設に依存するものである。かつ國民の信頼感を回復することが事業經營の生命を制するものであり、しかも当面最も強くその充実が要請せられておることを考慮いたしまして、今回特に監察局を新設して、事業經營の全面的な刷新をはかりとするものであります。従いまして地方管理機關につきましても、従来の通信局に相當する地方郵政局を従来の所在地に設置いたしますほか、これとは獨立して地方監察局を別個に設けることとしたのであります。なお監察事務に従事する監察官には、このたび新たに司法警察権を持たせることにいたしましたして、監察機能の運営に万全を期した次第であります。

現業事務については、従前通り郵便局において一括運営して参りますことは、何ら異ならないのであります。

こういう意味において大体の郵政省設置の骨格を定めました。こまかいことにつきましては事務当局から説明があることと思ひますから、これについて御質疑願ひたいと思ひますのであります。先ほど御

報告申し上げました経緯の中にもありますように、たとえ通信省がこの二省になつたといつても、その総体人員をふやすというようなことは私ども考えておりません。現在の状態においてこの二省の設置をして行きたいと思つておるのであります。この点は特に御留意願ひたいと思ひます。申し上げるまでもなくこの問題につきましては、電氣通信あるいは郵便の先進国でありまして、わが国に對して非常な御努力をくださつておりますアメリカの力が多いのであります。これはやはり先進国の助力助言によつてここに祖國再建の基礎をつくるのが一番正しいことである。それには先ほど前内閣でも決定しておりますように、明年の四月一日にこれを發足せしむるためには、今日臨時国会といえども、この間に一切を議了されまして国会を通過せられるのでありますならば、通信省におきます事務は、まことにきまりよく、支障なく進めることができるのであります。従つて今国会には公務員法の審議という重大な問題があるかもしれませんが、この祖國再建の中枢神経をいかに再組織するかということは、まことに重大な問題でありまして、でき得べくんばこの大きな点を御了承くださいまして、今国会に皆様方の御協力を得まして本法案が無事通過いたしますならば、祖國の再建のために非常な幸いをおたすものであるということをお感じしておるのであります。

大体の説明は終了しましたが、なお御質疑によりまして詳細な答弁をいたしたいと思ひます。何分とも絶大なる御協力をお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(十一月三十日)

○小川原政信君 たいま議題となりました郵政省設置法案並びに電氣通信省設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果をかいつゝまんで御報告いたします。

郵政省設置法案は去る十五日、電氣通信省設置法案は十八日、本委員会に付託されましたが、委員会は、法案の重大性にかんがみ、ほとんど連日午前午後にわたり、最も熱心に、あるいは政府当局との間に質疑応答を重ね、また参考人の意見を聴取いたし、あるいは各般の資料に基づきまして鋭意審査をいたしましたのであります。その結果、原案を適当なりと認め、これを可決いたしました次第でございます。

政府の説明によりますと、本法案提出の理由は、七月下旬、連合国最高司令官から内閣総理大臣にあてられました書簡の趣旨に基くことにあるのであります。一言で申しますれば、従来通信省のもとに所管されておりました事務事業は、郵政と電氣通信という異なる種類のものを一緒に取扱つて参つたところに各種の不合理、不能率が生れ、これが事業全般の發達を阻害して来たのであります。これを生れ、これが事業全般の發達を阻害して来たのであります。これを生れ、これをこの際二省に分割して、それら合理的な組織に編成がえをいたしましたして、根本的に旧來の欠点を改めようとするのが、今回本法案を提出するに至りましたところの最大の眼目でありまして、なお、これに関連いたしました種々なる点に改正が加えられておるのであります。なかんづく、監察機構に對しましての質量両

面における画期的な拡充が加えられたのでございませう。

詳細は会議録に譲り、これをもつて報告いたします。(拍手)

三、參議院内閣委員長報告(十一月三十日)

○河井彌八君 只今議題となりました郵政省設置法案並びに電氣通信省設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この両案が内閣委員会に付託せられたところ、衆議院において先議権を持つておりまして、本院に送付せられたのは今朝であります。従いまして内閣委員会におきましては付託を受けまして以來数日間、連日予備審査を履行したのであります。而してその予備審査に當つては通信委員との連合会を開きまして慎重に審査を続けたのであります。今朝衆議院から正式に議案が送付せられましたので、今朝初めて内閣の本委員会を開きまして審査をいたしました。そうして結局この両案は參議院において可決すべきものなりと議決いたしましたのであります。その審査の内容につきまして、これからできるだけ簡単に申し上げたいと思ひます。

この両案は、通信省を二つに分ける、そうして郵政省及び電氣通信省、この二省を設置するという案であります。その二分する理由はどこにあるかと申しますと、第一には郵便貯金及び保険、そういう事務と、一方に電氣通信に関する事業、電波監督行政などは全然違つた種類のものである。ひとしくこれは公共の通信事業ではありますけれども、その様式は全く違つた事業であるから、これを



一つの通信省において取扱うということは不合理であるという一  
 点、それからもう一つは、この二つの違つたものをば別々にいたし  
 まして、それ／＼その特色を發揮いたしまして、日本の現在におけ  
 るがごとく非常に能率の低いこの通信業務をば世界の水準にまで上  
 げなければならぬ。これを上げるためには両省に分つのが適當であ  
 るという点、これらの二つが両省に分ける主な理由と認められたの  
 であります。この両省に分けることにつきましては、連合軍の厚意  
 について我々は感謝しなければなりません。即ち昭和二十一年三月  
 から、連合軍から非常な専門家が来まして、この通信業務について  
 研究をしました。それから、それに基きまして昨年二月以降、日  
 本も加わりまして専門家の調査をいたしました。そうしてその結  
 果、先に前国会に提出せられたところの通信省設置法案というもの  
 が出たのであります。ところがこれは議決を経ずして今期議会にな  
 つた。而して去る七月二十二日の連合軍総司令官の書簡によりまし  
 て、この二分案が国会に提出せられたということになりましたので  
 あります。而してこれは申すまでもなく両省設置というのは、国家  
 行政組織法の規定第三條二項によつて設置せられたものであるの  
 であります。

両省の所管事項につきまして詳しく申述べますことは省きます  
 るけれども、いずれも内部部局と地方機関とに分れております。そ  
 うして郵政省におきましても電氣通信省におきましても、可なり沢  
 山の局が設けられておるのであります。そうして殊に電氣通信省に  
 おきましては総務長官の官房というものが置かれるのであります。

と申しますれば、それ／＼特別会計といたしまして、即ち郵政の特  
 別会計、電氣通信特別会計というものを立てまして、自主性と特殊  
 性を發揮せしめるということでありまして、併しこの二つの特別会  
 計法は今期議会には提出せられないのでありまして、次期に提出せ  
 られるということを政府が言明いたしておるのであります。更にこ  
 の両省の人員は如何なる程度において充たされるかと申しますれ  
 ば、原則として今日の通信省の人員がその程度内において取扱われ  
 るということでありまして、もう一つ実施期は如何と申しますれば、  
 明年の四月一日を以て実施するという計画であります。大体さよう  
 な趣意のものでありまして、これに對しまして委員会においての質  
 疑応答は極めて沢山ありましたのでありますが、できるだけ簡単に  
 纏めたのを申上げて見たいと思ひます。

第一は、この両案が国会を通過した場合において現在の通信省を  
 廃止する法案が出ておらないが、その廃止はどういうふうにして取  
 扱うのであるか、又現在の通信省の各部局等を両省の如何なる所に  
 持つて行くかというふうな、法的措置はどう執るかという事柄で  
 あります。これは政府において近くその案を検討いたしましたして、  
 次の国会に通信省の廃止案として提出するつもりであるという説明  
 であります。

第二には、両省を置くということ、それから両省の内部の機関  
 と外部機関というものを考えて見まするのに、極めて厩大なものと  
 なる。現在の通信省は八局一部であつて、外局が二つあるのである  
 が、この案によりますと、郵政省だけでも八局に分れる。そうして

尙その外に附属の機関としてそれ／＼附属せられておるものがある  
 のであります。内部組織はそうであります。更に地方機関といた  
 しましても、やはり相当綿密に分れておるのであります。殊に電氣  
 通信省におきましては四つの階段があるのであります。即ち地方電  
 氣通信局から現業の取扱局に至るまで四つの階段を経ております。  
 その最末端の現業機関と申しますれば即ち郵便局でありまして、電  
 信電話等の通信事務は郵便局に委託せられて行われるのでありま  
 す。

この案を検討いたしますると、どういふ特色が、どういふ利益が  
 あるかというのを考えて見ますると、先に申しました通り、通信  
 省の業務が違つてゐるものを二つに分けて、そうしておの／＼その  
 特色に従つて能率を發揮するという点は、確かにこれは進歩した点  
 であると考えるのであります。それから更にこの内部組織について  
 見ましても、業務とか、事務とかいふものが系統的にこれは一貫し  
 ておる。一貫性がある。従来のごとくば／＼なやり方でないとい  
 う点において特色が認められるのであります。更に又今度特に郵政  
 省に監察局という監察制度が置かれたのであります。これも、これ  
 までも監察制度は行われなことはなかつたのでありますけれども、  
 も、特にここに監察局というものを置きまして、そうして上の組織  
 から末端の組織に至るまでのその業務の実行について十分に徹底的  
 に監査をするということ、これも又一つの時流に適合した施設であ  
 ると、かように考えるのであります。

それからこれらの両省の業務はどういふふうな会計組織によるか

電氣通信省にあつては総務長官の外に十局二部を置き、外に一総務  
 室、一研究所を置く。更に外局として二つの庁ができる。そしてそ  
 の下に六部を置くというふうなことであつたので、極めて厩大なも  
 のであるというのであります。これは、つまり行政の簡素化という  
 ことを今日必要と認めておるのに對する逆行ではないかという質問  
 でありました。ところがこれに對しましては、成る程さうに見え  
 るか知れませんが、事務の或いは業務の十分な運用、十分な  
 充実ができて行くということになれば、これは必ずしも余分なもの  
 ではないというふうな考え方をいたしました。

更に第三の問題といたしましては、国家行政組織法第二十一條の  
 規定に違反しておる嫌いがある。即ち現業官庁の機構については特  
 別の除外例を設けておるのであるが、この両案については、例えば  
 総務長官の設置、或いは部を置く、或いは理事を置くというふうな  
 点につきまして、余りこの除外例を濫用し過ぎておるのだという強  
 い質問がありました。更に只今申しました通り、次官の下に、而し  
 て局長の上に総務長官を置く、或いは理事を置くというふうな点な  
 どについて、関連して強い反対の質疑があつたのであります。こ  
 れに對しましては相場の弁明がありましたのみならず、これはどう  
 しても政府の力によつては動かすことのできない点であるという意  
 味まで述べられたのであります。

更に出先行政機関を整理するということは今日国民が一般に要望  
 しておる点である。然るにこれに對して電氣通信省の地方機関の組  
 織には沢山の段階を重ねておるではないか、従つてその中で或るも



のはこれを廃止してちつとも差支ないのではないかとしような意見等もありました。

尙、監察局につきましては特に郵政省に限つてこれを置くのであつて、電氣通信省にはこれを置かないという点は均衡を得ないのである。又監察局というものを置いて置かずとも、これは大臣の官房にでも置いて置くなれば、それで十分監察ができるのではないかと、質問もあつたのであります。これに對しまして電氣通信省にはこれを置かないのは、主としてこれは機械力によつて運用せられるのであるから、それ程の必要はないと認めるのであるけれども、郵政省の仕事は主として多数の人の運営にかかるものであるから間違ひが多く、どうしてもこれを監察する必要があるのだということを書きました。そして、それであるから局が必要である、電氣通信省におきましては部内においてこれを監察して行けばそれで足りるといふ考え方であつたのであります。

尙これらの両案を審議する場合におきましては、一体政府は行政機構を改革をいたして、そして機構の簡素化を図り事務の能率の向上を企図しておるのであるが、この両案共に相当複雑な、又今日の日本の現状からいへば実に贅沢過ぎる程大きな機構をここに認めるということになる虞れがある、そうなれば政府行政機構を簡素化するといふようなその趣意と矛盾するのではないか、従つて場合によつては参議院においてこの両案をこのままに通過させるといふことはよろしくないではないか、というような心配が各委員の間にあつたのであります。従つて政府は如何なる方法を以てて行政機構を簡

素化するかということについて政府の方針を問うたのであります。これに對しまして岩本國務大臣が出席せられまして、政府はどこまでも行政の簡素化及び能率の向上を図る。そのために近く閣議を決めてその方針を明らかにするつもりである。その結果が、既存の行政組織は勿論のこと、この両案と雖も政府のこの方針と矛盾する点があるならば、これを改めて行くことに努力するということを示したのであります。

大体それらの意見が主なものでありまして、その他、従業員の待遇の問題、或いは従業員の福利施設の問題というようなこと、或いは又郵便或いは電信電話の料金を上げるかどうかというような問題等、いろ／＼ありましたが、それらの点につきましては、ここに報告を略します。

かくのごとくにして沢山の質疑応答を重ねましたが、要するに委員会の全体の空気がいたしましては、この案については可なりまだ検討すべきものがあるということは認められたのであります。何といたしましては、会期も迫つておるのであります。一方においては衆議院においてこれを無修正で可決して参つたということ、而して衆議院がこれを無修正に可決しなければならなかつたという事由等をここに参酌せられまして、委員会におきましては、修正案を提出することは止めまして、直ちに賛成か反対かという点について討論に入つたのであります。

討論におきましては、反対論者は、修正の意見はこの際諸般の情勢に鑑みましてできないと思ふから、止むを得ず本案に對して反対

をするのである。その要点は、通信省という一省をば、この二つの省に分割する根拠が極めて薄弱であるという点、それから又両省の機構が極めて複雑であつて今日の実情には適していないという点、総務長官の制度は国家公務員法の制定においてこれを認めない。ただ事業官庁等において特殊の例を認めるというのに、総務長官或いは理事制というようなものを採用した点などはよろしくない。それから又地方機関が余りに複雑であるということもよろしくない。それから第三には、従業員が二つに分れる、即ち郵政と電氣通信と両方に分れる、それで殊に通信の従業員は、同じく従業員であるところの国鉄の従業員と同性異質であるに拘わらず違つた取扱を受け、即ち一般職員として取扱わされることとはよろしくないといふような点を挙げまして、本案に反対をせられたのであります。

賛成論は、成る程この案については沢山の考究すべき点がある。併しながら連合国の厚意もあるし、又政府がこれを出したところの、又支持したところの熱意もあるから、この際これを認めようではないか。そして殊に政府において人員の増加をしない。又速かに行政整理の方針を立てて、そして若しその趣意に照してこの両法が不適当であるならば、これが改正に吝かでないといふような点、それから殊に国際情勢から見まして、この今日のごとき日本の地位が通信関係において漸次国際的な水準に進むことのできるということは極めて必要なことであるから、どうしてもこの案は、仮に若干の欠点があつてもこれを通過させなければならぬといふような意見等があつたのであります。かようにして討論を終りま

して、採決いたしましたところが、賛成の委員が六名、反対の委員が二名であつたのであります。かくのごとくにいたしましたので両案は可決せられたのであります。このことを御報告申し上げたいと思ふのであります。(拍手)

### ◎電氣通信省設置法

(昭和二三、一二、一五、法二四五)

#### 一、提案理由(十二月二十二日)

○降旗國務大臣 午前の本委員会において行政管理庁次長の 大野木君から、国家行政組織法と郵政省設置法並びに電氣通信省設置法案に關連して御説明があつたやうであります。これは大野木君の説明にありますが、この二法案だけは、ぜひとも本期国会に通過をお願いしたいという絶對な必要があるものであります。その辺を特に御了承を願つておきたいと思ひます。

次に電氣通信省設置法案についての概略を御説明申し上げたいと思ひます。お手元に配付されております図解を御一覽願ひたいと思ひます。この図解によりますと、大臣のもとに政務次官、次官、かようなつております。この次官のもとに総務長官があらまして、この総務長官のもとに業務部門と施設部門と事務部門と電氣通信研究所、この四つにわかれております。業務部門には周知調査局、計画局、營業局、運用局、國際通信部、業務總務室、この四局一部一室があります。施設部門には施設局、建設局、保全局、資材局、建



築部、施設総務室、この四局一部一室があります。事務部門には人事局、経理局、この二局があります。総務長官の下に理事が二名つくことになっておりまして、この理事の一名は先ほど申しました業務部門を監督し、他の一名は施設部門を監督することになっております。これが大体本省の機構であります。外局といたしましては二庁ありまして、その一つは電波庁であり、他の一つは航空保安庁になつております。本省の下には、函解でござらんになるように、地方電気通信局というのがあります。これは現在の通信局の所在地に設けることになっております。その下に地方電気通信部がありまして、これは各都道府県に設ける予定になっております。その下に地方電気通信管理所というのがあります。これは地方事務所または郡単位、あるいは市におきましては特別な市に置くことになっております。その下には地方電気通信取扱局というのがあります。これは現在の郵便局を意味しておるものであります。外局二庁の方について申しますと、電波庁の下には法規經濟部、施設監督部、技術部、監視部、この四部がありまして、その下には地方電波管理局があります。航空保安庁の下には事務部と技術部がありまして、その下の組織といたしましては航空保安事務所と航空標識所、この二つを設けることになっております。

以上が大体の説明でありまして、これらの機構に対して国家行政組織法との関係あるいは現在の機構との関連につきましましては、事務次官より詳細に御説明申し上げることになっておりますから御聴取を願いたいと思ひます。

以上をもちまして電気通信省の大体の構想を申し上げた次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(十一月三十日)

(郵政省設置法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(十一月三十日)

(郵政省設置法の委員長報告と一括して掲載)

◎財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、一六、法二四六)

一、提案理由(十一月十五日)

○都村政府委員 財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案の提案の趣旨を御説明申し上げます。

財閥関係役員審査は、財閥同族支配力排除法の規定に基きまして、内閣総理大臣の所轄のもとに財閥関係役員審査委員会及び財閥関係役員再審査委員会が設けられまして、審査及び再審査を行つて参つたのであります。しかしこの法律におきまして、まずねらいとしておりました審査、すなわちこの法律公布の当時財閥関係役員で、財閥会社またはこれに関係のある会社の役員となつておる者についての審査は、最近終了いたしましたのであります。簡単に右審査及

以上が本改正案を提案いたしました理由であります。十分御審査の上御協賛あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(十一月三十日)

○小川原正信君 たいま議題と相なりました財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案に対しまして、内閣委員会の審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

財閥同族支配力排除法におきましては、従来は内閣総理大臣の所轄のもとに、財閥関係役員審査会並びに財閥関係役員再審査委員会が該当者の審査及び再審査に當つて来たのであります。同法が第一のねらいとしておりましたところの、財閥関係役員で財閥会社またはこれに関係のある会社の役員となつておる者についての審査が、最近終了を告げましたので、今回この二つの委員会を廃止いたしまして、その事務は、これを内閣総理大臣のもとに簡素な機構をもつて行わしめんとするのが、本改正の要旨であります。

委員会は、政府当局との間に質疑応答を重ね、従来の審査の状況並びに今後の見通しを明らかにしまして、慎重審議をいたしました。今後審査の対象となりますものは、企業再建整備法等に基き財閥会社またはこれに関係のある会社が第二会社を設立する場合その他若干でありまして、その数もさまで多くない見込みであり、先例を尊重し、かつ経済界の実情に即するよう十分留意することによりまして支障なく行われることが認められましたので、原案通り可決いたしましたのであります。

び審査の結果を申し上げますと、財閥関係役員でないことについての申請は六百五十五件ありまして、このうち承認が六百五件、不承認が五十件ということになっております。かようにこの法律の規定に基き審査のおもなものは完了した次第でありまして、今後は、企業再建整備法等に基き、財閥会社またはこれに関係のある会社が第二会社を設立する場合、承継会社に関する申請を必要といたしません。また清算会社の清算人としての就任もしくは留任の申請、あるいは、数としては比較的少いと思ひますが、財閥関係役員のうち、現在は無関係であるが、将来財閥会社またはこれに関係ある会社の役員に就任するため、申請をする者もあらうと思われまゝ。以上が今後申請を予想されるおもなものであります。これまでの審査状況から考えまして、今後の申請はそう多くはないだろうと予測されるのであります。また財閥関係役員審査委員会及び同再審査委員会におきまして、審査あるいは再審査の結果、判例とも称すべき先例がある程度つくられたわけでありまして、今後の審査は従来より行いやすいと思われるのであります。かような状況にかんがみまして、今般財閥関係役員審査委員会及び財閥関係役員再審査委員会を廃止し、両委員会にかかわる事務は内閣総理大臣において簡素な機構のもとに行ふこととしたのであります。今後内閣総理大臣において審査を継続する上におきましては、従来つくられました先例を尊重するほか、必要に応じ、関係の向きの意見をよく聴取しまして決定し、いささかたりとも経済界の実情を無視した決定に陥ることのないようにいたすつもりであります。



次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案は、同法により制定せらるべき各省設置法等が成立の運びに至りませず、同法に規定せられておりました施行期日の明年一月一日から施行することが不可能となりましたので、これを四月一日に変更することを、その内容とするものであります。事情まことにやむを得ざるものと認めまして可決いたしました次第でございます。(拍手)

### 三、参議院内閣委員長報告(十一月三十日)

○河井彌八君 議題となつております財閥同族支配力排除法の一部を改正する法律案の委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。この案は内閣委員会に付託せられまして相当の期日があつたのでありますが、本日一二時間前に衆議院を通過いたしましたのでありますから、本委員会を開きまして審議した結果、全会一致を以て可決すべきものであると議決いたしましたのでありますから、この点御報告申し上げます。

本案は財閥関係役員の見直し及び事務が大體終了をいたしてしまつたのでありますから、今後に予想せられる審査の事務が極めて少いということになつております。それ故に、これまで行われておりましたところの審査委員会及び再審査委員会をば、これを廃止いたしましたのであります。内閣に一課を置きまして、その課によつて同様な今後行われるべき事件を審査しようとするのであります。政府に対して、財閥同族支配力排除法が如何に行われたかという実情

を質して見ましたところが、財閥関係役員の数には三千六百余名であるということでありませず、そして審査の申請をしたものが八百二十六件である。そのうち承認をしたものは六百八十九、不承認をしたものが百三十七で、盡くこれは済んでおるのであります。又再審査の数も申請が六十三件でありまして、これも盡く済んでおりませず。今後申請せらるべき数も予想はできませんけれども、大體において極めて少いものであると認定せられるのであります。それ故にもうこの二つの審査委員会は廃止して差支ないということで、この案を提出いたしました次第であります。而してその代り内閣に一課を設けましてこの事務を取扱わせるということでもあります。従いまして経費等もこれによつて節約せられることになるのであります。

委員会は政府の説明を聴きまして慎重審査をいたしました結果、これは可決すべきものであるということに全会一致で決定いたしました。ただその際に、審査機関が簡單になりますから、その審査の取扱において粗漏のないようにということに十分政府に注意を望みまして、これを可決いたしましたのであります。この点を報告して置きます。(拍手)

次に国家行政組織法の一部を改正する法律案につきまして、報告を申し上げます。これも今日全会一致を以て委員会において可決したのであります。この案の要旨は、国家行政組織法の施行期日が明年一月一日となつておりますので、これは各省等の設置法と同時に施行を要する

という趣旨でありますから、国家行政組織法の施行期日を延長いたしましたのであります。四月一日に改めたいという趣意であります。国家行政組織法は行政機関の組織の基準を定めたものであります。各官庁の組織をこの基準に従つて法制化するの必要でありますから、国家行政組織法が各省等の設置法と同時に施行せらるべきものであることは勿論であります。ところが、今期議会は主として国家公務員法等の改正を目的として召集せられ、会期も極めて短かいのであります。そのため、各省等の設置法律案はどうしても今期国会には提出できなかつたのであります。次回にこれを譲るといふことになつております。それ故に国家行政組織法が明年の一月一日から施行せられるというものは不合理と相成りますので、四月一日に施行するということに改めるのであります。委員会におきましては政府の説明を聴取いたしましたので、これは当然であるということを決意いたしましたので、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。この段御報告申し上げます。(拍手)

### ◎行政機関に置かれる職員の定員の設置

#### 又は増加の暫定措置等に関する法律

(昭和二三、一二、一八、法二四七)

#### 一、提案理由(十二月十一日)

○岩本内務大臣 ただいま提案になりました行政機関に置かれる職行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律

員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

各行政機関に置かれる職員の定員については、国家行政組織法が施行されるまでの間は、国家行政組織法に規定する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律によりまして、政令をもつて規定し得ることになつております。国家行政組織法が施行されれば、ことになつております。御承知のように国家行政組織法は、来年の一月一日から施行されるはずになつていたのであります。前回の臨時国会を通過いたしました国家行政組織法の一部を改正する法律により、その施行期日は来年の四月一日に延期されたのであります。しかるに最近における各行政機関の職員の増加は、相當著しいものがあるのであります。これにかんがみまして、職員の定員を新しく設置する場合及び増加する場合は、国家行政組織法の施行前においても法律によることといたしまして、職員の定員を規律し、その増加を抑制し、もつて国家行政組織法の規模の適正化に資したいのであります。もちろん、政府は従来においても定員の設置または増加につきましては、真に必要やむを得ないもののみに限つてこれを行つていたのであります。さらにこれを法律事項にすることによりまして、国会の慎重な御審議を仰ぎ、その増加の抑制について万全を期したい所存なのであります。以下法律案の骨子につきまして簡単に申し上げます。

第一にこの法律において行政機関と申しますのは、国家行政組織



法の定める行政機関と同一範囲であります。従つて国会の職員とか、裁判所の職員とか、会計検査院の職員などは、除外されるのであります。但しこの職員の範囲は、単に一級、二級、三級の官吏に限らず、広く雇傭人等をも含むものとしたしまして、政府職員の全員についてその定員を規律し、その増加を抑制せんとするものであります。

第二にこのような各行政機関の職員の数を本年十二月三十一日をもつて凍結し、一月一日以後の定員の設置または増加は法律によらなければならぬことにいたしましたのであります。これがこの法律案の眼目であります。ただ本年十二月末日までに、すでに国会により予算上の措置がとられているものについては、この際特に除外いたしました。

第三に右の措置をとる前提として、従来法令上の定員の定めがなかつた雇員、傭人、工員等につきましても、それらの定員を本年十二月三十一日までに総理庁令、法務庁令または各省令等で規定いたしましたのであります。

第四に各行政機関の長は、毎月当該行政機関の職員の定員を行政管理庁長官に報告しなければならぬことにいたしました次第であります。行政管理庁におきまして、右の実員の報告を検討し、法令上の定員との差異を比較し、国家行政組織の規模を適正ならしむるための重要な資料としようとするものであります。なおこの報告に関する規定のみは、この法律案のうち、恒久的な効力を有する唯一の規定であります。

あります。

国家行政組織法の定める行政機関、すなわち国会の職員、裁判所の職員、会計検査院の職員等を除いた各行政機関の職員は、すべて本年十二月三十一日現在をもつてその数を押え、一月一日以後の定員の設置または増加は法律によらなければならぬ旨の規定及びこれに付随する若干の規定をその内容とするものであります。

本法案は、去る九日、本委員会に付託されましたが、委員会は、政府当局との間に質疑応答を重ねました後討論に入り、民主自由党より山本猛夫君、社会党より田中稔男君、民主党より小坂善太郎君、国民協同党より大島多藏君、労働者農民党より黒田壽男君、農民党より北二郎君の、いずれも本案に対する賛成演説が述べられ、満場一致可決を見たのであります。賛成に際して述べられました希望意見は、必ずしも一様ではありませんが、大体において、慎重なる用意のもとに合理的な行政整理を断行し、もつて行政効率の発揚をはかることが望まれた次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院内閣委員長報告(十二月十三日)

○河井彌八君 行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案、この法律案は昨日衆議院において可決せられまして本院に送られたのであります。委員会におきましては予備審査を一回、又本日委員会を一回開きまして審査を遂げまして、全会一致を以て可決すべきものと決定したのであります。

行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律

以上がこの法律案の骨子であります。行政機関の職員につきましては、政府はこのような消極的な定員の抑制のみではなく、進んで徹底的な行政整理を断行し、行政の簡素強力な態勢を実現すべく、目下慎重に検討いたしている次第でございますが、この法律案は、これが礎石ないし前提となるべき重要な意味を有するものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

以上簡単ではありますが、御説明を申し上げます。

### 二、衆議院内閣委員長報告(十二月十二日)

○小川原政信君 ただいま議題となりました、行政機関に置かれる職員の定員の設置又は増加の暫定措置等に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国家行政組織法によりますと、各行政機関に置かれる職員の定員は法律をもつて定めることになつておりますが、第三国会における同法中一部改正によりまして、その施行期日が明年四月一日に延期されました結果、それまでの間は政令をもつて規定し得ることになつておるのでございます。しかるに、最近における職員の増加は相当著しいものがございまして、積極的な行政整理を行うに先だつて、とりあえず職員の増加を抑制することが目下の急務であり、国家行政組織法の施行以前においても法律によらなければ定員を増加することのできないようにするというのが、本法案の提案の趣旨で

この法律案の目的とするところは、行政機関に置かれるところの職員の定員は、すべて国家行政組織法第十九條及び第二十五條によりまして、法律を以て規定することを要するものとなつておるのであります。然るにこの国家行政組織法の施行期日は、御承知のごとくに明年一月一日であつたものが四月一日に延期せられたのであります。そこでこの法律が施行せられるまでの間の暫定措置に関する法律がありまして、これによつて、その期間は法律を以て規定すべき事項を政令で以て定めることが許されておるのであります。然るに最近、これは長い間引続いた事実でありますけれども、行政機構が段々複雑になり、そうして職員の増加が近來非常に著しいことになつておる実情に鑑みまして、どうしてもこれは法律を以て定員の増加を抑制する必要に迫られたのであります。即ちこの法律が施行せられる時から明年の三月三十一日までの間、法律を以て決めなければならぬという暫定的な案であるのであります。

そこで、この案の適用を受けるものは何であるかと申しますと、行政機関といたしましては、国家行政組織法の定めるものと同一の範囲内である。本案の目標とする行政機関とは、行政組織法の規定内の行政庁で、即ち国会とか裁判所とか会計検査院の職員を除きまして、総理庁、法務庁及び各省、及びその外局となつておるのであります。又法律を適用せらるべき職員の範囲は、官吏、官吏の待遇を受けるところの待遇職員及び雇員、傭人、工員等を含んでおりまして、本案はその全員に対しまして定員を規制しようという考えであるのであります。而してこれら各行政機関の職員の数をば、この



規定第四條によりまして、本年の十二月末日までにおいて凍結いたしました。一月一日以後の定員の設置又は増加は、すべて法律によるのであります。但し十二月三十一日まではこの定員の設置或いは増加につきまして国会によつて予算上の措置がとられておるものについては、政令を以て定めてよろしいという規定であるのであります。

今官吏の増加して行く状況を調べて見ますと、昭和七年におきまして、一般会計、特別会計を合せまして十萬九千八百八十八名であります。これを二十三年度と比較しますと、二十三年度におきましては総計五十七萬四千八百八十八名、即ち昭和七年度を百といひますと二十三年度には五百二十三、即ち五倍以上になつておる事実があるのであります。更に二十三年度の官吏及び雇員、傭人、工員等を総計いたしますと、その総数は百六十五萬二千余人に達しております。かような勢を以て増加しておるのでありますから、国家行政組織法の精神によりまして法律を以て規定すべき事柄であるから、たとひ三月三十一日までには政令を以て定め得るとなつておりまして、政府において強い力を持つておりますれば、かような増加を防ぎ得るものであることは考えられるのであります。種々の質疑や意見がその点に集中されたのであります。それから更に一つは、各行政機関に置かれる職員のうちで、法律で定めてないものにつきましては、予算の範囲内において、これを政令によつて定めることができるということでありまして、これが適用は、主として雇員、傭人、工員等に多く適用せられるのであります。更に

か、実員によつて抑えるのかという質問等もありました。それに対しては、政府は定員において抑えるという意向を漏らしたのであります。

かくていろいろの質疑応答がありました。最後に討論に参りまして、大体三つの意見が出たのであります。即ち今日最も必要なは国民の負担を軽減することであるから、どうしても政府が今後行うところの行政整理を徹底的にやつて欲しい。それに対して深い期待をかけておる。而してこの案につきましては必ずしも必要とは考えられない点もあるけれども、どうか徒らに定員増加の傾向を辿ることのないように、十分に行政管理庁は勿論、各官庁が自肅して欲しいという意見。それからもう一つは、この案は行政機構の改革を前提とするものと見られるのである。そうして單に行政機構を改革いたしましたとしても、官庁における事務処理の方式を改善しなければ全く効果がないであろう、即ち能率を十分に挙げて行く方法を探つて貰いたい。例えばアメリカにおけるがごとき、能率を十分に發揮する方法を政府においても探つて欲しい。然らざればこの案の目的も結局徒勞に帰するであろう。第三には、内閣の行政官庁に対する統制力が真に強くあるならば、必ずしもこの案のごときものを作らなくてよろしいのである。併しながら暫定措置といたしまして、それから又現在各官庁の職員数を毎月行政管理庁に報告させる規定は必要であるから、どうか十二月三十一日までには政令の定めるところによつて員数を増加することのないように努めて欲しいというような、いずれも適切な意見の開陳があつたのであります。

地方財政委員会法の一部を改正する法律

今後予想せらるべきものは何かと申しますれば、例えば統計委員会であるとか、商工省関係であるとか、或いは公共船員職業安定所、刑務官吏練習所、司法事務局、矯正院、伝染病研究所、その他、尙今度の追加予算が通過しますれば、その予算の範囲内において更に加わるものができるであろう。或いは又刑事訴訟法改正によるもの、特別調達庁関係のものというやうなもの、やはり定員増加を予想せられまして、政令によるべきものとなるのであります。

それからもう一つ特殊の事項は、第五條におきまして、各行政機関の長は、毎月当該行政機関に在職するところの職員の数をば行政管理庁に報告しなければならぬという新しい事項がここに置かれたのであります。これによりまして無謀な増員を許さないように規制して行くという実効を挙げようとするものであります。従ひましてこの第五條の規定は、他の規定がすべて三月三十一日を以て効力を失するに拘わらず、この規定のみは恒久的に有効にしようという考えを以て規定せられておるのであります。

かようにいたしました。この暫定措置法は全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。この段御報告申し上げます。(拍手)

### ◎地方財政委員会法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、一八、法二四八)(参)

#### 一、提案理由(十二月十日)

岡本愛祐君 只今上程になりました地方財政委員会法の一部を改正する法律案につきまして、發議者の一人として提案の理由を御説明申し上げます。

地方行政委員におきましては、数次の会合を重ねまして検討いたしました結果、一同より本法律案を提出することに意見の一致を見ただであります。本法案は地方財政委員会法の一部を改正する極めて簡単な内容でございます。第一点は、同法第四條を改正し、委員会は五人の委員を以て組織しておるのを七人の委員を以て組織することに改め、即ち国会議員の代表者として一人出でるのを二人に殖やし、一人は衆議院議員の中から代表者として衆議院議長の名にした者とし、一人は参議院議員の中から代表者として参議院議長の名にした者とし、外に地方財政に關し学識経験を有する者一人を加えんとするのであります。第二点は、右の改正に伴ひまして第六條を改正し、委員三人以上の同意を以て会務を決することにしておるのを、



委員四人以上の同意を以てすることに改めんとするのであります。次に提案の趣旨につき申し上げます。地方財政委員会は、昨年内務省の廃止に伴い、内閣総理大臣の管理の下に臨時に一年間を限り設置せられたものであります。第三回国会においてその存続期間を昭和二十四年三月三十一日まで延長されましたことは、すでに各位の御承知の通りでございます。而してこの委員会の組織は、国務大臣一人と、国会議員の中から代表者として衆議院議長及び参議院議長一人ずつ、合計五人を以て組織されておりますが、そのうち国会議員の代表者たる委員については、当初参議院側の要望としては、委員長たる国務大臣が衆議院議員である場合は、国会議員の代表者たる委員は参議院議員を以てすべしというのにありました。然るにその要望にも拘わらず、最初から衆議院議員が国会議員の代表者として委員に出ているのが現状であります。又将来とも衆議院議員を排して参議院議員が代表者として出ることには困難な情勢にございませぬ。かくては衆議院解散の場合におきまして国会議員の代表者たる委員を欠くこととなります。これは所期の目的に副われないのみならず、来年三月末日までにこの暫定的な地方財政委員会を拡大強化しまして、且つこれを恒久化する法案の策定を必要といたします。等の諸般の情勢から考えまして、この際委員会の組織員を充実し、国会議員の代表者たる委員として、衆議院議員から一人、参議院議員からも一人を出すこととし、尙万全を期しますため、地方財政に關し学識経験を有する者の中から一人の委員を加え、合計七人の委員

員を置かんとするのが第四條改正の趣旨であります。又従来のごとき委員五人の場合におきましては委員三人以上の同意を以て会務を決することと定めておりましたのを、今回委員を七人といいたします場合には、委員四人以上の同意を以て会務を決するのを適当といたしますもので、第六條を改正せんとするのでございます。以上の理由を以ちまして我々は本法律案を發議いたしました。何とぞ全会一致を以て御賛成を賜わらんことを切望いたします。(拍手)

二、衆議院地方行政委員長報告(十二月十一日)

○山口好一君 ただいま上程になりました地方財政委員会法の一部を改正する法律案に關し、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政委員会法の一部を改正せんとする、きわめて簡單なる内容を持つものであります。改正の第一点は、同法第四條第二号に、国会議員の中から代表者として衆議院議長及び参議院議長が指名した者一人とありますのを、衆議院議員の中から、その代表者として参議院議長が指名した者一人と、参議院議員の中から、かつ学識経験者一名を加え、その結果、従来委員の数は五人であつたのを七人に改めようとするものであります。これは、国会議員の代表者のうち、一人は参議院議員ということにしておきませんと、もし衆議院が解散せられましたる場合、国会議員を代表する委

員がなくなるからであります。しかしまた、学識経験者を加えましたのは、かくすることによつて委員会の審議を一層慎重ならしめ、かつ議決に便宜のため委員の数を奇数にせんがためであります。次に改正の第二点は、同法第六條の規定を改正いたし、従来は委員三人以上の同意をもつて会務を決するものとしていましたのを、今度委員四人以上をもつて会務を決するものとしたこととします。これは委員の総数が増加した当然の結果であります。

地方行政委員会におきましては、十二月十日、本法律案の付託を受け、即日委員会を開きまして、本法律案の提出者たる参議院地方行政委員長岡本愛祐君から提案理由の説明を聴取した後、昨日及び本十二月十一日の二回の委員会において慎重審議いたしました結果、この程度の改正は必要にかつ適當なものと認めましたので、これを可決すべきものと議決いたしました次第であります。

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。

◎刑事訴訟法施行法

(昭和二三、一二、一八、法二四九)

一、提案理由(十二月八日)

○政府委員(鍛冶良作君) 只今上程に相成りました刑事訴訟法施行法案の提案理由について御説明いたします。この法律案は、明年一月一日から施行になります新刑事訴訟法

の施行に關し必要な経過的措置等を定めたものであります。第一條は定義規定であり、第二條から第十三條までは刑事訴訟法に屬する事項の経過的措置について規定し、第十四條は私訴の廃止に伴う選挙関係法律の手段について規定し、第十五條は刑事訴訟費用法の一部改正について規定し、第十六條は訴訟費用等臨時措置法の一部改正して規定し、第十七條は二つの関係法令の廃止について規定して規定してあります。いずれも新刑事訴訟法の施行に關連するものであります。

先ず、刑事訴訟法に屬する事項の経過的措置であります。大原則といたしましては、前国会における御審議の経過を尊重いたしまして、すべて事件は新法施行前に公訴の提起があつたか否かを區別の標準とし、新法施行前に公訴の提起があつた事件につきましては、新法施行後も尙旧法及び応急措置法によることとし、新法施行の際まだ公訴が提起されていない事件につきましては、原則として新法を適用することとしたのであります。第二條が前者に關する原則規定であり、第四條が後者に關する原則規定であります。而して第三條は旧法主義に対する例外を規定し、第五條から第九條までは新法主義に対する例外乃至補正について規定してあります。第十條及び第十一條は確定訴訟記録閲覧の手数料等について規定し、第十二條は新法施行の際係属中の私訴は通常の民事訴訟手續によつて完結すべき旨を規定し、第十三條は最高裁判所の規則で必要がある場合には補充的経過規定を設けることができる旨を規定しているものであります。



次は御留意を願いたいのは、第十五條の刑事訴訟費用法の一部正でありますが、この改正によりまして国選弁護人に給すべき日当、旅費及び宿泊料は鑑定人に給すべきものに準ずる額とし、これを刑事訴訟費用のうちに加えることにした次第であります。

以上で簡単な理由の説明を終ることにいたしますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを希望いたします。

二、参議院法務委員長報告(十二月十二日)

(裁判所法の一部を改正する等の法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院法務委員長報告(十二月十二日)

○高橋英吉君 ただいま議題と相なりしました四法律案について、委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

まず、刑事訴訟法施行法案及び裁判所法の一部を改正する等の法律案の両法案の提出理由並びに内容のおもなるものを御紹介いたします。

第一に、刑事訴訟法施行法案について申し上げますと、日本国憲法の精神にとり、基本的人権の尊重を基調といたします新刑事訴訟法は、来年一月一日から施行されることになっておりますので、それまでに現在裁判所等で取調べが行われておる事案に対しては、新法によるか現行法によるかについて経過的措置を講ずる必要があります。刑事訴訟法施行法案は、御承知のように前国会において衆議院を通過しましたが、参議院において審議未了となつたた

め、あらためて本国会に再び政府から提案されたものであります。今回の法案におきましては、前回と異なり、新法、旧法の適用の基準をば、新法施行前に検事から公訴の提起があつたかいなかによつて定めんとするものであります。すなわち、公訴の提起が新法施行後に行われた事件は新法によるが、年内に公訴の提起が行われておる事件については原則として旧法によることになつておるのであります。この点が本法案の最も重要な点であります。このほか本法案には、右の原則に対する若干の例外を定め、また国会議員等の選挙法に、新法にはなくなつておる私訴の規定が準用されておる關係上、その手当等を定めておるのであります。

第二に、裁判所法一部を改正する等の法律案について申し上げますと、第一点は、新たに家庭裁判所を設置せられることになつたので、裁判所の基本法である裁判所法において、その組織、権限等を規定しようとするものであり、第二点は、第二回国会において制定せられました刑事訴訟法の趣旨に従つて、簡易裁判所の処理した刑事事件に限つては、地方裁判所にはなく高等裁判所に不服を申し立てることに改められたことであります。第三点は、最高裁判所の小法廷で裁判する事項の範囲を拡張、大法廷の負担を合理的に軽減することをはかつたことでもあります。このほか、本法案については参議院において若干の修正が行われておるのであります。

さて委員会におきましては、今回提出の刑事訴訟法施行法案は、前国会において衆議院の修正した線に沿つた内容を盛つたものではあります。御承知のように、現に前代未開の大疑獄事件等も頻発する審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

終戦以来の経済事情の変動、特に貨幣価値の低落に伴ひまして、裁判所の言い渡すべき罰金、科料の額もおのずから高めらるべき道理であります。現在の刑法の規定によれば、罰金の最低額及び科料の最高額は著しく低く定められておりますので、これを是正し、法定の罰金、科料の額を適当な程度に引上げるため、刑法その他の法令の特例を設けようとするものであります。

次に、その内容の大略を申し上げますと、まず第一に、現在罰金は二十円以上、科料は二十円未満となつておりますが、これをその五十倍たる千円以上、千円未満ということにいたしました。次に、刑法及びこれと密接な關係のある二法律に定めた罰金の多額を五十倍に引上げることにしております。

委員会においては、五十倍に引上げるその倍率の根拠について質疑がありました。これに対し政府から、物価指数、国民所得、生計費指数等を勘案して定めたという答弁がありました。

かくて、十二月十二日、討論を省略して採決した結果、全会一致で政府原案通り可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

◎司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、一八、法二五〇)

司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律

しております折柄でありますし、かつ国民の基本的人権に影響するところすこぶる大でありますので、法案の中心課題である新旧法適用の基準、すなわち年内起訴か年内公判かの点について、あらゆる角度から慎重な論議が行われたのであります。論議の内容は、いささか専門的になりますので、速記録に譲ることとします。第二の裁判所法の一部を改正する等の法律案も、前国会において衆議院において修正した線に沿つた内容を盛つたものを大綱とし、衆議院の修正が若干加えられたにすぎないので、討論の結果、両法案の運用にあつては国民の基本的人権を侵害しないよう格段の注意を拂うべき旨の希望意見が開陳せられ、採決の結果、両法案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決したのであります。なお、委員安田幹太氏から、右両法案を第三回国会に政府から提案せられた内容のごとく修正する趣旨の提案がございましたが、この修正案は、賛成者少数のため否決せられたのであります。

次に、裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由及び内容を申し上げます。

さきに民事刑事訴訟法、少年法、裁判所法等の改正が行われ、また結果、これらの諸法律の円滑なる運用を期するため裁判所職員の内容を充実させようとするものであります。増員の数は、判事九十名、その他千数百名であります。さしあたり、やむを得ない増員と認め、採決の結果、全会一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。



一、提案理由(十二月十一日)

(罰金等臨時措置法の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(十二月十二日)

○高橋英吉君 たいま議題と相なりました司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律案は、皇宮護衛官に司法警察権を興えて、皇宮御所などにおける犯罪や、天皇、皇后、皇太子の生命、身体、財産に対する罪について、その犯罪の捜査をなさしめようとするものであります。しかし、皇宮護衛官を司法警察職員に指定しますことは、その職務の性質から見て、なるべく早い方が適当と認められますので、その応急措置法の一部を改正することにしたのであります。

さて、法務委員会においては、司法警察職員等指定応急措置法は、第三国会において通過したばかりであるのに、何ゆえ早急に皇宮護衛官を指定するのかという質疑がありました。これに対して政府より、関係方面の要請によるという答弁があつたのであります。かくて、十二月十一日討論採決の結果、この法案は全会一致で政府原案の通り可決された次第であります。

次に、少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案について、その要旨及び委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

改正少年法によると、家庭裁判所は、少年に対する保護処分の一

種として、地方少年保護委員会の観察に付する処分をすることになつております。しかるに、地方少年保護委員会を設置する法律案は、諸般の事情によつて、いまだ国会に提出されておられません。それで、地方少年保護委員会が成立するまでの間、従来の少年審判所をもつてこれに充てようとするものであります。それから少年院法においても、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が予定されていきますが、前に申しました事情により、その法律案が提出されるまでの間、これらの委員会の行う職権を、暫定的に法務総裁に行わしめようとするものであります。

さて法務委員会においては、少年審判所の名称について質疑があつたのみで、十二月十一日、討論採決に入りました。採決の結果、全会一致で政府原案の通り可決した次第であります。

右、両法案を一括して御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(十二月十三日)

○岡部常君 只今上程になりました三法案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、第一に司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、皇宮護衛官に限定的なる司法警察権を興え、犯罪の捜査をさせることを内容とするものであります。刑事訴訟法第九十條は森林、鉄道その他、特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は別に法律でこれを定めるとありまして、先般、司法警察職員等指定応急

措置法の成立を見たのでありますが、この中には皇宮護衛官が含まれておりません。皇宮護衛官は大体昔の皇宮警察官に相当するものであります。国家公安委員会規則第二号、皇宮警察局設置規程により皇宮警察局に置かれた職員でありまして、皇宮、御所、離宮、御用邸、陵墓、皇室用財産及び国家公安委員会の指定する場所の警備並びに行幸啓の護衛に関する事務を掌るものであります。その職務の性質上、皇居、御所、離宮、御用邸、行在所若しくは御泊所における犯罪、陵墓若しくは皇室用財産に関する罪又は行幸啓の際における天皇、皇后、皇太后及び皇太子の生命、身体又は財産に対する罪につきまして、これに司法警察権を興え、この種の犯罪の捜査をさせることにしたのであります。

委員会におきましては慎重審議をいたしまして、各委員から御質疑もございましたが、その詳細はすべて速記録に譲らして頂きませう。討論を省略いたしましたので採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのであります。

次に少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。政府は、犯罪の予防に關しまして犯罪者予防更生法の立案を計画予定し、その中に少年法第二十四條、少年院法第十條、第十二條、第十三條所定の地方少年保護委員会、少年院法第十二條所定の地方成人保護委員会等に関する規定を設け又少年の刑務所からの仮出獄、少年院からの仮退院及び観察に關する規定や、そうした者の監督の規定を設けることにしたのであります。未だ国会の上程の運びに至りません。一方これら内容をとする少年法、少年院法

司法警察職員等指定応急措置法の一部改正する法律

は明年一月一日から実施されますので、暫定的の措置として右予防更生法が制定を見るまでの間、仮出獄、仮退院、観察、監督等の規定は改正前の少年法、矯正院法中のものを生かして使い、少年法關係の地方少年保護委員会の仕事を、今までそれを掌つておりましたところの少年審判所をこの限りに置いて存置して行われ、少年院關係の地方少年保護委員会、地方成人保護委員会の仕事を法務総裁が代行するというのが、本案の内容であります。

本委員会におきましては慎重審議を重ね、各委員より熱心なる質疑が行われましたが、その応答は速記録に譲らして頂きます。かくして討論に入りましたが、別段御発言もありませんので、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。

次に、裁判所職員の定員に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

先に民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正が行われ、又少年法及び裁判所法等の改正によりまして、新たに家庭裁判所が設置されることになりました。實際上、裁判所の事務は、質量共に著しく増大、煩雜化することが予想されるのであります。この法律案はこれに伴う裁判所職員の増員に必要な改正を行わんとするものであります。この判事を何人、検事を何人、或いは事務官何人という数字はお手許の案について御覽を願ひまして、ここには省略させて頂きます。

この法律の目的といたしますところは、この新法律施行のため、本予算年度内においての差当り必要な最少限度の増員に留めてある点であります。委員会におきましては、本案について慎重な







国会に提出する運びに至っていないのであります。このように地方少年保護委員会が設置されていない状態のもとで改正少年法が施行されますためには、地方少年保護委員会の行う職権を行う機関が必要なのであります。このような機関としては、従来の少年審判所をこれに充てることが最も適当であると思料されますので、ただいま上程されました法律案においては、その第一條において、地方少年保護委員会が成立するまでの間、その代行機関としての権能のみを有せしめ、少年審判所を存置するとともに、従来の法律の規定のうち少年の仮出獄、仮退院及び観察に関する規定、仮出獄中または仮退院中の者及び観察中の者の監督に関する規定は、必要な限度において、なおその効力を有せしむることとしたのであります。この応急措置によりまして、改正少年法の施行に支障なきを期することとしたのであります。

次に改正少年法と同時に第二国会を通過し、法律第百六十九号をもつて公布されました少年院法も改正少年法と同様に明年一月一日から施行されるのであります。この法律においては、少年院の收容者の処置に関連して、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が予定されているのであります。しかるにこの二つの機関については、前に申し上げましたように、それを設置する法律案がまだ提出の運びに至っておりませんので、この状態のもとで少年院法の施行に支障なきを期するため、ただいま上程された法律案の第二條において、これらの委員会の行う職権を暫定的に法務総裁が行うこととしたのであります。

以上が改正の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを希望いたします。

二、衆議院法務委員長報告(十二月十二日)

(刑事訴訟法施行法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(十二月十四日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律の委員長報告と一括して掲載)

◎少年法を改正する法律等の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、一八、法二五二)

一、提案理由(十二月十一日)

(罰金等臨時措置法の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(十二月十二日)

(司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(十二月十三日)

(司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

告と一括して掲載)

◎科学技術行政協議会法

(昭和二三、一二、二〇、法二五三)

一、提案理由(十二月八日)

○橋本政府委員 このたび科学技術行政協議会法案を提出いたしました次第でございます。その提案理由の御説明を申し上げます。

平和的文化国家の建設は、科学技術の向上と普及がその基礎をなすものであることにかんがみまして、政府は學術体制刷新委員会の答申に基いて、さきの第二国会におきまして、日本學術會議法を提案し、すでに公布を見ておるのであります。このたびは、日本學術會議とともに、學術体制刷新委員会の答申の二つの大きな眼目でありますところの、科学技術行政協議会を設置しようとするものであります。

科学技術行政協議会は、いわば日本學術會議と政府との間に立つて、両者の意思の疏通をはかり、科学と国策との相遊離することのないようにするためのものであります。従来わが国の政治におきまして、科学研究の成果が、十分に行政上の諸施策に活用されませず、また各省間の連絡調整が必ずしも十分でなく、政府全体としての科学技術行政の一貫性、総合性に欠けるきらいがあつたのであります。こうした弊害を除去いたしますことがこの協議会の重要な目的であります。こういう目的を達成いたしますには、單に行政官

科学技術行政協議会法

の手腕と識見のみでは十分でありませんが、科学者の専門的知識がこれに加わり、両者相協力することが必要であります。本協議会の委員の数が、行政官と科学者とがそれ／＼同数を占めることになつておりますのは、この意味からでありまして、ここに本協議会の大きな特色があるのであります。

次に前にも申し述べましたように、本協議会の重要なねらいの一つは、各省間の連絡調整をはかり、科学技術行政に一貫性、総合性を與えようとするところにあるのであります。しかし本協議会は実施機関ではなく、審議機関でありまして、その審議の結果は内閣総理大臣がその権限に基いて、重要なものは閣議を経て実施することでありまして、各省の立場は十分尊重され、画一的統制に墮することのないような配慮がなされているのであります。

なお本協議会は、関係方面の特別な要請もありませんので、本年度初めに設置する予定で、これに要する経費はすでに本年度の当初予算に計上されているのであります。しかしその後種々検討すべき点がありましたので、その設置を延期し、今日に至つた次第であります。しかしながら明年一月二十日には日本學術會議が成立いたしますので、これと同時に本協議会を発足せしめる必要がありまして、今回の国会におきまして本法案の御審議をお願いする次第であります。

以上が本法案の提案理由であります。十分御審査の上御協賛あらんことをお願いいたします。



## 二、衆議院内閣委員長報告(十二月九日)

○小川原政信君 たいま議題となりました科学技術行政協議会法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、明年一月二十日から発足することになっております日本学術会議と政府との間に立つて両者の意思の疏通をはかり、科学と国策とが互いに遊離することのないようにするための審議機関を設けんとするものでございます。

本法案は、去る第三国会におきましてすでに本院を通過いたし、参議院におきましても委員会において可決を見たのでございまして、時間の関係上審議未了となつたものでありまして、今回あらためて提案されたのであります。本月二日内閣委員会に付託されましたが、委員会は、政府当局の説明を聴取の上、質疑、討論を省略しまして、満場一致原案を可決いたしました次第でございまして、以上、御報告申し上げます。(拍手)

## 三、参議院内閣委員長報告(十二月十一日)

○河井彌八君 科学技術行政協議会法案の内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この案は前回の国会におきまして相当精細な審査を行ひまして、最終の日に委員会の可決報告書を議長に提出して置いたのであります。然るに不幸にして同日の会議に上程することはできませんので

ありました。そこで今期国会におきまして、昨日委員会を開きまして、前回における委員会の審査そのままを踏襲いたしました。直ちに採決に入りまして、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしましたのであります。

これより大体の説明を申し上げます。科学技術の向上と普及とは、我が国再建の上において最も必要な条件であります。そこで科学技術の向上のために、先きに第二国会におきまして可決せられましたところの日本学術会議法、これは去る七月十日に法律として公布せられておりますが、それによつて科学技術の向上をばどこまでも進めて行くという、この構想であります。而してその科学技術の向上をば行政面に徹底的に行わせる方法といたしましては、政府との間に立ちまして特殊の機関の必要があるのであります。即ち科学技術行政協議会、これがその役目を勤めるものであります。我が国の科学水準というものは、まだ先進国に比べまして遺憾ながら甚だ低いと言わなければなりません。殊に戦争におきまして大いに進歩が妨げられた観があるのであります。

〔議長退席、副議長著席〕

又その科学技術も、行政面において或いは又民間等におきまして本当に徹底して利用せられておるかとお申しますと、そういうことは遺憾ながら甚だ不十分であります。即ち科学の向上と、それから科学の実施ということが、ばらばらになつておるといふのが今日の実情であるのであります。そこで、その欠点を補ひまして、どうか行政面において先ず以てこれが徹底せられるようにするために科学

技術行政協議会が設けられるのであります。

そこで科学技術行政協議会はどういうことをするのかと申しますと、日本学術会議から勧告した事項、或いは行政庁から学術会議に諮問をいたしましたして、その諮問に基いて答申を得たその事項をば、政府各省官庁等の行政機構に十分に反映させるような必要な措置をとるといふ事柄、それから次には行政機構相互の間におきまして科学技術の連絡をいたし、十分なる調整をなすということ、又その外、政府が行うべき科学技術に関する国際的の事業を実施する方法などを審議する機関であります。審議機関でありまして議決機関ではありません。而してその実行者は政府或いは行政庁等がこれの實行に当るものであります。

協議会の組織は会長、副会長各一人、委員二十六人以内といたしまして、委員は関係行政官庁の官吏及び学識経験者の中から内閣総理大臣が任命することになつておるのであります。尚これに幹事二十人以内を置きまして、委員と同様、各行政庁の官吏及び学識経験者から内閣総理大臣が任命することになつておるのであります。そしてこの委員にいたしましては幹事にいたしましたも、いずれもその半数は学識経験者より選定せられるものとなつておるのであります。更にこの事務を取扱うために事務局を置きまして、総理庁の所管とするのであります。尚この協議会を設置するところの経費につきましては、すでに第二回の国会において議決せられております総予算、即ち二十三年度の総予算に計上せられておるのであります。而して、本年の六月から明年の三月まで十ヶ月分百二十万円を計上いた

してあります。而うしてその主要なるものは人件費であるのであります。又その法律の施行期日は明年一月二十日であります。これは、この協議会と不可分の関係にあるところの日本学術会議が明年一月二十日から出発するのであります。それと同時に施行する必要があるのであります。現に日本学術会議の議員の選挙は来る二十日にこれを行うことになつておることは諸君の御承知の通りであります。

委員会におきましては行政機構の簡素化、能率の増進、又同時に経費を節減するという等のことを最も大切に考へておりました。この点から本案を慎重に審議いたしましたのであります。すでに予算も通過しておることでありまして、その経費も意外に僅少であるのであります。これを認容いたしましたのであります。又科学技術の研究に關することは最も今日の国策の根本として必要なことである、而してそれを行政面に十分に延ばして行くことは、又最も大切なことであるという点から、本案は全会一致を以て可決すべきものと決めたのであります。委員といたしましては、かように審議会の重要性を認めて、そうして積極的に更に活動をするようにという希望を述べた委員もおありになつたのであります。その予算上の経費は割合に少額であるけれども、どうかこれは国民の負担をできるだけ少くするという意味において、少い経費であるけれども、十分なる活動を希望するという考へが強かつたのであります。大体かような意見を以て全会一致可決したのであります。この段御報告申し上げます。(拍手)



### ◎国立国語研究所設置法

(昭和二三、一一、二〇、法二五四)

#### 一、提案理由(十一月十八日)

○栗山政府委員 下條文部大臣が臨時閣議で席がはずせません、まことに皆さまに對しまして失礼に当るかもしれませんが、お許しを得て私から今皆さんの御審議を煩わします国立国語研究所設置法案の提案理由について、内容を御説明申し上げます。

わが国における国語国字の研究を見ますときに、国語国字の改造の問題は教育ばかりでなく国民生活の全般の向上に、きわめて大きな影響を與えるものでありまして、その解決は日本再建の基本的条件の一つであるとも申し得ると存するのであります。けれどもその根本的な解決をはかりますためには、国語及び国民の言語生活の全般にわたりますして、科学的にして、かつ総合的に調査研究を行う比較規模の大きい研究機関を設けることが、ぜひとも必要であると考へたのでございます。言いかえますならば、国語国字のような国家国民に最も関係の深い重大な問題に對します根本的な解決策を打立てますには、ただいま御審議願いますような研究機関によつて作製されます科学的な調査研究の結果に、基かなければならぬと存するのであります。国家的な国語研究機関の設置は、明治以来先覚者たちによつて往々提唱されて来ましたが懸案でありまして、また終戦の後におきましては、第一回国会において、衆議院及

び参議院が国語研究機関の設置に関する請願を御採択になり、決議されましたのを初め、国語審議会からの建議並びにアメリカの教育使節団の勧告とその設置につきましては、各方面から一段と強く要望されておるところであります。政府におきましてもその措置について久しい間種々研究を重ねて来たのでありますが、実現を見ることなく今日に至りましたことは、少し手遅れの感もないではございません。しかるにこのたび国会におきまして請願が採択され、輿論の支持のもとに、急速にその準備が幸い進められることになつたのであります。この法案の立案にあたりましては、その基本的な事項につき国立国語研究所創設委員会をまず置きまして、国会その他関係学会の権威者を十分に取入れるようにいたしましたのでございます。

次にこの法案の骨子について少しく申し述べますならば、第一に国立国語研究所は、国語及び国民の言語生活につきまして、科学的な調査研究を行う機関であり、その調査研究にあつては、いわゆる科学的方法により研究所が主になつて行うように定めてございます。第二にこの研究所の事業は、国民の言語生活全般につきまして、久しく調査研究を行い、国語政策の立案、国民の言語生活の向上のための基礎的な資料を提供することにいたすつもりなのであります。第三にこの研究所の運営につきましては、評議員会を設けまして、その研究が教育界、国会その他社会各方面から孤立分離することを防ぎますとともに、研究所の健全にして、その運営はもちろん民主的にいたすようにするつもりでございます。この研究所が設置されまして、研究調査が進められて参りますならば、わが国文化

の進展に資するところは、はなはだ大きかろうと存しております。どうぞこの法案の必要性をお認めいただきまして、十分御審議の上御賛成がいただけますようお願い申し上げます。なお詳細につきましては、他の政府委員から御説明させていただきます。

#### 二、衆議院文部委員長報告(十一月二十五日)

○圓谷光衛君 ただいま上程に相なりました国立国語研究所設置法案に關しまして、この法案の概要並びに委員会における審査の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案は、去る十一月十七日、内閣から本院に提出され、文部委員会に付託となつたものでありまして、全文十一條からなる法案であります。国語国字の改良問題の根本的解決をはかるために、それらの調査研究を行うため研究機関を設けることは、教育上のみならず、国民生活全般の向上にきわめて大きな影響を與えることは、言

うまでもないのであります。よつて、文部委員会に於きましては、非常な努力と熱意をもつて慎重審議を重ねて参つたのであります。本法案の目的は、国語及び国民の言語生活の全般にわたり科学的調査研究を行い、国語の合理化に確実な基礎を與えるために、国立の国語研究所を設立しようというのであります。国立国語研究所は文部大臣の所轄とし、国民の言語生活と国語の歴史の変遷及び学校教育と新聞、放送等における国語の取扱いを調査研究し、その成果を国語政策立案の資料として編集し、公表することを任務とするのであります。これは実に明治以来先覚者たちによつて提唱されてき

た懸案であり、また終戦後においては、第一回国会において、本院及び参議院が国語研究機関の設置に関する請願を採択し、議決されたのを初め、国語審議会からの建議並びに米國教育使節団の勧告等、その設置については、各方面から一段と強く要望されるに至つたものであります。

文部委員会といたしましては、本法案立案の趣意を尊重いたしましては、きわめて慎重な態度をもつてこれが負託にこたえたのであります。その審議中おもなる質疑といたしましては、文部省所管の国語審議会が不要ではないか、他の研究機関及び個人における同種の研究との重複を避けようとする規定は誤解を招くおそれがあるのではないか、また所長任命の手續に難点がありはしないか等の議論があつたのであります。これらに對して、政府当局からそれら誠意ある答弁がなされたのであります。詳しくは速記録によつて御了承願ひたいと思ひます。

よつて討論を開始いたしましたして、民自党平澤長吉君、社会党田淵實夫君、民主党伊藤恭一君、国協党黒岩重治君、小会派久保猛夫君等からそれら原案に賛意を表示せられ、ついで採決いたしました結果、全員一致をもつて原案通り可決いたしましたのであります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

#### 三、参議院文部委員長報告(十一月二十六日)

○田中耕太郎君 議題となりました国立国語研究所設置法案に關しまする委員会の審議の御報告といたしまして先ず本研究所の設置の



趣旨を御説明申し上げます。

我が国におきまする国語の改良とその合理化とは、教育の振興と一般国民生活の向上、延いては国家再建の不可欠の條件でございます。併しそのためには国語及び国民の言語生活の全般に亘りまして、厳密な科学的調査研究がその前提として行われなければならぬのでございます。国家的な国語研究機関の設置は、すでに明治以来、先覚者によりまして提唱されたところでありまして、又終戦後におきましては、第一回の国会において参衆両院共にこの趣旨の請願を採択して参りました。その外、国語審議会の建議なり、又米國教育使節団の勧告等も、かような研究機関の設置を要望しております。本法案は、かような世論の要望に応えたものでございまして、その立案に当りましては、基本的な諸点は、学界その他関係各界の権威者を網羅しておりまする国立国語研究所創立委員会を設けて十分その意見を取入れたということでございます。

次に、法案の精神と要点を極く簡単に御説明申し上げます。先ず研究所の行う調査研究は純然たる科学的性質のものでございまして、研究所が国立として文部大臣の管轄に属しておりますのに拘わらず、自主性を保ちまして、文部大臣は絶対に研究に対して監督権を行わないで、監督権は研究所の人事及び予算という行政面だけに限られておる趣旨でございます。次に、研究所の事業は、国民の言語生活全般につきまして広汎な調査研究を行い、更にこれに基きまして、国語政策の立案や国民の言語生活の向上のために参考となる基礎資料を提供するということとあります。次に、研究所の運営につ

きましては文部大臣や又所長にのみ任せないで、学界、教育界、その他各社会方面からの二十人の権威者から成りまする評議員会の助言によりまして、民主的且つ適切に運用することを期しておるのであります。

次に、三回に亘ります委員会におきまする熱心な質疑と、それに対する答弁からして、次の点が明かになつたのでございます。第一に、本法案のうち国語という用語が用いられておりますが、これは国字をも含むという意味でございます。第二に、かような研究所は本来民間で経営するのが研究の自主性を保つ上において適當であるが、国家がこれを設立する理由はどこにあるかということでございますが、現在の経済状態その他の事情からして、個人又は私的団体が大規模な研究所を設置することは困難な理由によるのでございます。次に、既存の国語審議会との重複がありはしないかという問題でございますが、これにつきましては、本研究は純然たる科学的研究を行うのでありまして、国語審議会はその研究を基礎とし、それを資料として国語政策を審議するというわけでありまして、重複しないと説明されておるのであります。次に、第四條の二項に、「所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。」とある、その文句から言いますと、如何にも既存の官僚の中から選ぶというふうに聞えますが、併しこれは法律の書き方のテクニクから来ておるのでありまして、單に官制上の手續上そうなつておるので、任命補職のつまりテクニクから来るのでありまして、民間の専門家、有識者を任用することに、ちつと

○島村一郎君 ただいま議題となりました日本専売公社法案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について概略御報告申し上げます。

も妨げないのみならず、又これを本則として、さような方針に従つて運用することとあります。最後に、評議員会の評議員を公務員としておるといふ点につきましてもいろいろ質疑がございました。これは身分的拘束を受けるため、民間から適材を得ることが困難じやないかという議論でございました。これに對しましては、今後定めらるべき人事院の規則等に適當な規定を設け、その他運用に氣を付けるということとあります。

◎日本専売公社法

(昭和二三、一一、二〇、法二五五)

一、提案理由(十一月十三日)

(食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

日本専売公社法

以上、簡単に本案の要旨を申し上げましたが、本案は、去る十一月十一日、本委員会に付託されたもので、十三日提案理由の説明を聴取し、十八日より質疑に入りましたが、本法律案の重要性にかんがみ、二十五日公聴会を開き、広く各界の意見を聞くことといたしました。委員会においては、これらの意見を参考とし、数回にわたつて慎重審議いたしました。詳しくは会議録に譲りたいと存じます。

かくて、二十九日質疑を打ち切りましたが、社会党の川合委員よ



り、社会党、民主党、国民協同党の三派共同提案になる修正案が提出されました。すなわち

日本専売公社法案に対する修正案

第九條4の「学識経験のある者」の次に「葉煙草を耕作する者及び公社職員の中から」を加える。

第十六條2のうち「及び職員」とあるを削る。

第二十六條の全文を削除する。

等でありませぬ。

次いで討論に入り、民主自由党を代表して宮幡委員は修正案に反対せられ、民主党代表の荒木委員は修正案並びに修正部分を除く原案について賛成する旨を述べられ、国民協同党の内藤委員も修正案及び修正部分を除く原案に賛成せられ、社会革新党の本藤委員及び労働者農民党の堀江實藏君は修正案及び原案に反対の意見を述べられました。次いで、本三十日採決に入りましたが、修正案は多数をもつて可決せられ、修正部分を除く原案も多数をもつて可決、よつて本案は修正議決されました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本専売公社法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る十一月十二日より十一月三十日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、十一月三十日討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決したのであります。

さて本案審議に当りましては、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対して懇切なる答弁がございましたが、今その質疑応答の主なるものを申し上げますれば、一委員より、本案は労働関係以外には単に形式的な機構を作つたのみで、会計その他実質的な問題に觸れていない、これでは専売事業を健全且つ能率的に運営するといふ第一條の目的に副わないではないかとの質疑に対し、政府委員より、職員の身分の変更、能率給の設定等により能率を増進することになつておりますが、専売収入の確保が財政上重要な問題でありませぬので、急激な変化を避けて漸次改善する趣旨により立案せられておるのでありますとの答弁がございました。又一委員より、本公社の資本金はどのくらいかとの質疑に対し、政府委員より、来月三月末の決算を見た上決定せられることになつておりますが、大体固定資産三十一億円、原材料等百三十六億円、売掛代金等三十五億円、合計二百億円程度の見込でありますとの答弁がございました。更に一委員より、本公社は専売に関する許可及び取締をも行うのかとの質疑に対し、政府委員より、本公社は国家の事業を行わしめるために設立せらるるものであり、又実際事業をやつておるものでなければ十

決すべきものと決定いたしました次第であります。

さて本案は、国家公務員法改正問題に関する連合国最高司令官の書簡中に、「塩、樟脳、煙草の政府事業に従事する職員は普通公職から除外されてよい。併しその場合には、これらの事業を運営するため公共企業が組織されなければならない」との趣旨が述べられておるのに基きまして、現在の専売局を改組して新たに日本専売公社を設立するために提案せられたものであります。

先ず本案の要点について申し上げます。第一に、日本専売公社は専売事業の健全にして能率的な運営を目的とする公法上の法人でありまして、その資本金はこの法律施行の日において政府から引継がれます資産に相当する金額となつておるのであります。第二に、本公社の諮問機関として委員長及び六人の委員より成る専売事業審議会が設けられ、その選任は学識経験のある者の中から大蔵大臣が任命することになつておるのであります。第三に、本公社の役員は総裁、副総裁、理事及び監事でありまして、総裁及び監事は審議会の推薦に基きまして大蔵大臣が任命し、副総裁及び理事は大蔵大臣の認可を受けて総裁が任命することになつておるのであります。第四に、本公社の職員に対しては国家公務員法は適用されませんが、その労働関係については、別途本国会に提案されております公共企業体労働関係法に基き処理せらるることになつておるのであります。第五に、本公社の業務の範囲は現在の専売局の所管業務と概ね同様であります。各専売法に基く許可、取締をも行うことになつておるのであります。第六に、本公社の会計は原則として国の会計法規によ

分な効果を挙げ得ないので、別途専売法を改正して、許可及び取締をも本公社に行わせることになつておりますとの答弁があり、更に一委員より、然らば現在の専売局の仕事は全部移すのか、又はどの程度のもが大蔵省に残るのかとの質疑に対し、政府委員より、殆んど全部移すことになつております。併し基本的計画、価格、予算、決算等、大蔵大臣の監督に必要な事務を行うため、大蔵省内に一課程度が残るのではないかと思ひますとの答弁がございました。

更に十一月三十日、本審査に入り、衆議院の修正案を審議いたしました。審議に先だち波外野郎委員より発言があり、日本専売公社法案については国会における審議の途中において政府は三回に亘り多数の個所につき正誤の訂正があり、訂正の件数が余りに多いのみならず、單なる字句の訂正に止まらず、重要な内容の追加又は削除、新規條文の挿入等がございましたが、修正手続を取らず、政府が一方的にかくのごとく訂正することは国会の審議権を無視するものでないかとの質疑に対し、「その通り」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。大蔵大臣より、諸般の事情により申訳なき次第ではあるが、將來はかかることのなきよう十分注意する(笑声)旨の答弁がありました。

次に修正案の要点を申し上げますと、第一点は、第九條を「葉煙草を耕作する者及び公社職員」をも専売事業審議会の委員長及び委員に任命し得ることに修正すること、第二点は、第十六條に「公社の役員及び職員は国会又は地方公共団体の議会の議員であることができない」となつておるのを、「職員」については適用しないといふこ



とに修正すること、第三点は、第二十六條は時間外勤務の特例に関する規定であるか、全部削除することであり、本修正案の審議に当り重要な質疑応答がありました。詳細は速記録によりて御承的を願いたいと存じます。

かくて討論に入り、黒田英雄委員より、衆議院の修正案には一部反対であるが、会期も切迫しておるので、後日政府又は国会から修正案が提出せらるべきことを期待し、衆議院より回付の原案に賛成するとの意見を述べられ、小川友三、森下政一、木内四郎各委員より賛成の意見があり、又、中西功、木村禧八郎両委員より反対の意見がありました。かくて討論を終局し、採決の結果、多数を以て衆議院より回付の原案通り可決すべきものと決定した次第であります。ここに御報告申し上げます。(拍手)

◎日本国有鉄道法

(昭和二三、一二、二〇、法二五六)

一、提案理由(十一月十二日)

○小澤國務大臣 たいだいまから、日本国有鉄道法案の提案理由について御説明申し上げます。

さきの第二国会におきまして、国家行政組織法が制定されたのに伴い、現行の各省官制は、すべてこれを法律で制定することが必要となつたのであります。運輸省におきましては、運輸省関係の行政

組織を法律をもつて規定すべく、諸般の準備を進めて来た次第であります。元來、運輸省におきましては、交通事業の監督行政のほか、国有鉄道事業の経営のごとき企業運営を所掌しており、ことに国有鉄道はその規模におきまして、形式、内容ともにわが国最大の公企業であり、その健全な発展が国家社会に及ぼす影響のきわめて大なるにかんがみ、つとに運輸省所掌事務における行政と企業の分離について研究を進め、一応の成案を得つたのであります。しかるに御承知のごとく、本年七月二十二日に至り、内閣総理大臣に対し連合国最高司令官から書簡が発せられまして、国家公務員の労働関係諸問題が、現行のものに對しきわめて重要な変更を加えられることとなり、国有鉄道におきましても、その書簡の中で特に鉄道並びに塩、しよりのう、タバコの専売などの政府事業に関する限り、これらの職員は普通公職より除外されてよいと信ずる。しかしながら、この場合において、これらの事業を管理し、運営するため適当な方法により公共企業が組織せらるべきである。しかも雇用の標準方針並びに手續を適正に定め、かつ普通公職に與えられてある保護にかへるに調停、仲裁の制度が設けられねばならぬが、同時に職員において、その雇用せられてある責任を忠実に遂行することを怠り、ために業務運営に支障を起すことなきよう、公共の利益を擁護する方法が定められなければならない、と指示されたのであります。これによりまして、新たな考え方から、国有鉄道に関する諸般の問題の取扱ひ方針が明確化されるに至つた次第であります。当省といたしましては、右の指示に基く方針に従ひまして、国有

鉄道公共企業体の設立につき所要の研究を進め、特に経営の企業性と公共性を保証し、もつて経営の合理化と自主化を可能ならしめるように、基本的な諸事項を解決すべく、関係個所と折衝協議を続けて参つたのであります。今回国家公務員法改正法案が国会に提出されましたので、これと密接不可分の関連を有する国有鉄道公共企業体化に関する法律案を同時に提案いたす必要を生じ、関係官庁と打合せの結果、急遽この法案を整備の上、国会に提出した次第であります。以上御説明いたしましたごとく、十分時間的に詳細研究を遂げるいとまがなく、ために国有鉄道経営に關しまして、その自主化、能率化等に必要な諸般の措置が必ずしも整備されたとは申しがたく、でき上つたものは国の機関と大差ないものとなり、公共企業体本来の内容を完備しているとは申し上げかねるのであります。しかしながら、これによりまして、国有鉄道が公共企業としていよいよ健全な発展を遂げ、もつて公共の福祉を増進するための第一歩を踏み出したものであり、同時にまた行政と企業とを分離して、運輸省の機構を整備する結果となるものと申すことができるのであります。

以上簡単にこの法律案を提案いたしました趣旨を御説明申し上げましたが、次にこの法律案の内容の概略について御説明いたしたいと存じます。

この法律によつて設立さるべき公共企業体は、これを日本国有鉄道と呼称し、政府の全額出資による公法上の法人であります。国が現在国有鉄道事業特別会計をもつて経営しております鉄道事業を

の他一切の事業を經營し、能率的な運営によつてこれを發展せしめ、もつて公共の福祉を増進することを目的といたしております。すなわち現在国有鉄道事業特別会計の方式をもつて国が經營しております国有鉄道事業を、そのまま国から独立させ、それに法人格を與えたものであると申し上げてよいと存じます。しかしながらこれは先にも御説明いたしました如く、公法上の法人でありまして、一般の私法人とは大いに趣を異にしているのであります。たとえ財政法、會計法、国有財産法等、會計財務を規律する法律は、そのまま日本国有鉄道に適用せられ、あたかも国の一機関であるとも考えられる次第であります。従つて課税その他の点につきましても、一般法令の適用に關しても、現在国有鉄道が有しているのと同様な地位を保持せしめ、同様な取扱ひをいたすのであります。

次に日本国有鉄道の監理機構に關しましては、諸外国の例をも参酌して、監理委員会を設置することとしたのであります。監理委員会は任期五年の委員五人及び一人の職務上当然就任する委員、すなわち日本国有鉄道の総裁をもつて組織する合議体の機関であります。日本国有鉄道の業務運営を指導統制する権限と責任を有するものであります。監理委員会の委員は運輸業、工業、商業または金融業について、広い経験と知識とを有する年齢三十五年以上の者のうちから、両議院の同意を経て内閣がこれを任命するのであります。これによりまして日本国有鉄道の運営が民意を十分に反映して、公共企業体としてふさわしい方法で行われることと期待しております次第であります。



次に日本国有鉄道の役員として総裁、副総裁、理事を置くことといたしたのであります。総裁、副総裁の任期はおの／＼四年とし、総裁は監理委員会が推薦した者につき内閣においてこれを任命するのであり、副総裁は、総裁が監理委員会の同意を得てこれを任命するのであります。

役員以外の日本国有鉄道の従事員はこれを職員といたしますが、れこら職員につきましては、連合国最高司令官の書簡に指示されてありますごとく、普通公職から除外をいたし、国家公務員法は適用されないことといたしたのであります。しかしながら日本国有鉄道の公共企業体たる本質にかんがみまして、職員には特別な地位が與えられております。すなわちこれらの者は法令により公務に従事する者とみなされるほか、一般公務員に準ずる身分の保障が與えられている反面、国民経済に重大な関係のある輸送業務の円滑な遂行を確保するために、労働基準法に対し若干の特例を設けまして、時間外勤務等につき規定を設けていたのであります。従事員の共済組合等の厚生施設につきましても、一般公務員と同様の取扱いを行つて、何らの変更を加えることなく、また恩給につきましても、現在恩給法上の公務員である者は、依然として同法の準用を受けるのであります。従事員の既得の諸利益につきましても、国有鉄道の経営形態変更によつて、何らの変更を来さないよう、諸般の措置を講じた次第であります。

次に日本国有鉄道職員の労働関係に關しましては、本法律案中に規定することも考慮いたしましたのであります。日本専売公社の従事

督の内容は。公共企業体の本質にかんがみ、必要の最小限度にとどめ、鉄道新線の建設及び他の運輸事業の譲り受け、日本国有鉄道に關連する連絡船航路または自動車運送事業の開始、営業線の休廃止について運輸大臣の許認可を受けることのほかは、公共の福祉を増進するため特に必要があると認めるときは報告を徴することができし、また監督上必要であると認めるときは報告を徴することができし程度にいたしました次第であります。しかしながら現下のわが経済の状況におきましては、運輸大臣は一般の監督者としての立場から日本国有鉄道に対して法規上の監督をなすにとどまらず、その他相当の援助を與えなければならぬと考へておる次第であります。

以上この法律案の趣旨及び内容の概略を説明いたしました。が、しばしば申し上げましたごとく、この法律案におきましては、日本国有鉄道は公共企業体として十分な実質を備えておるものとは申しがたいのであります。この点につきましても、鉄道事業の高率に役立つような公共企業体の実体を規律する諸法令を、將來すみやかに整備いたしまして、日本国有鉄道の健全なる発達をはからなければならぬと考へる次第であります。

なおこの法律案は国家行政組織法との関係及び会計上その他諸般の事務上の切りかえ等の便益から昭和二十四年四月一日をもつて施行したいと存じておるものであります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院運輸委員長報告(十一月三十日)

員の労働関係と一括し、別の法律で規定することが適當であるとの助言を受けましたので、別に御審議を願うこととなつておりますところの公共企業体労働関係法案に譲ることといたしました。が、その内容の概略を御説明いたしますと、公共企業体の従事員には罷業権が與えられないこと、公共企業体の管理及び運営に關する事項を除き、その他の事項に關して一定の団体交渉権を認めること、労働関係の紛争について最終的決定を行う仲裁機関が設置されること等でありまして、この法律によりまして、公共企業体の労働関係が公正妥當に規律せられることと大いに期待しておる次第であります。

次に日本国有鉄道の財務につきましても、先に御説明いたしましたごとく、国の会計に關する諸法規が全面的に適用されるのであります。従いまして予算及び決算はこれを国会に提出することとし、運賃の変更につきましても、現行通り国会において御審議を願うこととなるのであります。ただ予算の形式につきましても、国有鉄道事業が一つの企業であることにかんがみまして、一般行政官庁のそれとは異なつて、企業の実体に即したものといたしたく、十分研究の上政令で定めることとした次第であります。なお日本国有鉄道に損失を生じた場合において、特別の必要があると認めるときは、その損失の額を限度として、政府はこれに交付金を交付する一方、経営上利益を生じたときは、別に予算に定める場合を除き、これを政府の一般会計に納付することといたしております。

次に日本国有鉄道に対する監督について御説明申し上げます。日本国有鉄道に對する一般の監督者は運輸大臣でありまして、その監

○有田二郎君 たいま議題となりました日本国有鉄道法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十一月十一日、本委員会に付託され、翌十二日、政府より提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと十五回、その間、十一月二十日には公聴会を開いて、本法案について学識経験者及び利害関係者の意見を聴取するなど、特に慎重審議をいたしたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し述べたいと思ひますが、本法案は、去る七月二十二日、連合軍最高司令官より日本政府に發せられた書簡に基き、国家公務員法の改正に關連して、現在国有鉄道事業特別会計をもつて経営している鉄道事業その他一切の事業を公共企業体とするため日本国有鉄道を設立し、その能率的な運営によつてこれを發展せしめ、公共の福祉の増進をはからんとするものでありまして、同時に行政と現業とを分離して運輸省の機構を整備する結果ともなるものであります。

次に、質疑応答の概略を申し上げますが、質疑の重点は、まず第一に、公共企業体としての形態とその運営能率について、日本国有鉄道は現在の国有鉄道事業をそのまま運輸省から独立させたにすぎないが、この程度の改革で、はたしてよく能率的な運営を期し、独立採算制を確立し得るものかという点、第二には、日本国有鉄道の会計及び財務について、新たに法律を制案施行せられらるまで、従来国有鉄道事業に適用されていた諸法規をそのまま適用



することになつてゐるが、これで企業経営の合理化と自主化を期待できるかという点等に集中せられたのであります。

続いて、本日午後一時三分から委員会を開催して、討論に入りました。討論の内容については会議録に譲りたいと思ひます。

かくて、討論を終局して採決に入り、社会党提出の修正案を否決し、多数をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上をもつて報告を終わります。(拍手)

### 三、参議院運輸委員長報告(十一月三十日)

○小野哲君 只今上程になりました日本国有鉄道法案の委員会におきます審議の経過及び結果の御報告を申し上げます。

先ずこの法案の概要を御説明いたしますと、本法案は、昭和二十三年七月二十二日附の内閣総理大臣宛連合最高司令官書簡に基いて、国有鉄道事業を公共企業体の事業とするため、日本国有鉄道を設立するためでありまして、今国会に提案されました国家公務員法案と一連の關係を持つ重要法案でございます。(「そうだ」と呼ぶ者あり)この法案は第一章総則、第二章監理委員会、第三章役員及び職員、第四章会計、第五章監督、第六章罰則、第七章雜則の六十二條と、附則より成る龐大なる法案でありまして、且つ国有鉄道を国から切り離して公法上の法人とし、能率的な運営により事業の發展を期するという極めて重要な法案であります。

この日本国有鉄道の資本金は全部政府の出資とし、その総額は昭和二十四年三月末現在の鉄道特別会計の資産の総額でありまして、

日本国有鉄道の役員は公務員でなくなることは前に申し上げましたが、従来公務員として受けておりました特典即ち恩給、共済組合、災害補償、失業保険等の關係は従来通りの取扱を受けることと相成つております。而してこの法律は明年四月一日に施行することに明示してあるのでございます。

以上この法案の概要を申し上げましたが、この法律案は去る十一月十二日に運輸委員会に予備審査として付託されましたから、委員会は連日に亘り熱心な審議をいたして参つたのであります。その詳細は速記録を御覽願ふこととし、ここでは主なる質疑応答を申し上げます。

先ず總括的な質問といたしましては、この法案は日本国有鉄道の能率的経営を促進するためというが、その内容は公共企業体を設立するということ以外に能率を増進するための改善方策は殆んど見当らない、どうして根本的改善方策を織込まないのかという質問に對しまして、いろいろ考へておる点があるのであるけれども、この法案の成立を急ぐことと、他の法令との調節が極めて複雑なため間に合わなかつた、いづれ早急に公共企業体の能率を高めるような会計及び財務に関する法律案を提出したい考へておるといふ答弁でございました。

次に各條文につきましては、第十條の監理委員会に對し付議事項を明らかにする必要はないか、第十二條第二項の委員の任命において、両議院の同意が一致しない場合、憲法第六十七條第二項の場合の例によることの規定は不必要ではないか、この点については承服

帳簿価額では約六百億圓に達する見込であります。日本国有鉄道の組織は、指導統制の機關といたしまして監理委員会が設置せられ、委員五名に總裁を加え、都合六名を以て組織することになつております。委員は両議院の同意を得て内閣が任命することに相成つております。又日本国有鉄道の役員は、總裁、副總裁及び理事より成つておりまして、總裁は監理委員会の推薦に基いて内閣が任命し、副總裁及び理事は總裁が任命することになつております。役員と職員は公務に従事する者とみなされるのでございますが、国家公務員法の適用がないことに相成つておるのでございます。又職員は給與は、生計費や、国家公務員、民間の給與等を考慮して定め、その身分を保障いたしますため、降職、免職、休職、懲戒処分等の場合を限定いたしております。又鉄道事業の特殊性に鑑みまして、事故の場合とか列車遅延の場合等に超過勤務を命ずることができるようになつておるのでございます。

次に会計であります。日本国有鉄道が能率的な運営を行なつて行くのに最も必要な点は会計制度の改善にあることは論を俟たないことでありまして、一般行政官庁式会計でなく、商會社式会計制度の下に機動的且つ効果的運用をするのが必要であります。この法案ではかような会計制度の改善は将来法令の改正によつて行うこととして殆んど全部を見送つておるのであります。急ぐ關係もあつたでありましようが、その点は全く遺憾に存するのであります。次に監督であります。日本国有鉄道は運輸大臣が監督することに定め、必要がある場合に命令を出すことができるのであります。次に

することはできない等の質問がございました。これに對し政府の答弁は、監理委員会は指導統制する権限と責任を有するという規定があるから、付議事項は必ずしも決める必要はない、又任命に際し両議院の意見が一致しない場合の規定は、他の立法例に倣つたまでであるといふ答弁でございました。

次に職員に関する質問につきましては、二十九條の降職、免職、第三十條の休職、第三十一條の免職、停職減給又は戒告の場合、きつ過ぎはしないかという質問については、大体他の例に倣うと共に、鉄道業務の特異性を加味して規定したのであつて妥当と思つての答弁であり、又会計及び監督に關しましては、予算は大綱に止め、自主的且つ能率的に運営を行うのがよいと思つてどうか、民間からの借入を禁じたのは何故であるか、一般市中銀行を利用する途を閉鎖するのがよいと思つてどうか、又運輸大臣の監督は大綱に止め、企業体の自主性と高能率とを發揮せしめるのがよいと思つてどうかというような質問に對し、政府よりそれぞれ答へがありました。

尙この法案の審議につきましては、尙大講師細野日出男君、運輸調査局長藤原長片岡調郎君、元鉄道総局長官堀木謙三君、国鉄労組委員長加藤秀君、以上諸氏からいろいろ有益な意見を伺つたのでございますが、ここでは省略いたしますが、すべて一致しておる見解は、この法律案が日本国有鉄道の能率増進を図る方途について尙不備である、もつと根本的に改善すべきであるといふこととございました。



最後に委員会の総意をいたしまして委員長より、政府は日本国有鉄道の公共企業体としての自主的且つ能率的な運営を図らしめるため、特に左の諸点を考慮することを要求いたしました。即ち政府に對する要求事項として、

政府は、日本国有鉄道の公共企業体としての自主的且つ能率的な運営を図らしめるため、特に左の諸点を考慮することを要求する。

記

第一、運輸大臣の監督は、日本国有鉄道の業務運営の自主性と高能率とを尊重して行うこと。

第二、第三十六條の規定による公共企業体の会計を規律する法律の原案作成に際しては、次の諸点を考慮すること。

1、日本国有鉄道の予算の効率的運用を図るため、予算としての拘束は、調達資金総額、資本支出の総額等の大綱に止め、その他は機動的且つ効果的運用を図らしめること。

2、国会の都合により予算成立の遅延を生じた場合は、予算成立までの期間に限り原案月割額執行等の便法を考慮すること。

3、日本国有鉄道の民主化と資金網の拡張を図るため、民間の投資を受け入れ、債券の発行、民間よりの長期及び短期借入の途を講じ、併せてその収入金を市中銀行に預け入れる途を開くこと。

4、鉄道運賃は国会の監督の下に、経済情勢に応じて機動的に

敏速に改変できるよう考慮すること。

第三、第三十六條の規定による公共企業体の会計を規律する法律は、昭和二十四年度通常国会に提案すること。

これに對し「それで満点だ」と呼ぶ者あり。政府責任者より、この要求事項の線に副うて万遺漏なきを期するつもりであるという答弁でありました。

これを以ちまして質疑は終了いたし、続いて討論に入り、小野委員よりこの法案は種々不備の点があるが、これらは近き将来改正補充することとし、諸般の情勢をも考慮し、真に止むを得ないものと認め一先ず賛成するという意見の開陳があり、社会党を代表して内村委員より、この法案は民主的でないばかりでなく、会計、財政も独立自主的になつていないと、一々例を挙げての本法案反対意見の開陳があり、無所属懇談会鈴木委員からも同様趣旨のこの法案反対の意見の開陳がございました。

次いで採決に入り、衆議院より送付のこの法律案の採決をいたしましたところ、出席委員十二名中、賛成八名、反対四名で、多数を以てこの法案は可決すべきものと決定いたしました。以上簡単な御報告を終わります。(拍手)

◎公共企業体労働関係法

(昭和二三、一一、二〇、法二五七)

一、提案理由(十二月八日)

○鈴木(正)政府委員 たいいま議題になりました公共企業体労働関係法案につきまして、その提案理由と大体の構成について、御説明申し上げます。

まず提案理由の第一といたしましては、七月二十二日付をもつて、マツカーサー元帥より当時の芦田内閣総理大臣に対して、国家公務員法の改正に関する書簡の参りましたことは、すでに御承知の通りであります。この書簡におきまして、現在特別会計によつて行われている鉄道事業及び専売事業については、公共企業体への組織がへが示唆され、第三臨時国会におきまして、日本国有鉄道法及び日本専売公社法が成立いたしましたのであります。

この二つの法律によりますと、これら公共企業体の職員には、国家公務員法が適用されないことになるのであります。このために公共企業体の職員には、労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなります。しかしながら公共企業体は、一つの企業体ではありませんが、その特異性にかんがみ、完全国有の法人として、国家の嚴重な管理と監督のもとに運営されることになつておりまして、一般民間の企業またはある程度の国家の管理を受けている企業とは、その性格を異にするものでありまして、マツカーサー元帥の書簡にありまますように職員の責任の遂行を怠ることによつて公共企業体の業務運営に支障を起すことのないよう、公共の利益を擁護する方法が確立されなければなりません。このため公共企業体の職員の労働

組合及び労働関係については、労働組合法及び労働関係調整法の規定いたしますもののみにては、不十分と考えられますので、これに對処する必要な措置を講ずるため、この法案を提出いたしました次第であります。

第二の理由といたしましては、公共企業体の労働関係は、第一に述べましたような公共企業体の性格から、共通の特異性を持つものでありますので、日本国有鉄道と日本専売公社とに、別個の労働関係に関する法制的措置を講じますことは適當でなく、かつまた公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地よりしまして、不適當であると考えられますので、この法案によりますように、統一的取扱いをいたすようにいたしました。

第三の理由といたしましては、公共企業体の職員には団体交渉権は、労働組合法の定めるところにより、完全に保有するのであります。したが、これが行使の方法につきまして、従来一般組合においては、ややもすれば混乱を生じ、無用に労働紛争を生ぜしめている傾向があります。しかしながら、かかる混乱はつとめて排除されること望ましいこととありますが、特に公共企業体において、これら無用な紛争を極力排除することにより、正常な団体交渉を保障し、これによつて職員の地位の維持向上をはかり、もつて、公共企業体の能率發揮と、正常な運営を確保しようとする法制的措置を必要としたこととあります。

第四の理由といたしましては、公共企業体の職員には、国家公務員に認められるその地位に関する特別の保障がありませんから、こ



れにかえて完全な団体交渉と、適正迅速な調停と、厳正なる仲裁との制度を確立することにより、職員の生活の安定を保障する必要があるものであります。これに関する法制的措置を講ずるを必要としたことでもあります。なおこの点に關しましては、御承知のように先ほど申しましたマツカース元帥の書簡におきましても、かかる仲裁、調停の制度が設けられることが示唆されております。以上はこの法案を提出いたしました理由であります。続いて法案の大体の構成について御説明申し上げます。

第一章の冒頭におきまして、この法案の目的が、公共企業体の職員の苦情と紛争とを友好的かつ平和的に調整するため、団体交渉の慣行と手続とを確立いたしますことにより、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、もつて公共の福祉を増進することにあることを規定いたしました。立法の趣旨を明らかにいたし、さらに関係者が公共企業体の重要性にかんがみ、紛争をできるだけ防止し、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を盡すべきことを義務づけている次第であります。

第二章におきましては、職員の組合の民主性、自立性を保障するための規定を設けますとともに、公共企業体の広く国民に開放されるべき性質より、オープン・ショップ制を規定し、さらに公共企業体の運営を正常に確保する必要上、職員の組合に加入し得ない者の範囲を明らかにしておるのであります。しかしながら、一方においては職員の組合が健全に発達いたしますことは、民主主義の発達にきわめて望ましいことでありますから、職員が組員合であること、

組合の正常な行為をしたことを理由にして、いかなる差別待遇も受けないこととし、万一かかる差別待遇がなされたときは、仲裁委員会の命令によりかかる行為の取消しを命ぜられることにいたしました。労働組合法第十一條違反処理に伴う欠点を是正いたし、職員の組合の健全なる自主的発達に、法上の保護を與えております。

第三章は、団体交渉の手続に關しますものであります。この法案におきましてはなほ重要な部門であります。まず第八條において団体交渉の範囲を明確にいたし、団体交渉の対象から、公共企業体の管理及び運営に關する事項を除き、さらに同條第二項において、その範囲を明示して、労働条件に直接あるいは密接に關連あるものに限る、団体交渉が行い得ることとして、この交渉範囲をめぐつて生ずる無用の混乱を避けております。

第九條より第十四條におきましては、団体交渉が公共企業体を代表する交渉委員と、職員を代表する交渉委員によつてのみ行われ、しかも交渉委員は団体交渉を行うに適當な、あらかじめ定められた單位ごとに設けられることを規定いたし、団体交渉の統制ある慣行を確立しようとしております。これらの單位または交渉委員は、公共企業体または職員の自主的決定にまつのであります。これがいろいろの事情によりまして、企業体または職員がみずからでは決定し得ないときは、労働大臣が、当事者の意向、特に職員の意向を十分に尊重して、單位については労働大臣みずからが、職員の交渉委員については、労働大臣の定めた手続に従つて、職員自身によつて決定されるよう措置いたして、つとめて自主的に決定されることを

建前としております。しかし以上の点につきましては、労働組合運動発達において、日の浅いわが国におきまして、いまだ慣行的に確立されたものはないのでありますから、多少実施上困難があるかと思ひます。しかしながら組合が一つの企業体に二つ以上存在します場合、往々にして組合相互におきまして団体交渉について争いを生じ、このため職員に無用の紛糾を引起すことも、アメリカ等におきましては従来経験されているところであり、わが国におきましても最近においてはこのおそれもあるわけでありまして、この第三章で規定しますような手続により、これらの無用の混乱を防ぎ、よき慣行を確立することにより、団体交渉の円滑な、かつ正常な発達を願ひ、この点からの労働関係の不安を除きたいと存する次第であります。

団体交渉に關しましては、これが公共企業体の職員に対する重要性にかんがみ、特に第十五條において、毎年一回は基礎的労働条件の確定のため団体交渉が行われ、これにより労働協約を締結することを特に法律上の必要事といたしております。しかしながら公共企業体の予算経理については、国会及び政府の嚴重な監督下にあることが予定されますので、これに關連して国会の所要の措置がとられるまで、労働協約の効力の発生を停止するの規定を第十六條に規定いたしております。

第四章におきまして職員の争議行為を禁止いたすことにいたしておりますが、これは公共企業体が完全国有法人でありますので、これに對して争議行為を行いますことは、ひいては國家に對し脅威を

及ぼすことになり、さらに公共企業体が再建途上の國家經濟と國民の福祉に占める重要性にかんがみまして、これが業務の運営の停滞は寸時といえども許されません。かかる事情よりして、やむを得ず争議行為禁止の措置を講ぜざるを得なかつたのであります。しかしこの反面におきましては、完全なる団体交渉権の行使と、公正な調停及び仲裁機關の迅速的確なる活動により、職員の地位の向上については、十分なる保障がなされることになつております。

第五章におきましては、苦情及び紛争の調整と、調停の方法と、その機關を設け、苦情処理の適正なる解決のため、苦情処理共同調整會議を公共企業体の交渉單位に設けしめ、職員の日常の不平を迅速に解決して行くことにし、これによつてなお解決しないものは、調停委員會の調停にまつことといたしております。

調停委員會は、日本国有鐵道及び日本専売公社ごとに別箇に設け、中央及び所要の地域に設けることにいたしておりますのは、この二つの企業体の業種の相違にかんがみて、別箇にいたしておる次第であります。この調停委員會は三名で構成され、その中の二名は企業体と職員との推薦する者から選び、他の一名は、この二名の選ぶ者を當てることにいたしておりますが、これは調停に當る委員に、關係当事者の意向をよく理解し得る者を得ることにより、苦情及び紛争の解決を迅速にするためであります。調停の開始のうち、強制調停が労働、運輸、大蔵の各大臣によりなされることになつておりますが、これは労働關係に關する統一的行政運営の上からは、まことに異例であります。公共企業体と特に密接なる監督大臣との關



係から、かかる方法をやむを得ずとり、これにより公共企業体の紛争を迅速に解決する必要があると考えられたためであります。

第六章におきまして仲裁に関する方法、機関を設けておりますが、労働紛争に占める仲裁の制度はまことに重大でありまして、これが運用は、特に慎重かつ的確でなければならぬものと信ずるのであります。特に本章におきましては、強制仲裁の制度が設けられているのであります。事はさらに重大であろうと考えております。このため公共企業体の仲裁委員会には、事務に練達してかつ公正な人を得なくてはならぬと存じますので、これが人選は特に労働関係について経験が深く、かつ中正なる立場にある中央労働委員会と、船員中央労働委員会の会長の選出する人々を委員の候補者とするにいたし、以上の必要に依り得るものと考えております。しかも仲裁も調停のごとく、これを実行して行く上に、関係当事者の意向をくみ得る人であることがまた必要でありますので、関係当事者に、中労委と船員中労委の会長の選んだ委員候補者を決定して、内閣総理大臣に届け出しめることにいたしてあります。しかしこの関係当事者の協議が三十日以内に整いませんときは、仲裁委員の調停委員会の委員とは異なる性格から見、中労委及び船員中労委の会長が、みずから三名の委員候補者を選び、内閣総理大臣に届出、これに基いて委員の委嘱がなされることになっております。かくのごとくして選ばれた仲裁委員会の委員は、どこまでも厳正中立でなければなりませんので、一方に偏することのないよう一定の欠格条件を定め、さらに事務遂行に支障なからしめるため、一定の罷

免条件を付しております。

次に仲裁の開始のうち、特に重要なものは三点であります。その第一点は、調停にかかりまして調停委員会が事案を審査いたしまして、調停にては解決困難と認められるもの、またはその他の理由で至急仲裁を要すると判断される事案は、その調停委員会の決議により仲裁に付することにいたしましたこと。

第二点は、調停が開始されてから二箇月経過しても、なお解決し得ない事案は、自動的に仲裁に付されることにいたしましたこと。

第三点は労働、運輸、大蔵の各大臣から仲裁の請求がなされたとき、仲裁が始まることでもあります。

以上三点は関係当事者の意思にかかわらずして、事案が仲裁にかかるい、いわゆる強制仲裁であります。労働関係の調整は、自主的になされることの望ましいことは、労働関係法規の基本的精神でありまして、強制仲裁のごときことは、この精神からはやや離れております。しかしながら、争議行為の実行を禁ぜられた労働者の地位をよく保全し、向上せしめますには、事案の解決が迅速になされなければならぬのであります。また一方には労働関係の不安をいつまでも残しますことは、公共企業体の正常な運営と、能率の發揮の上から見まして、重要でありますので、かかる強制仲裁の制度を設けざるを得ないのであります。しかしながら、強制仲裁の制度の運用は、よほど適正に行わなければ、重大な結果さえ引き起こされることが予想されます。かかる理由よりいたしまして、この章に定められます仲裁に関する諸規定の運用は、まことに重大といわざるを得ません。

以上この法案を提出するに至りました理由と、法案の構成の概略について説明いたしました次第であります。この法案につきまして十分御審議の上、各位の御賛意を得て、その成立の得られますことをお願いいたします次第であります。

## 二、衆議院労働委員長報告(十二月十一日)

○綱島正興君 政府提出にかかる公共企業体労働関係法案の審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、昭和二十三年七月二十二日付内閣総理大臣あて連合国最高司令官の書簡に基き、国有鉄道事業及び国家の専売事業を公共企業体の事業とするに伴い、公共企業体とその職員との間の労働関係を規律する制度を確立するを生じ、ここにこの法案が提出せられ、労働委員会に付託されたのであります。

しかして本委員会は、十二月八日、九日、十日と三回にわたつて開催いたし、慎重に審議をいたした次第であります。なお本法案は、第三国会におきまして提出せられたものでありまして、去る十一月十二日より三十日に至るまで十回にわたつて委員会を開き、注意深き審議をいたされ、その間、十一月二十二日、二十四日の二回にわたる公聴会を開き、慎重を期したのであります。政府側よりは労働大臣、政務次官その他政府委員が出席せられ、真摯なる応答がございました。

提案理由の主要なる点を申し上げますと、第一に、日本国有鉄道法及び日本専売公社法によりますと、これら公共企業体の職員には国家公務員法が適用されないものであります。従つて、完全国有の法人として国家の管理と監督のもとに運営される必要を認められる公共企業体の職員の特異性にかんがみ、現行の労働三法の規定するも



のみをもつてしては不十分と考えられたのであります。

第二に、公共企業体の労働関係は、その性格から、共通の特異性を持つものでありますので、日本国有鉄道と日本専売公社とに別個の労働関係に関する法制的措置を講じますことは適當でなく、かつ公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地より不適當であると考えられましたので、統一的取扱いの必要が考えられたのであります。

第三に、公共企業体の職員は、団体交渉権は労働組合法の定めるところにより完全に保有するものであります。これが行使の方法につきましても、混乱を極力排除することによつて公共企業体の能率發揮と正常な運営を確保するため必要な法的措置が考えられたのであります。

第四に、公共企業体の職員には、国家公務員に認められるような、その地位に関する特別の保障がありませんので、これにかえて、完全な団体交渉と、適正迅速な調停と、厳正なる仲裁との制度を確立することにより、職員の生活の安定を保障する必要があるため、これに関する法的措置を必要としたのであります。

以上が、本法案提出の主要なる理由であります。

右の法案の内容を摘示いたしますと、第一章におきましては、公共企業体とは日本国有鉄道及び日本専売公社に限ることとしたとしており、右の公共企業体の国民経済及び公共福祉の中に占める地位の重要性にかんがみて、その経済紛争を防止し、主張の不一致を迅速かつ友好的に処理すべきものとなしてあります。

第二章におきましては職員の組合組織のことを規定してありまして、もつぱらオープン・ショップ制をとつておるのであります。

第三章には団体交渉の範囲を規定してありまして、業務の運営及び管理に関する事項を団体交渉の範囲外に置いたのであります。団体交渉の方法としては、もつぱら交渉員の交渉にまつこととしております。

第四章には労働争議に関する規定をなし、同盟罷業、怠業を禁止してあります。

第五章には、罷業、怠業の禁止規定に対する救済規定とも見るべき規定があるのでありまして、苦情及び紛争の調整並びに調停を規定してあります。

第六章には、第三者的立場にある仲裁機関の強制仲裁の規定をなし、この仲裁に対しては、公共企業体及び職員及び職員組合ごとごとくみな服従すべきものなることを定めてあります。

第七章において、本法案は昭和二十四年四月一日より施行せらるべきことを規定してあります。

なお、独立採算制を越えて国家財政に影響を及ぼす協約につきましましては、国会の議決を要することを本法第十六條に規定してあります。

以上が、本法案の骨格とも申すべき部分であります。

元來、公共企業体が私企業とその性質を異にし、国家経済及び公共福祉に及ぼす影響の重大なる点より觀察して、本法案が提案せられたのでありますけれども、従業員の人々々の私経済的立場より

これを觀察いたしますと、労働三法によつて保障されておるところの諸種の労働者の権利がこの法案によつて制限されることは、時代的逆行なりと観ぜられる点必ずしもなしとは申されませんので、この点に関して、委員会においては熱烈深刻なる論争がなされたのであります。実に十三回に及ぶ委員会の長時間にわたる委員諸君の御熱心なる御審議、御討論を要いたしましたれば、民主自由党、民主党、国民協同党の委員諸君は原案賛成であります。日本社会党、社会革新党、労働者農民党の委員諸君は原案反対であります。

賛成者、反対者いずれもその論旨の詳細なる点は異なつておりますが、大体の一致点を申し上げますと、賛成理由の第一は、本案がマツカーサー司令官よりの書簡に基づく点、第二は、公共企業体の経済上の性質が国民経済及び公共福祉に重大なる関係を有するゆえ、他の私企業の労働関係法規と異なる法規の設定は理由あること、第三は、公共企業体の労働紛争を民主的、友好的かつ迅速に調整、調停、仲裁をなすことは適當なること、第四は、本法案により諸種の点において労働三法の適用の除外せられる結果となることは必ずしも妥當なりとは言いがたきも、現下の客観情勢上やむを得ざるにつき、総国民の民主的努力によつて本法を必要とせざるに至る経済的、社会的状態を一日もすみやかに招来して、しかる上に本法を廢止すべきことが妥當であるとする点であります。

反対理由は、第一は、平和的、民主的社會の建設は健全なる労働組合運動の發達に負うところまことに甚大なるものである、しかるに本法案はこれに逆行するものであるとする点、第二は、ことにわ

が国のごとく労働組合運動の未熟なる社會においては、労働組合に對しては育成助長の態度をもつて処すべきものであるのに、本法案は禁圧的作用を招来する規定を内蔵すること、第三は、労働三法の規定によつて公共企業体の職員組合の争議を調整するに足ること、なかんずく労働法第八條第二項の規定によつて、主務大臣は必要あらば、公共企業を公益事業と指定することを得るの便あるにかかわらず、ことさらに本法を提出するは、その必要を認めざることを得てあります。特に本法の持つ欠点として指摘されましたる点は、第六條において組合組織にオープン・ショップ制をとりたること、第六條において部外人による組合会計の監査制を設けたること、第八條において企業体の運営範理に関する事項を団体交渉の範囲より除外したる点、第十七條において組合の同盟罷業及び怠業を禁止したる点等であります。

右の委員会の審議及び討論を本月十日終了いたしましたして、採決に付しましたところ、原案賛成者多数によつて原案を無修正可決いたされたのであります。

以上の委員会の討論は、実に貴重なる論争であり、尊敬に値する記録であります。委員長は本議場に委員会の審議の経過及び結果を御報告申し上げるにあたり、委員諸君に対し満腔の謝意を表し、あわせてわが労働運動の健全にして有為なる将来を期待し、一日もすみやかに国民経済復興を具現して、わが国民が和協一致、人類のために平和を開くことを祈願してやまざるものであります。

以上をもつて報告にかえます。(拍手)



## 三、参議院労働委員長報告(十二月十二日)

○山田節男君 只今議題となりました公共企業体労働関係法案につきまして、委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず本法案提案の理由につきまして申し上げますが、去る昭和二十三年七月二十二日附マツカーサー元帥の内閣総理大臣宛書簡におきまして、現在特別会計によつて行われております国有鉄道事業及び国家専売事業につきましては、公共企業体への組織替えが示唆されまして、第三国会に日本国有鉄道法案及び日本専売公社法案が提出せられ、二法案とも過日国会を通過したのであります。この二法案によりますと、これらの公共企業体の職員には、国家公務員法が適用されないことになつておりますので、「十二時までやれ」と呼ぶ者あり。公共企業体の職員は、国家公務員法の一部を改正する法案が実施せられました後におきましても、当然労働組合法及び労働関係調整法が適用されることとなります。併しながら公共企業体はその特異性に鑑みまして、完全国有の法人として国家の嚴重なる管理と監督の下に運営されることになつておりまして、一般民間の企業又は或る程度の国家の管理を受けております企業とは、その性格を異にするものがございます。マツカーサー元帥の書簡にありますように、職員の責任の遂行を怠ることによつて公共企業体の業務の運営に支障を起すことのないように、公共の利益を擁護する方法を確立する必要があります。このために公共企業体の職員の

労働組合及び労働関係につきましては、労働組合法及び労働関係調整法の規定のみには不十分と考えられるのでありまして、これに対処する必要な措置を講ずるがために本案が提案せられたものでございます。更に又公共企業体の労働関係は、只今申し上げましたような公共企業体の性格から共通の特異性を持つものでありますので、日本国有鉄道と日本専売公社とに別個の労働関係に関する立法措置を講ずることは適當でなく、且つ又公共企業体の労働関係を統一的に把握する見地よりも不適當であると考えられますので、本法案に統一せられたものがございます。更に又公共企業体の職員には、団体交渉権は労働組合法の定めるところによりまして完全に保有するのであります。これが行使の方法につきましては、従来一般の組合においては、ややもすれば混乱を生じ、無用に労働の紛争を生ぜしめている傾向がございますが、かくのごとき混乱は努めて排除されることが望ましいこととでございます。殊に公共企業体においては、これら無用な紛争を極力排除することによりまして、正常な団体交渉を保障し、これによつて職員の地位の維持向上を図ることによりまして、公共企業体の能率の發揮と正常な運営を確保しようとする立法措置を必要としたのでございます。更に又公共企業体の職員には、国家公務員に認められるその地位に関する特別の保障がありませんので、又これに加えて、マツカーサー元帥の書簡にも示唆されております完全なる団体交渉と、適正迅速なる調停と、嚴正なる仲裁との制度を確立することによりまして、職員の生活の安定を保障する必要があるのでございまして、これに関する立

法措置を講ずることが必要となつて来たのでございます。以上は本法案の提案理由の大体の御説明を申し上げたのでございます。

次に本法案の内容を簡単に申し上げたいと存じます。本法案第一章におきましては、本法案は公共企業体の職員の苦情と紛争とを友好的且つ平和的に調整するため、団体交渉の慣行と手続とを確立することによつて、公共企業体の正常な運営を最大限に確保し、以て公共の福祉を増進することを目的とするものなることを明らかにし、更に関係者が公共企業体の重要性に鑑みまして、紛争をできるだけ防止し、主張の不一致を友好的に調整するために最大限の努力を盡すことを義務付けておるのでございます。第二章におきましては、職員の組合の民主性、自立性を保障するための規定を設けると共に、公共企業体の広く国民に開放されるべき性質よりいたしまして、オープン・ショップ・システムを規定しております。更に公共企業体の運営を正常に確保する必要からいたしまして、職員の組合に加入し得ない者の範囲を明らかにし、更に職員が組合員であること、又組合の正当な行為をなしたことを理由といたしまして、如何なる差別待遇をも受けないこととし、万一差別待遇があつたときには、仲裁委員会の命令によつて該行為の停止を命ぜられることになつておるのでございます。第三章におきましては、団体交渉の手続を規定しております。本法案中最も重要なものでございます。第四章におきましては、職員の一切の争議行為を禁止しておりますが、これは公共企業体が完全国有法人でありますので、これに對して争議行為をすることは延いては国家に對して脅威を及ぼすこと

になり、更に公共企業体が再建途上の国家経済と国民の福祉に占める重要性に鑑みまして、その業務運営の停廃は寸時と雖も許されませんから、止むを得ず争議行為を禁止することとなつたのであります。第五章におきましては、苦情及び紛争の調整と調停の方法と、その機関を設けまして、苦情処理の適正なる解決のために苦情処理共同調整会議を公共企業体の交渉単位に設けしめ、職員の日常の不平等を迅速に解決して行くこといたしました。これによつて尙解決しないものは労働関係調停委員会の調停に俟つことにいたしております。第六章におきましては、仲裁に關する方法並びに機関を規定しておるのであります。特に本章には強制仲裁の制度が設けられてありますことは、誠に重要視すべきことと存じます。以上が本法案の内容の主要なる要点を極めて簡単に御説明申し上げたのでございます。

而して本案の目的とするところをここに要約いたしますと、昭和二十三年七月二十二日附の内閣総理大臣宛連合最高司令官の書簡に基きまして、国有鉄道事業及び国家専売事業を公共企業体の事業とするのに伴ひまして、公共企業体とその職員との間の労働関係を規律する制度を確立せしめようとするものでございます。

次に本法案審議の経過の概要を申し上げます。本委員会は十二月六日から予備審査を行なつたのでございまして、その間三回の委員会を開催し、極めて慎重に審議を重ねたのでございまして、而して昨十二月十一日衆議院から本院に送付されました。本日、本審査を行なつたのでございます。政府からは労働大臣或いは



他の政府委員、関係局長が出席いたしましたして、熱心なる説明並びに答弁がございました。尚ここで一言申上げて置きたいことは、「(簡単々々)と呼ぶ者あり」去る第三国会におきまして、本法案と全く内容を同じうする公共企業体「(簡単)」「十二時までやれ」と呼ぶ者あり」労働関係法案が、予備審査として付託になつておつたのでございまして、十月十六日から同月三十日まで、予備審査として九回の委員会を開催いたしましたして、慎重なる審議を重ねたのであります。特に十一月二十六日、二十七日の二日間、当労働委員会におきましては公聴会を開きまして、労働者側、経営者側、学識経験者側より公述人の出席を求めまして、有益なる公述を聴取し、審議の参考に供した次第でございます。その間、政府からは労働大臣、運輸大臣、竹下政務次官、労務局長、その他関係の政府委員が出席したのであります。第三国会における「(山田先生ゆつくり)」「(簡単)と呼ぶ者あり」当委員会の熱心なる右の審議が本法案の審査に専ら役立つたということを、特にここに附加えて申上げたいと存じます。

次に本法案の審議における質疑応答について、重要なものを二三概要を申上げたいと存じます。「(簡単)と呼ぶ者あり」第一は、本法案の対象を日本国有鉄道と日本専売公社との二者に限定したる理由如何との質問に對しまして、政府は、公共性の程度においては二者には多少の相違はあるが、いずれも国家の資本を以て運営され、収入も国家財政の大部分を占めている点では類似しているもので、二者を一律に取扱つたのである。専売事業は、間接税の徴収機関にな

つていふという点で公共性が甚大である。而してこの二つの事業が一般の私企業より公益性が大である。且つ国家机关の一種である。「何が公益」と呼ぶ者あり」といふ見地から、この二事業に限定したものである旨の答弁がございました。第二は、本法案の主眼となつております公共企業体の職員の罷業権の禁止は、民間の企業に影響すること甚大であつて、一般国民の納得する理由がなければならぬが、罷業権禁止の根本的理由如何との質問に對しまして、政府は、内閣総理大臣宛マツカーサー元帥書簡に基き、公共企業体の事業の運営は公共の利益を侵害されないようにするという根本精神に則つたもので、公共企業体の事業は公益的色彩強く、国家と同一の事業を営んでおるので、罷業権を禁止する旨の答弁がございました。第三は、国有鉄道と私鉄の差異を設けた理由如何。又將來私鉄に對して准公共企業体としての取扱をなす意向ありや否やとの質問に對しまして、政府は、日本のすべての幹線は国有鉄道になつてい

るから、国有鉄道の公共性が遙かに強いので、日本国有鉄道を私鉄と區別した。又国有鉄道と私鉄とを別個に取扱うことは實際には不便ではあるが、本法案の趣旨を私鉄にまで及ぼせば、憲法の基本的人権にまで触れて来る虞れがあるから輕々に措置できない旨の答弁がございました。第四には、通信事業を公共企業体としないで、その従業員を国家公務員法の適用範囲に入れた理由如何という質問に對して、政府は通信事業を公共企業体とせざるは、その事業の性質上の區別からではなく、マツカーサー元帥の書簡において區別されているから、その書簡の趣旨に則つて立法せられたものである旨の

公共企業体及び組合が争議行為を行うには、調停委員会に調停の申請がなされた日より二箇月を経た後において、一週間の予告期間をおかなければならない。

三、第二十四條第五号の調停の請求権を労働大臣、運輸大臣、大蔵大臣の三者に認めておるのは、労働行政の一元化に不適當であるから、第二十四條第五号を左の通り改正する。

労働大臣が、日本国有鉄道の労働関係に關しては運輸大臣の意見を聴き、日本専売公社の労働関係に關しては大蔵大臣の意見を聴き、調停委員会に調停の請求をしたとき。

四、第三十四條第五号の仲裁の請求権を労働大臣、運輸大臣、大蔵大臣の三者に認めておるのは、労働行政の一元化に不適當であるから、第三十四條第五号を左の通り改正する。

五、労働大臣が、日本国有鉄道の労働関係に關しては運輸大臣の意見を聴き、日本専売公社の労働関係に關しては大蔵大臣の意見を聴き、仲裁委員会に仲裁の請求をしたとき。

かような修正案が出たのでございます。先ず修正案の動議の討論に入りまして、採決の結果、少数を以て右修正案は本委員会において否決せられたのでございます。

次いで衆議院送付の本法案全部を採決いたしましたところ、多数を以て可決いたしました。かくて公共企業体労働関係法案は衆議院送付通り本委員会において議決せられたのでございます。以上を以て御報告いたします。(拍手)

答弁がありました。第五には、公共企業体の職員の組合は他の産業労働組合と同盟して連合体を結成することができるか、又それができるとすれば、その連合体は政治活動をなし得るやとの質問に對しましては、政府は、連合体はこれを結成することができる、又その連合体の政治活動については極東委員会対日労働組合十六原則にあるように、政治活動をすることはできるが、併しそれはどこまでも従たる性質の程度で、連合体の主たる目的としてこれを行うことはできないことは当然であるという趣旨の御答弁がございました。

以上大体本法案に關する重要な質疑応答を申上げたのでございませうが、右申上げました質疑応答の外にいろいろな角度から政府側と委員側とに詳細且つ多岐に亘ります質疑応答が交換されましたが、これらは速記録によつて御覽を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終りまして討論に移りましたところ、一委員より、第十五條、第十七條、第二十四條第五号、第三十四條第五号に關しまして修正を加うべしとの動議が出たのであります。次に修正案の要旨を申し上げます。

一、第十五條の交渉委員の会合の回数が少な過ぎるので、第十五條を左の通り改正する。

公共企業体及び組合を代表する交渉委員の会合は、第八條に定める団体交渉を行うために、毎年四回開かなければならない。但し一方の請求があれば臨時に開くことができる。

二、本法案で罷業権を全然禁止することは妥當でないと考えられるので、第十七條を左の通り改正する。



### ◎国家公務員法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二二、法二五八)(参)

#### 一、提案理由(十二月十二日)

○中井光次君 只今議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

先ず提案に至りました経過につきまして一言申し上げます。御承知のごとく第三回国会におきまして、国家公務員法の第一次改正案が国会を通過いたしましたのであります。我々人事委員といたしましては、その審議の際より、すでにこれに対する修正の意見を持ち、宇都宮委員より修正案として提出されたのであります。然るにこの第一次改正案の衆議院からの送付は第三国会の最終日であり、これを十分に審議し、修正を加えることが困難な客観的情勢でありましたので、第四回国会に改めて提出するという條件でその修正意見は一応撤回されたのであります。今回我々人事委員全員の間におきまして、去る三日以来連日打合会を開き、十分な審議を遂げました上で、改めて第二次改正案としてこれを提案いたしました次第であります。

さて本案の内容につきまして御説明申し上げますと、先ず改正の第一点は、前回の改正で一般職とせられておりました人事院の指定する公団の職員及びいわゆる進駐軍労務者を特別職といたしまし

た。即ち公団の職員につきましては、その身分は官吏その他の職員とすることになっておりますが、その中には元来民間の企業、例えば食糧、肥料及び酒類等の配給に従事しておりました者が、公団の設立によりまして当然公務員たる身分を持つものとされた経緯から考えましても、亦その勤務の内容からいたしましても、これを他の公務員と同様に取扱いますことは適当でないもので、人事院の指定した公団職員は特別職とすべきものと考えられるのであります。又いわゆる進駐軍労務者に関しましても、その雇傭関係の特殊性から特別職とすべきものと考えるのであります。

改正の第二点は、人事官の任命についての手續を慎重にいたしました点であります。即ち御承知のごとく、現行第五條によりますると、内閣が人事官を任命することについては両議院の同意を要することになつておるのであります。この場合、若し衆議院が同意して、参議院が同意しない場合には、憲法第六十七條第二項の例によりまして、衆議院の同意を以て両議院の同意とすることになつておるのであります。併しながら総理大臣の指名の場合と異なりまして、政治的な要素を含まない問題であり、又人事官は人格が高潔で、民主的な統治組織と、成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ人事行政に関し識見を有する者であることを要件といたしております。人事官の権限の重要さから考えましても、苟くも両議院のうち、いずれかの一院が同意しない者を任命することは妥当ではないと考えられるのであります。(拍手)よつて第五條第二項を削除することといたしました。

改正の第三点は、不適當な罰則の削除であります。即ち公務員法第九條第一号によりますると、先に述べましたような資格を有しない人事官の任命に同意した閣員は、すべて一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処せられることになつておりますが、人事官の任命につきましては、両議院の同意も必要なことであり、又若しこのような処罰が行われました場合には、そのために内閣が一挙にして消失する結果ともなりますので、本号を削除いたしましたのであります。

以上が本改正法律案の骨子であり、その理由であります。いづれも最も緊要な最少限度の改正点でありますので、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを切望する次第であります。(拍手)

#### 二、衆議院人事委員長報告(十二月十四日)

○角田幸吉君 ただいま議題となりました、参議院提出にかかる国家公務員法の一部を改正する法律案に関する本委員会の審査の経過並に結果を簡単に御報告申し上げます。

本法案は、十二月十二日、本委員会に付託となつたものであります。その趣旨は、国家公務員法に關して、人事官の任命を慎重にし、特別職の範囲を適正にする等のため、これに対し所要の改正を行うことを理由としてあります。

本委員会としては、これが審査にあたり、特に發議者たる参議院人事委員長中井光次君の出席を求め、同君より提案理由の説明を聴取し、ただちに討論に移つたのであります。本案に対する各党代表

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

の討論は活発に行われたのであります。ここに各党を通じての要点を概括御報告いたしますと、第五條第二項を削除することに対しては、いささか問題があるが、これは将来にあらためて問題とすることにして、この際原案に賛成したいという趣旨のものであります。かくて採決の結果、満場一致をもつて本案は原案の通り可決いたしました次第であります。(拍手)

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二二、法二五九)(衆)

#### 一、提案理由(十二月十二日)

○椎熊三郎君 ただいま議題となりました選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の内容を御説明申し上げます。

これは、ごく簡単なことでもありますけれども、われわれのようことに重大な問題でございます。そこで、各派有志の方々の御賛成を得まして、この極寒の最中でも、暖かい地方の方々と同様な、平等な意味における選挙をやりたい。これが改正の趣旨であります。そこで、この選挙運動等の臨時特例に関する法律の第二十條に、



「選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号に掲げるものの外は、これを掲示することができない。」と規定してありまして、いろいろの規定があります。その第二号に「第二十二條第五項の規定により自動車、拡声機又は船舶に使用する張札、立札及びちようちん」これは自動車一台に限りまして、その自動車の周囲に張札をしたり、ちようちんをつけたりすることが許されているのであります。ところが、東北、北海道においては、寒中になると、あの積雪では自動車の運行は停止せられます。よつて、わが北海道などでは、自動車を選挙運動に使うことができない。交通機関は何によるか、諸君にはあまり御存じない方も多しけれども、私などは馬そりなどを使用するのでございます。その馬そりを、自動車一台と同じように、馬そりのわきに張札をしたり、ちようちんをつけたりすることをお許し願いたい、こういう趣旨でございます。ところが、この法律によりますと、馬そりには制限がない。何台使つてもよろしい、何台使つてもよろしいのだが、ビラやちようちんをつける馬そりは、自動車同様、一台に限りなければならない、こういう趣旨でございます。

そこで改正の要点は、「わかつた、わかつた」と呼ぶ者ありゆつくり聞いてください、大事なことですから——選挙運動等の臨時特例に関する法律（昭和二十三年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。第二十條第二号中「又は船舶」という字があります。それを、「船舶又はそり」と、こう改めるのであります。もう一つの点は、第二十二條第五項中の「船舶」という文字の下に

妥当なりとして、満場一致原案通り可決いたしました。右簡單ながら御報告申し上げます。（拍手）

（註）衆議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎裁判所法の一部を改正する等の法律

（昭和二三、一二、二二、法二六〇）

#### 一、提案理由（十二月八日）

○国務大臣（殖田俊吉君） 只今上程になりました裁判所法の一部を改正する等の法律案の提案理由を御説明申し上げます。

先ず第一條について御説明申し上げます。本條は裁判所法を改正する規定であります。本條による裁判所法の改正の要点は次の三点であります。

即ちその第一点は、最高裁判所の小法廷で裁判することのできる事項の範囲を拡げまして、大法廷の負担の軽減を図つた点であります。現行の裁判所法第十條第一号によれば、当事者の主張に基いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを判断することは、専ら大法廷のなすべきところに属してありまして、小法廷のなし得なかつたところでありまして、このような憲法問題に關する事件でありまして、すでに一度大法廷が憲法違反ではないとの判断を下しております以上、同様の判断を大法廷において繰返して行ふ必要はないものと認められますのみならず、かかる事件が

裁判所法の一部を改正する等の法律

「並びにそり（議員候補者一人について、同時に一台に限る。）」という文字を入れるのであります。

法律の改正は、ただ單にこれだけのことでございませうが、附則には「この法律は、次の総選挙から、これを施行する。」となつておりまして、やがて総選挙が近く行われるのでございませう。烈風寒氣凜烈の中において、骨を削るような総選挙をやる、北海道などのわれわれ候補者の状態に御同情くださいまして、暖かい土地の人々も満場一致をもつて御賛同をお願いしたいのであります。（拍手）

#### 二、参議院地方行政委員長報告（十二月十三日）

○岡本愛祐君 只今緊急上程になりました選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

右法律案は衆議院の提出にかかるとは、選挙運動等の臨時特例に関する法律の第二十條第二号及び第二十二條第五項を改正して、選挙運動のために使用する自動車、拡声機又は船舶に対する文書、図画の制限の外に、積雪地方における「そり」につきましても制限を加えまして、選挙運動のために使用する「そり」に候補者の氏名、党派別等を表示する貼札、立札及び提灯を掲示することとは、議員候補者一人について同時に一台に限らんとするものであります。

地方行政委員会におきましては、衆議院側の説明を聴取し、北海道方面等積雪地方における文書、図画の制限について取扱の均衡上

最高裁判所に山積いたしております現状におきまして、一々大法廷を開く煩を避け、小法廷をしてすでに定まりました大法廷の判例に従つて、裁判をなさしめても差支ないものと考えられるのであります。又かようにして大法廷の負担をして軽からしめることは、大法廷をしてます、その本来の任務を効果的に遂行せしむるゆえんでありと思われまふ。この故に今度裁判所法第十條第一号を改正いたしました。小法廷が裁判することのできる事件の範囲を拡張いたしました次第であります。

次に改正の第二点は、今度現行の家事裁判所と少年審判所を統合して、家庭裁判所という新しい裁判所を創設することにいたしましたので、裁判所法第三篇中に新たな一章を設けて、第三十一條の二乃至五の規定を置き、家庭裁判所の組織及び権限を規定いたしました点であります。即ち第三十一條の二におきましては、家庭裁判所は判事及び判事補を以てこれを構成すべきものとし、第三十一條の三におきまして、家庭裁判所の行う裁判権及びその他の権限を規定し、又三十一條の四におきまして、これらの裁判官は家事審判法第四條の規定によつて、除斥、忌避の裁判を行う場合等を除いては、原則として單獨で裁判を行うこととし、第三十一條の五におきましては、第三篇第二章地方裁判所の章下における判事補の職権の制限、裁判官の職務の代行、司法行政事務、事務局及び支部出張所等に関する規定を準用いたしております。尙裁判所法その他の章下の條文で家庭裁判所の創設に伴い当然に訂正を要することとなりました規定の改正をいたしました。即ち裁判所法第二條、第十九



條、第二十八條、第三十三條、第四十一條第二項、第四十二條第一項、第四十四條第一項、第五十條、第五十九條、第六十條第一項、第六十四條、第六十五條及び第八十條の改正がこれに該当いたします。又家庭裁判所には少年保護司という新しい裁判所職員を置くこととしたし、これに関して第六十一條の二という新しい條文を置きました。

次に改正の第三点は、刑事訴訟法の改正によりまして、刑事訴訟におきまして、控訴及び抗告の審理が極めて重大となりましたので、従来地方裁判所に提起されておりました簡易裁判所の刑事の第一審の判決に対する控訴及び簡易裁判所の刑事に関する決定、命令に対する抗告を直接高等裁判所に提起すべきものとしたしました。これが第十六條及び第二十四條に規定された高等裁判所及び地方裁判所の管轄を改正いたしました理由であります。

以上の三点が第一條による裁判所法改正の重要点であります。この外にも尙次の諸点につき裁判所法の改正をいたしました。即ち最高裁判所事務局の事務の幅濫に伴い、最高裁判所事務局の機構を拡充する必要がありますので、第十三條の規定を改め、最高裁判所事務局の名称を最高裁判所事務局と称することにいたし、又最高裁判所に図書館を設けることにいたしまして、これに関して新たに、第十四條の二、第五十六條の二、及び第六十條の二等の規定を置き、図書館、図書館長及び裁判所司書官等に関する事項を規定いたしました。次に従来最高裁判所長官のみ付されておりました秘書官を最高裁判所の各判事及び各高等裁判所長官にも付することとした

し、これに関して、最高裁判所長官秘書官に関する第五十四條の規定を改正いたしますと共に、高等裁判所長官秘書官について第五十六條の三という新しい規定を設けました。更に第六十三條第一項の改正は、現在備員である廷吏のうち若干のものは廷吏の優遇上三級の職員といたす必要があるため、法律で定める員数に限り三級とすることができるといたすための改正であり、最後に第六十四條の規定は、裁判官以外の裁判所の職員の任免及び級級に関する規定であります。この規定によりまして、裁判官以外の裁判所の職員の任免及び級級を内閣と関係なく、最高裁判所以下各高等裁判所並びに各地方裁判所が行うことに改めたのであります。これは成るべく司法行政の独立を保障することが司法権の独立を確保するゆえんであり、又国家公務員法第五十五條の主旨にも副うゆえんかと考えた次第であります。

続いて第二條について御説明申し上げます。第二條は裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律第三條及び第十四條の改正に関する規定であります。同法第三條によれば各高等裁判所はその管轄区域内の地方裁判所及び簡易裁判所の裁判官の任免及び懲戒に関する件について裁判権を有するのであります。今回これを改正いたしました。各高等裁判所はその管轄区域内の家庭裁判所の裁判官の任免及び懲戒についても裁判権を有するものとしたしました。又同法第十四條によれば同條第一項に掲げた裁判所職員の中三級のものについては、懲戒による減俸並びに懲戒による譴責は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判

所がこれを行うことになつておりますが、今回これを改正いたしました。家庭裁判所にも右に述べました裁判所職員についての懲戒を行ひ得ることといたしますと共に、裁判所法第六十四條の改正によりまして、裁判官以外の裁判所職員の任免及び級級は内閣と関係なく、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所以下各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所が行うことになりました。このに軌を一にいたしまして、懲戒による免官につきましても、内閣と関係なく裁判所職員懲戒委員会の議決により、最高裁判所以下各高等裁判所、各地方裁判所及び各家庭裁判所が行うことといたし、又裁判所法の改正によりまして、最高裁判所長官の外にも最高裁判所各判事及び各高等裁判所長官にそれぞれ、秘書官を附することになりましたので、本條について必要な改正を施した次第であります。

第三條は判事補の職権の特例等に関する法律の改正であります。が、同法第一條の改正は家庭裁判所が新たに設けられましたことに基くものであり、第二條の二の規定を新たに設けましたのは、この法律の第二條で判事又は検事たる資格を有する満洲国の判事又は検察官の在職年数を、判事、判事補又は検察官の在職年数とみなしておるのであります。この度この法規の適用範囲を拡げ、判事又は検事の資格は有しなかつたものでも、司法官試補たる資格を有し三年以上満洲国の一定の官職にあつたものは、その三年後の在職年数は、これを判事、判事補又は検察官の在職年数にみなすことといたしました。

第四條は裁判所職員の定員に関する法律の改正であります。同法第四條を改正いたしましたのは、裁判所法第六十三條の改正によりまして、廷吏のうち若干名を三級となし得ることとなりまして、従来三級の裁判所事務官のうち同数の定員を本條から削りますと共に、新たに第六條を設けまして三級の廷吏の定員を規定した次第であります。

第五條の検察庁法第二條の改正は、新たに家庭裁判所が設けられたことに対応するものであり、同法第十九條及び第三十八條の改正は、少年審判所が消滅することに基くものであります。

第六條は法務庁設置法におきまして、将来少年裁判所として発足することを予定されておりました少年審判所が、家庭裁判所に統合されることになりましたので、法務庁設置法第十條及び第十五條中の「少年裁判所」を「家庭裁判所」と改めるための改正規定であります。

第七條は刑事訴訟法第四百六十三條を改正する規定であります。が、簡易裁判所が略式裁判を不相当と認める場合に、事件の地方裁判所に移送することに関する規定である同條の但書を削除いたしましたのは、新刑事訴訟法立案当時は裁判所法第三十三條の簡易裁判所の管轄の規定を改めまして、簡易裁判所は刑事に関しては選択刑として、罰金の定められている罪については略式裁判しなし得ず、略式裁判を不相当と認めるときは、これを地方裁判所に移送することになつていたのであります。今度裁判所法第三十三條の規定の改正は、前述いたしました程度に止めることといたしました。



で、この刑事訴訟法第四百六十三條但書の規定は不必要となりまし  
た。これが同條を改正いたしました理由であります。

第八條は家事審判法の改正に関する規定であります。今回同法中  
の「家事審判所」を「家庭裁判所」に改めますと共に、従来地方裁  
判所の支部でありました家事審判所が家庭裁判所に統合されました  
ので、家事審判所を地方裁判所の支部といたしております同法第二  
條を改め、又家庭裁判所の組織及び権限に関する規定が裁判所法の  
中に取入れられることになりましたので、従来これらの事項につい  
て規定いたしておりました家事審判法第三條の規定を改正いたしま  
した次第であります。尙同法第十條及び第二十二條によれば、家事  
審判所が地方裁判所の支部であります関係上、家事審判所の參與員  
及び調停委員は地方裁判所が毎年選任することになつておりました  
が、今度これを改正いたしました家庭裁判所が參與員及び調停委員  
を選任することにいたしました。

第九條は家事審判所が家庭裁判所に變ります関係上、民法その他  
の法律中「家事審判所」を「家庭裁判所」に改めた規定でありま  
す。

終りに附則について御説明申し上げます。

第十條におきまして、本法中新たに設けました規定のうち裁判所  
図書館に関する裁判所法第十四條の二、第五十六條の二、及び第六  
十條の二の規定、一定の滿洲国の官吏の在職を判事補、又は檢察官  
の在職とみなす判事補の職権の特例等に関する法律第二條の規定、  
及び廷吏の定員を定めました裁判所職員員の定員に関する法律第六條

民法施行に際して経過的に家事審判所をして行わしめた事項を、今  
度家事審判所が家庭裁判所に切替えられるに當つて、これを家庭裁  
判所に行わしめるべきことにいたしました経過の規定を、それごと  
く定めたものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ愼  
重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

## 二、参議院法務委員長報告(十二月十二日)

○伊藤修君 只今議題となりました両案につきまして、委員会の審  
議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず裁判所法の一部を改正する等の法律案について申し上げます。  
この法律はお手許に配付されておるところの法案によりまして御  
承知の通り、非常に内容は複雑に書かれておりまして、一見了承に  
苦しむような体裁であります。要するにこの法案に盛り込まれてお  
るところの改正事項と申しますものは、以下申上げるところの十点に  
あるものであります。

第一に、最高裁判所の大法廷において取扱うところの事案、即ち  
憲法違反についての事案につきましては、一度大法廷においてその  
判例が定まりますれば、爾後、同種の事案についての裁判は小法廷  
においても取扱ひ得るといふ簡易な取扱の手續に改めた次第であり  
ます。第二の点は最高裁判所の事務局を事務総局と改める。第三点  
は、最高裁判所に図書館を置く。この図書館は勿論国立国会図書館  
の支部である。而してこの図書館長の任命或いは図書館の又その支

の規定並びに最高裁判所の小法廷の取扱う事件の範圍を拡げた裁判  
所法第十條の改正規定、裁判所廷吏の若干を三級となし得るものと  
した同法第六十三條第一項の改正規定及び三級の裁判所事務官の定  
員を改めました裁判所職員員の定員に関する規定の施行期日はこれ  
を本法公布の日と定め、その他の規定の施行期日を昭和二十四年一月  
一日といたしましたのは、前者の規定はこれを即刻施行する必要が  
あるのであります。その他の規定は主として新刑事訴訟法の改正  
及び家庭裁判所の発足に伴う必要な改正規定でありますので、改正  
刑事訴訟法の施行期日であり、且つ又家庭裁判所の発足いたします  
昭和二十四年一月一日を以て、その施行期日と定めた次第でありま  
す。

第十一條は裁判所法第十六條、第二十四條及び第三十三條の改正  
により高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の刑事事件の管轄が  
変更されましたのに関連いたしました。昭和二十三年十二月三十一  
日当時これらの裁判所に係属いたしております刑事事件の取扱につ  
いての経過規定を、第十二條は少年審判所が家庭裁判所に統合さ  
れ、従つて少年審判官という官名が消滅いたしましたのに伴い、裁  
判官の任命資格に関する経過規定を、第十三條は同じく少年審判所  
が家庭裁判所に統合されるのに伴い、昭和二十三年十二月三十一日  
当時少年審判所に係属中の事件を引継ぎ取扱うべき管轄家庭裁判所  
を定めるべき経過の規定を、第十四條乃至第十八條は家事審判所が  
家庭裁判所に切替えられますに際して、家事審判所に係属している  
事件の措置等に関する経過規定を、又第十九條は本年一月一日改正

部を設ける。こういう規定を設けた次第であります。第四に、簡易  
裁判所の第一審判決は、現在におきましてはこの控訴は地方裁判所  
になされるのであります。が、新刑事訴訟法の施行によりまして、来  
年一月一日からはこれを高等裁判所に控訴審を一括して管轄せしめ  
る。こういうふうに変更したのであります。要するに簡易裁判所の控訴事件  
も地方裁判所の控訴事件も、共に高等裁判所においてこれを審理、  
判決することになりましたのであります。第五点は、家庭裁判所が新  
たに設けられることになりました。全国四十九ヶ所に現在の地方裁  
判所と同一資格の裁判所が設置せられるのであります。この裁判  
所に取入れられるものは、現在の家事審判所と少年審判所、この二  
つを家庭裁判所に取入れまして、現在の地方裁判所と同じ資格にお  
いて構成せられる。こういう改正案であるのであります。従つてこ  
の裁判の構成、権限、それから合議制の例外、こういう点を規定し  
ておるのであります。尙、判事補の職権の制限、裁判所の裁判官の  
職務の代行、司法行政事務、事務局の支部、少年保護司、こらいう  
ような関係事項についても規定してある次第であります。第六点  
は、最高裁判所の裁判官に秘書官を置く、即ち現在におきましては  
十四名に秘書官を附する。こういう新しい規定を設けておるので  
あります。又高等裁判所の長官にも秘書官を置く。こういう規定が  
設けられた次第であります。第七点といたしましては、いわゆる廷  
吏、俗に廷丁と申しておりますが、廷吏中三級官を五十八名設け  
る。いわゆる廷吏の人格の向上を図るといふ規定を設けた次第であ  
ります。次には裁判所職員員の任免、陞叙、懲戒、すべてこれを最高



裁判所においてなす。従来は内閣においてなした場合があります。その他の機関においてなした場合がありますが、これを最高裁判所に一律に権限を包容した。こういう点において改められておるのであります。次には満洲国の司法官でありまして内地の司法官となつた者につきましては、いわゆる満洲国におけるところの在職年限というものが内地の裁判官の在職年限に通算されなかつたのであります。この点につきましては年限を定めまして、三ヶ年といたしまして、これを通算するというに改めたのであります。その他はこの法案の施行によりまして、関係法規の字句の訂正を規定したものであります。

以上十点がこの法律について改正せられたところの主要なる事項であるのであります。

委員会につきましては、これらの事項につきまして第三国会において七八回の委員会を開催して審議をいたしましたのですが、不幸にいたしまして衆議院の回付が遅れまして審議未了に終つた次第であります。第四回のこの度の国会におきまして、我々委員会といたしましては尙慎重審議を重ねた結果、この国立国会図書館の支部を裁判所に設けるといふ趣旨は結構であるのであります。又そうなくてはならぬのであります。この法案自体の字句の表現からいいますと、いわゆる国立国会図書館の支部という表現にはなつていないのであります。単に裁判所の図書館と、こういう表現がせられておるのであります。この裁判所の図書館と国立国会図書館とは、恰かも併立するがごとく表現上見られるのであります。少くともこの法律

を手にいたしましたして解釈する場合におきましては、別個の独立の図書館として解釈することが当然のように考えられる。又館長の任命形式からいたしましても最高裁判所の長官が任命する。又その図書館の支部を全国に設ける、こういうような規定から類推解釈いたしましたも、この図書館というものが国立国会図書館と別個のものであるというふうには我々はどうしても考えられる。政府の答弁によりますと、これは国立国会図書館法の第二十條の規定によつて設立せられておるものであるから、当然国立国会図書館の支部であるとして、こういう観点においてこれを規定しているのであるからと、こういう説明がありますが、法はその法自体によつて解釈する外には方法がないのであります。立法の精神というものは参考になるのであります。将来この法律を解釈する場合においてはさように解釈ができないと、かように考へておる次第でありまして、この点に對しまして、折角国立国会図書館がすべての図書館を統合して一律にこの目的を達成させようといふところのその法律の趣旨をここに對して案することになる次第でありますから、我々といはしましては、この点に對しまして、どうしても修正しなくてはならぬ、政府の説明だけでは満足できない。かような見地からいたしましたしてこの図書館に關する規定につきましては、いわゆる国立国会図書館の支部といたしまして最高裁判所図書館を置くことができると、こういうふうには先ず改めまして、そうして国立国会図書館法の規定の適用を妨げないといふ、かように表現いたしましたして、必要外の任命規定とかいふものを削除いたして、これが修正をいたしました次第であります。尙、満洲

国の在職年限三年通算といふものを二ヶ年に改めました。これは他の修習年限とかいふものと比較いたしましたして三年は長きに失するといふ考へからいたしましたして、二ヶ年に改めた次第であります。これらの修正案の各項並びに質疑応答につきましては、速記録において十分御了承を願ひたいと存じます。

以上の修正によりまして、委員会におきましては、修正案は修正案通りこれを満場一致を以て可決せられました。又修正を除く原案につきましては原案通り可決決定いたしました次第であります。以上で裁判所法の一部を改正する等の法律案についての御報告を終ることといたします。

次の刑事訴訟法の施行法について御説明申し上げます。

本案は御説明申上げるまでもなく、先に成立いたしましたところの新刑事訴訟法が来年一月一日より施行せられるに當りまして、この法律と現行刑事訴訟法との経過的措置を定めた法律であるのであります。従つてこの現行刑事訴訟法と新刑事訴訟法の繋がりやをどう規定するかということが根本の問題でありまして、先に第三回国会において提案されたところの政府案によりますれば、現在の事案は第一回公判が開かれたものはすべて現行法規によつて手続を進行する。然らざるものは新法によつて、即ち新刑事訴訟法によつて処理する。こういう原案でありましたのであります。これに對しまして我々大部分の意見といたしましては、又衆議院の意見といたしましては、若し然る場合におきましては、裁判所は殊更に新法の手続によらしむべき事案に對しまして、公判期日を指定いたしましたして、形

式的な第一回公判期日を開くといふ傾きが多く見受けられるのであります。又然る場合におきましては、先の手続によつて収集せられたところの証拠物はすべてこれを検察庁に返還する、或いは起訴状は書き改めるといふような、いろ／＼な複雑な手続をなさなくてはならぬ。且つ又御承知の通り新刑事訴訟法は必要なるところの手続の一大改革をもたらしているのであります。これに對しますところの現在の検察官、裁判官の手を以ていたしましたしては、なか／＼新法によることの手続によつて事案を賄うといふことは非常に困難な実情にある。かような観点からいたしまして、これを改めまして、いわゆる起訴主義、即ち本年十二月末日までに起訴せられた事案はすべて現行刑事訴訟法手続で賄う。来年一月一日以降に起訴せられた事案は新法によつて賄う。こういたしますれば、そこに画然として手続の明確なることとの区分ができるし、且つ又現在のごとき沢山の事案を処理する上におきましても、その間約二ヶ月の時間的余裕を取ることとできる。さようにいたしますれば、現在の多数な事件を処理することと、新法による複雑な手続により処理することとの時間のズレによりまして、相当これが第一線にあるところの司法官の手続においてゆとりを得られる。かように考へる。且つ又国民においてもさようにいたすことにおいて多くの利益がもたらされる。こう考へた次第でありまして、第三回国会において、この趣旨に基いて衆議院は第二條を修正して、いわゆる起訴主義に修正して參つたのであります。然るに同法案も審議未了に終りまして、再び第四国会に提案された次第であります。これによることとの政



府原案は、先に修正せられましたところの起訴主義に基いて、すべて書き改められて参つたのであります。従つて我々委員会におきましては、原案に対する修正部分は今回の原案にすべて盛り込まれたのでありますから、委員会といたしましては多くの意見なく、これに對しまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院法務委員長報告(十二月十二日)

(刑事訴訟法施行法の委員長報告を一括して掲載)

◎裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二二、法二六一)

一、提案理由(十二月十二日)

○殖田国務大臣 たいま議題となりました裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

先に民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正が行われました結果、裁判所の訴訟事件処理につきまして公判中心主義が徹底強化せられ、また少年法及び裁判所法等の改正によりまして、新たに家庭裁判所が設置せられることになりました關係上、裁判所の事務は、質量とも所新営工事のために必要な二級の技官二十六人が増員せられることになり、なお、その外に營繕關係の事務を掌るため最高裁判所事務局に三級の裁判所事務官三人、二級の技官四人及び三級の技官十二人が増員せられることとなります。

以上申し述べました数字の總計を申し上げますと、判事において九十人、判事補において十八人、簡易裁判所判事において四十八人、裁判所事務官において、一級の者一人、二級の者三百八十人、三級の者千三十三人、技官において、二級の者三十人、三級の者千二百二人、三級の廷吏において二十五人が、それら増員となる訳であります。右は、新法律施行のために本予算年度内においてさしあたり必要な最小限度の増員であります。何卒慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(十二月十二日)

(刑事訴訟法施行法の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(十二月十三日)

(司法警察職員等指定応急措置法の一部を改正する法律の委員長報告を一括して掲載)

に著しく増大し、かつ繁雜化することが予想せられるのであります。この法律案は、右に伴う裁判所職員の増員に必要な改正を行わんとするものであります。以下増員の内容について大略御説明を申し上げます。

まず第一は、刑事訴訟法の改正に伴う職員の増員であります。この關係におきましては、判事三十二人、簡易裁判所判事三十人、裁判所書記たる二級の裁判所事務官六十六人、同じく三級の裁判所事務官二百七十四人、最高裁判所事務局刑事部に勤務する二級の裁判所事務官一人及び同じく三級の裁判所事務官三人が増員せられることとなります。

第二は、民事訴訟法の改正に伴う職員の増員であります。この關係におきましては、判事二十五人、簡易裁判所判事十八人、裁判所書記たる二級の裁判所事務官三十六人、同じく三級の裁判所事務官百三十七人が増員せられることとなります。

最後に第三は、家庭裁判所の新設に伴う職員の増員でありまして、この關係におきましては、家庭裁判所が少年法に定める事務を取り扱うための判事三十三人、判事補十八人、少年保護司たる二級の裁判所事務官百六十六人、裁判所書記たる二級の裁判所事務官四十九人、同じく三級の裁判所事務官二百十五人、三級の廷吏二十五人、家庭裁判所事務局に勤務する二級の裁判所事務官四十九人、同じく三級の裁判所事務官二百十五人、最高裁判所事務局に新設せられる家庭部に勤務する一級の裁判所事務官一人、同じく二級の裁判所事務官十三人、同じく三級の裁判所事務官二十人の外、家庭裁判

◎砂糖消費税法等の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二二、法二六一)

一、提案理由(十一月三十日)

(大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月十八日)

○島村一郎君 たいま議題となりました砂糖消費税法等の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、輸入砂糖が主要食糧として配給されているので砂糖消費税を課さないこととしてあつたのであります。今右の配給の停止に伴い、これに砂糖消費税を課し、もつて現下の財政需要に應ぜしめるとともに、砂糖に對する砂糖消費税の税率及びサツカリン、ズルチンに對する物品税の税率を適正に引き下げんとするものであります。

本案については、九日より質疑に入り、砂糖を専売品に加える意思はないか、砂糖の販売価格及び配給計画等について質疑があつた後、本十八日、討論を省略して、採決に入りましたが、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。



右、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月二十日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました砂糖消費税法等の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十二月四日より十二月十九日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、十二月十九日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

先ず本案の提案理由及び改正の要点について申し上げます。政府は本国会に補正予算を提出しておりますが、その財源の一部に充てるため輸入砂糖に対する課税を復活しようというのであります。即ち輸入砂糖については主要食糧として配給されておりましたので、砂糖消費税を課さないこととし、第二国会において租税特別措置法の一部を改正し、本年七月七日より施行したのであります。その後、食糧事情の変化により、去る十月を以て主要食糧としての砂糖の配給は停止されましたので、右の租税特別措置法を更に改正し、輸入砂糖に対する非課税の措置を廃止しようというのであります。尙、煉乳製造の用に供せられる砂糖は、従来免税されておりましたが、それと同様の性質を持つ育児食の製造の用に供せられる砂糖に對しても免税することといたしますと共に、主要食糧としての配給は十月を以て停止されたのであります。未だその配給が完了していないので、その分に対しては従来通り非課税としておるの

であります。次にサツカリン及びズルチンに対する物品税の引下げであります。サツカリン及びズルチンは、第一国会においてその税率を従来の五倍に引上げたのであります。その後砂糖の供給が増加されましたので、サツカリン及びズルチンの価格は下落し、現在の税負担に堪えることが困難の状況となりましたので、今回その税率を引下げようというのであります。この改正によりまして、砂糖消費税においては補正予算に約三十億円の増収が計上せられており、又物品税においては、この改正によつても現在までの課税実績及び税率の軽減による供給の増加を考慮に入れますると、予算額に對して減収を来さない見込であるのであります。

さて本案審議に当り各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに對して懇切なる答弁がございましたが、その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、十二月十九日討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

◎廃兵器等の処理に関する法律

(昭和二三、一二、二二、法二六三)

一、提案理由(十二月七日)

○村上政府委員 廃兵器等の処理に関する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

ついて簡単に御報告申し上げます。

本案は、去る十二月四日、本委員会に付託されました。その趣旨といたしますところは、商工省の保管しております廃兵器及び運輸省が現に管理し、近く商工省に保管転換をいたす予定になつております物件の管理及び処分について、これを産業復興公団に取扱わしめることといたしたのであります。現行法のもとでは時宜に即した処分を期待することが困難でありますので、新たに法律を制定して、同公団の手元で円滑に処理せしめんとするものであります。本委員会におきましては、七日及び九日の両日にわたつて本案の審査を行つたのであります。その業務の内容が経済行為でありますだけに、本案の趣旨は妥当であるとの見地より、本案は全員一致をもつて可決すべきものと議決をいたしました次第であります。なお、日本社会党の笹口晃君より動議が提出され、全員一致をもつて次の附帯決議を付することと決定いたしました。ここに、これを朗読いたします。

附帯決議  
廃兵器処理に關し、その管理及び処分については、主務大臣は、その処理の状況並びに結果を六箇月毎に国会に報告しなければならぬ。

以上、簡單ながら委員長の報告といたします。(拍手)

三、参議院商工委員長報告(十二月十二日)

○小畑哲夫君 廃兵器等の処理に関する法律案に関する商工委員会

国の保有物件についても、一般民間保有物件と併行してその処理の迅速化をはかる必要があるのであります。国がその保有する大量物件の破砕、選別、販売等の処理をなすについては、その業務の内容が経済行為でありますだけに、これに適應した特別の機関をして直接その衝に当らしめることがむしろ適当と考えられますので、商工省の保管しております廃兵器及び運輸省が現に管理し、近く商工省に保管転換をいたす予定になつております一般会計所屬の特殊物件並びに国有鉄道事業特別会計所屬の物件の管理及び処分について、これを産業復興公団に取扱わしめることといたしたのであります。

しかしながら他面これらの物件は、国有物件として現に財政法、会計法等の厳格な規定の適用を受けておりました。現行法のもとにおいては時宜に即した処分を期待することが困難でありますので、これら物件の管理及び処分を産業復興公団に取扱わしめるについても、進んで包括的に委任し、同公団の手元で円滑なる処理ができるよう、ここに新たに法律を制定せんとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。が、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院商工委員長報告(十二月十日)

○本多市郎君 ただいま議題となりました廃兵器等の処理に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果に

廃兵器等の処理に関する法律



の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず法案の内容であります。国が保有する廃兵器等の破砕、選別、販売等の処理には、その業務内容が経済行為であるだけに、これに適應した特別の機関をして直接その衝に當らしむることを適當とし、政府においては閣議決定に基き、すでに産業復興公団をしてこれを行わしめているのであります。現行法の下においては物件の円滑にして且つ迅速なる処理を期待することが困難であるので、今回物件の管理及び処分を産業復興公団に包括的に委任せんとするものであります。尙、公団の取扱の範囲は、商工省の保管している廃兵器及び運輸省が現に管理し近く商工省に保管転換をいたす予定になつてゐる一般会計所屬の特殊物件並びに国有鉄道事業特別会計所屬の物件となつております。当委員会において関係政府委員との間に熱心なる質疑応答がございましたが、その詳細は速記録を御照覽願ふこととして、特に論議の中心となつたところを申し上げます。実施機関である復興公団等の内容或いは主務官庁の復興公団に対する監督等に集中せられ、活潑な意見の交換が行われたのであります。次いで一委員より、衆議院の商工委員会において決議せられました事項、即ち廃兵器処理に關し、その管理及び処分については、主務大臣はその処理の状況並びに結果を六ヶ月ごとに国会に報告しなければならぬという点に關し、政府としての意向如何との質問があり、これに対し政府側より、その旨を諒とし、必らず実行するとの答弁がありました。その他法案の内容、その運営につき慎重なる検討の上、討論採決の結果、全会一致を以て可決いたしました。

た。以上御報告申し上げます。(拍手)

### ◎馬匹去勢法を廃止する法律

(昭和二三、一二、二二、法二六四)

#### 一、提案理由(十一月十六日)

○周東國務大臣 提案の理由を説明いたします。まず馬匹去勢法を廃止する法律案について説明いたします。申すまでもなく、去勢は畜産の改良発展をはかる根本條件であります。古来わが国には家畜に去勢を行う習慣がなく、その利益を知らないために、かえつてこれを忌避していたのであります。従つて明治年間ごろまでのわが国の馬匹は、その資質が劣悪でありまして、産業上の要求を満し得なかつたので、馬匹の改良の点から去勢が取上げられるとともに、有事の際の徵發馬の取扱い上からも去勢実施の問題が著しく世人の注意を喚起するに至つたのであります。しかるに當時の民度は低く、去勢を徹底させるには、法をもつて勵行しなければ、その目的を達することができなかつたので、政府は明治三十四年馬匹去勢法を制定して今日に至つたのであります。すでに三十数年を経過して、同法制定の主旨も徹底し、その目的を十分果しましたし、以下に申し上げるような主要な理由で、もはや本法存続の必要もなくなつたのであります。まず第一には、同法では去勢の効用を普及徹底させるため、国費

をもつて強制的に去勢を実施して来たのであります。現段階では、もはや家畜飼養者みずから自主的に行うべきであると考へるのであります。第二には、従来去勢技術は、ある特定の技師の独占の事業のごとき感があり、一般開業獣医師の関與すべきものでないというきらいもありましたが、最近開業獣医師の自發的な技術の練達により、去勢技術は普及向上されて参り、戦後は開業獣医師の去勢頭数が急激に増加して来ているのであります。従つてこの際民間の開業獣医師の活躍に期待したのであります。第三には、新に制定された種畜法により優良種畜の確保も可能になつて来たのであります。第四には、もはや有事の際の徵發馬を考慮する必要もないのであります。

以上のような理由によりまして、この法案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。

次に家畜市場法を廃止する法律案の提案理由を御説明いたします。家畜市場法は、明治四十三年家畜取引の公正をはかる目的で、家畜市場開設の許可制度を骨子とし、その他市場取引の方法及び市場施設等に対する公益的見地よりする取締り及び監督に關する規定を内容として制定せられたものであります。爾來約四十年を経過した今日におきましては、市場開設に關する許可制度や農業協同組合の市場開設に關する特典を存続させることは、私的独占禁止の趣旨にかんがみ妥当を欠くものがあります。かつ家畜の市場取引の實際につきましても、同法制定の趣旨の徹底によりましてすでに

引の当事者が公正な自由競争によつて自主的に取引に當るべき時期に至つたと考へられます。その他の公益上の取締りを必要とする事項につきましても、たとえば、衛生に關する事項は、家畜伝染病予防法の運用により処置することもできます。その他の一般の取締り事項に關しては、現行法をもつて、画一的に規定することは、むしろ地方の実情に適しないものと認められますので、家畜市場法はこれを廃止いたすこととしたのであります。何とぞ、慎重に御審議の上すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院農林委員長提告(十一月二十日)

○坂本實君 ただいま議題と相なりました。内閣提出、農林委員会付託にかかります馬匹去勢法を廃止する法律案に關しまして、審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

馬匹去勢法は、明治三十四年、主として軍馬去勢の要請より制定せられ、爾來、牡馬は原則として府県單位の官行去勢を行つて来たのであります。しかるに、馬匹去勢の現状をみまするに、一般農民の自覚が高まりますとともに、官行去勢は漸減し、むしろ自主的去勢が次第に増加する趨勢にあり、また去勢に従事する一般開業獣医師の數も相當の數に上つておるのであります。また、去勢期たる三、四月ごろは農繁期に當りまして、この時期に強制的官行去勢を行ふことは不適當なる事情もあり、また第二国会を通過いたしました種畜法の精神と多少矛盾する点もございますので、この際思い切



つて、馬匹去勢法はこれを廃止し、今後はもつばら農民の自主的措置にゆだねようというのが、本廃止法律案提出の主要なる理由でございます。

本法律案は、十一月十日、農林委員会付託となり、十六日、政府より提案理由の説明を聞き、十九日、簡単なる事項につきまして質疑応答を行いました。本法律案の趣旨は至つて明瞭であり、現行法を廃止するも優良種畜を確保する上にいささかの心配もないのみならず、むしろ農民の自主的活動を尊重するという建前よりいたしまして妥当な措置と認められますので、討論を省略して、ただちに表決に付しましたところ、全員一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

簡単でございますが、以上をもつて御報告を終わります。

### 三、参議院農林委員長報告(十一月二十六日)

○補見義男君 只今議題となりました畜産関係の三つの法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず最初に馬匹去勢法を廃止する法律案について御説明申し上げます。

現行の馬匹去勢法は明治三十四年の制定にかかり、大正五年十一月から施行せられたものでございますが、その目的といたしますところは、馬匹の改良と一旦有事の際における軍馬徴発の取扱上の便益に資することにあつたのであります。然るところ最近における

情勢の変化、即ち政府の説明によりますと、第一は、多年に亘る法律趣旨の徹底により、現在においては去勢は家畜飼養者が自主的に行うべき段階に達しており、それが当然又彼らの便益にも合致すること、第二に、最近における民間開業獣医師の去勢技術について、その向上普及の見るべきものがあること、第三に、もはや軍馬徴発のごときを考慮する必要がなくなつたこと、第四に、前国会において制定を見ました種畜法の施行によりまして、別途優良種畜確保の措置が執られておること等の理由によりまして、今回現行法を廃止せんとするものであります。

委員会の審議におきましては、現行法を廃止せんとする政府の意向するところの一半はこれを了解せられたのでございまして、一面において専門的立場から、民間自由意思による今後の去勢の励行については、法律の裏打がなくなつた以上は相当懸念せられるところであり、延いて馬の改良上将来に大なる禍根を残すことなきやの点に關しまして論議が集中せられ、これに対しましては政府においても縷々説明があり、又今後行政上の周到なる指導的措置を執らんとする意向を明らかにいたしましたので、結局委員会といたしましては多数を以て本法案は可決すべきものと決定した次第であります。

次に畜産に關する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に關する法律案について御説明申し上げます。

本法案の内容は、先に第二回国会において成立いたしました競馬法の規定により、馬匹組合連合会及び県区域の馬匹組合の資産は一

応都道府県において承継し得ることになつたのであります。その承継いたしました資産について、新たに登記いたしました農業協同組合又は同連合会で畜産に關する事業を行うものが都道府県からその資産を譲り受けんとする場合、それから同じく前国会において成立いたしました馬匹組合の整理等に關する法律の規定によりまして、農業協同組合又は同連合会で畜産事業を行うものが郡市を区域とする旧馬匹組合から資産の譲渡を受けんとする場合、この二つの場合に、当該財産の移転に対しては地方税を免除することと、登録税の課税標準となる価格は時価によらず帳簿価格によることを認めんとするものであります。その目的とするところは、かかる特別の措置によりまして新らしく發足する農業協同組合の財産的基礎を確立し、その健全なる發達に資せんとするものであります。かくのごとき法的措置は、前国会において議員提出により制定せられた法律、即ち農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業者、都道府県農業者又は全国農業者から財産の移転を受ける場合における課税の特例に關する法律、この法律と全く同様の趣旨でありますので、委員会といたしましても何ら問題なく、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に家畜市場法を廃止する法律案について御説明申し上げます。

現行家畜市場法はこれ亦古く明治四十三年の制定にかかるものであります。家畜取引の公正円滑を期することを目的とし、その内容は家畜市場開設に対する地方長官の許可制度を根幹として、取引並びに施設及び衛生等に關する取締規定を包含するものであります。

が、法律上、市場開設者に対し認められておりますところのいろいろの特典は、私的独占禁止法の趣旨に反し、又衛生その他に關する取締は、別途他の畜産関係法令によりこれを賄うことができ、更に又四十年に亘る法律施行の結果、取引当事者において、もはや自主的に自由且つ公正な取引に當り得べき時期に到達せるものと認め、今回現行法を廃止せんとするものであります。本法案につきましても委員会は、家畜取引に対する種々の制約を除去することは自由潤達なる取引を旺盛ならしむるも、一面、家畜取引に伴う特殊の衛生上の必要から、或いは又農民保護の観点から、政府に対し行政指導上種々留意すべき点を明示し、且つ必要なる助言をいたしました後、委員会は全会一致を以て本法案は可決すべきものと決定いたしました。

尙最後に、以上三法案の審議に際しましては、これらは、いずれも畜産振興方策と直接間接に重要な關係を有していることは勿論であります。更に農業経営の観点から、或いは又我が國將來の食糧対策の観点から、委員会といたしましては第一回国会以来かねて重大なる関心を有しておりました畜産振興方策について、その現状、酪農、飼料、牧野、家畜衛生及び競馬等の諸対策その他について詳細なる政府説明を聴取すると共に、種々質疑を交したのであります。これらは四回に亘る委員会の速記録において詳しく留めておりますので、これによつて十分御承知願いたいと存じます。以上簡単でございますが御報告を終わります。(拍手)



## ◎政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二二、法二六五)

### 一、提案理由(十二月八日)

○泉山國務大臣 ただいま議題となりました昭和二十三年十一月以降の政府職員の新給與等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

最近の経済事情、ことに生計費の高騰による政府職員の困難な生活事情にかんがみ、すみやかにこれら職員の新給與の改善をはかり、その生活を安定せしめることは、当面最も急を要するところであり、これがため、政府といたしましては、先般来財政、物価等諸般の事情を勘案しつつ、適正なる給與水準を決定すべく鋭意努力を続けて参りましたが、この間御承知の通り、臨時人事委員会から政府に対してこの問題についての勧告がございました。政府といたしましては、この勧告に示された政府職員の新給與改訂案につき、慎重に検討考慮を重ねて参つたのでありますが、目下の財政事情、物価体系に及ぼす影響等の点から総合勘案いたしますれば、遺憾ながらこれをそのまま実施することは、とうてい困難であると認めざるを得ないとの結論に達したのであります。しかしながら政府職員の新給與は、年末を控えて一層困難の度を加えるものと考えられます

ので、これら職員の新給與改善ははや一日も遷延を許さない事情に立ち至つております。従いまして政府は、一般国民の消費水準、民間における一般勤労者の賃金の現状等を、かれこれ勘定の上、財政の許す限りの給與改善をはかることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について簡単に御説明を申し上げます。

この法律は認証官等の法律に特別の定めある者を除く一般政府職員に対し、本年十一月以降の月収を、平均約四割五分程度引上げることを目途といたしましたものでございます。この法律による給與は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当の四種でございます。俸給は従前に比しておおむね三割二分程度を増額することとし、扶養手当は、従来は扶養親族一人につき二百五十円でありましたのを、妻とその他の扶養親族とに差別を設け、妻については六百円に、その他の扶養親族については一人につき四百円にそれら増額することとしたのであります。勤務地手当及び特殊勤務手当は、政府職員の新給與に関する法律(法第四十六号)の規定をそのまま準用することいたしました。

なお政府職員の新給與実施に関する法律(法第四十六号)は本年未で失効することになつておりますが、これにかわる新しい給與法の立案が遅れておりますので、さらに一年間延長して、明年十二月三十一日まで効力を有するものとしたのであります。

以上、この法律案につきまして立案の趣旨及び法律案の概要を御説明申し上げた次第であります。政府職員の新給與の生計の実情をおくみ

とりの上、すみやかに御賛成くださいますよう希望いたします次第であります。

### 二、衆議院人事委員長報告(十二月二十一日)

○角田幸吉君 ただいま議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案に関し、当委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず政府の説明によれば、本案の提出理由とするところは次の通りであります。すなわち政府は、去る三日、昭和二十三年十一月以降の政府職員の新給與等に関する法律案を本国会に提案され、翌四日、本委員会に付託されたのであります。諸般の情勢にかんがみ、昨二十日、同法案はこれを修正して、先般人事院より政府に勧告されました政府職員の新給與案を原則的に取入れた内容のものとしたのであります。

次に、その法案の内容の骨子は、第一、政府職員の新給與を月平均六千三百七円とし、いわゆる従来の三千七百九十一円ベースによる本俸に対して、平均六割一分程度の増額をしたものであります。第

二は、扶養手当は、配偶者及び十八才未満の子のうち一人については月額六百円、その他の扶養親族については一人につき月額四百円としたのであります。第三は、勤務地手当は従来例によることとし、超過勤務手当、夜勤手当、休日給等については、おおむね現行の制度を踏襲したのであります。第四は、勤務時間はほぼ民間同様の、少くとも一週間の実労働時間四十時間以上としたのであります。第五は、新ベースによる給與は、本年度追加予算案に計上されるおの財源等の関係もあり、明年一月一日より実施することとしたのであります。この年末における政府職員の新給與の逼迫を考慮いたしまして、本年十二月分として現在のベースによる給與のほかに、その六割六分三厘に相当する金額を前拂いすることとし、明年一月及び二月の給與より、各月においてその半額を差引くということにしたのであります。

この政府原案に対して、今日、赤松勇君、高橋禎一君、平川篤雄君、相馬助治君、水野實郎君から、日本社会党、民主党、国民協同党、社会革新党、第一議員倶楽部の五派共同修正案が提出されたのであります。

この共同修正案のおもなる内容とするところは、一、政府職員の新給與ベースを六千三百七円として、その実施期日を昭和二十三年十二月一日とすること、二、昭和二十三年十二月分として、現行給與ベースに基づく給與額の十六割六分三厘に相当する額とし、昭和二十四年一月分及び二月分の給與からそれら一割七分五厘を差引いたものとすること、三、各月の給與はその月の二十五日までを支拂



いすべきこと等を骨子としたものであります。

かくて、政府案及び五派共同の修正案について討論に入つたのでありますが、淺利三朗君は民主自由党を代表して政府原案に賛意を表する旨の討論を行い、菊川忠雄君は日本社会党を代表し、川崎秀二君は民主党を代表し、平川篤雄君は国民協同党を代表し、水野實郎君は社会革新党を代表し、相馬助治君は第一議員倶楽部を代表して、それぞれ共同修正案に賛意を表する旨の討論を行い、また館俊三君は労働者農民党を代表し、徳田球一君は日本共産党を代表し、それら政府原案並びに五派の共同修正案に反対する旨の討論を行つたのであります。その討論の内容は、会議録によつてごらんいただくこととして、ここにこれを省略いたします。

続いて一旦休憩に入り、再開後ただちに採決いたしましたところ、政府原案は多数をもつて五派共同修正案のごとく修正議決せられた次第であります。

以上、簡單ながら御報告いたします。

### 三、参議院大蔵委員長報告(十二月二十一日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十二月六日より、先に政府の提出せる「昭和二十三年十一月以降の政府職員の手給等に関する法律案」の予備審査を継続して来たのであります。十二月二十日、政府より政府職員の新給與実施

に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案が提出せられ、更にこれに対し衆議院において修正の上、十二月二十一日本院に送付されましたので、人事、労働両委員会と連合審査を行います等、慎重に審議をいたしました。十二月二十一日討論に入り、採決の結果、多数を以て衆議院より送付を受けたる原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

先ず、衆議院送付の修正案の内容について申し上げます。本案は、物価の騰貴による政府職員的生活事情を緩和するため、民間給與水準、国家の財政事情等を考慮して、現行の給與水準三千七百九十一円を六千三百七円に引上げる外、給與に関する規定の整備をなさんとするものであります。即ち俸給は平均六割一分程度の増加となつておりますが、各級別の引上率は実情に副うよう、下に厚く上に薄くなつておるのであります。又扶養手当は、配偶者及び十八歳未満の子のうち一人については月額六百円、その他の扶養親族については一人当たり四百円となつておりますが、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日における勤務手当等は概ね現行の通りであります。尚、従来特定の職員に対し現物給與が支給されておりましたが、予算又は法令に基いて支給される場合を除き、俸給から差引くことになつており、又勤務時間についてははほ民間と同様に、一週間の実働時間を四十時間以上四十八時間以下の範囲内において、人事院規則で定めることになつておるのであります。以上が今回の給與改善の主なる内容であります。年末における政府職員の窮迫せる生活事情をも考慮し、十二月には現在給與の十六割六

分三厘を支拂い、明年一月及び二月には、この法律に定める給與額からおの／＼一割七分五厘を差引くことになつておるのであります。尚、政府職員に対する給與の実施機関として新給與実施本部を置くことは従来通りであります。地域給審議会及び新給與苦情処理委員会を廃止し、人事院の給與に関する権限を明確にしたことが、特に注目すべき点であります。

さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁がございましたが、速記録に譲ることを御承知を願うのであります。かくて質疑を終局し、十二月二十一日討論に入り、小川友三、高瀬莊太郎、波多野鼎、油井賢太郎各委員よりそれ／＼賛成、木村禧八郎、中西功各委員よりそれ／＼反対の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

### ◎社会保障制度審議会設置法

(昭和二三、一二、二三、法二六六)

#### 一、提案理由(十二月十一日)

○林国務大臣 ただいま議題となりました社会保障制度審議会設置法案について、提案の理由を御説明申し上げます。

社会保障制度につきましては、政府といたしましてもかねてより研究調査を進めておるところであります。本年七月連合軍より勸

社会保障制度審議会設置法

告の次第もありまして、早急にこれが具体化をはからなければならぬと考へております。しかしながら本制度は政府行政の各部門にも種々の関係があるばかりでなく、国民各層にも深い利害関係がありますので、本制度の企画、立案等につきましては、各方面の利害関係者の意見も十分に聞き、慎重に審議する必要があると存する次第であります。従来厚生大臣の諮問機関として、社会保障制度調査会が設けられておりましたが、以上のような社会保障制度の重要性にかんがみましてこれを廃止し、新たに内閣総理大臣の所轄のもとに、社会保障制度審議会を設けることにいたしたいと存する次第であります。

何とぞよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院厚生委員長報告(十二月十一日)

○佐々木盛雄君 ただいま議題となりました社会保障制度審議会設置法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

憲法第二十五條に規定する、国民の健康で文化的な最低生活を保障するためには、現在の社会保険制度や生活保護制度では不十分であり、新しい社会保障の確立が必要なることは申すまでもありません。政府におきましても、かねてより社会保険制度調査会を中心として本制度に関する研究調査を進めていたものであります。本年七月、連合軍より勸告の次第もありまして、早急にこれが具体化をはかることとなつたのであります。しかしながら、社会保障制度は、



政府行政の各部門にも種々の関係があるばかりでなく、国民各層にも深い利害関係がありますので、その企画立案につきましても、各方面の利害関係者の意見も十分に聞き、慎重に審議を行う必要があります。よつて、従来厚生大臣の諮問機関として設けられておりました社会保障制度調査会を廃止し、新たに内閣総理大臣の所轄のもとに社会保障制度審議会を設置して、本制度の立案企画等について万全をはかるうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案は本月十日厚生委員会に付託せられ、十一日政府の提案理由の説明の後、ただちに審議に入り、各委員と政府との間に活発熱心なる質疑応答が行われたのであります。かくて、本日審査を終り、討論を省略して採決に入りましたところ、全員一致をもつて本案は原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

以上簡単ながら御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院厚生委員長報告(十二月十三日)

○塚本重蔵君 只今議題になりました社会保障制度審議会設置法案についての厚生委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本法案の提案の理由について申し上げます。社会保障制度につきましては、政府においても、かねてより研究調査を進めておるところであります。本年七月十三日連合軍最高司令部よりの勧告もありません。併しながら本制度は政府行政の各部門にも種々の関係がある

ばかりでなく、国民各層に対する深い利害関係がありますので、本制度の企画立案等につきましても各方面の利害関係者の意見も十分に聞き、慎重に審議する必要があります。従来、厚生大臣の諮問機関として社会保障制度調査会が設けられておりましたが、以上のような社会保障制度の重要性に鑑みましてこれを廃止し、新たに内閣総理大臣の所轄の下に社会保障制度審議会を設けることにいたしましたというのが本法案提出の理由の主要であります。

次に法案の内容を簡単に説明いたします。この審議会は、社会保障法の参考案及び運営の大綱について調査、研究、審議し、その結果を国会に提出するように内閣総理大臣に勧告し、又内閣総理大臣及び関係各大臣に助言を行う任務と権限を持つものであります。更にこの審議会ができました後は、内閣総理大臣及び関係各大臣は、社会保障に関する企画、立法又は運営の大綱について予め審議会の意見を求めなければならないこととしたのであります。この審議会の構成は、国会議員の中から十人、関係各官庁の官吏の中から十人、学識経験のある者の中から十人、使用者、被傭者、医師、歯科医師、薬剤師、その他社会保障事業に關係ある者の中から十人、合計四十人の委員を内閣総理大臣が任命し、その委員の中から会長、副会長及び常務委員各一人を互選し、会務を自主的に運営することとし、委員の任期は二年であります。尚必要あるときは半数改選を行うことにいたします。尚必要あるときは二十人以内の臨時委員を置くことができます。三十人以上の幹事と、二十人以上の書記を置いて、必要な助言と事務上の援助をなさしめる

ことに相成つておるのであります。

委員会におきましては本法案の重要性に鑑みまして、その審議に當つては慎重を期しまして、本月十日、十一日、十二日連日委員会を開きまして、政府側との間に極めて熱心な質疑応答が重ねられたのであります。その主なるものをここに申し上げて、本法案の内容を更に明らかにしたいと思います。本審議会の性格は如何なるものか、又予想せらるる社会保障制度の中には、社会保障事業の外に、社会福祉事業、例えば社会事業のようなものをも含まれるかどうかとの質問に対し、審議会の性格は人事委員会のようなものとは異なるが、従来のいわゆる諮問機関的なものではなく、審議会独自の権限において、調査、審議及び勧告ができることとの相当高度な性格を持つものである。又予想せらるる社会保障制度の内容としては、従来の社会保障だけではなく、社会事業のようなものも包含するものと考えておるとの答弁がありました。

第二に、委員の人选及び選任の具体的方法如何、特に国会議員の参衆両院議員の割合及びその選任方法及び学識経験者の選任方法等についてはどうかとの質問に対し、委員の人选については、審議会の重要性に鑑みて、関係各方面の意見も十分に聴き、国民の意思が反映するようにし、団体等のあるものにはその推薦によることとしております。殊に国会議員の選任については両院の議長にその選任を依頼する方針であつて、両院における委員の割合については両院のおのおの五名ずつにすることでありました。又学識経験者については、単に学者のみではなく、實際家の選任等をも考慮し、その

委員は十分慎重を期するとの答弁がありました。第三に、委員選出の範囲として、医師、歯科医師、薬剤師を加えながら、保健婦、看護婦、助産婦を加えないのは何故か、当然加うべきではないか、又社会事業家をこれに加える意思はないかとの質問に対し、お尋ねの点は、第五條第四号に規定する「その他社会保障事業に關係ある者」の中にこれらの人が包含せらるるものとし、委員の選任については十分考慮する旨の答弁がありました。第四に、審議会の運営方法如何、又審議会はいつ頃までにその目的を完了する見込であるかとの質問に対し、本審議会の運営については、委員会は少くとも三月に一回開くことになつておるが、しばしばこれを開会する方針である。従つて幹事会などは頻りにこれを行うようにし、十分活潑な運営を期したい。而してイギリスのような充実した社会保障制度を完成するには十年近い日時を要すると思はれるが、我が国現行諸制度の整備統合の程度ならば、一年内外のうちには一応の成案が得られるのではないかと思ふとの答弁がありました。第五に審議会の予算は何程かとの質問に対し、すでに本年度分は通常予算で社会保障制度調査費として三百万円あり、そのうち六十七万余円が審議会の経費として計上済みであるとの答弁がありました。以上の外、種の質疑応答と、運営上の種々の要望がありました。これは委員会の速記録を御高覧願うこととして省略いたします。

かくて討論に入りましたところ一委員より、本法案の委員の選任及びその他について全面的に賛成できないので修正意見を提出したのであるが、諸般の事情に鑑みて、審議の關係上、後日改正する



ことに賛成する旨の意見の開陳がありました。他の委員よりも、原案に賛成する旨の意見を述べられ、以上を以て討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を終わります。(拍手)

### ◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭二三、一二、二三、法二六七)(衆)

#### 一、提案理由(十二月十三日)

○石田博英君 たいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

本案は議院運営委員会において立案したものでありまして、国会議員の歳費は、今回内閣総理大臣を初め特別職の官吏の俸給の改正に対応いたしました。この改正案を提出した次第であります。その金額は、議長は内閣総理大臣及び最高裁判所長官と同額の四万円、副議長は国務大臣と同額の三万二千元とし、議員は二万八千八百円といたしました。また、議員の秘書の給料は現在月額五千元であります。今回の一般官吏の給与改善に対応いたしました。月額七千円といたしました。しかし、議員の歳費及び秘書の給料の増額は、ともに本年十一月一日にさかのぼって支給することいたしました。何とぞ御賛成あらんことを希望して、本案の説明を終わります。

(拍手)

#### 二、参議院運営委員長報告(十二月十四日)

○梅原眞隆君 只今議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の審査の経過並びに結果を御報告いたします。各議院の議長、副議長及び議員の歳費並びにこれらの秘書の給料につきましては、現下の経済事情に鑑み、つとにその増額が要望されていたのであります。この度その成案を得るに至りましたので、衆議院議院運営委員長を以て、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案が提出されました。衆議院は昨日これを可決して、これを本院に送付されたのであります。その主なる内容は、歳費については現行の月額、議長二万五千元、副議長二万円、議員一万八千円とあるのを、議長四万円、副議長三万二千元、議員二万八千八百円に改め、又秘書の給料は現行の月額五千元を七千円に改め、これをいづれも十一月分より実施しようとするものであります。本議院運営委員会は本日これを審査し、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと議決いたしました。簡單であります。以上を以ちまして御報告を終わります。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎特別職の職員の俸給等に関する法律

(昭二三、一二、二三、法二六八)

#### 一、提案理由(十二月十二日)

○塚田政府委員 たいま議題となりました特別職の職員の俸給等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

国家公務員法におきまして、国家公務員の職は一般職と特別職とに区別せられ、特別職にある者には同法の適用がない建前となっております。特別職の職員の俸給等につきましては、一般職員に適用する法規とは別個のものを制定し、その職務にふさわしい取扱いをするのが、適当であると認められます。従来も特別職の職員のうち内閣総理大臣等の認証官につきましては、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律に基いて、処理せられて参つたのであります。ただ今申し述べました見地から、この際右の法律は廃止し、特別職の職員の俸給等はすべて一本の法律によることとし、一般職員との権衡を考慮して所要の改善をなすため、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について簡単に御説明申し上げます。

この法律は、国家公務員法にいう特別職にある者のうち、裁判官等を除き特別職にある者の全部について、必要な規定を設けようとするものであります。

俸給月額にはあとう限り各人ごとの額を明確に定めることといたしました。が、特殊のものについては、一定のわくの中で政令で定めることといたしました。

俸給支給方法は内閣総理大臣等についてすでに定められていた方

特別職の職員の俸給等に関する法律

法と、まったく同様の取扱いをいたしました。

俸給以外の給与は原則として一般官吏の例により支給することといたしました。が、扶養手当及び超過勤務手当は、一部の者を除き支給しないことを明確に規定いたしました。

以上この法律案につきましまして立案の趣旨及び内容を御説明申し上げた次第であります。すみやかに御審議の上御賛成あらんことを希望いたします。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(十二月十二日)

○島村一郎君 たいま議題となりました特別職の職員の俸給等に関する法律案は、国家公務員法にいう特別職にある者の俸給等に関するし、裁判官等その俸給等に関して特別の法律が定められている者を除き、その他の特別職にある者の全部について必要な規定を設けようとするものであります。その支給方法は、内閣総理大臣等についてすでに定められていた方法と、まったく同様の取扱いといたしてあります。また俸給以外の給与は、原則として一般官吏の例により支給することとなっております。が、扶養手当及び超過勤務手当は、一部の者を除き支給しないことを明記いたしました。

委員会におきましては、本法律案と新給与水準との関連問題について二、三質疑のあつた後、討論を省略し採決いたしました。が、全会一致をもつて原案通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)



### 三、参議院大蔵委員長報告(十二月十四日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました特別職の職員の俸給等に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。去る十二月十一日より十二月十三日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。特別職にある者には国家公務員法の適用がない建前になっておりますので、特別職の職員の俸給等につきましては一般職員に適用する法規とは別個のものを制定し、その職務にふさわしい取扱をするのが妥当であるとの見地から、従来の内閣総理大臣等の俸給等に関する法律を廃止し、一本の法律により、一般職員の権衡を考慮して所要の改善をなさんとするものであります。即ち本法律によつて内閣総理大臣月四万円、国務大臣、検査官、人事官、大使、国家公安委員会委員、公正取引委員会委員長、全国選挙管理委員会委員長はそれぞれ三万二千円、宮内府長官二万八千八百円、内閣官房長官二万八千円、公正取引委員会委員二万五千六百円、侍従長、公使、内閣官房次長、政務次官、連絡調整中央事務局長官、全国選挙管理委員会委員はそれぞれ二万四千円となるのであります。

さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁がございましたが、詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、十二月十三日討論に

入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

### ◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律

(昭和二三、一二、二三、法二六九)

### ◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律

(昭和二三、一二、二三、法二七〇)

#### 一、提案理由(十二月十日)

○佐藤(藤)政府委員 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案、及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案の提案理由を、便宜一括して御説明申し上げます。

裁判官及び検察官の給與については、さきに第二国会において一般政府職員に関する職員総平均の月収二千九百二十円を基準とする政府職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第十二号)、及び政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)、並びに内閣総理大臣その他のいわゆる認証官に関する内閣総理大臣等の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第五十五号)が

制定せられたのに対応して、各位の御盡力により、裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十三号)、及び検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)が制定せられ、その後内閣総理大臣等の認証官を除く一般政府職員について、職員総平均の月収三千七百九十一円を基準とする昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第九十五号)が制定せられるにともない、認証官たる最高裁判所の裁判官及び高等裁判所長官を除くその他の裁判官については、昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)、また認証官たる検事総長、次長検事及び検事長を除くその他検察官については、昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第九十七号)が提案制定せられたことは御承知の通りであります。しかるにその後物価は依然として高騰を続け、一般勤労者は長期にわたる耐乏生活のため、まつたく困窮し、特に政府職員の給與は、一般勤労者の給與に比してはなほだしく均衡を失するに至りましたので、政府はこの際更に政府職員の給與を増額して支給することを必要と認め、数日前国会に昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案を提出して御審議を仰いでおり、また内閣総理大臣等の認証官その他のいわゆる特別職については、特別職の職員の俸給等に関する法律案を別途提出することになつておりますが、この前の方の法案は、一般政府職員の総平均月収五千三百三十円を基準としたものであつて、その俸給月額を昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の別表に掲げる俸

給月額に對しては十三割二分、また政府職員の新給與実施に関する法律に定める別表の俸給月額に對しては、平均十七割二分の割合になつており、また後の方の法案は、内閣総理大臣等の認証官の俸給月額を内閣総理大臣等の俸給等に関する法律に定める俸給月額の十割としたしておりますので、裁判官及び検察官につきましてもこれにならぬ、その報酬または俸給月額を増額することを必要と認め、ここにこの法案を提出した次第でありまして、その第一條は、裁判官または検察官の報酬または俸給月額を、裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の別表に定める報酬、または俸給月額に比し、それより認証官たるものについては十六割、その他のものについては約十七割に相当する金額を増額するよう別表を改め、また従前検察官の俸給等に関する法律第九條の規定により、検事について特別のものに限り認められていた俸給月額も同様増額するとともに、新に簡易裁判所判事及び副検事についても、特にこの地位に老練かつ優秀なる人材を得る必要上、特別のものに限り別表に掲げる月額以上の報酬または俸給月額を支給し得ることを定め、第二條は、認証官たる裁判官または検察官については、昭和二十三年六月一日より同年十月三十一日までの間の報酬、または俸給月額が、その他の裁判官及び検察官のごとく増額されていなかつたので、これを同様この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律、及び検察官の俸給等に関する法律の別表に定める額の十六分の十三に相当する金額を増額することを定め、また附則はこの法律の施行及び適用の期日その他の経過規定を定めるとともに、この

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律



法案の成立により、その存在理由を失うべき昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律、及び昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律を廃止することを定めております。

以上簡単にこの法案について御説明いたしました。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決のほどをお願いいたします。

## 二、衆議院法務委員長報告(十二月十三日)

○高橋英吉君 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案について、その要旨及び委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

裁判官及び検察官の給與について現在適用されている法律は、昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律と、同年同月の検事等の俸給等に関する法律とであります。そしてこれらの法律は、ともに三千七百九十一円ベースのものであります。それで、これを五千三百三十円ベースのものに引上げる必要があります。これが両法案提出の理由であります。

この法案の内容は簡単でありまして、一般政府職員の場合にない、認証官たる判事については十六割、その他の判事については約十七割に相当する金額に増額せんとし、検事についても同様増額せんとするものであります。

さて委員会においては、判検事の報酬、俸給の増額については少しの異論もなく、全委員の賛同するところでありました。その結果の俸給等に関する法律案を提出したのでございますが、この前の方の法案は、一般政府職員の総平均月収五千三百三十円を基準としたものであつて、その俸給月額に昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の俸給月額に対しては十三割二分、又政府職員二千九百二十円ベースの法律の定める俸給月額に対しては平均十七割二分の割合になつており、又後の方の法案は、内閣総理大臣等の認証官の俸給月額を、内閣総理大臣等の俸給に関する法律に定める俸給月額の十六割といたしておりますので、裁判官及び検察官につきましても、これに倣つて、その報酬又は俸給月額を増額することが必要であるというので、冒頭に申し上げました二つの法案が提出されたのでございます。

これらの法案の内容を簡単に申し上げますと、これらの法案は、裁判官又は検察官の報酬又は俸給月額を、裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の別表に定めます報酬又は俸給月額に比べ、それ／＼認証官たる者についてはその十六割、その他の者については約十六割九分に相当する金額に増額するよう別表を改め、検事について当分の間特別のものに限り認められておりました俸給月額も同様増額すると共に、新たに簡易裁判所判事及び副判事についても、特別なものに限る、当分の間別表に掲げます月額以上の報酬又は俸給月額を支給し得ることを定めたのでございます。又附則はこの法律の施行及び適用の期日その他の経過規定を定めると共に、この法案の成立によりましてその存続理由を失うべき二法律を廃止することを定めております。以上が本法案の内容のあらま

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律

果、本日討論採決となり、採決の結果、政府原案の通り全会一致で可決した次第であります。

右、両案について一括して御報告申し上げます。(拍手)

## 三、参議院法務委員長報告(十二月十四日)

○宮城タマヨ君 只今上程になりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する等の法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案の委員会における審議の経過並びに結果を便宜一括いたしまして御報告申し上げます。

裁判官及び検察官の給與につきまして、先に第二国会において一般政府職員に関する職員の総平均の月収二千九百二十円を基準とします政府職員の俸給等に関する法律並びに認証官に関する内閣総理大臣等の俸給等に関する法律が制定されましたのに対応して、裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律が制定せられ、その後認証官たる者を除くその他の裁判官並びに検察官については、それぞれ昭和二十三年六月以降の判事等の報酬等に関する法律及び昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律が制定せられたことは、すでに御承知の通りでございます。然るに物価は依然として高騰を続け、一般勤労者は長期に亘る耐乏生活のため全く困窮し、特に政府職員の給與は一般勤労者の給與に比しまして著しく均衡を失するに至りましたので、政府は更に政府職員の給與を増額支給することを必要として、数日前、国会に昭和二十三年十一月以降の政府職員の俸給等に関する法律案並びに特別職の職員

してございます。

本委員会におきましては、慎重なる審議をいたし、各委員より熱心な質疑が行われました。そのうち一委員の質疑に対して大蔵省の給與局長から、目下国会において審議中の一般政府職員に対する給與法案の賃金ベースが五千三百三十円を超えて増額決定されるに至つたときには、来議会において、裁判官の報酬及び検察官の俸給もその新賃金ベースに従つてこれを改定するという答弁がございました。その余の質疑応答等の詳細は速記録によりまして御覧願うことにいたしました。ここに申述べますことを省略させて頂きま

かくて討論に入り、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定された次第でございます。

次に、只今上程になりました罰金等臨時措置法案について、その審議の経過及び結果につきまして御報告申し上げます。

終戦以来の物価の高騰、国民所得の名目的な増加に鑑みまして、刑罰法規中の罰金の法定額、殊に明治四十年の制定にかかります刑法の罰金の多額が今日の物価から見まして不自然に低いために、これらの法令の罪に對しましては適切な罰金刑を言渡すことが困難な実情にございます。それで、その是正の方法といたしまして、暫定的特例という形で罰金額の引上げが立案されたのでございます。

その内容の要点を申述べますと、先ず現在罰金は二十円以上、料金は二十円未満となつておりますのを、罰金は千円以上、料金は五円以上千円未満ということにいたして、各刑罰法規に定められた罰金の多額の引上げについては、その必要性の最も強いと思われる刑



法、暴力行為処罰法、経済団体職員の贈賄罪の三法律、これは正式には経済関係罰則の整備に関する法律と呼ばれておりますが、これについてだけその多額を五十倍に引上げることにしてあります。ただ右三法律以外の刑罰法規中「五百円以下の罰金」というような規定だけは、この法律による新しい罰金体系、即ち罰金は千円以上ということと直接矛盾いたしますので、一律に千円以上二千円未満と改められました。他方、地方行政機関の定めする條例の罰則につきましては、その性質上右の修正をこの法律で行うことなく、それらの條例自体に委ねまして、その手続のため六ヶ月の猶予期間を置き、その間に必要な措置をとられることが期待されております。この外、罰金額の引上に伴いまして、執行猶予は十倍の五万円以下のものになし得る。略式命令も同様五万円まで出せる。又勾留、逮捕の制限、刑事訴訟法の公判出頭義務の例外に関する金額等を或る程度高め、尙いわゆる未決勾留日数法定通算の折算額も二十円が二百円と引上げられております。

委員会におきましては慎重審議を重ね、各委員より熱心な質疑も出しましたが、その詳細については速記録に譲り、ここには省略させていただきます。討論に当りましては各委員より各党派を代表して意見の開陳が行われましたが、その要旨は、本案はその内容におきまして多少杜撰な点もあるが、目下の政治情勢から見ても得ず賛成するが、罰金全般について速かにその整備を行い、次期国会に提出するようにとの強い附帯意見の開陳があり、政府はこれに同意する旨の答弁がございました。かくして採決いたしました。

ころ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのでございます。(拍手)

◎大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二三、法二七一)

一、提案理由(十一月三十日)

○塚田政府委員 たいま議題となりました四法律案のうち、最初は大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律によりますれば、大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計に対して、その昭和二十三年度における歳入不足につきましては、それら四十五億七千九百九十七万九千円、二百九十九億七千四百万円、六十億二千六百万円を限度として、一般会計から繰入金をする事ができることになつております。ところが今回提案にかかる昭和二十三年度特別会計予算補正特第一号に計上いた

しました政府職員に対する給与改善に要する経費につきまして、国有鉄道事業特別会計におきましてはさらに十一億五百六十九万五千円、通信事業特別会計におきましてはさらに九億四十三万七千円の歳入不足を生じ、また食糧管理特別会計におきましても今回の給与改善等の措置に伴いまして、新たに十二億千八百三十五万二千円の歳入不足を生ずることになり、しかもこれらの特別会計の本年度における收支の状況にかんがみまして、この歳入不足は一般会計から補足する必要があるもので、法律第十八号に規定してあります繰入金金の限度額を国有鉄道、通信の各特別会計につき、その歳入不足額だけ増額し、また食糧管理特別会計につきましては新たに不足額の繰入れができることを規定する必要があるものであります。

大蔵省預金部特別会計におきましては、その保有する軍事公債の利子収入が本年七月以降分として約四億七千万円を見込むことができようになりまして等のため、今回の給与改善に要する経費をまかないまでも、なお四億三千三百九十五万三千円の余りが生ずる予定でありますので、法律第十八号に規定してあります一般会計からの繰入金金の限度額を、右の額だけ減額する必要があるのであります。

以上の理由によりまして法律第十八号につき所要の改正をするため、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

次に砂糖消費税法等の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明いたします。

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

まず政府は今回公務員の給与水準の引上げに伴う経費その他必要な経費の増加により、補正予算を提出したのでありますが、その財源の一部に充てるため輸入砂糖に対する課税を復活することとしたのであります。すなわち輸入砂糖につきましては、それが主要食糧として配給されることにかんがみ、特に砂糖消費税を課さないこととし、第二国会によつて租税特別措置法の一部を改正し、本年七月七日から施行したのであります。その後の食糧事情の好転により、去る十日をもつて、主要食糧としての砂糖の配給は停止されることとなりまして、ここに右の租税特別措置法をさらに改正し、輸入砂糖に対する非課税の措置を廃止しようとするものであります。しかしながら砂糖はなお調味料として配給されることとなつておりますので、その消費者価格を適正にする必要を認めまして、従来の砂糖消費税の税率を若干引下げることとしたのであります。なお煉乳製造の用に供せられる砂糖は従来免税されておりますが、それと同様の性質を持つ育児食の製造の用に供せられる砂糖に対しても免税することといたしますとともに、主要食糧としての配給は十月をもつて停止されましたが、いまだその配給が完了しておりませんので、その分に対しましては従来通り非課税としております。

次に、サツカリン及びズルチンに対する物品税を引下げることといたしました。すなわちサツカリン及びズルチンは終戦後の甘味の不足を補うものとして一般から強く要望され、その価格がきわめて高価なものとなりましたので、第一国会におきましてその税率を一挙に従来の五倍に引上げたのであります。その後砂糖の供給が増



加して参りましたので、サツカリン及びブルチンの価格は下落し、現在の税負担に堪えることが困難となり、その生産に大なる支障を来すとともに、種々の弊害を生じておりますので、今回その税率を適正に引下げることとしたのであります。

今回の改正によりまして、砂糖消費税において本年度約三十億円の増収となる見込みであります。物品税におきましては現在までの課税実績及び税率の軽減による供給の増加を考慮に入れますと、予算額に対し減収はない見込みであります。何とぞ御審議の上すみやかに協賛を與えられんことを希望する次第であります。

次に製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

政府は昭和二十三年度専売益金として九百四十三億円を計上し、この益金を確保するため、あらゆる努力を傾注して極力たばこの売れ行き増進をはかつて参つたのであります。四月から十月までの七箇月間における煙草売上高は四百九十八億円でありまして、計画に比し九三%の成績であり、本年度たばこ売上予算千二百二十一億円の四四%を売上げたにすぎないのであります。かかる煙草の売れ行き不振は、主としてピースが当初予定した通りの売れ行きを示さなかつたことに起因するものでありまして、このまま推移いたしますと、かなりの専売収入減を来すことと相なりますので、政府は当初のたばこ販売計画の内容を修正することといたし、ピースの販売数量を減少してこれにかえ光、憩等の増産を計画し、これが売抜きに邁進することといたしましたのであります。ただこのような対策を講

じ、売れ行き増進に努力いたしましたとしても、なお遺憾ながら本年度専売益金において予算に比し、約三十億円に近い不足を生ずるおそれがあるのであります。

国家財源の極度に逼迫している現状におきましては、右の不足を克服いたしましたして、専売益金九百四十三億円をぜひとも確保する必要があると考へ、財政法第三條の規定によりこの法律案を提案いたしました次第であります。

本案の配給たばこの値上案の内容はきんし十本当り、現在十一円を十五円に、みのり十グラム当り十円を十五円に、のぞみ十グラム当り九円を十一円に、それら値上げすることでありまして、明年一月以降実施するをいたしまして、本年度約三十億円の増収を計上することができるのであります。

今回の配給たばこの定価改定案は、財政収入確保のためやむを得ない値上案でありますので、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを切望いたします。

次に復興金融庫法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明いたします。

復興金融庫法の改正につきましては、すでに数次にわたり国会の御審議をお願いして来たところであります。今回さらに資本金増加のため同法の一部改正法律案を提案した次第であります。

ましたようにこの資本金は、おおむね十二月までに必要とする資金をまかなうためのものでありまして、最近の貸出の状況より達観いたしますときは、本年末より明年に繰越し得る債券発行余力は、なお相当程度あると予想されるのであります。けれども、本年度末までの所要資金をまかなうために、今回さらに百億円を増資いたしましたので、資本金を千四百五十億円といたすことが、必要となつて参つたのであります。

復興金融庫の資本金がかくのごとく巨額の金額に増高いたしましたにつきましては、通貨金融面に対する並々な影響にもかんがみまして、国会初め各方面より種々御意見ないし御要望を承つておるところであります。もとよりこの点につきましては、関係者一同深く留意し、いやしくも放漫に流れることのないよう細心の注意と努力をいたして参つたのであります。今後の融資にあたりましてもおなじ層、国家資金の取扱いにいやが上にも慎重を期すると同時に、復興金融庫の組織運営の上においても、適正確実な融資の行われ得るような体制を整備すべく、鋭意準備中であります。

復興金融庫の融資は、昨今依然として増加の傾向をたどり、十月末現在、一般産業、公団を合せて、九百七十三億円を突破するに至つております。これが増加の理由を按じますに、まず産業界の資金需要の面から申し上げれば、経済再建の根幹たる石炭、鉄鋼、肥料等の重点産業を初め、その他産業における生産設備の復旧補修拡張等の計画が依然順調に進捗しており、かたゞ本年七月には物価補正の行われた関係もありまして、各種企業の資金需要はい

よいよ巨額を加えて参りつているのであります。しかしながら公団につきましては、本年六月より全公団につき公団証形手形の制度を設け、市中銀行の蓄積資金の大幅の活用を期したのであります。これが予期以上の成功を収め、建設関係公団を除いた配給公団の運輸資金はむしろ減少の傾向をたどつておるのであります。他方これら資金の供給面を達観いたしますと、再建途上の経済界の不安は必ずしも全的に拂拭せられたとは言いがたく、各企業の採算状況は、

物価補正によりおおむね良好になつたとは申せ、先行きの見通し等よりいたしまして、自己資本の調達等は必ずしも容易とは申せない状況であります。また金融機関の蓄積資金も、企業の要求する龐大かつ長期の資金が円滑に供給する余力を十分に持たないのが現状でありまして、これらもろゝの原因が加重して、企業の復金依存の傾向を減少せしめないものと考えられるのであります。しかしながらもとよりかかる復金依存の傾向はすみやかに是正を要するところでありまして、政府といたしましては他の施策と相まち、できうる限り復金融資の節減をはかり、つとめて市中金融機関を活用する方向に推進すべく努力いたしておるのであります。

今般の増資額は、冒頭に申し上げましたように本年度末までの所要資金を充足せしめるためのものでありまして、第三・四半期の資金貸出の趨勢を見ますと、石炭関係一般設備並びに炭住資金の貸出が、起業許可の関係で相当遅延しておるほか、ひもつき融資の励行等により、實際の融資が若干遅延しておりますので、第三・四半期末の債券発行余力、言いかえますれば、第四・四半期において発行



し得る債券は、現資金においても当初予想いたしましたより多額に上ることが予想されるのであります。しかしながらもとよりそれのみをもつてしては、先ほど申し述べましたように、巨額に上る産業資金需要をまかない得ないのであります。それに今度の増資額を加えまして、本年度末までの資金需要に充てんとするものであります。生産計画の進捗と物価補正の影響の本格化等を考慮いたしますときは、はなはだきゆうくつな金額と存するのであります。政府といたしましては、この際従来の融資方針を相当修正し、融資にあつては厳格な査定方針をとるとともに、いわゆる経済三原則の精神を堅持し、あくまで健全金融の方針を貫徹いたしたいと存じております。

次に従来やもすれば遺憾の点のあつた復金融資の管理監査回収の問題でございますが、この点につきましては復金の管理監査の両部が中心になりまして、着実な成績を上げておりますが、近く官庁が主体となりまして、復金からの借入金一億円を超える八十三商社の監査を厳重に行い、融資金の使用状況の不適當と認められるものについては、断固たる処置をとることとしたし、資金の効率的運用に、格段の配慮をいたしたいと存じております。

御承知のように、復興金融庫の資金は、ほとんど復金債券の発行によつて調達してあるのであります。債券消化成績のいかんは、直接通貨膨脹に影響いたしまするにかんがみ、当事者一同極力これが消化に努力いたしておる次第であります。しかしながら金融界の資金不足により十分の消化成績を上げるに至つていないことは

まことに遺憾に存する次第であります。

最後に復興金融庫の組織並びに運営の問題につきましては、金庫設立以来の経験にかんがみまして、各方面よりの熱心な御意見も十分参酌いたし、関係当事者間において、慎重に検討を行つておるのであります。間もなく成案を得て御披露する日も遠くないものと確信いたしております。

今般提出いたしました復興金融庫法の一部を改正する法律案は、以上の諸種の事情を十分勘案の上、さしあたり本年度末までの資金の最小限度を見込みまして資本金の増額を實行いたすためでありまして、現在の資本金千三百五十億円を百億円増加して、千四百五十億円といたすことを適當と考へたのであります。

以上復興金融庫法の一部を改正する法律案につき、提案の理由を説明いたしました。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成相なるよう希望いたします。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(十二月二十二日)

○島村一郎君 たいだいま議題となりました大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、政府職員に対する今回の給與水準改善等に伴ひ生ずる食糧管理特別会計、国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計の昭和二十三年度における歳入不足は、これらの会計の收支の状況に顧み一般会計から補足する必要があり、また大蔵省預金部特別会計の收支の状況に顧み、同会計の歳入不足を補足するための一般会計から繰入金繰入れの限度額を減額いたさんとするものであります。九日質疑に入り、特別会計の独立採算制及び予算審議との関係等について政府の意向をただし、二十二日、討論を省略し採決に入りましたが、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

次に、復興金融庫法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

復興金融庫の資本金は、去る七月、九百億円より千三百五十億円に増加いたしましたのであります。本年度末までの所要資金をまかなうために、今回さらに百億円を増加して、資本金を千四百五十億円といたしたいというのが、本改正案の要旨であります。去る一日提案理由の説明を聴取し、九日より五回にわたつて審議いたしました。

## ◎食糧管理法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二七、法二七二)

### 一、提案理由(十二月十一日)

○伊藤(郷)政府委員 大臣にかわつて提案理由の説明を申し上げます。

食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。食糧配給公団は御承知のごとく昨年暮第一回国会で御承認を得ました食糧管理法の一部を改正する法律に基づき、本年二月二十日



設立されたのでありますが、同公団の基本金は当時の国家財政の事情から八千万円に決定せられたのであります。そも／＼食糧配給公団の基本金は、その定款にもございませぬ通り、什器、備品の取得、及び常備在庫品の購入以外の用途に使用することは許されぬことになつておるのでございませぬが、全国約一千万五千に上る配給所を包み含みます食糧配給公団として、わずか八千万円の金額では、常備在庫品の購入はおろか、日常の配給に必要な資材を整備いたすことすら困難であるのであります。事実同公団は設立後一年の歳月をけみせずして、もはや当初の基本八千万円をすべて使用し盡し、すでに本年度第三・四半期に割当を受けた自転車、はかり等の購入すら不可能となつておる次第であります。本米穀年度より二合七勺基準への増配が実施せられたのでありますが、これに伴ひまして公団の業務能力も一層整備を必要とする実情にありませぬので、政府といたしまして至急これが対策を講ずるの必要があるを認めて、とりあえず同公団の基本金につき五千万円の増額をいたすこととし、ここに食糧管理法の一部を改正する法的措置を講ずることとした次第であります。

以上のごとき事情にございませぬので、御審議の上、至急御可決賜わらんことを希望いたす次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(十二月十一日)

○坂本實君 たいだいま議題と相なりました、内閣提出、農林委員会付託にかかわる食糧管理法の一部を改正する法律案に關しまして、

目的として、従来の食糧営団に代る公的機関として本年二月食糧管理法に基いて設立せられたものでございませぬ。而してその基本金は什器、備品、運搬具等の購入以外の用途には使用できぬことになつておるのでございませぬが、元來全国に約一千万五千に上る配給所を擁する公団といたしましては、その最小限度必要とする什器類、秤、或いは運搬具等を備えるだけでも、当初より相当の基本金を必要といたしたのでございませぬが、当時の財政事情からいたしまして、誠に少額に失する嫌いはございませぬけれども、現在のごとく一応八千万円と決定したのであります。従つて当初から不十分であつた現在の基本金は、すでに使い盡した実情でありまして、公団の業務能力の一層の整備向上を必要とする今日、当面急を要する運搬具、秤等の需要充足のために、今回その費用の一部として五千万円だけ基本金を増額し、今後財政上の都合が付き次第更に必要な増額を企図いたしておるのであります。

本案の審議に際しましては、委員会は先ず食糧配給公団総裁以下の関係者からその業務運営の実情の説明を聴取いたしました外、いわゆる公団運営方式上共通の各種の問題、即ち能率向上、消費者に対するサービス改善、綱紀肅正等の諸問題につきまして、慎重審議を行い、又食糧配給公団特有の持ち込み配給の問題、甘藷、馬鈴薯の取扱問題その他につきましても種々質疑を重ねたのでございませぬ、これらの点は後に討論に際して藤野、羽生、板野、石川各委員よりも篤と御発言のあつたところでございませぬが、これらは、いづれも会議録によつて詳細御承知願ふことといたしまして、結局本

製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律

委員会におきます審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

御承知のごとく、食糧配給公団の基本金は八千万円でありませぬが、この基本金は什器備品の取得及び常備在庫品の購入以外の用途に使用することは許されぬことになつておりますので、全国約一千万五千に上る配給所を持つ食糧配給公団といたしましては、この金額では、常備在庫品の購入はもとより、日常の配給に必要な資材を整備いたすことすら困難でありまして、公団の業務能力を一層整備する必要が認められます今日、同公団の基本金につき五千万円の増額を行いたいというのが、本法案提出の主要な理由であります。

本法案は、十二月十日農林委員会付託となり、十一日、政府より提案理由の説明を聞き、質疑応答を行いました。が、本法案の趣旨は至つて明瞭でありますので、討論を省略して、ただちに表決に付しましたところ、全員一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、簡単な御報告といたします。(拍手)

三、参議院農林委員長報告(十二月十三日)

○楠見義男君 食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の状況並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、食糧配給公団の基本金につきまして、現在の八千万円に対して今回五千万円の増額をなさんとするものでございませぬ。御承知のように食糧配給公団は、主要食糧の適正なる配給を

法律案自体につきましては、その実情よりいたしまして必要止むを得ざるものと認め、委員会は全会一致を以て本案は可決すべきものと決定いたしました次第でございませぬ。以上御報告申し上げます。(拍手)

◎製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二八、法二七三)

一、提案理由(十一月三十日)

(大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月二十二日)

○島村一郎君 たいだいま議題となりました製造たばこの定価の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案について、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本改正案は、きんし十本当り現行十一円を十五円に、みのり十グラム当り十円を十五円に、のぞみ十グラム当り九円を十一円にそれぞれ値上げし、専売益金を確保いたさんとするものであります。本案については、去る一日提案理由の説明を聴取し、七日より数回にわたり審議いたしました。が、この間委員諸君よりは、今回の値



上げと予算との関係を初め、たばこの品質、価格及び配給操作等をめぐつて種々論議されました。

かくて、二十日討論に入り、民主自由党を代表して宮幡委員は賛成意見を述べられ、社会党の重井委員、国民協同党の河野委員、社会革新党の本藤委員、労働者農民党の堀江委員は、それら各党を代表して反対の意見を述べられました。次いで採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。

（拍手）

### 三、参議院大蔵委員長報告（十二月二十二日）

○櫻内辰郎君 只今議題となりました、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十二月四日より十二月二十二日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

先ず、本案の提案理由及び内容について申し上げます。本年度予算に計上せられておる煙草専売益金は九百四十三億円であります。然るに本年十月末までの売上実績は予定額に対し九三％でありまして、七％の売上減少となつております。この売上不振の原因は、主としてピースの売行が悪かつたためでありまして、政府においても「ピース」の販売数量を減少し、これに代るに「ひかり」及び「いこい」の増

産をなす等緊急対策を講じておりますが、尙約三十億円の益金不足と相成ります。そこで配給煙草の販売価格を、「きんし」十本当り十一円を十五円に、「みのり」十グラム当り十円を十五円に、「のぞみ」十グラム当り九円を十一円にそれら値上げし、これを明年一月より実施することにより約三十億円の増収を図り、本年度予算に計上せられておる煙草専売益金九百四十三億円を確保せんとするものであります。さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対し懇切なる答弁がございましたが、その詳細は速記録によりて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、十二月二十二日討論に入り、小川友三委員より賛成、木村禧八郎委員より反対の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。（拍手）

次に、大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十二月四日より十二月二十二日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案理由及び改正の要点について申し上げます。今回の政府職員に対する給與の改善費等を支出するため、国有鉄道事業特別会計においては十一億五百六十九万五千円、通信事業特別会計においては九億四

十三万七千円、食糧管理特別会計においては十二億一千八百三十五万二千円の歳入不足と相成りまして、而もこれら特別会計の收支の現況に鑑み、一般会計から補足する必要がありますので、法律第十八号の繰入金金の限度額をそれだけ増額又は新設せんとするものであります。又大蔵省預金部特別会計においては、その保有する軍事公債の本年七月以降の利子約四億七千万円の増加等によりまして、給與改善費を見込む尙四億三千三百九十五万三千円の歳入超過となっておりますので、それだけ限度額を減少せんとするものであります。さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府亦これに対し懇切なる答弁がございましたが、その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、十二月二十二日討論に入り、小川友三委員より賛成の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。（拍手）

次に、復興金融庫法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

去る十二月四日より十二月二十二日まで慎重に審議いたしました。質疑応答の後、討論に入り、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。先ず本案の提案の理由を申し上げます。復興金融庫の資本金は去る七月に九百億円より千三百五十億円に増資したのであります。この資本金は十二月までに必要とする資金を賄うためのものでありまして、最近の貸出の状況よりいたしますと、本年末より明年に繰越し得る債券発行

復興金融庫法の一部を改正する法律

余力は尙相当程度あると予想されるのであります。が、本年度末までの所要資金を賄うために、今回更に百億円を増資いたしました。資本金を千四百五十億円としたとします。さて本案審議に当り、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁がございましたが、詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて十二月二十二日質疑を終局し、討論に入り、小川友三委員より賛成の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。

### ◎復興金融庫法の一部を改正する法律

（昭和二三、一二、二八、法二七四）

#### 一、提案理由（十一月三十日）



(大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため的一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

## 二、衆議院大蔵委員長報告(十二月二十二日)

(大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのため的一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

## 三、参議院大蔵委員長報告(十二月二十二日)

(製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

## ◎公認会計士法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二八、法二七五)(衆)

### 一、提案理由(十二月十二日)

○大上司君 公認会計士法は事業体の経理を公正にし、経済の民主化と外資導入の基礎を確立するために制定されたものであるが、その立法の目的を達成するには、会計に関する知識と豊富なる経験とを有する現業計理士中から、公認会計士を選ぶことが最も適切と考えられます。しかるに遺憾ながら本法中には、これをすみやかに活

用する妥当なる規定がないから、本法の一部を次の通り改正する必要があると思ひます。

まず第一に第五十七條に第七項、第八項を加える。なお七項として、「この法律施行の際、現に引続き三年以上計理士の業務に従事していた者は、第五條第二項の規定にかかわらず、会計士補となる資格を有する。」第八項として「前項の資格を有する者が、会計士補となるには、この法律改正の日から三箇月以内に、会計士補名簿に会計士管理委員会規則をもつて定める事項の登録を受けなければならぬ。」この改正理由をいたしましては、計理士に登録された者は旧大学令による大学、旧専門学校令による専門学校またはこれらと同等以上と認むる学校において、会計学を修めこれを卒業したる者、並びに計理士試験に合格した者であり、しかも三年以上の実務経験を持つものであるから、会計士補となるに十分である。但しこれがために、本條第一項の定める昭和二十三年八月一日から、三年以内に行われる特別公認会計士試験の受験資格を失うものではない。次の第九項の「この法律施行の際、現に引続き計理士の業務を十年以上行つていた者は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計に関する研究報告書又は意見書(レポート)を会計士管理委員会に提出して、その審査をもつて、特別公認会計士試験にかえることができる。」この提案の理由をいたしましては、前項改正理由に掲げた学歴を持ちしかも十年以上の豊富なる実務経験を有する者は、公認会計士としてその職務を執行するに、十分な知識と経験並びに技能を確実に持つ者と思ひいたします。これらに対しては

單なる筆記試験をもつてその能力を判定するよりも、職務経験に重点を置く経歴を証するすなわちレポートの提出をもつて、資格判定の基準とすることがむしろ適切であろうと考えます。かかる意味合いにおきまして本法案を提出した次第であります。

### 二、衆議院大蔵委員長報告(十二月十二日)

○島村一郎君 ただいま議題となりました、大上司君外四名提出の公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について概要御報告申し上げます。

今回改正いたします要点は、次の二点であります。すなわちその第一点は、本法第四十七條及び第四十八條の規定を昭和二十四年四月一日から施行することは、まだ本法附属法規の整備不十分のため、これが施行を一年延期するといふのであります。第二点は、現に引続き三年以上計理士の業務に従事いたしております者には、会計士補となる資格を與え、同じく十年以上従事した者については、会計に関する研究報告書または意見書を会計士管理委員会に提出して特別公認会計士試験にかえることができるというのであります。

去る十一日、提案の説明を聴取し、同日審議に入りましたが、本案の趣旨は妥當と認め、ただちに討論を省略し採決に入り、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院大蔵委員長報告(十二月十三日)

公認会計士法の一部を改正する法律

○櫻内辰郎君 只今議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、衆議院議員大上司君の提出にかかるものでありまして、衆議院より送付を受けたものであります。本案をここに朗読いたします。

公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第五十六條但書中「昭和二十四年四月一日」を「昭和二十五年四月一日」に改める。

第五十七條第六項の次に第七項、第八項及び第九項として、次のように加える。

7 この法律施行の際、現に引き続き三年以上計理士の業務に従事していた者は、第五條第二項の規定にかかわらず、会計士補となる資格を有する。

8 前項の資格を有する者が、会計士補となるには、この法律施行の日から三箇月以内に、会計士補名簿に会計士管理委員会規則をもつて定める事項の登録を受けなければならない。

9 この法律施行の際、現に引き続き計理士の業務を十年以上行つていた者は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計に関する研究報告書又は意見書(レポート)を会計士管理委員会に提出して、その審査をもつて、特別公認会計士試験にかえることができる。



附 則

この法律は公布の日から施行する。

その提案の理由及び内容について申し上げます。公認会計士法は、事業体の経理を公正にし、経済の民主化と外資導入の基礎を確立するために制定されたものでありますが、その立法の目的を達成するために、会計に関する知識と豊富なる経験とを有する現業計理士中から公認会計士を選ぶことが適切であるので、今回この規定を設けようというのであります。

本案に対する質疑の詳細は速記録によつて御承知を願います。十二月十二日審議に入り、質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定した次第であります。右御報告いたします。(拍手)

◎公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二八、法二七六)(衆)

一、提案理由(十二月二十二日)

○島村一郎君 ただいま上程されました公認会計士法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、簡単にその趣旨を弁明いたします。

本案は、衆議院大蔵委員全員の共同提案になるものであります

審議会の決議の趣旨に鑑み、更にこの法律の一部を改正することといたしました。

次に、法律案の内容を御説明いたします。第一は、既存の給與の引上げであります。即ち扶養手当は二百二十五円を二百五十円に、帰郷旅費は四百五十円を千円に、遺骨の引取に要する経費は八百円を千五百円に、遺骨の埋葬に要する経費は千円を千五百円にそれぞれ増額することといたしました。第二は、療養費及び障害一時金の制度を新たに設けることといたしました。療養費は、自己の責に帰することのできない事由により疾病にかかり又は負傷し、復員後において療養を要する者に、復員後二年間支給するものであります。障害一時金は、自己の責に帰することのできない事由により疾病にかかり又は負傷した場合において、復員の際治療しているとき、復員後二年以内に治癒したとき、又は治療しないがその期間を経過したときに、その障害の程度に応じて最低八百円から最高一万九千円の一時金を支給するものであります。尙療養費を支給を受けている者が死亡した場合には、遺骨の埋葬に要する経費として新たに千五百円を支給することといたしました。以上、この法律案の骨子を御説明いたしました。未復員者の残置する扶養家族、復員者であつて疾病負傷に悩む者等の緊急の要望を御了察下さいまして、速かに御審議の上御賛成あらんことを希望いたします。(拍手)

(註) 参議院においては委員会審査は、省略された。  
(註) 衆議院においては委員会審査は、省略された。

未復員者給與法の一部を改正する法律

て、先般両院を通過いたしました公認会計士法の一部を改正する法律のその附則中の一部を改正せんとするものであります。その改正の要点は、法律の施行期日を、ただいままで附則中に「公布の日から」とありましたのを、「昭和二十四年四月一日から」と改正したいとするものでございます。満場の御賛同をこいねがいます。(拍手)

二、参議院大蔵委員長報告(十二月二十二日)

(製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告を一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会審査は、省略された。

◎未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二九、法二七七)

一、提案理由(十二月十三日)

○政府委員(平岡市三君) 只今議題となりました未復員者給與法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げ、各位の御審議をお願いいたしますと存じます。

未復員者にかかる給與につきましては、第一及び第二国会で御賛成頂きました未復員者給與法によつて処理いたしておるのであります。その後における経済事情等の変化に伴い、特に引揚同胞対策

◎未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二九、法二七八)(参)

一、提案理由(十二月二十二日)

○岡元義人君 只今上程されました未復員者給與法の一部を改正する法律案は、去る十二月十三日、本院に上程されました改正法案の第四條の扶養手当家族一人当り二百五十円を、妻を六百円に、その他を四百円に引上げ、改正せんとするものであります。昨夜可決されました政府職員給與改正に伴い、第十六條の扶養家族手当に準じまして当然改正するべきものとして提案いたしました次第であります。この際皆様御了承願つて置きたいことは、未復員者四万とその留守家族一十数万の人たちは、本人が僅かに一百円の本給を支給され、その留守家族は今日まで僅か一人二百二十五円の手当を貰つて来たに過ぎないのであります。今回給與改正に当りまして、人事院は六千三百七十七円を最も妥当なるベースと定めたのであります。私たちが血を分け合つた日本民族の中で、その最愛の夫をまだ迎えることができず、このインフレの下に女手一つで健気にも子供たちを育てるために、想像し得ない困苦と闘つておる人々があるのです。而もこれらの中には腕に職なく、育てんがため、生きんがためにあらゆる非劇さえ数多く生んでおる状態であります。たとえこの法案が本日可決されたとしても、全国の一家族平均収入は千四百円に満たない僅少なものであります。又



同時に金銭に代えられない最愛の夫を未だ迎えることができない誠に気の毒な方たちであります。昨日の本会議におきまして、政府職員等の給與改正案に対して、無所属懇談会及び共産党の方々が、勤労大衆に取つて六千三百七十円ベースが如何に低額に過ぎるものであるか、縷々と訴えておられたのでありますが、この際、これらの勤労大衆より遙かに低額なる給與によつて生き抜かねばならない一万に余る引揚者留守家族のあることを、この際知つて置いて頂きたいと思つてあります。

私はこの機会に、曾て国の責任において前線に送り出し、今又敗戦の責任の大半を俘虜として過しているこれらの家族の生活基本たる給與につきまして、政府は如何なる賃金ベースの決定にも先立つて先ず審議すべきものであることをば、この壇上から強調して止まないであります。(同感同感と呼ぶ者あり) 時恰かも八千万心の花束を送らんとする愛の運動週間第六日目に當る本日、本院においてこれらの留守家族等に対しての贈り物には少からず貧弱に過ぎる感がありますが、この増額に伴う予算総額は、本年度三ヶ月分で約一億五千万円を要しますので、この財源は先般輸送停止によりまして本年度滞つて来ない人たちに予定された財源を充當いたしたい所存であります。苦しい財源の中から予算処置上万止むを得ない改正案でありまして、十分の満足を得られぬことは承知いたしておるのでありますが、私はこの壇上から、全国未復員者留守家族の方々に對しまして常に十分の関心を拂つておることをお知らせすると共に、来るべき新予算処置に對しましては、本院の議員各位

の一層の努力と理解によりまして、更に一段のよりよき改善が実現せられるであろうことを信じておる次第であります。  
以上本法案上程の経緯を御報告いたしまして、皆さんの御賛同をお願いする次第であります。(拍手)

(註) 参議院においては、委員会の審査は、省略された。  
(註) 衆議院においては、委員会の審査は、省略された。

### ◎特別未帰還者給與法

(昭和二三、一二、二九、法二七九)参

#### 一、提案理由(十二月十三日)

○岡元義人君 只今上程されました特別未帰還者給與法案とは、終戦以来外地にありまして、軍人軍属と同様な立場に置かれて、俘虜としての待遇を受け、労働に従事して来た者に、軍人軍属と同様に未復員者給與法に準じて給與を支給せんとするものであります。昭和二十年八月十五日当時におきましては、外地の事情は内地よりの指令等が不徹底でありましたために、八月十五日以降においても尙現地では召集が行われたのであります。これらの人たちは内地においては、本人が帰つて来るまでは基本的資料がないので、又一般邦人等にいたしましては、軍人軍属と同様の実情の下に労働に従事して帰つて来る人が相当数に上つておるのであります。一例を取つて申上げますと、先日舞鶴に入港いたしました復員船英彦丸だけでも、

三千五百名の乗組員のうちで六百五十名の一般邦人が乗つて帰つて来ておるのであります。かようにどの船でも相当数の一般邦人が帰つて来るのであります。これらの留守家族等に對しましては、国家は今まで何らの手当も支給していません。又この中には作業中に木材の下敷になつて負傷したり又は死亡した者等も相当数ありますが、これらの人たちに對しましては何らの補償の途さえ開けておらないのであります。第一国会以来、本院におきましてもしばしば各議員等より政府当局に質問いたし、速かに解決を要望したのであります。又数多くのこれらの留守家族等からも陳情請願を受けて参つたのであります。対外関係等諸般の情勢より遅々としてこの問題の解決を見ることができなかつたのであります。同じ極寒の地にひたすら望郷の念に駆られながら、帰つて来て見ると、曾ての同僚たちの軍人軍属等の者は、未復員者給與法によつてその留守家族渡しが支給されておるのであります。併しながらこれら一部のの人たちには何らの処置も行われていないに至りましては、新憲法その基本的人権を尊重し、無差別平等の精神に甚だしく違背するものであり、再建日本の将来に取返しの付かない禍根を残すことは必定でありますので、これ以上この問題を遷延させ得ない事情の下に、党派を超越して各派代表の提案となつてここに上程したものであります。

区の引揚も開始されると思つてありまして、この法案の持つ意義は非常は画期的なものであるであります。又二條以下、軍人軍属と異なる点は、遺骨の引取の経費は別途の方法において施行されておりますので、未復員者給與法より除外することにいたしました次第であります。尙できますれば、俸給、扶養手当等は終戦時に遡つて支給することが最も妥当と考えられるのであります。予算処置の関係上万止むを得ず、障害一時金並びに療養費のみを遡ることとした次第であります。

以上で報告を終わりますが、この法律の通過によりまして、自分の意思によらずして敗戦国民の誰かが果さねばならない労働に従事し、来る年も、来る年も、望郷の念に明け暮れて帰つて来る人たちが、祖国の温かい手によりまして不平等の待遇が是正され、その貴重な体験に大きな勇気を與えることができ、優秀なる技術を国家再建に直結せしむることができ、困難なる日本の将来に取つて大きな利益をもたらすであろうことを心から確信して、以上提案の報告を申し上げた次第であります。(拍手)

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。  
(註) 衆議院においては委員長の報告は、省略された。

### ◎地方自治法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二九、法二八〇)参

#### 一、提案理由(十二月二十二日)

法案の内容は、まだ中共地区の引揚は実施されておりませんが、地区を明確に示す必要に迫られまして、第一條に取敢えずソ連地区のみに限定したものであります。併しながら、やがて中共地



○岡本愛祐君 只今上程せられました地方自治法の一部を改正する法律案につき、発議者の一人として提案の趣旨を説明いたします。

本案は極めて簡単な議案でありまして、先日、本院で可決されました特別未帰還者給與法の制定によつて、元の陸海軍に属しないもので、昭和二十年九月二日から引続き海外にあつて未だ帰国せず、且つソウイェト社会主義共和国連邦の地域内において、未復員者と同様の実情にある者等に対し、諸手当を支給することとなつたのでありますが、同法の施行に関する事務即ち諸手当の給與事務は、都道府県及び特別市をして行わしめることを明らかにして置く必要上、地方自治法の附則第十條第一項を改正せんとするものであります。尙同條第二項を改正するのは、第一項の改正に伴ひまして、併せて従来の條文の不備を補ふんとするものであります。本案の提出につきましては、地方行政委員会と在外同胞引揚問題に関する特別委員会とが相互に連絡して協議済みであります。特別未帰還者給與法の実施上急速公布を必要といたしますので、何とぞ満場一致の御賛成を希望する次第でございます。(拍手)

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎健康保険法の一部を改正する法律

(昭和二三、一二、二九、法二八一)(参)

#### 一 提案理由(十二月二十二日)

○塚本重蔵君 只今上程になりました健康保険法の一部を改正する法律案は、厚生委員十五名外一名の提案であります。提案者の一人として提案の理由及び内容について簡単に御説明申し上げます。

最近一般勤労者の給與水準が高まつて参りましたために、従来定められておりました健康保険の標準報酬が著しく実情に副わないものとなつて参りましたので、急速にその最高限度を引上げ、以て実情に即応せしめ、尙保険経済の安定にも資せしめようとするものであります。

本案の内容といたしましては、現行の標準報酬最高限度の第二十七級月額八千百円の上に更に十三級を追加いたしましたので、第四十級一万三千八百円まで上げ、来年一月一日から実施しようとするものであります。尙、本法律の施行によりまして、現行保険料の収入において約二割の増加を来し、又保険給付におきましては、現金給付について一割六分程度増加する見込であります。以上のごとく提案の理由及び内容は極めて簡単なものであります。以上のごとく提案の上御可決あらんことを希望いたします。(拍手)

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。

(註) 衆議院においては委員長報告は、省略された。

### ◎道路の修繕に関する法律

(昭和二三、一二、二九、法二八二)(衆)

#### 一 提案理由(十二月八日)

○拍原義則君 たいいま議題となりました道路の修繕に関する法律案につきまして、提案の理由並びに法案の趣旨を御説明申し上げます。

本委員会におきましては、去る十一月十日、道路に関する事項につき国政調査の承認を受け、特に道路小委員会を設置いたしました。本案起草に当つたのであります。その間、諸外国の制度も研究いたし、かつ関係方面の意向も参酌し、慎重検討いたしました。本日委員会におきまして最後の検討を加え、全会一致をもちまして道路の修繕に関する法律案を決定いたしました。ここに提出の運びとなつた次第であります。

まず、提案の理由並びに趣旨について御説明申し上げます。わが国の道路は、戦時中の酷使と修繕の放置により著しく損傷を受けておりまして、幹線も支線ともにその機能が阻害され、交通輸送に重大なる支障を興えており、国土再建の見地より、まことに憂うべき状態にありますことは、皆様周知の事実でございます。かかるに、現行道路法によりまして、道路の新設、改築、修繕及び維持につきましては、道路の管理者、すなわち地方公共団体の長が、その所屬する地方公共団体の費用をもつて行わなければならないこと

となつておるのでございます。しかも、道路の新設または改築等につきましては、その費用の一部につき国庫補助をなし得るよう規定してあるのでありますが、修繕と維持につきましては国庫補助の規定がないのでございます。維持につきましては、現行法通り管理者にその所屬する公共団体の費用をもつてこれを行わしめるべきものと考えられますが、修繕につきましては、多年のやむを得ざる事情のため、その費用が増嵩の一途をたどり、現状においては、地方においてのみこれを負担することは、地方財政の面からも、すこぶる困難であると考えられるのでございます。従いまして、この修繕につきましては、新設改築と同様に国庫補助を認めることが絶対必要となつて来ているのでございます。また現行道路法では、道路の新設改築については国の直轄工事を認めておりますが、修繕については国の直轄工事を認めていないのでございます。地方財政の困難な折柄、新設改築と同様、修繕についても国の直轄工事をを行い得る道を開くべきものと考えられるのであります。

たまたま十一月二十七日付をもちまして、関係方面より日本政府あてに、道路の維持修繕五箇年計画に関するメモランダムが発せられました。日本政府に対し、道路の維持修繕に全力をあげること、そのために昭和二十七年までの道路維持修繕五箇年計画を樹立し、これを一定期限までにCTSに提出することを、義務として命ぜられるような次第でございます。このメモランダムの要望にこたえるためにも、この補修の問題をすみやかに解決する必要があるのでございます。現行道路法の全面的改正は、目下建設省において研



究中ではありますが、これは相当の日子を要するものと考えられますので、ここに暫定的措置としまして、單行法として本法律案を提出した次第でございます。

次に、本案の内容につきまして御説明申し上げます。

本法律案は二條よりなっております。第一條は、当分の間、地方公共団体に対し、道路法に規定する道路の修繕に要する費用の一部を国庫より補助することができることを規定しているのでございます。第二條は、建設大臣は必要がある場合には国道の修繕を直接行うことができるということを規定してあります。但しこの場合、地方公共団体は、その費用の一部を負担しなければなりません。なお、その補助の率等に関しては、別途政令をもつてこれを定めることにいたしております。

以上、本案提出の趣旨及び内容について御説明申し上げます。本法律案は、国土再建の見地よりも、きわめて重要でありますので、何とぞ満場一致御賛成くださることをお願いいたしまして、本法律案の趣旨弁明を終ります。(拍手)

二、参議院建設委員長報告(十二月十日)

○島津忠彦君 只今議題となりました道路の修繕に関する法律案につきまして、建設委員会の審議の経過並びに結果を私から御報告いたします。

本法案は衆議院提出にかけます全文僅か二、三條に止まりまする簡単な法案でありまするが、その目的は、現在我が国の道路は

全国的に極めて不良であるから、急速にこれを改善するために国費を以て道路の維持修繕をする途を開かんとするものであります。御承知の通り現行道路法の規定により、道路の新設改修の場合に限り国庫補助をなし、或いは主務大臣が直轄施行することができるのであります。道路の維持修繕は専ら地方公共団体の負担に属しているものであります。これに対しまして、本法案第一條におきまして、当分の間道路の修繕に關し地方公共団体に国庫補助の途を開き、又第二條において主務大臣が修理を直轄施行することができることにいたしましたのであります。道路の維持修繕は戦時中全く放任されておりましたため、その現状は全国的に破損の状況でありまして、著しく交通の能率を阻害しておつたのであります。又これがため交通機關の破損、損耗が甚だ大きく、その額を推算いたしますときは巨額に上るのであります。これは延いては産業の復興にも重大なる影響を及ぼし、国民生活の上に甚大なる損失を與えているのであります。然るに他方、道路の維持修繕の費用を負担いたします地方公共団体の財政は甚だしい窮状にありまするので、これのみに任しては現在の状況を改善することは到底望めないものであります。折も折、その筋の示達もあり、右の事態に対処いたしまするために本法律案が提出されたのであります。

建設委員会におきましては十分の審議をいたしました末、満場一致本法律案を可決すべきものなりと決定いたしましたのであります。右御報告いたします。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎教育公務員特例法 (昭和二四、一、二二、法一)

一、提案理由(十二月九日)

○下條國務大臣 本委員会に付託されました教育公務員特例法案について、その提案の理由を御説明いたします。

六、三の義務教育制を根幹とする新学校制度は、今や着々実施を見つつあるのであります。直接新教育実施の任に當る学校の校長、教員等の選任を公正かつ適切ならしめるとともに、教員の地位を確立し、もつて教員をしてその職務に専念させることは、教育刷新、教育振興の基礎條件であり、現下における喫緊の要務と存する次第であります。国家公務員たる者については、国家公務員法の規定がありますが、これを全面的にそのまま学校教員に対して適用することにつきましては、その職務と責任の特殊性にかんがみるとき、必ずしも適當ではなく、かつ、不十分と思われる点も存するものであります。これについては国家公務員法自体におきまして、かかるものについて特例を設け得べきことを規定しているものであります。

ここにおいて政府は、さきに第二回国会に国家公務員法の特例法として、教育公務員の任免等に関する法律案を提出いたしました。しかし同案は、国会の会期の関係上成立を見るに至らなかつたのであります。国会においては同案の重要性を認めて閉会中も審議を

続行する旨議決され、従つて第三回国会に継続案件となつた次第であります。しかるところ、第三回国会において同案に対する一般法たる国家公務員法の改正が行われましたので、これに伴つて同案にも所要の修正を施す必要が生じました。また一方においては、教育の地方分権を旨とする教育委員法は、去る七月十五日公布施行され、十一月一日から都道府県及び五大市その他若干の市町村において教育委員会が成立いたしました。公立学校の教員は現在官吏の身分を有しており、かくてはこれらの者の身分の所轄庁たる教育委員会の性格に適應しないので、この際これらの者の身分を地方公務員に切りかえることが、適當であるとともに、教員の人事に対する教育委員会の關係を具体的に明示する必要があるものであります。

以上の点に基き「教育公務員の任免等に関する法律案」は、先に第三回国会の承諾を得てこれを撤回し、さらに検討を重ねたのであります。成案を得ましたので、ここにあらためて「教育公務員特例法案」として提出いたしました次第であります。以上がこの法律案の提案理由であります。次にこの法案の要点を説明いたします。

まず本案の適用範囲でありまするが、それは国立及び公立の幼稚園から大学までの学長、校長、教員及び部局長並びに教育委員会の教員及び専門的教育職員であります。本案ではこれらの者を総称して、教育公務員と称することいたしました。従つて国立学校の校長、教員等は国家公務員たる教育公務員であり、公立学校の校長、教員等並びに教育委員会の教育長等は地方公務員たる教育公務員と